

第 2 編 風水害対策編

第1章 災害予防計画

第1節 風水害に強いまちづくり

(実施担当：各課)

第1 基本方針

本町は町域の特性や将来の気候変動等外部環境の変化に十分配慮しつつ、県の協力を得て風水害に強いまちづくりを行うものとする。

第2 主な取組

- 1 交通・通信施設の風水害に対する安全性の確保、治山、治水事業等の総合的、計画的推進等風水害に強い町土を形成する。
- 2 総合的風水害対策の推進等による風水害に強い町の形成、建築物の安全性確保、ライフライン施設等の機能の確保等風水害に強いまちづくりを推進する。

第3 計画の内容

1 風水害に強い町土づくり

(1) 現状及び課題

本町の山地は急峻であり、もろい地質条件とあいまって土砂災害が発生しやすい。また、地すべり危険箇所もあり、大雨による土砂崩れで家屋倒壊が予想される箇所も多く見られる。砂防指定地域においては、砂防堰堤など、まだ必要とされる箇所もあるので、治山工事、砂防工事を推進する必要がある。

(2) 実施計画

【町が実施する計画】

- ア 総合的、広域的な計画の策定に際しては、暴風、竜巻、豪雨、洪水、地すべり、土石流、がけ崩れ等による風水害から町土及び住民の生命、身体、財産を保護することを十分配慮するものとする。
- イ 基幹的な交通・通信施設等の整備にあたっては、ネットワークの充実等により、大規模災害発生時の輸送・通信手段の確保に努めるものとする。
- ウ 住宅、学校等の公共施設の構造物、施設の安全性の確保に努めるものとする。
- エ 風水害に強い町土の形成を図るため、次の事項に十分配慮し、治山、治水、急傾斜地崩壊対策、農地防災等の事業を総合的、計画的に推進するものとする。
 - (ア) 河川改修等により洪水の発生を軽減するとともに洪水ハザードマップを作成する。
 - (イ) 土石流、地すべり、がけ崩れ、雪崩などを防ぐため、治山・砂防施設の設置を推進するとともに、土砂災害警戒区域等の指定を通して、土砂災害のおそれのある区域について、危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制を進める。
 - (ウ) 台風、集中豪雨等に伴う山地災害に対処する山地治山、地すべり防止施設等の整備を推進する。また、山地災害の発生を防止するため森林の造成を図る。
 - (エ) 治山、治水、急傾斜地崩壊対策、農地防災等の事業による風水害対策を実施する場合は、環境や景観に配慮するものとする。
- オ 老朽化した社会資本について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努めるものとする。

2 風水害に強いまちづくり

(1) 現状及び課題

過疎化、少子高齢化が進むにつれ、地域の連携は薄れている。またライフライン等への依存度の増大により風水害に対する自主警戒ができない状況が多い。さらに被害内容も多様化しており、一層風水害に強いまちづくりが必要となっている。

(2) 実施計画

ア【町が実施する計画】

(ア) 風水害に強いまちづくりの形成

- a 土砂災害警戒区域の指定を受けた場合、警戒区域ごとに情報伝達、予警報の発令・伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定めるとともに、情報伝達方法、指定緊急避難場所及び指定避難所に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項について住民に周知するよう努めるものとする。
- b 洪水、がけ崩れ等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため災害危険区域の指定について検討を行い、必要な措置を講ずるものとする。
- c 防災拠点等の災害時において防災に資する公共施設の積極的整備を図るものとする。
- d 道路情報ネットワークシステム、道路防災対策等を通じて安全性、信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。また、避難路、緊急輸送路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行う。
- e 次の事項を重点として総合的な風水害対策を推進することにより、風水害に強いまちを形成するものとする。
 - (a) 洪水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について土地利用を誘導しないものとする等、風水害に強い土地利用の推進
 - (b) 住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう分かりやすい水害リスクの開示
 - (c) 河川について築堤、河床掘削等の河道の整備、雨水渠等の建設等の推進
 - (d) 防災調節（整）池の設置、透水性舗装の実施、雨水貯留・浸透施設の設置、盛土の抑制などを地域の特性を踏まえつつ必要に応じて、実施することによる流域の保水・遊水機能の確保
 - (e) 洪水浸水想定区域、又は雨水出水浸水想定区域（以下「浸水想定区域」という。）の指定のあったときは、町地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水、又は雨水出水に係る避難訓練に関する事項その低洪水時、又は雨水出水時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定める。
 - (f) 浸水想定区域内に、要配慮者利用施設で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なもの又は大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として町が条例で定める用途及び規模に該当するもの）の所有者又は管理者から申し出があった施設で洪水時に浸水の防止を図る必要があるものについて、これらの施設の名称及び所在地について町地域防災計画に定める。
 - (g) 名称及び所在地を定めたこれらの施設については、町は、町地域防災計画において、当該施設の所有者又は管理者及び自主防災組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定める。
 - (h) 浸水想定区域をその区域に含む場合は、町地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水又は雨水出水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項、並びに浸水想定区域内の要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について住民に周知させるため、

- これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。
- (i) 浸水実績、浸水予想区域及び土砂災害危険箇所等の公表による、安全な土地利用の誘導、風水害時の避難体制の整備の促進
 - (j) 土石流危険渓流、地すべり危険箇所及び急傾斜地崩壊危険箇所等における砂防設備、地すべり防止施設及び急傾斜地防止施設の整備等に加え、土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計、ワイヤーセンサー等の設置及び流木・風倒木流出防止対策を含め、総合的な土砂災害の防止対策を推進
 - (k) 高齢者等に経済的・身体的に特に大きな負担を与える慢性的な床上浸水被害を解消するための床上浸水対策や、指定緊急避難場所、指定避難所、避難路等の防災施設及び要配慮者に関連した施設に対する土砂災害対策を重点に実施する等の生活防災緊急対策の推進
 - (l) 土砂災害警戒区域における警戒避難体制の整備の推進
 - (m) 山地災害危険地区、地すべり危険箇所等における山地治山、防災林造成、地すべり防止施設の整備
 - (n) 農業用排水施設の整備、老朽ため池等の補強、低・湿地地域における排水対策等農地防災対策及び農地保全対策の推進
 - (o) 災害発生時に被害の拡大を防ぎ、防災機能を高めるために、面的防護方式のような複数の施設を有機的に連携させる方式の推進
- (イ) 風水害に対する建築物等の安全性
- a 不特定多数の者が利用する建築物並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な建築物、要配慮者利用施設等について、風水害に対する安全性の確保に特に配慮するものとする。
 - b 住宅をはじめとする建築物の風水害に対する安全性の確保を促進するため、基準の遵守の指導等に努めるものとする。
 - c 強風による落下物の防止対策を図るものとする。
 - d 建築物等を浸水被害から守るための施設の整備を促進するよう努めるものとする。
- (ウ) ライフライン施設等の機能の確保
- a ライフライン施設の機能の確保策を講ずるにあたっては、大規模な風水害が発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の風水害に対する安全性の確保、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行うものとする。
 - b ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えると同時に避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上水道等の風水害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。
また、廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼動することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めるものとする。
 - c コンピューターシステムやバックアップ対策を講ずるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組を促進するものとする。
- (エ) 災害応急対策等への備え
- a 次章以降に掲げる風水害が発生した場合の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員、住民個々の防止力の向上、人的ネットワークの構築を図るものとする。
 - b 特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、防災対策の検討等を通じて、平常時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。
 - c 指定緊急避難場所、指定避難所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に

あたり、公共用地等の活用を図るものとする。

- d 民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努めるものとする。
- e 民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）について、あらかじめ協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等の活用に努めるものとする。

イ【関係機関が実施する計画】

(ア) 風水害に強いまちづくりの形成

不特定多数の者が利用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者利用施設等について、風水害に対する安全性の確保に特に配慮するものとする。

(イ) ライフライン施設等の機能の確保

- a ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上水道、電気、電話等の施設の風水害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。
また、廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼動することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めるものとする。
- b コンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組を促進するものとする。

(ウ) 災害応急対策等への備え

- a 次章以降に掲げる、風水害が発生した場合の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員個々の防災力の向上を図るものとする。
- b 特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、防災対策の検討等を通じて、平常時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。
- c 指定緊急避難場所、指定避難所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進にあたり、公共用地等の活用を図るものとする。
- d 民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努めるものとする。
- e 民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）について、あらかじめ協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等の活用に努めるものとする。

3 洪水浸水対策の充実

飯伊地域の水害は、河床の堆砂による水位上昇を原因とする河川氾濫から、砂防ダム等の充実によっておきる天竜川の河床低下及び急速な都市化による都市型水害の発生というように、近年災害の形態は複合化し、予想を越えた方向へと進化している。このような流れの中で、伊那谷は至るところで満水してくるという体質がある以上、天竜川本流ばかりでなく各支流の中小河川でも水害対策を実施する必要がある。

町は国、県と連携して、総合的な洪水・浸水対策の充実を図る。

また、町が浸水想定区域に含まれた場合、主として高齢者等の要配慮者が利用する施設等の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保するため、その名称及び所在地を住民に周知させるため、印刷物の配布等必要な措置を推進する。

(1) 河川の整備・河川関連施設の整備

町域内を流下する一級河川は、12 河川。砂防指定河川は、12 河川。準用河川は、1 河川である。町は、山間に位置し、降水量が多いため、土石流危険渓流も数多い。これらの危険区域の下流を重点に護岸工事、流路工等の事業の積極的な推進を図る。

また、老朽化が著しい河川については巡回調査をし、災害時も考慮した各種の改修を施し、流域の災害防止に努める。

(2) ため池防災対策事業の推進

ため池の規模、施設の構造及び下流の状況について定期的に調査し、県に報告する。施設が老朽化しているものや余水吐がないもの等は、豪雨時の決壊だけでなく地震防災上も危険であるため、管理組合と協力して改修、補強工事を実施するよう努める。また、ため池による洪水危険の認識を深めるため、必要箇所に危険標識を設置するよう努める。

第2節 災害発生直前対策

(実施担当：各部・機関)

第1 基本方針

風水害の発生のおそれがある場合に、円滑な災害応急対策が実施できるように、あらかじめ、気象警報・注意報等伝達体制、避難誘導體制、災害の未然防止活動を行うための体制を整備する。

第2 主な取組

- 1 気象警報、注意報等の住民に対する伝達体制を整備する。
- 2 住民の避難誘導體制を整備する。
- 3 災害の未然防止活動を行うための体制を整備する。

第3 計画の内容

1 住民に対する情報の伝達体制の整備

- (1) 町が行う気象情報、警報等の伝達は、「第2編 第2章 第1節 災害直前活動」とおりであるが、防災関係機関は、円滑で速やかな情報の伝達ができるように、体制の整備を図るものとする。
- (2) 長野地方気象台等は、気象業務法に基づく気象警報・注意報並びに情報を各機関へ速やかに伝達する体制の整備を図る。

2 避難誘導體制の整備

- (1) 風水害により、住民の生命、身体に危険が生じるおそれのある場合には、迅速かつ円滑に避難誘導活動が行えるよう、あらかじめ避難計画を作成する。
- (2) 避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所をあらかじめ指定し、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。
- (3) 指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示するよう努めるものとする。
- (4) 土砂災害等に対する住民の警戒避難基準をあらかじめ設定するとともに、必要に応じ見直すよう努める。
- (5) 町は、避難勧告等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画するものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。
- (6) 町は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。

3 災害未然防災計画

災害対策本部は、災害発生のおそれが予想される場合、町内を巡回し迅速に状況を把握する。

また、各施設の管理者は、災害発生のおそれがある場合に適切な未然防止活動を実施できるよう体制の整備を行う。

- (1) 所轄施設の緊急点検体制の整備
- (2) 応急復旧のための体制の整備
- (3) 防災用資機材の備蓄
- (4) 水防活動体制の整備（水防管理者）
- (5) せき、水門、ポンプ場等の操作マニュアルの作成、人材の養成
- (6) 災害に関する情報についての地方自治体との連携体制の整備

第3節 情報の収集・連絡体制計画

(実施担当：総務課)

第1 基本方針

災害時においては各機関ができる限り早期に的確な対策を行うことが求められるところであり、そのためには迅速、確実な情報の収集が必要である。

町、県、関係機関等を結ぶ情報収集・連絡体制の整備、その情報を伝達する通信手段の整備を進めるとともに、防災関連情報の収集蓄積に努め、災害危険性の周知や災害予測システムの研究に役立てるものとする。

第2 主な取組

- 1 防災関係機関は情報収集ルートの設定等情報収集・連絡体制の整備を図る。
- 2 町は、防災関連情報のデータベース化を図り、防災情報を網羅したマップの作成や地理情報システムの構築に努める。
- 3 情報伝達手段の多ルート化を推進する。

第3 計画の内容

1 情報の収集、連絡体制の整備

(1) 現状及び課題

情報の収集は、災害対策の適否を左右する重要な要素であり、迅速性、確実性が求められる。災害時の情報収集体制をあらかじめ整備するとともに、県、防災関係機関との連絡を緊密にするよう努めていく必要がある。

(2) 実施計画

ア【町が実施する計画】

- (ア) 被害状況等の把握及び被害調査は、関係機関、団体、自主防災組織等の協力を求めて実施するものとするが、あらかじめ情報収集ルート、担当者等を定めておくものとする。
- (イ) 円滑な情報収集機能の確保を図るため、毎年通信訓練を実施する。
- (ウ) 情報通信の拠点として、災害対策本部の体制を充実強化する。
- (エ) 県及び防災関係機関、公共機関等への連絡マニュアル（必要連絡先及び電話番号、行政無線番号等）を作成する。
- (オ) 情報収集手段としてパソコンネットワーク等の活用について研究する。
- (カ) 総合的な情報収集を行うため「モニター情報制度」の設置を研究する。
- (キ) 公共施設（学校、公民館等）を情報通信の拠点とした町内におけるネットワークの整備について研究する。
- (ク) 雨量情報及び長野県河川砂防情報ステーションにおける土砂災害危険度などの情報収集に努め、また、県、住民と連携し、土砂災害に関わる異常な自然現象を察知した場合には、その情報を相互に伝達する体制の整備に努める。
- (ケ) 災害対策本部等に意見聴取・連絡調整のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努めるものとする。

イ【関係機関が実施する計画】

- (ア) 被害状況等の把握調査を行うため、あらかじめ情報収集ルート、担当者等を定めておくものとする。
- (イ) 円滑な情報収集機能の確保を図るため、毎年訓練を実施するものとする。
- (ウ) 町に情報連絡員を派遣するため体制の整備に努めるものとする。

2 情報の分析整理

県と連携し、平常時より自然情報、社会情報、防災情報等災害関連情報の収集蓄積に努めるとともに、県砂防情報ステーションやパソコンネットワーク等の活用により、災害情報等共有化、住民への周知を図るものとする。

また、蓄積された情報をベースに情報分析要員等の育成、活用等を図り、被害予測

や的確な初動体制の確立等の災害対策に資するほか、総合的な防災情報を網羅したマップの作成や地理情報システムの構築に努める。

3 通信手段の確保

(1) 現状と課題

災害対策にとって、情報収集は欠かせない前提条件であり情報通信手段は多ルートで設定することが求められる。

(2) 実施計画

【町が実施する計画】

ア 集落と庁舎（災害対策本部）との双方向間の無線通信及び衛星携帯電話の整備強化を図る。

イ 防災行政無線を整備し、老朽化した設備の更新を図るものとする。

ウ 非常用電源設備を整備するとともに、無線設備や非常用電源設備を耐震性のあ
る堅固な場所へ設置するよう努めるものとする。

エ 災害時にアマチュア無線局の協力により情報の提供が得られるシステムを構築するよう努める。

オ 風水害時を想定した非常通信訓練を行うものとする。

カ 衛星携帯電話、MCA移動無線等の移動系の応急対策機器の整備を図るものとする。

キ 東日本電信電話(株)等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努める。また、災害用として配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等について習熟に努めるものとする。

第4節 活動体制計画

(実施担当：総務課・各課)

第1 基本方針

災害発生時において、迅速かつ円滑な応急対策を実施するためには、事前の活動体制の整備が重要となる。

このため、職員の非常参集体制の整備、防災関係組織の整備等、発災時における活動体制の整備を図るものとする。

第2 主な取組

- 1 職員による配備活動体制の整備、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動マニュアル等の整備を推進する。
- 2 町防災会議を設置し、その円滑な運営を図る。
- 3 防災中枢機能を果たす施設の安全性の確保、代替施設の確保等災害時の防災中枢機能の確保を図る。
- 4 複合災害発生の可能性を認識し、備えを充実する。
- 5 業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。

第3 計画の内容

1 職員の非常参集体制の整備

(1) 現状及び課題

災害による被害の拡大を防ぐためには、より迅速な職員の参集による情報収集及び応急対策への着手が必要となる。

(2) 実施計画

ア【町が実施する計画】

(ア) 職員による非常参集及び活動体制を整備し、必要に応じ、見直しを行うものとする。その際、参集基準及び参集対象者の明確化、連絡手段の確保、参集途上での情報伝達手段の確保等について検討するものとする。また、勤務時間外においても迅速な対応ができる体制とするものとする。

なお、南海トラフ地震防災対策推進地域においては、過去の発生の事例から、南海トラフを震源とする地震が同時に発生する場合のほか、数時間から数日の時間差をおいて連続発生することが考えられるため、必要な応急対策要員等の配置を行うものとする。

(イ) 災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急対策活動マニュアル等の整備推進及びマニュアルに基づく訓練の実施を図るものとする。

(ウ) 応急対策全般への対応力を高めるため、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みの構築に努めるものとする。

イ【関係機関が実施する計画】

(ア) 職員による非常参集及び活動体制を整備し、必要に応じ、見直しを行うものとする。その際、参集基準及び参集対象者の明確化、連絡手段の確保、参集途上での情報伝達手段の確保等について検討するものとする。また、勤務時間外においても迅速な対応ができる体制とするものとする。

なお、南海トラフを震源とする地震については、過去の発生の事例から、両地震が同時に発生する場合のほか、数時間から数日の時間差をおいて連続発生することが考えられるため、必要な応急対策要員等の配置を行うものとする。

(イ) 応急対策活動マニュアル等の整備推進及びマニュアルに基づく訓練の実施を図るものとする。

2 組織の整備

(1) 現状及び課題

広域的な地域にわたって被害をもたらす災害に対しては、各組織の防災体制の整備とともに組織間の応援協力体制が重要となる。

現在、町、県にそれぞれ防災会議が設置されているが、その円滑な運用により、防災関係機関の連携強化を図る必要がある。

(2) 実施計画

ア【町が実施する計画】

災害対策基本法第 16 条に基づき、防災会議を設置し、町の地域特性及び災害特性に対応した町地域防災計画の作成及び修正を行い、その計画の実施を推進するものとする。

イ【関係機関が実施する計画】

県の地域を管轄し、又は県の地域内にある防災関係機関は、防災業務計画及び防災計画等の円滑な実施を図るため、自らの組織を整備するとともに、町、県及び他の防災関係機関が必要とする協議会、連絡会議等の組織の整備に協力するものとする。

3 防災中枢機能等の確保

(1) 現状及び課題

災害時に応急対策の中心的役割を果たす町の施設、設備については、災害に対する安全性の確保に努める必要がある。町においては、年数を経た建物もあり、外壁、内壁、天井等地震により崩落等が発生し、応急対策活動に支障をきたすことが懸念される。

また、代替エネルギーシステムの活用を含めた自家発電等の整備や通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等非常用通信手段の確保が必要である。

このため、施設の点検、補強等を実施するほか、施設使用不能時に応急対策の中心となる代替施設の確保を図る必要がある。

(2) 実施計画

ア【町が実施する計画】

(ア) 地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保等に努めるものとする。

また、上記施設が機能不全となった場合の防災中枢機能確保体制の構築について検討を行うものとする。

(イ) 長期間の停電時や、通信途絶の状況を想定した設備の整備を検討するものとする。

イ【関係機関が実施する計画】

防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保等に努めるものとする。

4 複合災害への備え

(1) 現状及び課題

同時又は連続して 2 以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対策が困難になる状況の発生可能性を認識し、備えを充実する。

(2) 実施計画

【町及び関係機関が実施する計画】

災害対応にあたる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行う対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めるものとする。

5 業務継続性の確保

(1) 現状及び課題

災害発生時の災害応急対策等の実施や、優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る。

(2) 実施計画

【町及び関係機関が実施する計画】

ア 業務継続計画を策定し、業務継続性の確保を図るものとする。

イ 実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行うものとする。

第5節 広域相互応援計画

(実施担当：総務課・まちづくり政策課)

第1 基本計画

災害発生時において、その規模及び被害の状況から、本町単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難となった場合に備え、他市町村、消防機関及び関係公共機関等との応援協定を締結し、平常時から連携の強化を図るとともに、災害時は協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施するものとする。

また、他の地方公共団体からの要請に備えての協力体制を整備する。

第2 主な取組

- 1 防災関係機関相互の連絡体制の整備を図る。
- 2 県内全市町村による長野県市町村災害時相互応援協定の締結に基づく円滑な応援体制の整備を図る。
- 3 県内全消防本部による、長野県消防相互応援協定をはじめとする各応援協定に基づく円滑な応援体制の整備を図る。
- 4 公共機関及びその他事業者等による、相互応援協定の締結を促進する。
- 5 県外他市町村との相互応援協定の締結を促進する。
- 6 町と県が一体となって他の都道府県の被災地を応援する体制の整備を図る。
- 7 防災関係機関による応援が円滑に行えるよう、活動拠点を確保する。

第3 計画の内容

1 防災関係機関相互の連携体制整備

(1) 現状及び課題

町は、応援要請等が迅速に行えるよう連携体制の整備に努める。

(2) 実施計画

【町及び関係機関が実施する計画】

ア 応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えるものとする。

イ 災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に応援を受けることができるような体制等の構築について検討するものとする。

ウ 町は、必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置づけるなど、必要な準備を整えるものとする。

2 県内全市町村間の相互応援協定

(1) 現状及び課題

県内77市町村間において相互応援を行う「長野県市町村災害時相互応援協定」(改正平成23年12月16日)が締結されており、町は飯伊ブロックに属している。

今後は、これらの協定に基づき平常時から連携強化を図り、相互応援体制を確立する必要がある。

松川町は、静岡県牧之原市と「静岡県牧之原市と長野県松川町との間における災害時の相互応援に関する協定」(平成23年7月11日)、また埼玉県蓮田市とは「災害時相互援助に関する協定」(平成24年10月1日)を締結している。

また、他の地方公共団体と相互応援等の協定の締結に努めるとともに、今後は、これらの協定に基づき平常時から連携強化を図り、相互応援体制を確立する必要がある。

(2) 実施計画

ア 【町が実施する計画】

(ア) 県市長会及び県町村会等と連携し、相互応援体制の確立を図るものとする。

- (イ) 相互応援協定により実施する応援内容については、その内容ごとに応援に要する職員、資機材及び物資等の確保並びに活動方法等の応援体制をあらかじめ定めるよう努めるものとする。
- (ウ) 備蓄状況の把握及び合同訓練等を定期的実施し、迅速かつ円滑な応援の要請及び実施が図れるよう、平常時から連携強化に努める。
- (エ) 長野県市町村災害時相互応援協定における代表市町村等は、災害が発生した場合の先遣隊の派遣、ブロック内の支援・受援体制等について、代表市町村会議、ブロック内における連絡会議等を開催し、相互応援体制の確立を図るものとする。

イ【関係機関が実施する計画】

町と調整を図り、相互応援体制の確立を図るものとする。

3 県内外全消防本部間の消防相互応援体制

(1) 現状及び課題

松川町を管轄する飯田広域消防本部は、「長野県消防相互応援協定」に加盟し、南信地域に属している。また、大規模災害時に上記の県内消防本部間の相互応援による消防力では対応できない場合、全国の消防機関が相互に人命救助活動を行うことを目的に、「緊急消防援助隊」が平成7年6月30日に発足し、その活動の指針となる「緊急消防援助隊運用要綱」が制定された。平成15年6月に「消防組織法」が改正され、平成16年4月から緊急消防援助隊が法制化されるとともに、大規模・特殊災害発生時の消防庁長官の指示権の創設等がなされた。この法律及び協定に基づき、消防相互応援体制を確立し、平常時から国、県、消防本部間の連携強化を図ることが重要である。

(2) 実施計画

ア【町が実施する計画】

- (ア) 消防団は、協定に基づく応援などが迅速かつ的確に実施できる体制を整備するものとする。
- (イ) 消防団は、消防力の把握及び実践的な合同訓練等を定期的実施し、迅速かつ円滑な応援の要請及び応援活動の実施などが図れるよう、平常時から連携強化を図るものとする。

イ【関係機関が実施する計画】

- (ア) 飯田広域消防本部は、県と連携し、緊急消防援助隊の実践的な教育訓練等に努めるものとする。
- (イ) 飯田広域消防本部は、町と調整を図り、県内消防本部間の連携強化、消防相互応援体制を整えるものとする。

4 公共機関及びその他事業者間の相互応援協定

公共機関及びその他事業者間においては連携強化に努めているが、相互応援協定の締結により、応急・復旧活動の応援が円滑に実施できる体制を整備する必要がある。

5 県と市町村が一体となった他都道府県被災地への応援体制整備

(1) 現状及び課題

県と市町村による「長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に関する協定」を締結している。この協定により、被災県等への応援体制は整備されているが、今後一層の県と市町村の連携強化が必要である。

(2) 実施計画

【町及び県が実施する計画】

協定により実施する応援の内容については、その内容ごとに応援に要する職員、資機材及び物資等の確保並びに活動方法等の応援体制をあらかじめ定めるよう努めるものとする。

また共同で訓練等を行うなど、平常時より連携を強化し、円滑な応援活動を行う体制を整備するものとする。

6 広域防災拠点の確保

(1) 現状及び課題

被害の大きい災害に対して、自衛隊、警察、消防等による広域応援活動が実施されるため、人的・物的な応援活動を受け入れるためには相当規模の拠点が必要となる。

当地方の平地は高度に利用されており、こうした活動を受け入れられる広場は数が限られる。また、周辺市町村の避難地、物資輸送拠点等の活動に利用されることも考えられるため、あらかじめ関係機関が調整して選定する必要がある。

(2) 実施計画

ア 町は、周辺市町村、県、関係機関と連携して、自然条件（地形、気候等）や社会的条件（街区・集落の形態、道路事情等）を考慮して、広域ごとに拠点を選定する。

イ 町及び関係機関は、選定された拠点に関わる情報（所有者管理者、面積、地形、設備、道路へのアクセス等を記載したリストを作成し、情報の共有を図る。

ウ 関係機関は、選定された拠点や周辺のアクセス道路等について、リストをもとにあらかじめ状況を把握するものとする。

エ 機関相互の応援が円滑に行えるよう、部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資輸送設備等の救援活動拠点の確保及び防災拠点に係る関係機関との情報の共有に努めるものとする。

7 三遠南信災害時相互応援協定

三遠南信災害時相互応援協定締結都市との共催で住民啓発、訓練等の各種防災関連事業を実施し、職員の相互理解を深め、協力関係の充実を図るものとする。

(1) 初動体制確立事業

毎年4月1日現在の構成市町村事務局名簿の策定と配布を行い、初動体制の確立を図る。

(2) 広報活動事業

各都市が計画する防災講演会、イベント、防災訓練への出席案内を行う。

(3) 応援要請訓練事業

防災の日に合わせて、机上応援要請による情報伝達訓練を行う。

（事前に「ブロック代表都市」の1市から応援要請を「総代都市」が受理し、「総代都市」は各「ブロック代表都市」へ応援要請を行い、これを受けて各「ブロック代表都市」がそれぞれの各都市へ応援要請を行う。）

(4) 情報収集活動事業

「ブロック代表都市」間の地理を平常時に習熟し、発災時の応援に役立てるために、「ブロック代表都市会議」においてそれぞれの街並みの紹介を図上で行う。

「ブロック代表都市」の災害対策本部ルートについて、現地踏査をそれぞれが実施する。

(5) 自主防災組織等の派遣受入事業

「ブロック代表都市」内の自主防災組織の強化のために派遣、受入を図り、交流と研修を深め、併せて社会人口の交流に努める。

(6) 復旧・復興報告事業

各都市に発生した1年間の重大な災害歴の報告を「ブロック代表都市」が行い、教訓を地域防災計画に役立たせる。

8 飯伊ブロック

(1) 飯伊広域防災協議会の設置推進

飯伊ブロックにおける広域防災体制の連携強化を図るため、以下の事項等について企画、調整等を行う広域防災協議会（仮称）の設置を推進する。

ア 広域防災マスタープランの修正について

イ 市町村が連携して行うべき防災対策について

ウ 広域防災訓練の実施について

エ 他の自治体への災害救援活動や見舞金支給について

- オ 共同研究体制の整備について
 - カ その他防災対策上必要な事項
- (2) 防災訓練の共同実施
- 日常の防災対策の広域的連携の一層の強化と発災時の広域応援活動が円滑に行えるよう、飯伊ブロックの市町村が共同して以下の訓練及び点検を実施するよう努めるものとする。
- ア 現行計画の机上訓練
 - イ 情報収集、通信訓練等の分野別訓練
 - ウ 初動時参集可能者等、職員の災害対応力の定期的な点検
 - エ 共同設置した備蓄物資、資機材等の点検
 - オ 訓練実施後の問題点の検証の実施
- (3) 防災啓発活動の共同実施
- 防災に関する体験・展示施設を備えた防災教育施設の設置や防災講演会などの防災啓発活動を共同で実施し、住民の防災意識の普及啓発に努めるものとする。

第6節 救助・救急・医療計画

(実施担当：保健福祉課)

第1 基本方針

地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき救助、救急用資機材の整備、医療用資機材、医療品等の備蓄、調達体制の整備を図るとともに、医薬品備蓄施設等の耐震強化を図る。

また、初動対応資機材については地震防災緊急事業五箇年計画により整備を図る。

また、災害時の医療活動については、町内医療機関と連携を図れるよう、平常時から体制を整備する。

なお、大規模災害時においては、災害拠点病院（飯田市立病院）、飯伊地区包括医療協議会等へ協力を依頼し、「大規模災害医療救護計画（平成26年12月改訂版）」（飯伊地区包括医療協議会）による災害対応を図る。

このほか、医療機関の被害状況、患者受入状況及び活動体制、災害発生、交通規制の状況等について、関係機関が相互に把握できるよう情報共有、連絡体制の整備を行う。

第2 主な取組

- 1 救助工作車の充足及び救急自動車の高規格化の促進を図るとともに、災害等緊急時に備え、救助・救出用資機材の整備を図る。
- 2 医療用資機材、医薬品等の備蓄調達体制について整備を図るとともに、備蓄状況の把握方法、備蓄施設の耐震化等の検討を行う。
- 3 災害拠点病院を中心とした災害医療体制の整備を図る。
- 4 関係施設の耐震診断等を実施促進、災害拠点病院の災害支援体制強化のための段階的な施設・設備整備を図る。
- 5 災害時における被害状況把握、患者の受入態勢等、被災状況等、消防機関・医療・その他の関係機関の情報共有が円滑に行える連絡体制の整備を図る。

第3 計画の内容

1 救助・救急用資機材の整備

(1) 現状及び課題

町においては、救助救急車両の整備及び運行は南信州広域連合飯田広域消防本部が行っている。

平成30年1月1日現在、南信州広域連合飯田広域消防本部における救助救急車両の現有台数は、救助工作車2台、救急自動車14台（うち高規格救急自動車10台）である。

これらの状況から、救助工作車の充足及び救急自動車の高規格化の促進が必要である。今後においてもこの整備、運行は広域消防として進めていく必要がある。

消防団及び自主防災組織等を中心として、災害発生時に緊急救出を行うための救助・緊急活動に必要な資機材の整備、分散配置を行い、平常時から訓練することが重要である。

また、災害時に借受けが必要な資機材及び不足が見込まれる資機材については、あらかじめ借受け先を定め、協力を求めておく必要がある。

(2) 実施計画

ア【町が実施する計画】

消防団詰所、公民館、コミュニティ防災拠点施設等に救助・救急資機材の備蓄を行い、消防団、自主防災組織を中心に住民の協力を得て、発災当初の救助・救急活動を行う体制の整備を図るものとする。

イ【関係機関が実施する計画】

(ア) 日本赤十字社が策定した、主要救護装備基準、救護班1個班あたりの救護装備等の基準に基づき計画的に装備を進めるものとする。（日本赤十字社）

(イ) 赤十字病院に、救護用資機材等の輸送用車両及び救護要員の個人装備等の整備を進めるものとする。（日本赤十字社）

- (ウ) 大規模災害等に際して、人命救助活動が実施できる人命捜索救助システムを導入するものとする。(自衛隊)
- (エ) 救助工作車は、消防力の整備指針による台数の整備を図るとともに、「救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令」に基づき、装備の整備を行うものとする。また、救急自動車は、消防力の整備指針による台数の整備を計画的に図るとともに、高規格化を促進するものとする。
その際、救急救命士の計画的配置にも努めるものとする。(飯田広域消防本部)
- (オ) 大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備の推進に努めるものとする。(飯田広域消防本部)
- (カ) 消防団、自主防災会をはじめ住民に対して、救助・救急資機材を使用した、救助方法及び応急手当等の指導育成に努め、発災当初の救助・救急活動を行う体制の整備を図るための協力をする。(飯田広域消防本部)
- (キ) 住民等に対する応急手当の普及講習会を実施し、救急処置の普及啓発に努める。(飯田広域消防本部)

2 医療用資機材等の備蓄

(1) 現状及び課題

町においては、医療用資機材、医薬品等の備蓄に努めているが、このような中で、在庫の確認、迅速で機能的な供給体制についての具体的な方法を事前に調整するとともに、地域での中心的な役割を果たす病院における備蓄体制の強化について、災害医療体制全体の中での位置づけが必要となる。

また、医薬品備蓄業者間で備蓄状況を迅速に把握するシステムの構築、不足時の迅速な補完体制の整備及び備蓄施設の耐震施設への転換等が必要である。

(2) 実施計画

ア【町が実施する計画】

- (ア) 医療資機材、医薬品等の備蓄、調達についてあらかじめ計画を策定するものとする。また、近隣市町村への供給体制についても、あらかじめ整備を図るものとする。
- (イ) 病院・診療所等における医療品等の備蓄を図るものとする。

イ【関係機関が実施する計画】

- (ア) 日本赤十字社長野県支部、(一社)長野県医師会、飯田下伊那医師会、災害拠点病院等は、各機関ごとに必要な医療用資機材、医薬品の確保を図る。また、迅速で効率的な供給体制について関係機関とあらかじめ調整を行うものとする。
- (イ) 長野県医薬品卸共同組合、長野県医療機器販売業協会及び(一社)日本産業・医療ガス協会関東地域本部長野県支部は、次に掲げる事項を行うものとする。
 - a 災害時における医薬品等の供給に関する情報収集及び連絡体制の確保に努めるものとする。
 - b 不足時の迅速な補完のため、緊急時の確保体制の整備を図るものとする。また、公安委員会への規制除外車両事前届出等により、医薬品等の輸送手段の確保を図るものとする。
 - c 使用施設の災害に対する安全性の確保に努めるものとする。
 - d 災害時における医薬品等の供給に関する情報収集及び連絡体制の確保に努めるものとする。

3 災害拠点病院を中心とした災害医療支援体制の整備

(1) 現状及び課題

今後は、災害拠点病院を中心とした災害医療体制の整備、充実を図る。また、大規模災害時には、多数の傷病者の発生が見込まれることから、広域搬送拠点となる適当な場所を選定し、災害拠点病院への傷病者の搬送を行うための体制整備に努める必要がある。

(2) 実施計画

ア【町が実施する計画】

災害拠点病院を中心に、各地域単位の後方医療体制について、あらかじめ近隣市町村と調整を行うものとする。

イ【関係機関が実施する計画】

(ア) 日本赤十字社長野県支部、(一社) 長野県医師会、飯田下伊那医師会、(一社) 長野県歯科医師会、飯田下伊那歯科医師会、(公社) 長野県看護協会等は、災害拠点病院を中心とした災害医療への協力体制について整備を行うものとする。

(イ) 長野厚生連佐久総合病院又は信州大学医学部附属病院は、ドクターヘリによる救急搬送の協力体制について整備を行うものとする。

(ウ) 災害派遣医療チーム (DMAT) が中期的にも活動を展開できる体制の確立や、中長期的な医療を担うチームへの引継ぎ及び慢性疾患患者の搬送引継ぎについて、合同訓練を通じ、円滑な引継ぎや搬送体制の確立に努めるものとする。

4 消防及び医療機関耐震化

(1) 現状及び課題

消防団詰所等消防施設は、災害発生時、応急活動等の最前線であり、倒壊等の事態は避けなければならないことから、早急に耐震診断等を行うとともに、その結果により、適切な対策を速やかに実施する必要がある。

また、医療機関の耐震構造の強化については、各医療機関の管理者が常に点検整備等を行い、耐震化に努めるものとしている。医療機関の中には、施設の老朽化が進んでいるものも多く、特に大規模地震の際に本来の機能が果たせるかどうかといった検討も必要となっているが、財政的な問題から対応が遅れがちである。

(2) 実施計画

ア【町が実施する計画】

(ア) 新耐震基準以前に建築された消防施設を最優先に、所管する当該庁舎等の耐震診断を速やかに実施し、当該診断結果に基づく耐震化計画等を策定するものとする。また、定期的な建物診断を実施し、当該施設等の管理の徹底を図るものとする。

(イ) 耐震診断等の結果により、耐震化工事の必要な消防施設等については、計画的かつ速やかに当該工事を実施するものとする。その際、「防災基盤整備事業」の活用を図るものとする。

(ウ) 医療機関の点検整備等を行い、耐震化に努めるとともに、管内の他の医療機関に対し耐震化に関する指導を行うものとする。

イ【関係機関が実施する計画】

(ア) 医療機関は、災害が生じた場合、入院患者の安全を確保すると同時に、被災者の治療等の後方医療機関としての役割を担うこととなるため、常に施設の点検整備を行い、耐震化に努めるものとする。

(イ) 日本赤十字社長野県支部、(一社) 長野県医師会、(一社) 長野県歯科医師会は、関係医療機関に対し、施設の耐震化を図るよう指導を行うものとする。

5 消防及び医療機関相互の連絡体制の整備

(1) 現状及び課題

災害時においては、被害情報や患者の受入体制等の情報を関係機関が適切・迅速に入手することが不可欠である。そのためには、関係機関による情報伝達ルートの多重化、情報交換のための収集・連絡体制の明確化等について事前に連携体制を確立しておく必要がある。

また、医療機関の患者受入状況、被害状況及び活動体制について、消防を含めた関係機関が把握できる体制を整えると同時に、日頃から関係機関の連携を密にし、災害時の医療情報が速やかに入手できるよう努める必要がある。

このほか、陸路が混乱した場合、ヘリコプターを利用した広域輸送の重要性が今後さらに高まるものと思われるため、緊急輸送関係機関との事前の調整が必要である。

(2) 実施計画

ア【町が実施する計画】

(ア) 集団災害発生時の救助、救急活動が的確かつ円滑に行われるよう、町消防計画における救助・緊急計画及び救急業務計画並びに救助活動計画を次に掲げる事項に留意し作成するものとする。

- a 出動区分及び他機関への要請（ヘリコプターを含む。）等
- b 最先到着隊による措置
- c 現地指揮本部の設置基準、編成、任務等
- d 応急救護所の設置基準、編成、任務等
- e 各活動隊の編成と任務
- f 消防団の活動要領
- g 通信体制
- h 関係機関との連携
- i 報告及び広報
- j 訓練計画
- k その他必要と認められる事項

(イ) 消防機関・医療機関相互の情報交換が円滑に実施されるよう、あらかじめ具体的な連絡体制を整備するとともに、傷病者の移送についても医療機関の連携がとれるよう関係機関を交え、調整を行うものとする。また、近隣市町村に所在する消防機関・医療機関への協力要請方法についても、事前に定めておくものとする。

(ウ) 災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するため、広域災害・救急医療情報システムの整備に努め、操作等の研修・訓練を定期的に行うものとする。

(エ) 関係機関の協力を得て、町消防計画における救助・緊急計画及び救急業務計画並びに救助活動計画に基づく訓練を定期的に行うものとする。

イ【関係機関が実施する計画】

(ア) 医療機関は、あらかじめ近隣の医療機関との協力体制の整備を図るものとする。

(イ) (一社)長野県医師会は、他の都道府県の医師会との応援体制の整備を図るものとする。

(ウ) 医療機関は、災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するため、広域災害・救急医療情報システムの整備に努め、操作等の研修・訓練を定期的に行うものとする。

第7節 消防・水防活動計画

(実施担当：消防本部・総務課・建設課・産業観光課)

第1 基本方針

大規模災害時において、消防活動が迅速かつ的確に実施できるように、消防力等の整備及び活動体制の整備等の事項において、あらかじめ計画を定める。

また、水防活動についても、迅速かつ的確に実施できるように、資機材等の整備及び監視、警戒等活動体制の整備等の事項についてあらかじめ計画を定める。

第2 主な取組

- 1 消防力の強化、活動体制の整備及び予防消防の充実強化等の事項について、あらかじめ計画を定める。
- 2 資材等の整備及び監視、警戒等活動体制の整備等の事項について、あらかじめ計画を定める。

第3 計画の内容

1 消防計画

(1) 現状及び課題

大規模災害に対しては、消防力の強化のほか、初動体制等の活動体制の整備、相互応援体制の整備及び住民等に対する火災予防の徹底等が重要であることから、これらに留意した消防計画の作成、修正及び当該計画の実施が必要である。

(2) 実施計画

ア【町が実施する計画】

「市町村消防計画の基準」に基づいて消防計画を作成し、大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、消防機関が災害に迅速かつ効果的に対処できるように、組織及び施設の整備拡充を図るとともに、防災活動の万全を期するものとする。

その際、次に掲げる事項について、重点的に取り組むものとする。

(ア) 消防力の強化（消防団）

「消防力の整備指針」に適合するように、消防施設、設備及び人員の増強を図るとともに、その近代化を促進するものとする。

特に、発災初期において、地域に密着して重要な役割を果たす消防団員は減少の傾向にあるので、消防団活性化総合整備事業等を活用した消防団の施設、設備の充実等により、消防団員の士気高揚及び初期消火体制の整備を図るとともに、啓発活動による青年層、女性層をはじめとした団員の入団促進を図るものとする。また、消防・水防団活性化の推進を図るとともに、NPO、民間企業等多様な主体を消防・水防協力団体として指定することで消防・水防活動の担い手を確保し、その育成強化を図るものとする。

また、消防の広域再編による、広域消防体制の推進を図るものとする。

(イ) 消防水利の多様化及び適正化

「消防水利の基準」に適合するように、消防水利施設等の整備を図るとともに、その適正な配置に努める。

その際、災害による水道施設の損壊等により、消火栓の使用に支障が生じる事態が予想されることから、防火水槽の整備、耐震性貯水槽の整備、河川・農業用水路等自然水利の活用及び水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等による消防水利の多様化を図るものとする。

(ウ) 被害想定の実施

消防地理、消防水利及び危険区域等をあらかじめ調査するとともに、過去の災害による被害状況を考慮した被害想定を行うものとする。

(エ) 消防機関及び自主防災組織等の連携強化

発災初期における、消火、救助活動等は、住民、事業所等による自主防災組織の自発的な活動及び消防団による活動が重要となることから、地域の実

情に応じた自主防災組織の結成を促進するとともに、既存の大規模な組織については、細分化し、きめ細かな活動のできる体制とする。また、当該組織等の活動拠点施設、資機材の整備及び研修の実施などによる防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備を図るとともに、防災訓練の実施等により、平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織の連携強化を図り、大規模災害等発生時において、一体となって当該災害等に対処できる体制の構築を図るものとする。

(オ) 火災予防

a 防火思想、知識の普及

火災の発生を防止するため、関係団体等と協力し、消防訓練等各種行事及び火災予防運動を実施するほか、広報媒体等を通じて、住民等に対する火気の取扱い、消火器具等の常備及びその取扱方法等、防火思想、知識の普及啓発を図るものとする。

b 防火管理者制度の効果的な運用

消防法第8条に規定する、学校、病院、工場等の防火対象物の管理権限者等に対し、防火管理者の選任を指導するとともに、防火管理者が当該防火対象物についての消防計画を作成し、当該計画に基づく消火訓練等の実施、消防用設備等の点検整備及び火気の管理等を行い、出火防止及び出火時の初期消火、避難体制の整備を図るよう指導するものとする。

また、消防法第4条に規定する予防査察を防火対象物の用途、規模に応じて計画的に実施し、常に当該区域内の防火対象物の実態を把握するとともに、火災予防上危険な場合及び火災発生時に人命に危険がある場合は必要な措置命令を行い、予防消防の一層の強化を図るものとする。

c 危険物保有施設への指導

化学実験室を有する学校、企業及び研究機関並びに薬局等多種類の危険物を少量保有する施設の管理者に対し、危険物収納容器等の転倒、落下、破損等により、次に掲げるような混触発火が生じないように、管理の徹底に努めるよう指導する。

(a) 可燃物と酸化剤の混合による発火

(b) 黄リン、金属ナトリウム等の保護液の流出による発火

(c) 金属粉、カーバイト等禁水性物質の浸水による発火

(カ) 活動体制の整備

大規模災害発生時等における、消火、救助及び救急活動等が迅速かつ的確に実施できるよう、活動計画を定めるものとする。

特に関係機関との連携に留意した初動時における活動体制及び情報収集体制の整備を図るものとする。

また、大規模火災に対して、消防力の効率的な運用を図るため、重要防御地域、延焼防止線の設定等、火災防御計画等を定めるものとする。

(キ) 応援協力体制の確立

大規模災害発生時等において、自らの消防力のみでは対処できない、又は対処できないことが予測される等緊急の必要がある場合、あらかじめ締結されている相互応援協定等に基づき、他の地方公共団体に応援を要請する体制及び応援を受け入れる体制を確立するものとする。

また、他の地方公共団体から応援を要請された場合の応援体制についても確立するものとする。

イ【住民及び自主防災組織が実施する計画】

住民は、災害発生時には、使用中のコンロ、ストーブ等、火災発生原因となる火気器具の取扱いに十分留意し、火災の発生を防止することを心がけるとともに、当該器具の周囲に可燃物を置かない、消火器、消火バケツの常備及び消火用水の汲み置きの実施等、平常時から火災予防に努め、さらに、消火器具等の取扱いを習熟する等、火災発生時において初期消火活動が実施できるよう努めるものとする。

また、自主防災組織においても消火訓練等を実施し、初期消火体制の整備に努

めるものとする。

2 火災予防計画

(1) 火災警報発令基準

消防法第 22 条第 3 項の規定により発令する火災警報は、概ね次に掲げる気象状況において、消防長が必要と認めたときに発令するものとする。

ア 実効湿度が 60%以下であり、かつ、低湿度 40%以下であって、最大風速 7 m を超える見込みのとき。

イ 平均風速 10m以上の風が 1 時間以上連続して吹く見込みのとき。

(2) 消防機関の警戒措置体制の確保

ア 警戒出動のための要員出動又は伝達の方法

消防職員・消防団員への伝達は、消防本部から防災行政無線及び音声告知放送を通じて全戸放送又は電話、メール配信サービスをもって連絡する。

イ 規制措置等

火災警報発令時においては、一般防御計画では万全ではないので、部隊の増強等一般防御計画を基本に、いかなる火災にも対応できるよう、次の措置をとるものとする。

(ア) 消防本部・消防署

火災警報の発令を町をはじめとする関係機関に連絡するとともに、屋外での焚き火等の禁止命令を防災行政無線及び音声告知放送を通じた放送並びに広報車による巡回広報を行う。また、町を通じて消防団正・副団長及び分団長に連絡する。

(イ) 消防団

消防団は、分団単位で広報・警鐘の打鳴及び巡視を実施するとともに、それぞれ関係の消防水利の点検を行い、火災発生時に直ちに出動できる態勢を整える。

(ウ) 火災警報発令時の火の使用制限

a 山林、原野等において、火入れをしないこと

b 煙火を消費しないこと

c 屋外において火遊び又はたき火をしないこと

d 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の附近で喫煙をしないこと

e 山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれが大であると認めて消防長が指定した区域内において喫煙をしないこと

f 残火（たばこの吸殻を含む）、取灰又は火粉を始末すること

g 屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行うこと

ウ 水利の確保

消火栓・防火水槽・用水路・河川等の水利について、次により確保を図る。

(ア) 職員・団体等による立入調査の実施

(イ) 厳冬期・積雪期における消防職員・団員による管内の除雪作業及び凍結防止措置の実施（地下式消火栓内の水抜き、有蓋・無蓋防火水槽の給水管投入口の確保）

エ 消防水利施設の整備計画

消防水利施設の整備計画は、次により計画的に整備する。

(ア) 調査区分

各分団単位で区域内を行う。

(イ) 調査対象となる消防水利施設

a 消火栓

b 防火水槽

c 河川

d 水路

e プール

(ウ) 整備の実施

各分団は、毎月1回以上点検を実施するものとする。

(エ) 調査項目

- a 所定圧力又は水量の有無
- b 消防水利の故障の有無
- c 障害物件の有無
- d その他火災防止上必要な事項

(3) 火災予防の充実強化

ア 火災予防運動の実施

住民に火災予防思想と具体的な予防知識を浸透させるため関係機関と協力して、春秋2回の火災予防運動と夏季及び年末年始には特別火災予防運動を実施する。

イ 防火管理者制度の効果的な運用

学校、公民館、病院、工場、旅館、店舗等消防法に規定する防火対象物について、防火管理者が自主的に消防計画等の作成、消防訓練の実施、消防用設備等の整備点検、火気取締り等が十分でき得るよう指導するとともに、防火管理者を対象に講習会などを開催し、防火管理能力の向上を図る。

ウ 防火思想の知識の普及

地域住民に対し、防火知識の普及徹底を図るため、「第2編 第1章 第30節 防災知識普及計画」に基づき行うほか、特に町広報誌及び防災行政無線、音声告知放送、チラシ、広報車等により随時普及啓発に努める。

エ 予防査察の強化

火災発生を未然に防止するために、消防法に規定する予防査察を計画的に実施し、常に対象物の状態を把握し、危険箇所の早期発見に努め、これを補完させるよう指導するものとする。

(ア) 定期予防査察の実施

(イ) 臨時予防査察の実施

(ウ) 特別予防査察の実施

(4) 防火対象物の警戒

ア 消防法及び関係法令に基づく検査、中間検査、完成検査の実施

イ 現行法令に適合しない防火対象物に対する危険箇所等実態把握及び予防査察による改善指導

(5) 消防施設の整備計画

消防機械の整備は、各分団が毎月2回点検整備を行う。

ア 点検整備は、消防用機械器具点検整備実施要綱の定めるところにより実施する。

イ 機械器具に故障等のあったときは、直ちに団本部に報告し、その指示を受けなければならない。

(6) 出動計画

この計画は消防機関が電話、その他の方法により火災を覚知したときは、次の出動基準に基づいて出動するものとする。

ア 消防署の出動区分

火災覚知と同時に与えられる出動指令に基づき出動することを原則とする。

イ 消防団の出動区分

火災覚知により消防署長・消防団長の指令に基づき、全分団が出動する。

(7) 他市町村等との応援協定

隣接市町村に火災が発生した場合は、消防相互応援協定、長野県市町村災害相互応援協定、三遠南信災害時相互応援協定により町長・消防団長の指令に基づいて出動する。

(8) 消防力の充実・強化

「消防力の基準」に適合するように、組織及び消防機械器具等の充実強化を図る。また、建築物の複雑化、高層化に伴い、災害の危険度が高まっているので、防火管理制度の効率的な運用により、火災の初期体制に万全を期するため、自衛消防組織の確立を図り、必要な諸設備を整備充実するよう指導の徹底を図る。

(9) 消防水利の多様化及び適正化

「消防力の基準」に適合するように水利施設等の整備を図るとともに、その適正な配置に努めるものとする。

また、災害時には、地盤の変動や水道管の損傷、電源の停止等によって消火栓の使用は困難になることが予想されるので、耐水性貯水槽の整備、水泳プール、河川等自然水利の活用など消防水利の多様化を図るものとする。

3 水防計画

(1) 現状及び課題

大規模災害に対しては、初動体制等の整備、相互応援体制の整備及び住民等による水害予防の徹底等が重要であることから、これらに留意した町水防計画の作成、修正及びこの計画の実施に努める。

(2) 実施計画

ア【町が実施する計画】

次の責任分担に応じて、その所管する事項を実施するものとする。

- (ア) 水防組織、水防団、消防団の確立・整備
- (イ) 水防倉庫の整備及び水防用・応急復旧資機材の備蓄ほか次に掲げる事項
 - a 重要水防区域周辺の竹立木、木材等、洪水時等に使用できる資材の確認
 - b 緊急時に使用できる農家、資材業者等の資機材在庫量の把握及び協力体制の整備
- (ウ) 通信連絡系統の整備、警報等の住民への伝達体制の整備
- (エ) 平常時における河川、遊水地等の水防対処箇所の巡視
- (オ) 河川ごとの水防工法の検討
- (カ) 居住者への立退きの指示体制の整備
- (キ) 洪水時等における水防活動体制の整備
- (ク) 他の水防管理団体との相互応援協定の締結
- (ケ) 浸水想定区域に指定された場合は区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所等の避難計画の作成
- (コ) 町地域防災計画において、土砂災害警戒区域等の区域内にある要配慮者利用施設(主として高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者が利用する施設をいう。以下同じ。)で洪水時に避難の必要が認められる施設の名称及び所在地を定める。
- (サ) (コ) に該当する施設の洪水予報等の伝達体制の整備
なお、指定水防管理団体においては、上記に加えて次の事項を実施するものとする。
- (シ) 水防機関の整備
- (ス) 水防計画の策定
- (セ) 水防協議会の設置
- (ソ) 水防訓練の実施(年1回以上)
- (タ) 水防計画の策定にあたっては、洪水の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保を図るよう配慮するとともに、必要に応じて、河川管理者の協力について水防計画に定め、当該計画に基づく河川に関する情報の提供等水防と河川管理の連携を強化するよう努めるものとする。

イ【関係機関が実施する計画】

- (ア) 防災備蓄基地等の整備及び水防用・応急復旧資器材並びに排水対策用の移動式ポンプの備蓄を図るとともに、緊急時において当該資材の確保にあたり、関係業界団体の協力が得られるよう努めるものとする。
- (イ) 指定水防管理団体、水防関係機関及び自主防災組織等との連携により、水防技能の習熟と、沿川住民の水防思想の普及啓発を図るため、水防演習等訓練を実施するものとする。

ウ【防災上重要な施設の管理者等が実施する計画】

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、次の事項を実施するものとする。

- (ア)町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、洪水時の避難確保及び浸水防止に関する計画に基づき、避難誘導等の訓練の実施に努めるものとする。
- (イ)町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等の計画の作成、当該計画に基づく自衛防災組織の設置に努めるものとし、作成した計画及び自衛防災組織の構成員等について町長に報告するものとする。また、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練の実施に努めるものとする。

第8節 要配慮者支援計画

(実施担当：保健福祉課・こども課)

第1 基本方針

近年の都市化、高齢化、国際化等社会構造の変化、核家族化や女性の社会進出などによる家庭や地域の養育、介護機能の低下等に伴い、災害発生時には、要配慮者、とりわけ自ら避難することが困難であり避難の確保を図るために特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）を守るための防災対策の一層の充実を図るものとする。

また、近年社会福祉施設、医療施設等の要配慮者利用施設が、土砂災害や浸水被害により被災し、多数の犠牲者が出た事例もあり、土砂災害や浸水被害が発生するおそれのある地域内に立地する要配慮者利用施設については、避難誘導等について重点的に対策を講ずる必要がある。

外国籍住民は、言葉の障がいによる要配慮者として、これらの人を災害から守るための対策を十分考慮する。

第2 主な取組

- 1 要配慮者支援計画を策定し、支援体制計画の構築に努める。
- 2 在宅要配慮者の状況把握に努めるとともに、緊急通報装置等の整備、「災害時住民支え合いマップ」等を使った支援協力体制の確立、防災教育・防災訓練の充実強化を図る。
- 3 要配慮者利用施設の防災設備、組織体制、緊急連絡体制等の整備を行うとともに、支援協力体制の確立、防災教育・防災訓練の充実強化を図る。
- 4 外国籍住民、外国人旅行者等の観光客等が、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、指定緊急避難場所、指定避難場所や避難経路標識等の簡明化、多言語化などの防災環境づくりに努める。
- 5 土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設における避難誘導等の体制強化に努めるとともに、これらの施設に対する連絡・通報体制の強化を図る。

第3 計画の内容

1 避難行動要支援者避難支援計画の運用

(1) 現状及び課題

災害時の要配慮者に対する避難支援等の強化は急務であり、避難支援体制の構築が望まれる。

特に、要配慮者のうち避難行動要支援者については、市町村に名簿作成が義務づけられており、平常時からの避難支援体制を構築しておく必要がある。

(2) 実施計画

【町が実施する計画】

ア 避難行動要支援者避難支援計画

町は、地域における災害特性等を踏まえつつ、避難行動要支援者の避難支援についての全体的な考えを整理し、全体計画の作成に努めるものとする。また、町地域防災計画において、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定めるものとする。

町が、町地域防災計画に定める事項は以下を必須とする。

- ・消防機関、警察機関、民生・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等の避難支援等関係者となる者（以下「避難支援等関係者」という。）
- ・避難行動要支援者名簿に記載する者の範囲
- ・名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法
- ・名簿の更新に関する事項
- ・名簿情報の提供に際し情報漏洩を防止するために町が求める措置及び町が講ずる事項
- ・要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警

告の配慮

- ・避難支援等関係者の安全確保

イ 避難行動要支援者等要配慮者の状況把握

災害時に介護を要する高齢者や心身障がい者等の所在地及び災害時における保健福祉サービスの要否等、在宅の要配慮者について、あらかじめ十分な状況把握に努める。

ウ 避難行動要支援者名簿の整備

町は、災害の発生に備え、避難行動要支援者名簿を整備し、災害発生時に効果的に利用することで、要配慮者に対する援護が適切に行われるように努めるものとする。

(ア) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

名簿に掲載する者は次の事項に該当する者とする。

- a 75歳以上のみの世帯の世帯員である者
- b 介護保険制度における要支援・要介護認定者（ただし特別養護老人ホームに入所している者を除く。）
- c 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳等の所持者
- d 65歳以上のひとり暮らし高齢者
- e 上記 a～d に該当しない要配慮者のうち、災害時の避難に支援を希望する者

(イ) 避難行動要支援者名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

- a 氏名
- b 生年月日
- c 性別
- d 住所又は居所
- e 電話番号その他の連絡先
- f 避難支援等を必要とする事由
- g 上記に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項

(ウ) 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

町は避難行動要支援者について、町の関係部局における要介護高齢者や障がい者等の関連する情報を整理、把握し、総務課及び保健福祉課が協力して、避難行動要支援者名簿を作成する。

なお、町の個人情報保護条例では、一般的には、本人以外からの個人情報の収集、目的外利用や外部提供を禁止しつつ、法令に定めがある場合など一定の場合に限り例外的に許容する取扱いとしているが、改正災害対策基本法に規定されたことから、本人の同意を得ずに避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、町の内部で利用することが可能である。

(エ) 名簿の更新に関する事項

当該記載事項に変更が生じた場合は、基本的に名簿記載者からの申告により、前項と同様の手続きを行う。

また、町は、作成した名簿について、定期的に点検・更新を行い、常に最新の情報を把握するよう努める。

(オ) 名簿情報の提供に際し情報漏洩を防止するための措置

町は、入手した情報は申請のあった避難支援者のみに提供するものとする。

情報提供を希望しない者については、名簿を別途作成し、町関係者のみが閲覧できるものとする。

町は、避難支援者に対し、情報の管理、漏洩の禁止について、説明を行い、誓約書等を提出させる。

(カ) 避難行動要支援者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

町は、避難行動要支援者に避難の必要性が生じた場合、避難準備・高齢者等避難開始を発令する。

避難支援者は、その情報を避難行動要支援者に電話、戸別訪問、その他の方法により伝達し、避難誘導等の支援を行う。

(キ) 避難支援等関係者の安全確保

避難支援者は、避難行動要支援者の避難支援に努める一方、本人の安全の確保のため、状況に応じて、自らの安全の確保を最優先する行動をとるものとする。

(ク) 避難行動要支援者名簿の整備にあたっての留意事項

町は、災害対策基本法改正により避難行動要支援者名簿（以下、「名簿」という。）の作成が義務づけられたことから、同法の規定に基づき必要な情報を収集して名簿作成及び定期的更新を行う。

なお、名簿情報の収集・更新にあたっては、本人の申請を基本とするものの、民生・児童委員や自治会役員など地域の方々の協力を得て行う場合も多いことから、地域コミュニティの活性化を図るなど、避難行動要支援者の方が安心して地域の方々に情報提供できる雰囲気づくりに努める。

災害時には、法制度上、本人の同意を得ないで名簿情報を支援者に提供することができるが、いざというときの円滑かつ迅速な避難支援等の実施を図るため、町は個人情報について、平常時においても避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者に提供することが求められている。したがって、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」等に留意の上、名簿情報を適切に外部提供するものとする。

エ 避難行動要支援者名簿の提供

町は、避難支援等に携わる関係者として町地域防災計画に定めた避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。

その際、名簿情報の漏洩の防止等必要な措置をとるものとする。

なお名簿情報の提供について、本人の同意がなくても平常時から名簿情報を外部に提供できる旨を条例等で別に定めている場合は、平常時からの提供に際しては本人の同意を要しない。

オ 避難行動要支援者支援計画の作成

町は、地域における災害特性等を踏まえ地域住民と連携を図りながら「災害時住民支え合いマップ」等により避難行動要支援者支援計画を作成するとともに、避難行動要支援者以外の要配慮者についても、避難支援についての計画の作成に努めるものとする。

カ 避難行動要支援者の移送計画

町は、安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所及び福祉避難所等へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。

2 在宅者対策

(1) 現状及び課題

在宅の要配慮者については、その所在や個々の態様に応じた援護の状況把握に努めるとともに災害発生に備え、安全を確保するための緊急通報装置や自動消火器、警報装置等の整備をはじめ、災害時の安否確認、避難誘導、情報提供、救護・救済対策等支援協力体制の確立、要配慮者が自らの対応能力を高めるための防災教育や防災訓練の充実強化など、防災の様々な場面において、要配慮者に配慮したきめ細かな施策を、他の保健福祉施策等との連携の下に行う必要がある。

(2) 実施計画

【町が実施する計画】

ア 指定避難施設の整備

町は、災害発生時において避難施設となる公共施設について、安全性の向上、段差の解消、スロープや身体障がい者用トイレの設置、避難経路標識等の簡明化、多言語化等要配慮者に配慮した施設整備の推進、必要な物資等の備蓄に努めるものとする。

イ 防災教育・防災訓練の実施

町は、要配慮者が自らの対応能力を高めるため、要配慮者の個々の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図るものとする。

ウ 応援体制及び受援体制の整備

町は、他の地方公共団体において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員（社会福祉主事、保健師、看護師、介護職員、通訳者、手話通訳者等）、車両、資機材（車椅子、ストレッチャー等）等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努めるものとする。

また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるものとする。

エ 緊急通報装置等の整備

町は、要配慮者の安全を確保するため、要配慮者の対応能力を考慮した緊急通報装置や自動消火器、警報装置等の整備を推進するものとする。

オ 避難行動要支援者以外の要配慮者の状況把握

町は、民生・児童委員、社会福祉協議会、自治会、ボランティア団体等や、地域の支え合い等の協力を得て、プライバシーの保護に十分配慮しつつ、避難行動要支援者以外の要配慮者についても所在及び災害時における保健福祉サービスの要否等、在宅の要配慮者の状況把握に努めるものとする。

カ 避難行動要支援者以外の要配慮者名簿の整備

町は必要に応じて、災害の発生に備え、避難行動要支援者以外の要配慮者についても名簿を整備し、災害発生時に効果的に利用することで、要配慮者に対する援護が適切に行われるように努めるものとする。

キ 災害発生時等の支援協力体制の整備

町は、福祉事務所、保健所、社会福祉施設、医療機関、社会福祉協議会、民生・児童委員、地域住民、ボランティア団体等との連携の下に、災害時の安否確認、避難誘導、情報提供、救護・救済対策、緊急受入等地域ぐるみの支援協力体制の確立に努めるものとする。

3 要配慮者利用施設対策

(1) 現状及び課題

高齢者や障がい者等の要配慮者が利用する社会福祉施設の利用者の安全の確保に十分配慮し、施設そのものの安全性を高めるための防災設備等の整備、災害の予防や災害時における迅速かつ的確な対応を行うための組織体制の確立、職員や施設利用者に対する防災教育・防災訓練の充実強化など、施設利用者の態様に応じたきめ細やかな災害予防対策を講ずる必要がある。

入院患者を有する医療機関が被災した場合、既入院患者に対する優先的な安全確保が必要となる。このため、医療機関における防災体制の強化を図るとともに、重症者の状況の把握、患者の移送先、移送手段等について事前に関係機関と十分に検討することが必要である。

(2) 実施計画

ア【町が実施する計画】

(ア) 防災設備等の整備

町は、要配慮者利用施設等の管理者に対し、施設そのものの災害に対する安全性を高めるため、施設の堅牢化、防災設備の整備等に努めるとともに、災害に備え、施設利用者の最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品その他の生活必需品の備蓄生活必需品の備蓄（最低でも3日分、可能な限り1週間分程度）を行うよう指導するものとする。

(イ) 組織体制の整備

町は、要配慮者利用施設等の管理者に対し、災害の予防や災害時において迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自主防災組織を整備し、緊急連絡体制、非常招集体制等の確立に努めるとともに、地域住民やボランティア団体、近隣施設等との連携を図りながら、施設利用者の態様に応じた支援協力体制の確立に努めるよう指導する。

(ウ) 防災教育・防災訓練の実施

町は、要配慮者利用施設等の管理者に対し、職員や施設利用者の災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解と関心を深めるとともに、施設利用者が自らの対応能力を高めるため、防災教育や、防災訓練の充実強化を図るよう指導するものとする。

(エ) 応援体制及び受援体制の整備

町は、要配慮者利用施設等の管理者に対し、他の要配慮者利用施設等において災害が発生し、応援要請がある場合に備えて、派遣可能な職員(介護職員、生活指導員等)、車両、資機材(車椅子、ストレッチャー等)等、速やかに応援出動等の対応ができるよう体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努めるよう指導するものとする。

また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるものとする。

また町は、一般の避難所では生活が困難な障がい者等の要配慮者のため、介護福祉施設、障がい者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努めるものとする。

イ【要配慮者利用施設が実施する計画】

(ア) 防災設備等の整備

要配慮者利用施設においては、町及び県の指導の下に、施設そのものの災害に対する安全性を高めるため、施設の堅牢化、防災設備の整備等に努めるとともに、災害に備えて、施設利用者の最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品その他の生活必需品の備蓄(最低でも3日分、可能な限り1週間分程度)を行うものとする。

(イ) 組織体制の整備

要配慮者利用施設においては、町及び県の指導の下に、災害の予防や災害時において迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自主防災組織を整備し、緊急連絡体制、非常招集体制等の確立に努めるとともに、地域住民やボランティア団体、近隣施設等との連携を図りながら、施設利用者の態様に応じた支援協力体制の確立に努めるものとする。

(ウ) 防災教育・防災訓練の実施

要配慮者利用施設においては、町及び県の指導の下に、職員や施設利用者の災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解と関心を深めるとともに、施設利用者が自らの対応能力を高めるため、防災教育や防災訓練の充実強化を図るものとする。

(エ) 応援体制及び受援体制の整備

要配慮者利用施設においては、町及び県の指導の下に、他の要配慮者利用施設において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員(介護職員、生活指導員等)、車両、資機材(車椅子、ストレッチャー等)等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努めるものとする。また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるとともに、自治組織との間で避難支援計画等に間する協定及び県内や近隣県における同種の施設もしくはホテル等の民間施設等と施設利用者の受入に関する協定を締結するよう働きかけるものとする。

また、一般の避難所では生活が困難な障がい者や高齢者等が避難する福祉避難所の設置・運営について、町から要請があった場合、積極的に協力するものとする。

- (オ) 日本赤十字社長野県支部、県医師会、飯田医師会等は、県の指導に沿って、それぞれの関係医療機関等に対し、災害時の入院患者の安全確保について特別の配慮を行うよう指導するものとする。
- また、医療施設の損壊等により、入院患者の移送、医師、看護師等の確保、医薬品、医療用資機材等の補給等応援要請がある場合に備え、広域的な相互応援及び受援体制の整備についてあらかじめそれぞれの関係機関等と調整するものとする。
- (カ) 医療機関においては、災害時の入院患者等の安全確保を図るため、厚生労働省のガイドラインに沿って、各医療機関の実情に応じた防災マニュアルを作成するとともに、施設・設備の整備、点検、患者家族連絡表の作成等緊急時の連絡体制や避難誘導體制の整備、職員教育や避難訓練の実施、医薬品、医療用資機材等の備蓄など防災体制の強化を図るものとする。
- (キ) 医療機関においては、町、県及び関係機関の指導の下に、他の医療機関において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員、車両、資機材等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努めるものとする。
- また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるものとする。

4 外国籍住民、外国人旅行者等、観光客対策

(1) 現状及び課題

外国籍住民については、地理の不案内、言葉、文化、生活習慣、防災意識の違いなどから、指定緊急避難場所、指定避難場所及び避難経路等が十分に周知されず、災害時における情報収集、迅速かつ的確な行動等に困難が生ずるおそれがある。

このため、外国籍住民に配慮した広域避難場所や避難経路の表示、防災知識の普及等、自らが災害への対応能力を高めていけるような防災環境づくりに努める必要がある。

また、滞在地の地理に不案内な観光客、とりわけ言語の違う外国人旅行者に対しても、緊急時の避難方法、場所等を周知する必要がある。

(2) 実施計画

ア【町が実施する計画】

(ア) 外国籍住民、外国人旅行者の被災者への情報提供体制の整備

町は、関係機関、関係団体と連携し、外国語によるインフォメーションなど外国籍住民、外国人旅行者に配慮した情報提供体制や緊急時における連絡体制の整備を図るものとする。

(イ) 指定緊急避難場所、指定避難経路の周知

町は、外国籍住民、外国人旅行者や観光客に対する指定緊急避難場所、指定避難場所及び避難経路の周知を図るため、標識等を簡明かつ効果的なものとするとともに、多言語化を推進するものとする。

(ウ) 防災教育・防災訓練の実施

町は、外国語版の啓発資料の作成の推進、配布、防災教育、防災訓練等への外国籍住民等の参加推進などを通じて、外国籍住民等に対する防災知識の普及を図るものとする。

(エ) 応援体制及び受援体制の整備

町は、他の地方公共団体において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、通訳者の派遣等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備する。

また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるものとする。

(オ) 観光客の安全対策の推進

関係団体、関係機関と相互に連絡協調して、緊急時における連絡体制を確立するとともに、観光客の安全対策を推進するものとする(観光客安全対策推

進会議の事業を推進する。)

観光関連事業者(民宿・宿泊施設等)と連携して、「災害時における対応(心得)」を作成するよう努めるものとする。

(カ) 外国籍住民等の状況把握及び支援体制の整備

外国籍住民の状況把握及び支援体制の整備については、町内における外国籍住民等の居住状況等の把握に努めるとともに、地域全体による情報収集・連絡体制や避難誘導体制等の整備を図るものとする。

(キ) 観光客の安全対策の推進

観光関連事業者(旅館・ホテル等)と連携して外国人旅行者にも対応した「災害時における対応(心得)」を作成するよう努めるものとする。

イ【関係機関が実施する計画】

(ア) 多くの人が集まる場所においては、外国語によるインフォメーション、指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路等の標識の簡明化、多言語化など外国籍住民等や観光客に配慮した情報提供体制、避難誘導体制の整備を図るものとする。

(イ) 医療機関においては、外国籍住民、外国人旅行者に対する応急救護体制の整備を図るものとする。

5 土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等の区域内の要配慮者利用施設対策

(1) 現状及び課題

土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等に立地している要配慮者利用施設が被災した場合、避難等に通常以上の時間を要することから、被害の拡大が予想される。このため、迅速な避難誘導等のための体制を確立する必要がある。

(2) 実施計画

ア【町が実施する計画】

(ア) 町は、土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等の区域内の要配慮者利用施設に対して、警戒避難体制の確立など防災体制の整備について指導するものとする。

(イ) 町は、町地域防災計画において、土砂災害警戒区域ごとに警戒避難体制に関する事項及び情報の伝達方法を定めるとともに、要配慮者利用施設、自主防災組織等と連携をとって、災害の発生を想定した連絡・通報、避難誘導等に係る訓練を実施するものとする。

(ウ) 浸水想定区域内の要配慮者利用施設対策

町は浸水想定区域の指定があったときは、町地域防災計画において、少なくとも浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、指定緊急避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定めるものとする。

イ【要配慮者利用施設の管理者が実施する計画】

土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等の要配慮者利用施設の管理者は、避難誘導に係る訓練の実施、避難確保計画の作成等によって警戒避難体制の確立を図るものとする。

第9節 緊急輸送計画

(実施担当：総務課・建設課)

第1 基本方針

大規模災害が発生したときは、救急救助活動、消防活動、各種救援活動など、人命救助と被災者の生活確保及び早期復旧のために、よりスムーズな人・物の流れが必要とされることから、こうした緊急輸送業務について、迅速に対応できる体制を平常時から確立するとともに、災害による障害を未然に防止し、障害発生に対しても適切に対処し得る事前計画を確立するものとする。

第2 主な取組

- 1 緊急交通路の確保に関する計画を策定する。
- 2 ヘリポート、輸送拠点などを事前に選定する。
- 3 各種ヘリコプター、トラック協会等、輸送力確保について事前に計画を樹立する。
- 4 緊急通行車両及び規制除外車両（以下「緊急通行車両等」という。）の事前確認を行い、災害発生時の迅速な運用に備える。

第3 計画の内容

1 緊急交通路確保計画

(1) 現状及び課題

本町の道路は、狭隘で屈曲区間や橋梁が多いなど、緊急交通路として複数確保が困難な状況にあることから、防災対策を促進するとともに、災害発生時は適切な交通規制によって、効率的な運用を図らなければならない。また、緊急車両の通行の妨げとなる放置車両や立ち往生車両の移動等を速やかに行うよう体制を整備する必要がある。

(2) 実施計画

ア【町が実施する計画】

飯田警察署及び交通安全協会等と協議し、地域の実情に合った区域内の交通確保計画を策定するものとする。この場合、県が定める交通規制計画道路との整合と、「拠点ヘリポート」及び「物資輸送拠点」との交通確保について、特に配慮するものとする。

イ【関係機関が実施する計画】

各機関が管理する道路について災害に強い道路交通網の整備を推進するとともに、それぞれの計画に基づき、総合的な交通網整備を推進するものとする。

2 緊急用ヘリポート及び物資輸送拠点の確保計画

(1) 現状及び課題

大規模な災害が発生したときには、迅速な救急救助活動と効率的な救援物資搬送等を行う必要があるが、道路交通網が被災した状況にあっては、ヘリコプターを活用し、効率的な体制をもって実施することが重要である。

(2) 実施計画

ア【町が実施する計画】

町は、最低1箇所以上の「物資輸送拠点及び災害時ヘリポート」を確保、指定するものとする。このヘリポートは、避難所（場所）と競合しない場所を指定するとともに、支援物資を集積・分類して各避難所等に輸送できるような施設や、支援部隊の活動拠点となり得るスペースが隣接又は近距離にある場所とし、総合的な支援拠点となり得る場所を選定するものとする。災害時ヘリポート及び物資輸送拠点は、「第2編 第2章 第10節 緊急輸送活動」を参照。また、災害時ヘリポート及び物資輸送拠点について住民に周知するものとする。

イ【関係機関が実施する計画】

災害時に利用可能なヘリコプターを保有・管理する機関は、緊急用ヘリポート

予定場所の実地調査を推進するものとする。

3 輸送体制の整備計画

(1) 現状及び課題

大規模な災害が発生したときには、物資輸送拠点までの幹線輸送と輸送拠点から各避難所等への末端部の輸送を円滑に実施しなければならないが、この場合、陸上における輸送手段を迅速に確保して輸送システムを早期に確立するとともに、道路交通網の寸断を予想して、ヘリコプターを活用した空からの輸送についても整備しておくことが必要である。

(2) 実施計画

ア【町が実施する計画】

- (ア) 関係する輸送事業者と連絡を密にし、災害発生時の協力体制を整備する。
なお、緊急輸送の委託先としては、(公社)長野県トラック協会、(公社)長野県バス協会、(一社)長野県タクシー協会、赤帽長野県軽自動車運送共同組合等がある。
- (イ) 必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図るものとする。
- (ウ) 物資の調達・輸送に必要な情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源や非常用通信設備の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を図るものとする。
- (エ) 輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度が適用され、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されることとなることから、民間事業者等に対して周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にするなど、その普及を図るものとする。

イ【関係機関が実施する計画】

- (ア) (公社)長野県トラック協会は、運送の要請等に対応できるように、防災業務計画等において、物資等の緊急輸送に関する計画をあらかじめ定めておくものとする。
- (イ) (公社)長野県トラック協会、(公社)長野県バス協会、(一社)長野県タクシー協会、赤帽長野県軽自動車運送協同組合等の関係機関は、要請に基づき速やかに緊急輸送体制が確立できるよう、事業者等に対して、活動要領を徹底しておくものとする。

4 緊急通行車両の事前確認申請

(1) 現状及び課題

被災地及びその周辺においては、救急救助、消火、緊急物資の輸送、応急復旧対策等に従事する車両の通行を最優先で確保しなければならない。一般車両を制限する交通規制が円滑、迅速に実施され、応急対策車両が直ちに被災地における活動を開始できるよう、事前に確認事務を済ませておくものとする。

(2) 県及び公安委員会への申請

交通規制と緊急通行車両輸送の円滑な通行確保のため、「災害対策基本法」第76条の規定により、公安委員会において災害緊急通行を行う車両以外の車両の通行禁止又は規制が行われる場合に備え、町はあらかじめ県(県、地域振興局)及び公安委員会(県警察本部、警察署)に緊急通行車両確認の申請を行い、緊急通行車両の証明書及び標章の交付を受けておくものとする。

(3) 申請の特例措置の周知徹底

緊急事態で事前確認を申請できない場合の処理方法について輸送関連職員を中心に周知を行い、事前において活動が適切に実施できるよう努めるものとする。

第 10 節 障害物の処理計画

(実施担当：建設課・環境水道課)

第 1 基本計画

災害直後の道路は法面の崩壊、建築物の倒壊、街路樹、電柱等の倒壊に加えて、放置車両等の障害物により、一般の交通が不能あるいは困難な状態となることが予想されることから、これらの所有者又は管理者は、平常時から不断の点検を実施するなど、障害物となり得る工作物の倒壊等を未然に防止するとともに、応急対策について関係機関と事前に対応を協議するなど、有事に備える。

第 2 主な取組

- 1 各種施設などの所有者又は管理者は、これら施設等の倒壊を未然に防止するための定期点検を行い、その結果に基づき、耐震のための適時適切な措置をとる。
- 2 応急対策に必要な専門的技術者を確保する体制の整備を図る。
- 3 放置車両や立ち往生車両を含む障害物除去体制について、関係機関と事前に対応を協議する。

第 3 計画の内容

1 現状及び課題

各種施設等へのパトロールなどの定期点検を行い、必要に応じて耐震のための措置をとり、施設の倒壊等を未然に防止する。

災害直後の道路上には、ありとあらゆる物が散乱し、これが障害物等となり応急対策活動の妨げとなるものである。

これらの障害物の除去にあたっては、レッカー車、クレーン車、チェンソーなど各種機械とともに操作者が必要となるので、これらの確保体制を整備しておくことが必要である。

緊急輸送路として確保すべき基幹農道の管理は町が行っているが、障害物等除去体制について県と事前に対応を検討する。

2 実施計画

(1) 【町が実施する計画】

ア 町は、建設業協会と協議し、支障物除去の体制を整備する。また、中部電力㈱とは電柱の倒壊対策に係る体制整備を図る。

イ 緊急輸送路とされている基幹農道について、速やかな障害物除去体制の整備を図るものとする。

ウ 森林組合等林業関係団体と倒木処理について調整し、あらかじめ体制を整備するものとする。

(2) 【関係機関が実施する計画】

各機関の施設、設備などを定期的に巡回点検を行い、工作物の倒壊等を未然に防止するものとする。

(3) 【住民が実施する計画】

自己の所有又は管理する施設、設備等について、定期的な点検を行い、工作物の倒壊等を未然に防止するものとする。

第 11 節 避難の受入活動計画

(実施担当：総務課・まちづくり政策課・教育委員会・保健福祉課)

第 1 基本方針

風水害の発生時には、まず行政、住民及び防災関係機関が一体となって被害軽減のための措置を講ずることが重要であるが、河川の氾濫、洪水、がけ崩れや火災の延焼などにより大きな被害を生じるおそれがあり、生命に危険が及ぶような場合には、居住者や滞在者等は速やかに安全な場所に避難することが必要となる。

このような事態に備え、迅速かつ円滑な避難活動を確保するため、要配慮者及び帰宅困難者、滞留旅客（以下「帰宅困難者等」という。）に配慮した避難計画の作成、各種災害への安全性を考慮した指定緊急避難場所及び指定避難所の確保等を図るものとする。

第 2 主な取組

- 1 避難計画を策定し、要配慮者、帰宅困難者等にも配慮した避難体制の確立を図るとともに情報伝達体制の整備を図る。
- 2 指定緊急避難場所及び指定避難所を指定するとともに、避難時のための環境整備を図る。
- 3 応急仮設住宅の迅速な供給体制の整備を図る。
- 4 学校における迅速かつ適切な避難活動のための計画策定を行う。

第 3 計画の内容

1 避難計画の策定等

(1) 現状及び課題

激甚な災害の発生時には、大規模かつ長期の避難活動が予想され、きめ細かな避難計画が必要とされる。また、特に浸水想定区域内や土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設においては、避難誘導等の体制を強化する必要がある。

(2) 実施計画

ア【町が実施する計画】

(ア) 避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所の指定

- a 町は、避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所をあらかじめ指定し、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。
- b 町は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。

(イ) 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告及び避難指示（緊急）の基準の策定等

a 避難情報伝達体制の整備

災害対策基本法に定める避難勧告及び避難指示（緊急）のほか、一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、要配慮者等特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と連携しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める「避難準備・高齢者等避難開始」を活用するため、伝達体制の整備を図る。

b 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告及び避難指示（緊急）の類型

	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備・ 高齢者等 避難開始	・要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならぬ段階で、人的被害の発生する可能性が高まった状況	・要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） ・上記以外の者は、家族等との連絡、

	発令時の状況	住民に求める行動
		非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難勧告	・通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階で、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	・通常の避難行動ができる者は、指定された避難場所等への避難行動を開始
避難指示 (緊急)	・前兆現象の発生や現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・堤防の隣接地等、地域の特性から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・人的被害が発生した状況	・避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 ・未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動
自主避難	・避難勧告までには至らないと判断するものの、災害状況により、住民自らの不安を解消するために必要と判断する場合	・住民は、必要に応じ、自主的に集会所等へ避難。その際、必要な食料、飲物、日用品等を持参。また、要配慮者等、特に避難行動に時間を要するものは、できるだけ早期に自主避難
屋内での待機等の指示	・避難のための立退きを行うことにより、かえって生命又は身体に危険が及ぶおそれがある場合に、屋内での待機等の安全確保措置をとるために発令する避難情報である。	・立退き避難をしそびれた住民が屋内での垂直避難や水平避難等の安全確保をする。

(ウ) 避難計画の作成

次の事項に留意して避難計画を作成するとともに、自主防災組織の育成、防災訓練の実施等避難体制の確立に努める。

- a 避難勧告、避難指示（緊急）の具体的な発令基準及び伝達方法
- b 避難準備・高齢者等避難開始を発する判断基準及び伝達方法
(避難勧告、避難指示（緊急）、避難準備・高齢者等避難開始については「第2編 第2章 第12節 避難収容及び情報提供活動」を参照)
- c 指定緊急避難場所の対象となる異常現象の種類
- d 指定緊急避難場所及び指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口、責任者
- e 指定緊急避難場所及び指定避難所への経路及び誘導方法
- f 指定避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項
 - (a) 給食措置
 - (b) 給水措置
 - (c) 毛布、寝具等の支給
 - (d) 衣料、日用品の支給
 - (e) 負傷者に対する救急救護
- g 指定避難所の管理に関する事項
 - (a) 避難収容中の秩序保持
 - (b) 避難住民に対する災害情報の伝達
 - (c) 避難住民に対する応急対策実施状況の周知徹底
 - (d) 避難住民に対する各種相談業務
- h 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項
 - (a) 平常時における広報
 - 広報紙、掲示板、パンフレット等の発行
 - 無線放送、音声告知放送等住民に対する巡回指導

- 防災訓練等
- (b) 災害時における広報
 - 無線放送、音声告知放送、広報車による周知
 - 避難誘導員による現地広報
 - 住民組織を通じた広報

なお町は、避難勧告又は避難指示（緊急）を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

また避難時の周囲の状況等により、屋内にとどまっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での待避等安全措置をとるべきことにも留意するものとする。

(エ) 避難行動要支援者対策

町は、平常時より避難行動要支援者に関する情報の把握に努め、避難行動要支援者名簿を整備・運用し、避難支援等に携わる関係者として町地域防災計画に定めた消防機関、警察機関、民生・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。

(オ) 帰宅困難者等対策

帰宅困難者等を安全かつ適切に避難誘導、保護するため具体的な避難計画を策定するとともに、帰宅困難者等に確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。

イ【関係機関が実施する計画】

(ア) それぞれの施設管理者は、避難計画を町及び県の指導に基づき作成し、避難の万全を期するものとする。

(イ) 町の避難計画策定について、それぞれの所管事項について協力するものとする。

(ウ) 要配慮者利用施設の管理者は、町及び県の指導等に基づき、施設利用者を安全かつ適切に避難誘導するため、施設利用者の個々の態様に応じた避難計画を策定するとともに、町、地域住民、自主防災組織等との連携の下に、支援協力体制の確立に努め、避難誘導に係る訓練の実施等により、町、地域住民、自主防災組織等との連携を強化し、避難体制の確立を図るものとする。

(エ) 指定行政機関及び指定地方行政機関は、町から避難勧告又は避難指示（緊急）を行う際の助言を求められた場合は、その所掌事務に関して必要な助言を行うものとする。

ウ【住民が実施する計画】

(ア) 家族があわてず行動できるよう、次のことを話し合い、家庭内の役割分担を決めておく。

- a 災害の状況に応じて避難行動をどのようにとるか
 - (a) 指定緊急避難場所への立退き避難
 - (b) 近隣の安全な場所（近隣のより安全な場所・建物等）への立退き避難
 - (c) 「屋内安全確保」（その時点にいる建物内において、より安全な部屋等への移動）
- b 災害時の警戒避難に係る各種情報の多様な入手手段をどのように確保するか（テレビ、ラジオ、インターネット等）
- c 家の中でどこが一番安全か
- d 救急医薬品や火気などの点検
- e 幼児や高齢者の避難はだれが責任を持つか
- f 指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路はどこにあるか
- g 避難するとき、だれが何を持ち出すか、非常持出袋はどこにおくか
- h 家族間の連絡方法と最終的に落ち合う場所をどこにするか
- i 昼の場合、夜の場合の家族の分担

- (イ) 防災訓練に積極的に参加し、避難行動を実践的に身につけるものとする。
- (ウ) 指定避難所での生活に最低限必要な食料、水、衣類等生活必需品、医薬品、携帯ラジオ等をいつでも持ち出せるように備えておくものとする。

エ【企業等において実施する計画】

公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が発生した場合、従業員等を一定期間事業所等内にとどめておくことができるよう、必要な物資の備蓄等に努めるものとする。

2 避難場所の確保

(1) 現状及び課題

災害の危険が切迫した場合の住民等の安全を確保するために、その危険から緊急的に逃れるための指定緊急避難場所を、あらかじめ指定しておく必要がある。

(2) 実施計画

ア【町が実施する計画】

(ア) 町は、公民館、学校等の公共的施設を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性及び想定される災害の程度に応じ、その管理者の同意を得た上で災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図るものとする。

なお、指定した指定緊急避難場所、指定避難所については、資料編に掲げるとおりとする。

(イ) 指定緊急避難場所については、洪水、がけ崩れ、土石流、地すべり、地震、大規模な火事、内水氾濫（一時的に大量の降雨が生じた場合に排水施設又は河川その他の公共の水域に当該雨水を排水できないことによる浸水）等の各災害現象に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのあるものがない場所であって、災害発生時に迅速に指定緊急避難場所の開設を行うことが可能な管理体制を有するものを指定するものとする。

なお指定緊急避難場所となるオープンスペースについては、必要に応じ、火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努めるものとする。

(ウ) 町が全域的に被災する場合又は被災場所の地域性により隣接市町村の方が避難に利便を有する場合も想定されるので、必要に応じ隣接市町村と指定緊急避難場所の相互提供等について協議しておくものとする。

(エ) 指定緊急避難場所については、他の市町村からの被災者を受け入れることができるよう配慮するものとする。

(オ) 町は、安全が確保された後に、要配慮者等を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。

イ【関係機関が実施する計画】

(ア) 管理施設について、町の指定緊急避難場所の指定に協力するものとする。

(イ) 要配慮者利用施設の管理者は、施設利用者を安全かつ適切に避難誘導するため、施設利用者の個々の態様に配慮した避難体制の確立を図り、職員及び施設利用者に周知徹底するとともに、近隣の施設等との密接な連携の下に、災害発生時における施設利用者の緊急受入等について、支援協力体制の確立に努めるものとする。

3 避難所の確保

(1) 現状及び課題

災害発生時に被災者の避難及び救援を円滑に実施するために、これらの用に供する適切な施設を平常時から指定しておく必要がある。

(2) 実施計画

ア【町が実施する計画】

- (ア) 一般の避難所では生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、介護保険施設、障がい者支援施設等を福祉避難所として指定するよう努めるものとする。
- (イ) 指定避難所については、被災者を滞留するために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れることが可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。なお、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定するものとする。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。
- (ウ) 町は、学校を避難所として指定する場合は、学校が教育の場であることに配慮するものとする。また、避難所としての機能は応急的なものであることを確認の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に町教育委員会や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。
- (エ) 町が全域的に被災する場合又は被災場所の地域性により隣接市町村の方が避難に利便を有する場合も想定されるので、必要に応じ隣接市町村と指定緊急避難場所、指定避難所の相互提供等について協議しておくものとする。
- (オ) 避難場所に指定した施設については、必要に応じ換気、照明、暖房等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるものとする。
なお、設備の整備にあたっては、電力等の供給が長期間停止することを想定した整備に努めるものとする。
- (カ) 指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、要配慮者にも配慮するものとする。
- (キ) テレビ、携帯ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図るものとする。
- (ク) 指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、水、非常用電源、常備菜、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資の備蓄に努めるものとする。また、灯油、LPガスなどの常設に努めるものとする。
- (ケ) 避難行動要支援者を安全かつ適切に避難させるため、地域住民の助け合いの力等による避難行動要支援者一人一人の状況に即した避難支援体制を確立する。
また、一般の避難所では生活が困難な障がい者等の要配慮者のため、介護福祉施設等の福祉避難所を指定するよう努めるものとする。
なお、災害発生時に避難所となる公共施設については、段差解消やスロープの設置等要配慮者に配慮した施設整備を行うとともに、必要な物資等の備蓄に努めるものとする。
- (コ) 医療機関、社会福祉施設等との密接な連携の下に、災害発生時における避難行動要支援者の緊急受入等について、支援協力体制の確立に努めるものとする。
- (サ) 公有地はもとより、私有地についても極力安全空間の確保に努め、今後開発される地域においても、その計画が指定緊急避難場所及び指定避難所としての条件を満たすよう協力を求めていくものとする。
- (シ) 各避難所の運営マニュアル等の整備に努めるものとする。
- (ス) マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及にあたっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。
- (セ) 指定避難所として指定した学校等の施設については、備蓄のためのスペース確保や通信設備の整備等に努めるものとする。
- (ソ) 指定避難所については、他の市町村からの被災者を受け入れることができるよう配慮するものとする。

(タ) 町は、安全が確保された後に、要配慮者等を円滑に指定緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。

イ【関係機関が実施する計画】

(ア) 管理施設について、町の指定避難所の指定に協力するものとする。

(イ) 要配慮者が利用する施設の管理者は、施設利用者を安全かつ適切に避難誘導するため、施設利用者の個々の態様に配慮した避難体制の確立を図り、職員及び施設利用者に周知徹底するとともに、近隣の施設等との密接な連携の下に、災害発生時における施設利用者の緊急受入等について、支援協力体制の確立に努めるものとする。

4 住宅の確保体制の整備

(1) 現状及び課題

住宅に被災により避難生活を余儀なくされた住民に対して、早期に生活基盤が安定するよう速やかな住宅の確保が必要になる。

このため町及び県は相互に連携し、住宅情報の提供又は住宅の提供を行う体制を整備する必要がある。

(2) 実施計画

【町が実施する計画】

ア 利用可能な公営住宅等の把握に努め、被災者に住宅を提供する体制を整備するものとする。

イ 必要に応じ、賃貸住宅等の借り上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供する体制を整備するものとする。

ウ 応急仮設住宅の建設用地は名子原体育館駐車場・町営グラウンドとし、さらに建設する場合は、指定緊急避難場所及び指定避難所との整合を図りながら確保するものとする。

エ 災害救助法が適用された場合における入居者の決定等、住宅供給方法等については、県と相互に連携した体制の整備を図るものとする。

オ 利用可能な賃貸住宅棟の情報を被災者に提供する体制を整備するものとする。

カ 周辺市町村が被災し、要請をしてきた場合、利用可能な公営住宅等の情報を提供するものとする。

5 学校における避難計画

(1) 現状及び課題

災害が発生した場合、小学校、中学校、保育園（以下この節において「学校」という）においては、幼児及び児童生徒（以下この節において「児童生徒等」という）の生命、身体的安全確保に万全を期すとともに、緊急事態に備え迅速かつ的確に対応できる綿密な保護対策としての防災応急対策を実施する必要があることから、学校長は、児童生徒等の保護について十分留意し、避難対策計画を具体的に定めておく必要がある。

(2) 実施計画

【町が実施する計画】

学校においては、多数の児童生徒等を混乱なく、安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、立地条件等学校の実態に即した適切な避難対策をたてておくものとする。

ア 防災計画

(ア) 学校長等は、風水害が発生した場合、又は発生するおそれのある場合に児童生徒等の安全を確保するため防災計画を作成しておくものとする。なお、この計画作成にあたっては、町、警察署、消防署及びその他の関係機関と十分協議するものとする。

(イ) 学校長は、防災計画を作成又は変更したときは、速やかに教育委員会（以下「町教委」という。）に報告するとともに、教職員、児童生徒及び保護者に周知徹底を図る。

(ウ) 防災計画には、概ね次の事項を定めておくものとする。

- a 風水害対策に係る防災組織の編成
- b 風水害に関する情報の収集と学校、教職員及び保護者への伝達の方法
- c 町教委、町、警察署、消防署及びその他関係機関への連絡方法
- d 夜間、休日等における緊急時の教職員等の連絡及び招集方法
- e 児童生徒等の避難・誘導と検索の方法
- f 児童生徒等の帰宅と保護の方法
- g 児童生徒等の保護者への引渡し方法
- h 児童生徒等が登下校の途中で風水害にあった場合の避難方法
- i 児童生徒等の救護方法
- j 初期消火と重要物品の搬出の方法
- k 施設、設備の災害予防、危険箇所、危険物、危険動物の点検方法
- l 避難所の開設への協力（施設、設備の開放等）
- m 防災訓練の回数、時期、方法
- n 教職員、児童生徒等に対する防災上の教育及び保護者に対する広報の実施
- o 風水害時における応急教育に関する事項
- p その他学校長が必要とする事項

イ 施設、設備の点検管理

学校における施設設備の点検管理は以下の事項に留意し、適切に行う。

(ア) 日常的に児童生徒等がよく利用する施設空間（教室、昇降口、階段等）や遊具等が風水害によりどのような破損につながりやすいか留意して点検する。

(イ) 定期的に非常階段、消火栓等の防災施設や薬品庫等の施設・設備を各担当者が点検する。

(ウ) 設備や備品等の設置方法・場所が適当か、転倒、落下等の防災の措置がされているかについて点検する。

ウ 防火管理

風水害での二次災害を防止するため防火管理に万全を期する。

(ア) 日常点検は、職員室、給食調理室、用務員室、理科室、家庭科室等火気使用場所及び器具を点検し、消火用水や消火器等についても点検する。

(イ) 定期点検は、消火器具、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、避難器具、避難誘導灯及び貯水槽等の器具・設備等の機能を精密に点検する。

エ 避難誘導

(ア) 避難経路及び避難先は、第一、第二の避難経路及び避難先を設定し、あらかじめ保護者に連絡し周知徹底を図る。

(イ) 防災計画の「児童生徒等の避難誘導と検索の方法」の作成にあたっては以下の事項に留意する。

- a 児童生徒等の行動基準並びに学校や教師の対処、行動を明確にする。
- b 全職員の共通理解がなされ、個々の分担を明確にする。
- c 遠足等校外活動中の災害発生等の場合にも対応できるものとする。
- d 登下校時、在宅時における災害発生時の場合にも対応できるものとする。

第 12 節 孤立防止対策

(実施担当：総務課・まちづくり政策課・建設課)

第 1 基本方針

大規模な災害が発生した場合、集落が孤立することが考えられるため、その対策が重要である。

第 2 主な取組

- 1 災害時の孤立地域を予測し、住民と行政機関との間の情報伝達が断絶しない通信手段の確立に努める。
- 2 孤立予想地域に通じる道路の防災対策を推進するとともに、林道・農道等の迂回路確保に配慮した整備を推進する。
- 3 孤立時に優先して救護すべき要配慮者や観光者の孤立予測について、平常時から把握しておく。
- 4 救援が届くまでの期間、孤立地域の中で互いに助け合えるよう、平常時から地域住民の間で準備する。
- 5 孤立予想地域ごとに避難所となり得る公民館等の整備を推進するものとする。
- 6 孤立地域内での生活が維持できるよう、各自が食料品等の備蓄に努めるとともに、孤立する観光客等に対する備蓄にも配慮する。

第 3 計画の内容

1 通信手段の確保

(1) 現状及び課題

本町においては、移動系無線設備及び同報系無線設備が整備されているが、今後、両無線設備の拡充と設備更新が必要である。また、災害時の通信手段の確保に努めるとともに、停電時の通信確保にも努めるものとする。

(2) 実施計画

【町が実施する計画】

- ア 地域防災行政無線の導入等、災害時の通信手段確保に努めるものとする。その際、停電時でも通信が確保できるシステムとするものとする。
- イ アマチュア無線の協力確保について、体制の確立を図るものとする。
- ウ 孤立する可能性のある集落等に対し、衛星携帯電話等の非常時通信手段の確保を図るものとする。
- エ 東日本電信電話(株)等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努めるものとする。また、災害用として配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等について習熟に努めるものとする。また、IP電話を利用する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を図るものとする。

2 災害に強い道路網の整備

(1) 現状及び課題

元来、急峻な地形を切り開いて道路が建設されていることから、その全てについて完全な災害予防対策を講ずることは不可能であるのが実態である。

したがって、

- 主要路線優先の対策推進
 - 複線化の推進
- を図ることが必要である。

(2) 実施計画

【町が実施する計画】

町は、町道の災害予防対策を推進するものとする。また、道路に面した工作物、立木等の所有者・管理者に対して、災害時に道路封鎖等の影響を与えることのないよう適切な管理を求める。

3 孤立予想地域の実態把握

(1) 現状及び課題

大規模な災害が発生すれば交通手段の寸断等で住民生活が困難又は不可能になることにより孤立地域が発生する可能性が高く、あらかじめ孤立予想集落を把握する必要がある。その際は、要配慮者に対する優先的な支援が必要である。孤立した場合、生命あるいは健康上、緊急に支援する必要がある住民を平常時から把握し、孤立地域発生時に備えるものとする。

(2) 実施計画

ア【町が実施する計画】

(ア) 平常時の行政活動を通じ、高齢者世帯、寝たきりの病人、身体の不自由な者等、優先して救護すべき住民の実態を把握しておくものとする。

(イ) 観光・行楽施設にあっては、孤立した場合の対応策をたてておくほか、孤立時の生活維持可能期間等の基礎的実態を把握しておくものとする。

イ【住民が実施する計画】

該当の地域においては、住民相互が地域内の要配慮者について平常時から把握するよう努めるものとする。

4 自主防災組織の育成

(1) 現状及び課題

町内の自主防災組織は、町全体で平成 29 年 4 月 1 日現在 100%の組織率（活動カバー率）である。

大規模災害時には、多くの現場で同時に火災、救急救助事案が発生し、消火・救助機関が直ちに現場へ到着することが困難な状況にならざるを得ず、特に孤立地域では、到着までに相当の時間が必要となるものと予想される。

人命救助や初期消火活動は一刻を争うものであり、住民による可能な範囲での自主防災活動が極めて重要である。

ア 災害の発生時には、地域住民及び事業所が行政の対応に合わせて、それぞれの責務を果たし、相互の協力のもとに一体となって災害対策活動に取り組むことが被害の軽減防止につながる。このため、地域住民は、「自分たちの地域は自分たちで守ろう」という連帯意識に基づき自主防災組織を結成し、その育成強化を図ることが重要である。

イ 事業所も地域社会の一構成員として、その社会的責任を自覚し、事業所防災体制の充実・強化に努め、地域の自主防災組織と相互に協力、連携する体制を整備することが求められる。

(2) 実施計画

ア【町が実施する計画】

(ア) 全地区における組織結成を推進するものとする。

(イ) 災害発生時の活動要領について、教育指導を行うものとする。

(ウ) 活動用資機材の整備充実を行うものとする。

イ【住民が実施する計画】

孤立が予想される地域の住民は、組織結成に対して積極的に参加するよう努めるものとする。

5 避難所の確保

(1) 現状及び課題

孤立が予想される地域ごとに最低 1 箇所以上の避難所となり得る施設を整備する必要がある。その際、施設等が被害を受けないよう、立地条件の検討や施設の更新にも配慮する必要がある。

(2) 実施計画

【町が実施する計画】

孤立予想地区の公民館等の実態を把握し、未設置地域の解消と、老朽施設の更新、当面不可能な場合には代替施設・家屋の選定等について、地区を指導するものとする。

6 備蓄

(1) 現状及び課題

備蓄計画については、「第2編 第1章 第13節 食料品等の備蓄・調達計画」によるが、大規模災害発生時は、家屋等に被害を受けた住民に対する救援活動を優先せざるを得ないという現実にかんがみ、住民個々の被災が少なく、道路の寸断により孤立するという事態においては、可能な限り生活を維持できるよう、備蓄について各人が配慮することが重要である。また、避難所となり得る施設に、水、食料や光熱を得るための備蓄、応急措置のための資機材を確保しておく必要がある。

(2) 実施計画

ア【町が実施する計画】

孤立化が予想される集落単位での食料品等の備蓄に配慮するものとする。

イ【住民が実施する計画】

(ア) 孤立が予想される地域の住民は、平常時から備蓄について配慮するものとする。

(イ) 観光・宿泊施設等においては、孤立した滞在者の生活が確保できるよう、その規模に応じた備蓄を行うものとする。

第 13 節 食料品等の備蓄・調達計画

(実施担当：総務課)

第 1 基本計画

大規模な災害が発生した場合、被災直後の住民の生活を確保する上で食料の備蓄・供給は重要であり、住民は、一般流通が十分機能しないと考えられる発災直後から最低でも 3 日間もしくは可能な限り 1 週間は、自らの備蓄で賄うことを原則とする。地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき、町は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、食料を持ち出しできない者等を想定して、必要量を定め、食料の備蓄を実施する。

このため、備蓄体制の整備を推進するものとする。

第 2 主な取組

- 1 住民が発災直後から最低でも 3 日分、可能な限り 1 週間分程度を自ら備蓄するよう、十分に周知啓発を行う。また、食料の供給について、関係業者と協定を締結し調達体制の整備を行うとともに、備蓄体制の強化を図る。
- 2 協定の内容を確認し、円滑な食料供給が行えるよう供給体制の整備を図る。

第 3 計画の内容

1 食料品等の備蓄・調達体制の整備

(1) 現状及び課題

食料の調達については、災害救助用米穀の供給は「米穀の買入れ、販売等に関する基本要領」(平成 21 年 5 月 29 日付け 21 総食第 113 号総合食料局長通知)に基づき、知事の要請により農林水産省から供給される。

また、県内外の米穀販売事業者との間で災害救助法又は国民保護法が発動された場合における応急米穀の取扱いに関する協定を結んでいる。

一方、生鮮農畜産物については、卸売市場における相互供給体制の整備が必要である。その他の食料品についても、緊急時の食料品等の調達体制の整備が必要である。

食料の備蓄・調達については、住民は、自助の観点から自らが主体となって食料等を確保する必要があるが、防災の第一次的責任を有する町は、それぞれの地域の実情等を勘案し、食料を持ち出しできない被災者等を想定し、備蓄・調達の必要量、方法等について計画を策定し、実施していく必要がある。

方法については、現物備蓄にあっては、指定避難所以外での配布も想定し、調理を要しないか、又は調理が容易で食器具等が附属した食料品の備蓄に配慮するものとするほか、近年の災害における被災者要望は、弁当やおにぎりといった備蓄に馴染まない食料が多いことを踏まえ、流通備蓄の確保に努める必要がある。

(2) 実施計画

ア【町が実施する計画】

(ア) 平成 25・26 年度に実施した県の地震被害想定の結果や、外部からの支援が届く時期の想定、町の実情等を勘案し、食料を持ち出しできない被災者等へ供給するため、調理を要しないか、又は調理が容易で食器具等が附属した食料品を中心に非常用食料(現物備蓄)の必要量を備蓄するとともに、必要に応じて更新するものとする。必要量や確保の方法等については、管理栄養士等行政栄養関係者の関与の下で定めるものとする。

(イ) 他の地方公共団体との災害時の相互救援協定の締結を図るものとする。

(ウ) 非常用食料については、その保管場所に留意し、定期的に保存状態、在庫量の確認を行うものとする。

(エ) 町と県の備蓄品目及び数量の情報共有を図ることにより、災害時、備蓄食料の供給を円滑、効率的にできるようにする。

(オ) 住民、企業等に対して、防災訓練の機会等を通じ食料備蓄の重要性について十分周知啓発するものとする。また、周知啓発にあたっては、自主防災組織の活用も図るものとする。

(カ) 県と同様に、食料品等の調達体制の整備に努めるものとする。

イ【関係機関が実施する計画】

(ア) 米穀販売事業者

「災害救助法又は国民保護法が発動された場合における応急用米穀の取り扱いに関する協定書」に基づき供給を行えるよう体制を整備するものとする。

(イ) 卸売市場業者

生鮮農畜水産物について、被災住民に対し必要な数量ができるだけ迅速に供給されるよう、その他の市場から被災卸売市場に対し、優先的に供給される体制について、町内卸売市場間で協定を締結するものとする。

ウ【住民が実施する計画】

自らの安全は自ら守るという防災の基本どおりに、家庭においても発災時備蓄食料や、調達された食料が供給されるまでの間の当座の食料として、一人あたり最低でも3日分、可能な限り1週間分程度の食料(乾パン、缶詰、チョコレート、ビスケット等調理の不要なものが望ましい。)を非常持出ができる状態で備蓄することを原則とする。

また、高齢者用、乳児用の食料品は供給が困難になる場合が予想されるので、各世帯構成に応じた食料備蓄を行うよう留意するものとする。

エ【企業等において実施する計画】

企業等においても、災害発生に備えて、食料備蓄を行うことが望ましい。

2 食料品等の供給計画

(1) 現状及び課題

備蓄食料や関係業者との協定による調達食料を、住民へ円滑に供給できるよう体制の整備を図る必要がある。

食料備蓄計画により避難所等にも速やかに供給する体制を整備する必要がある。

(2) 実施計画

【町が実施する計画】

ア 備蓄食料及び協定等により調達した食料を住民に供給するための体制を整備するものとする。

イ 食料供給を円滑に行えるよう、炊飯器具(なべ、釜)、食器類(茶わん、はし)、調味料(みそ、塩)等についても整備するよう努めるものとする。

第 14 節 給水計画

(実施担当：環境水道課)

第 1 基本計画

- 1 災害時における飲料水の確保は次のとおりとする。
 - (1) 被災していない配水池から飲料水等の確保を図る。
 - (2) 水源、浄水場及び送配水施設が被災したときは、給水停止措置をとり、緊急措置として、深井戸、河川、プール等の水をろ過、滅菌して送水する。
 - (3) 被災していない近隣市町村（水道事業者等を含む。以下同じ。）からの応急給水活動による飲料水等の確保を図る。
- 2 被災を最小限に食い止めるため、事前に施設の災害に対する安全性の確保を進めるとともに、給水車・給水タンク等の確保を図り、飲料水の供給に備える。
- 3 復旧までの間、応急給水で対応するため、住民の健康を第一に、水質保全と必要水量の確保に努めるものとする。

第 2 主な取組

- 1 水道施設の災害に対する安全性の確保、緊急遮断弁の設置及びろ水器の整備促進、関係業者との協定の締結等、飲料水の備蓄・調達体制の整備を図る。
- 2 給水車、給水タンク等の整備促進を図るとともに、関係業者との協定の内容を確認し、飲料水の供給体制の整備を図る。

第 3 計画の内容

1 飲料水等の備蓄・調達体制の整備

- (1) 災害時の給水量の検討
最小限必要な飲料水として、1人1日3リットル、生活用水が、1人1日16リットルの合計19リットルを7日分（混乱期3日、復旧期4日と想定した日数。）確保するものとする。
- (2) 【町の対策】
 - ア 配水池等容量の増強、緊急遮断弁の設置、施設の災害に対する安全性の確保等の整備を行うものとする。
 - イ 浄水場・管路等施設の更新と多様な水源の確保に努め、計画的に施設の耐震化等の整備促進を図る。
 - ウ 住民への支援や県への協力、予備水源・電源の確保、プール等飲料水以外の貯水状況の把握を行う。
- (3) 【各家庭での対策】
 - ア 風呂の残り湯の活用を習慣づける。
 - イ ボトルウォーター等による飲料水の備蓄に努める。
 - ウ ポリタンク等給水用具の確保を行う。
 - エ 自家用井戸等について、その維持、確保に努める。

2 飲料水等の供給計画

- (1) 現状及び課題
現在、本町には給水タンクを確保しており、緊急時にはこれにより供給を実施するが、大規模な災害においては、給水車等の不足が予想される。
- (2) 実施計画
【水道事業者としての町が実施する計画】
 - ア 給水車の運行計画の策定等、給水体制の確立を図る。その際、病院、福祉施設への供給を優先させるものとする。
 - イ 給水源の確保、供給量の見直しを行うものとする。
 - ウ 給水車による住民への給水の拠点は、指定緊急避難場所及び指定避難所を基本とする。
 - エ 給水車、給水タンクを必要と想定される台数確保をするものとする。

オ 給水袋については、町で確保して各防災倉庫へ備蓄しておくが、不足が予想される場合は、自主防災組織や住民においても必要数の確保に努めるものとする。

カ 本町だけでは飲料水の輸送が困難なときは、隣接市町村や地域振興局等へ支援を要請する。

給 水 目 標 水 量

- 1 第1段階
生命維持に必要な水量として1人1日3リットル程度、混乱期の3日間とする。
- 2 第2段階
炊事、洗面等の最低生活を営むための水量1人1日20リットル、約10日間とする。
- 3 第3段階
若干の不便はあるが、通常的生活に必要な水量、1人1日250リットル程度

第 15 節 生活必需品の備蓄・調達計画

(実施担当：保健福祉課)

第 1 基本計画

災害発生時には、地域住民の生活物資の喪失、流通機能の麻痺等による生活必需品に著しい不足が生じる。このため、災害に備えて次に掲げるような品目については、備蓄・調達体制の整備を図る必要がある。

1 災害時の主な生活必需品

- (1) 寝具（タオルケット、毛布等）
- (2) 衣類（下着、靴下、作業着等）
- (3) 炊事道具（なべ、包丁、卓上コンロ等）
- (4) 身の回り品（タオル、生理用品、紙おむつ等）
- (5) 食器等（はし、茶わん、ほ乳びん等）
- (6) 日用品（せっけん、ティッシュペーパー、携帯トイレ、トイレットペーパー等）
- (7) 光熱材料（マッチ、ガスボンベ、ストーブ、灯油等）

2 必要量

人口の 5 %程度が、生活必需品等について自力で確保できない状況を想定して備蓄・調達体制を整備するよう努める。

第 2 主な取組

町は、地域の実情に応じて備蓄・調達体制の整備を図るとともに、住民に対して、災害時に備えた備蓄の必要性について普及啓発に努める。

第 3 計画の内容

1 生活必需品の備蓄・調達体制の整備

(1) 現状及び課題

災害時の生活必需品の確保については、住民自ら行うことが有効であり、住民の防災意識を高め、最低限の必需品については、緊急用品として準備するよう、普及啓発に努めるとともに、各機関においても必要最小限の生活必需品については、備蓄を図る必要がある。

また、生活必需品の調達については、流通業者等の協力が不可欠であり、緊急時の生活必需品の調達に対し、流通業者等に協力を要請するとともに、調達可能な物資の量の把握に努め、調達体制の整備を図る必要がある。

(2) 実施計画

ア【町が実施する計画】

(ア) 町は、生活必需品の備蓄・調達体制の整備を図るものとする。

(イ) 住民に対し防災思想の普及を行い、住民における備蓄の促進を図るものとする。

イ【関係機関が実施する計画】

関係機関にあっては、必要な生活必需品の備蓄を図るものとする。

ウ【住民が実施する計画】

災害に備えて、本節基本計画に掲げた生活必需品のほか、最低でも 3 日分、可能な限り 1 週間分程度の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄を図り、避難に備え非常持出し袋（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）等の準備を行うものとする。

2 生活必需品の供給体制の整備

(1) 現状及び課題

災害発生直後、直ちに備蓄分の生活必需品の迅速な供給を行うため、被害状況に応じた調達必要数の把握方法を整備する。また、生活必需品の調達を行う場合を想

定し、流通業者等への連絡方法、輸送手段、集積場所等について調整する必要がある。

(2) 実施計画

【町が実施する計画】

ア 輸送されてくる生活必需品の集積場所を調整するものとする。

イ 輸送手段、集積場所等について、関係機関と調整し、あらかじめ計画するよう努めるものとする。

第 16 節 危険物施設等災害予防計画

(実施担当：総務課)

第 1 基本方針

大規模災害等により、危険物、高压ガス等の危険物品等（以下「危険物等」という。）を取り扱う施設又は石綿使用建築物等（以下「危険物施設等」という。）に損傷が生じた場合、重大な被害をもたらすおそれがあることから、自主保安体制の強化、災害に対する安全性の確保を図り、当該施設に係る災害を未然に防止する。

第 2 主な取組

- 1 危険物施設等における災害発生及び拡大防止計画を確立する。
- 2 液化石油ガス施設における災害発生及び拡大防止計画を確立する。
- 3 毒物・劇物保管貯蔵施設における災害発生及び拡大防止計画を確立する。
- 4 放射性物質使用施設における災害発生及び拡大防止計画を確立する。

第 3 計画の内容

1 危険物施設災害予防計画

(1) 現状及び課題

消防法に定める危険物の施設においては、大規模災害発生時における危険物による二次災害の発生及び拡大を防止するため、施設・設備の耐震性の確保、緩衝帯の整備及び防災応急対策用資機材の備蓄を図るとともに、自衛消防組織の充実強化、保安教育及び防災訓練の実施等、保安体制の強化を図る必要がある。

(2) 実施計画

【町が実施する計画】

ア 規制及び指導の強化

(ア) 危険物施設の設置又は変更の許可にあたっては、地震動による慣性力等によって生ずる影響を十分考慮した位置、構造及び設備とするよう、設置者（申請者）に対する指導を強化するものとする。

(イ) 既設の危険物施設については、施設の管理者に対し、災害発生時の安全確保について再点検を求めるほか、必要に応じて、改修、改造、移転等の指導、助言を行い、耐震性の向上を図るものとする。

(ウ) 立入検査については、次に掲げる事項を重点に随時実施するものとする。

a 危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理状況

b 危険物施設における貯蔵、取扱い、移送、運搬及び予防規程の作成等安全管理状況

イ 自主防災組織の整備促進

緊急時における消防機関との連携等、総合的な防災体制をあらかじめ整えておくため、危険物施設の管理者に対し、自衛消防組織等の自主的な自衛体制の整備について指導するものとする。

ウ 化学的な消火、防災資機材の整備促進

町は、多様化する危険物に対応する化学消防力の整備を図るものとする。

また、危険物施設の管理者に対し、発災時における災害の拡大防止対策に必要な資機材の整備、備蓄の促進について指導するものとする。

エ 相互応援体制の整備

近隣の危険物取扱事業所との相互応援に関する協定の締結を促進し、効率ある自衛消防力の確立について指導するものとする。

オ 県警察との連携

危険物施設の設置又は変更の許可をした際は、県警察に対してその旨連絡し、連携を図るものとする。

2 液化石油ガス施設災害予防計画

液化石油ガス一般消費先について、耐震自動ガス遮断器の設置、容器の転倒防止措

置などの地震対策を推進するよう、液化石油ガス販売事業者等に対し、指導を一層徹底する必要がある。

また、地震時においては、消費者の適切な措置が不可欠であるため、消費者啓発も一層重点的に実施する必要がある。

3 毒物・劇物保管貯蔵施設災害予防計画

「毒物及び劇物取締法」に基づく、毒物及び劇物の製造業、輸入業、販売業（以下「営業者」という。）及び届出を要する業務上取扱者等に対しては、保健福祉事務所（保健所）等による監視により災害防止のため、「危害防止規定の策定」等について指導を行うものとする。

【長野県医薬品卸協同組合】

毒物劇物事故処理剤の確保体制の整備を図る。

4 放射性物質使用施設災害予防計画

放射性同位元素等使用事業所は、研究機関、医療機関及び民間機関等を中心にあり、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」に基づき、放射線障害に対する予防対策を講じている。

消防機関においては、放射性物質使用施設等における消火、救助及び救急活動体制の充実強化を図る必要がある。

(1) 所管する放射性物質使用施設等における予防対策に万全を期す。

(2) 町は、消防機関に地域の実情に応じて、放射線測定器、放射線保護服等を整備し、放射性物質による事故等に対応できる体制の整備を図るものとする。

第 17 節 電気施設災害予防計画

(実施担当：電力会社)

第 1 基本方針

電気は、現代の社会生活にとって欠くことのできないエネルギー源であることから、

- 災害に強い電気供給システムの整備促進
 - 災害時を想定した早期復旧体制の整備
- を重点に、予防対策を推進するものとする。

町内には県企業局の小浜第 1・第 2・第 3 発電所も設置されていることから、「災害に強い電気供給システムの整備促進」「災害時を想定した早期復旧体制の整備」を重点に、予防対策を推進する。また、生田発電所もある。

第 2 主な取組

- 1 地中化の推進等、施設・設備の安全性を促進する。
- 2 災害時の職員の配備計画を樹立する。
- 3 関係機関との連携について、平常時から体制を確立する。

第 3 計画の内容

1 施設・設備の安全性の確保

(1) 現状及び課題

災害に強い電力供給システムを構築するとともに、二次災害防止を考慮した安全性を確保するものとする。

(2) 実施計画

【中部電力㈱が実施する計画】

水力発電設備、変電設備、送電設備（架空送電線、地中送電線）、配電設備について、それぞれの技術基準等に基づいた耐災設計を行うものとする。

2 職員の配置計画

(1) 現状及び課題

通常業務で実施している監視体制のほか、災害時の被害状況把握と応急復旧のための職員配置体制を確立するものとする。

(2) 実施計画

【関係機関が実施する計画】

電力会社において非常災害対策本部組織及び事務分掌を定め、職員の配置と任務分担を確立しておくものとする。

3 関係機関との連携

(1) 現状及び課題

電力系統は、発電所、変電所、送電線及び配電線が一体となって運用され、電力各社間も送電線で接続されている。

災害発生に備え、供給力の相互応援について連携体制を確立するとともに、復旧活動について関係各社と契約し、体制を整備しておくものとする。

また、停電による社会不安や、生活への支障を除去するため、住民等に対して迅速な情報提供が重要となることから、各関係機関相互の連携を強化する必要がある。

(2) 実施計画

ア【町が実施する計画】

町は、電力会社との連携を図るものとする。

イ【関係機関が実施する計画】

(ア) 電力会社において平常時から電力の相互融通体制を確立するとともに、応急復旧用資機材の準備と復旧工事について、関係業者と契約して体制を整備しておくものとする。

- (イ) 中部電力㈱は、県企業局との間で、電力供給の円滑化、設備の保安管理並びに発電所の合理的な運用等について、協定しておくものとする。
- (ウ) 町及び県、地域振興局に対する情報提供体制を整え、平常時より連携を強化するものとする。

ウ【県企業局が実施する計画】

(ア) 電気工作物の点検整備等

発電所の主要施設は各基準に適合した施設であるが、保安規程等に基づく巡視、点検及び検査を行い、各設備の特性、劣化又は老朽化状況及び周辺状況等を把握する中で、常に保安上の支障のないよう維持管理する。

また、ダム施設については、ダム操作規程及び長野県電気事業電気工作物保安規程により保安管理を行い、ダムの挙動及び状態を監視するために必要な計測管理を実施する。

(イ) 非常通信連絡体制の整備

災害その他非常時における情報の伝達、収集を迅速かつ円滑に行えるよう、通信設備や緊急連絡体制の整備を図る。

(ウ) 防災訓練の充実

災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、過去に発生した災害の実情、特異性を把握し、毎年計画的に実践的な訓練を実施する。

(エ) 二次災害の防止

施設の巡視、点検を行う中で、危険箇所及び被害を受けやすい箇所を把握し、あらかじめ必要な措置を講ずるとともに、特に、ダム、導水路等の破損又は決壊、土砂被害の発生等による二次災害防止に重点をおいて施設を整備する。

第 18 節 上水道施設災害予防計画

(実施担当：環境水道課)

第 1 基本方針

水道施設、設備の安全性の確保については、施設の耐震性の強化のほか、非常用施設・設備を常に正常に稼働できる状態に維持し、かつ、非常用施設・設備が被災を受けにくいものにする必要がある。これらについては、施設・設備の更新時に十分考慮することとし、通常のメンテナンス体制の充実を図ることとする。

第 2 主な取組

老朽施設の更新、改良等を行うとともに、施設の安全性の確保を図る。

第 3 計画の内容

1 水道施設・設備の整備及び安全性の確保

(1) 現状及び課題

水道事業については、施設の耐震化、老朽施設の更新等を計画的に進めているが、施設の建設には多大な費用が必要となるため、施設整備が十分とはいえないのが現状である。

また、ライフラインの確保として、他事業と調整し、緊急時連絡管等の整備が必要である。

水道事業者相互の応援体制については、長野県市町村災害時相互応援協定及び長野県水道協議会水道施設災害等相互応援要綱により他市町村へ応援を依頼することが可能であり、また長野県水道協議会水道施設災害相互応援要綱により、(公社)日本水道協会を通じて全国的に応援を依頼することが可能である。

(2) 実施計画

ア 管路の耐震化、老朽管の布設替並びに耐震性機材の採用により、施設整備の推進を図るものとする。

イ 配水系統の相互連絡のブロック化を図るものとする。

ウ 他水道事業者との緊急連絡管の整備促進を図るものとする。

エ 復旧資材の備蓄を行うものとする。

オ 水道管路図等の整備を行うものとする。

第 19 節 下水道施設等災害予防計画

(実施担当：環境水道課)

第 1 基本方針

下水道は、水道、電気、ガス等と並び、住民の安全で清潔かつ快適な生活環境の確保のために必要不可欠なライフラインの一つであり、一日たりとも休むことができない重要な施設である。

このため、災害による被害が予想される地域、老朽化の進んだ施設等については改築、補強に努め、今後、建設する施設については、地質、構造等の状況に配慮し、耐震性の強化等の対策を講ずる。

また、被害の予防を図るとともに、災害時における復旧活動を円滑に実施するために、緊急連絡体制の確立、応急資材の確保、復旧体制の確立を図る。

第 2 主な取組

- 1 新耐震基準に基づき、施設の整備、補強、改築を実施する。
- 2 緊急連絡体制、被災時の応急及び復旧体制の確立を図る。
- 3 緊急用、復旧用資機材の計画的な備蓄を図る。
- 4 下水道施設台帳等の整備・充実を図る。
- 5 管渠及び処理場施設等の、系統の多重化を図る。

第 3 計画の内容

1 新耐震基準に基づく施設整備

(1) 現状及び課題

下水道施設等の中には、軟弱地盤に建設されたものや、老朽化が進んでいるものがある。このため、既存施設の調査、補強等の対策が必要であるとともに、施設の新設にあたっては、耐震対策を講ずる必要がある。

(2) 実施計画

【町が実施する計画】

- ア 重要な管渠及び処理場施設のうち、地盤が軟弱な地域に設置されているもの、老朽化の著しいものから重点的に調査を実施し、必要に応じて補強等の対策を講ずるものとする。
- イ 新たに建設する管渠、処理場施設については、土質調査等を実施し、新耐震基準に適合した耐震対策を講ずるものとする。

2 緊急連絡体制、被災時の復旧体制の確立

(1) 現状及び課題

災害発生時において、迅速かつ的確に情報を収集し、速やかに応急対策を実施するため、緊急連絡体制、復旧体制、災害時の緊急的措置等を定めた災害対策要領等をあらかじめ策定する必要がある。また、復旧体制については、県、町とも、被災時には関係職員、関係業者、手持ち資機材だけでは対応不十分となることが予想されるため、あらかじめ他の地方公共団体との間での広域応援協定や民間事業者等との災害時維持修繕協定を締結する必要がある。

(2) 実施計画

【町が実施する計画】

- ア 災害時の対応を定めた業務継続計画や災害時対策要領等を策定するものとする。
- イ 業務継続計画や災害対策要領等に定められた対応が確実に機能するよう、訓練を実施していくものとする。
- ウ 復旧体制について、他の地方公共団体との広域応援体制、関係団体等との協力体制を確立するものとする。なお、〔長野県下水道事業における災害応援に関するルール〕及び「下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール」により、他の地方公共団体に応援要請をすることができる。

3 緊急用・復旧用資材の計画的な備蓄

(1) 現状及び課題

被災時には、被災の状況を的確に把握し、ライフラインとしての下水道の機能を確保するため、緊急用・復旧用資機材が必要となることから、これらの資機材について、平常時から計画的に購入、備蓄していく必要がある。

(2) 実施計画

【町が実施する計画】

発電機、ポンプ等の緊急用・復旧用資機材を計画的に購入、備蓄するものとする。

4 下水道施設台帳、農業集落排水施設台帳、浄化槽台帳等の整備・拡充

(1) 現状及び課題

下水道施設台帳は、下水道の諸施設を適切に管理するため、下水道法においてその調整、保管が義務づけられている。下水道施設等が災害により被災した場合、その被害状況を的確に把握するためには、下水道施設台帳等の整備が不可欠である。

町は必要に応じて、下水道台帳等の適切な調整、保管に努める。また、必要に応じて台帳のデータベース化を図り、確実かつ迅速なデータの調査、検索等が実施できる体制を整備する。

(2) 実施計画

【町が実施する計画】

下水道施設台帳等を適切に調整・保管するものとする。また、必要に応じて台帳のデータベース化を図り、確実かつ迅速なデータの調査、検索等が実施できる体制を整備するものとする。

5 管渠及び処理場施設等の系統の多重化

(1) 現状及び課題

下水道施設等が被災した場合においても、ライフラインとしての機能を確保するため、管渠の2系統化、処理場施設のバックアップ体制の確保等、代替性の確保に努めることが必要である。

(2) 実施計画

【町が実施する計画】

町は必要に応じて、系統の多重化、拠点の分散化等による代替性の確保に努める。

第 20 節 通信・放送施設災害予防計画

(実施担当：総務課・まちづくり政策課・(株)チャンネル・ユー・機関)

第 1 基本方針

災害時において通信・放送の途絶は、災害応急対策の遅れ、情報の混乱を招くなど、住民に与える影響は非常に大きい。これらを未然に防止するよう予防措置をとる。

第 2 主な取組

- 1 町として緊急時における通信手段の確保、整備を図る。
- 2 通信・放送施設を有する関係機関と連携し、通信施設の災害対策、災害に強い通信手段の整備を図る。
- 3 電気通信事業者は通信施設の災害対策、迅速な情報収集体制の確立を図る。
- 4 放送機関は通信施設の災害・停電対策、災害時の運用体制の確立を図る。
- 5 警察機関は通信機器の災害対策、情報収集体制の強化を図る。
- 6 通信ケーブルの地中化を推進する。

第 3 計画の内容

1 緊急時のための通信確保

(1) 現状及び課題

災害時においては、通信施設の被災、通信量の飛躍的な増大などにより通信回線が一時的に利用不能又は輻輳の発生するおそれがある。このため被災情報の収集伝達、災害対策に必要な通信を確保するため緊急時用通信施設、機器及び運用体制の確立が必要である。

(2) 実施計画

各機関において、有線・無線系及び地上・衛星系による通信回線の多ルート化、中枢機能の分散化、機器の二重化、移動体通信機器の整備を図るほか、緊急時のための通信施設、機器を整備する。通信施設の整備にあたっては、自機関関係各所はもとより、自機関以外の防災関係機関との情報伝達ができる手段についても配慮するものとする。

また、非常通信を行う場合に備え、あらかじめ通信を依頼する無線局を選定しておくこととする。

2 防災行政無線通信施設災害予防

(1) 現状及び課題

町と県及び防災関係機関相互間の災害時における迅速かつ的確な情報の収集・伝達を図るため、防災行政無線を配備している。今後も設備の老朽化に伴う更新を計画的に行う必要がある。

(2) 実施計画

【町が実施する計画】

地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき整備推進を図るほか、住民への情報伝達手段として有効な同報系並びに防災・生活関連機関、自主防災組織などで相互間通信を行える地域防災系の防災行政無線の整備を図る。また、通信施設については、耐震性など災害予防対策を図るものとする。

3 電気通信施設災害予防

(1) 現状及び課題

従来の地震対策では、関東大震災クラス（震度 6 弱）を想定した災害対策を実施してきたが、震度 7 を想定した耐震対策との危機管理体制を整備する必要がある。

また、電話の不通による社会不安や、生活への支障を除去するため、住民等に対して迅速な情報提供が重要となることから、各関係機関相互の連携を強化する必要がある。

(2) 実施計画

ア【町が実施する計画】

町は、東日本電信電話(株)等の電気通信事業者との連携を図るものとする。
イ【東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンクモバイル(株)が実施する計画】

通信設備の被災対策、地方公共団体の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散、応急復旧機材の配備、通信輻輳対策の推進など、電気通信設備の安全信頼性強化に向けた取り組みを推進することに努めるものとする。

また、災害に強い通信サービスの実現に向けて下記の施策を逐次実施するものとする。

(ア) 建築物・鉄塔及び端末機器等の耐震対策

- a 震度7でも通信設備の機能が最低限維持できるように、建物・鉄塔等耐震診断を実施し、耐震性の低いものについて、耐震補強するものとする。
- b 事務室設置のシステム等端末設備類の耐震性についても、震度7に耐えられるように補強するものとする。

(イ) 電気通信設備の停電対策

予備エンジンの配管設備を含めた予備電源装置の耐震確保及び蓄電池の維持等の停電対策強化を図るものとする。

(ウ) 設備監視体制

通信ネットワークの集中監視・制御センターが被災しても対応できるよう、他のセンターからの相互バックアップ機能を確立するものとする。

(エ) 重要ファイルの管理

交換機の運転ファイル、社内情報処理システム等の重要ファイルを複数拠点で分散保管し、信頼性の向上を図るものとする。

(オ) 緊急受付窓口の強化

災害時に多発する故障受付、臨時電話の申込時に迅速に対応できるよう、緊急受付窓口体制を確立するものとする。

(カ) 災害時優先電話の活用

現状の災害時優先電話の範囲を災害対策基本法に基づく、指定機関の災害対策の指揮・指導する立場の責任者宅まで拡大するものとする。

(キ) 特設公衆電話の早期設置による通信確保

指定避難所に合わせた特設公衆電話設置台数等のマニュアル化を行い、緊急時における早期通信を確保するものとする。

(ク) 被災状況の早期把握

通信孤立地域を早期に把握し、解消するため、県及び町等防災関係機関との情報連絡体制の強化を図るものとする。

(ケ) 危機管理・復旧体制の強化

- a 社内情報連絡ツールの充実
- b 災害発生時直後に出勤できる被害調査隊と復旧隊の編成準備・配置

(コ) 電気通信設備の停電対策

移動電源車、移動用発動発電装置の配備及びバックアップ蓄電池による保持に努めるものとする。

4 道路埋設通信施設災害予防

(1) 現状及び課題

架空の通信ケーブルは、災害発生時に倒壊するおそれがあり倒壊した場合には、交通を遮断し緊急車両の通行や資材の搬入に支障をきたす。このため架空から地中化を進める必要がある。

(2) 実施計画

【道路管理者が実施する計画】

道路管理者は、通信事業者等と調整のついた箇所より、電線共同溝又は、共同溝の整備を行い、通信ケーブルの地中化の推進を図るものとする。

第 21 節 鉄道施設災害予防計画

(実施担当：東海旅客鉄道㈱)

第 1 基本方針

鉄道施設は、輸送機関として重要な施設であり、新設や更新、補強の際には、災害の発生に対処するため、鉄道施設等の機能が外力及び環境の変化に耐える防災強度を確保するよう、綿密な整備計画に基づき予防措置をとるものとする。

また、施設、設備の安全性を確保するため、定期的に点検、検査を実施し、保守、補強などの整備を計画的に推進するものとする。

第 2 主な取組

- 1 施設・設備の検査を定期的実施し、保守、補強を計画的に推進し整備強化を図る。
- 2 各体制に基づき関係職員の配置計画をとる。
- 3 関係機関との連絡を密にし、必要な資機材及び要員について、緊急時の協力体制の整備を図る。

第 3 計画の内容

1 現状及び課題

災害の発生に対処するため、鉄道施設の新設、更新、補強の際には、防災強度に配慮した整備計画を推進するとともに、計画的な保守点検を実施し、安全性を確保する必要がある。

また、災害による鉄道の不通、運休などによる生活への支障を除去するため、住民等に対して迅速な情報提供が重要となることから、各関係機関相互の連携を強化する必要がある。

2 実施計画

(1) 【町が実施する計画】

町は、それぞれの地域防災計画等の定めるところにより、鉄道会社と連携を図るものとする。

(2) 【東海旅客鉄道㈱が実施する計画】

ア 施設・設備の安全性の確保

調査グループの設置運用により定期検査を実施しているが、この体制を継続強化し、検査結果に基づく保守、補強、取り替えなどを計画的に実施する。

イ 職員の配置計画

各体制に基づき関係職員の配置計画をとる。

ウ 関係機関との連携

部内外との機関及び協力会社との連絡を密にし、連携をとる。

第 22 節 災害広報計画

(実施担当：まちづくり政策課)

第 1 基本方針

災害発生時に有効な広報活動を迅速に行うための体制づくりを事前に行っておく必要がある。そのためには、被災者及び住民等に対する情報の提供体制の整備を行うとともに、報道機関等に対する情報の提供体制の整備、協定の締結等を行っておく必要がある。

また、放送事業者・通信事業者等は、被害に関する情報・被災者の安否情報等について、情報の収集及び伝達に係る体制の整備に努める。

第 2 主な取組

- 1 被災者及び住民等への情報の提供体制を整備する。
- 2 報道機関等への情報提供の方法及び協定による報道要請の方法について確認する。

第 3 計画の内容

1 被災者及び住民等への情報の提供体制

(1) 現状及び課題

災害発生時には、被災者及び住民等からの問い合わせ、安否情報の確認、要望、意見等が数多く寄せられることが予想されるため、町、県、関係機関及び報道機関等は適切な対応が行える体制を整えておく必要がある。

これは、被災者及び住民等に対して的確な情報を提供する上から重要であると同時に情報の混乱を防ぎ、また職員が問い合わせに対する応答に忙殺され、他の災害応急業務に支障が出るというような事態を防ぐ上からも重要である。

(2) 実施計画

ア【町が実施する計画】

(ア) 被災者及び住民等からの問い合わせに対する専用の窓口や、専用電話・FAX・パソコン（インターネット）を設置し、職員が専属で対応できるよう体制の整備を図るものとする。

(イ) 有線テレビジョン放送、屋外文字放送等を活用し、地域に密着した情報を提供するため、事業者との協力関係の構築を図るものとする。

(ウ) 災害対策情報共有システム（Lアラート）、町のホームページ、ソーシャルメディア等を利用し、住民に対して各種の情報を提供できる体制の整備を検討するものとする。

(エ) 被災者及び住民等に対して各種の情報提供を行うため、県及び長野県大規模災害ラジオ放送協議会と体制の整備・確認を行うものとする。

(オ) (エ)のほか、被災者及び住民等に対して各種の情報提供を行うため、県及び報道機関等と体制の整備・確認を行うとともに、安否情報の確認手段について、住民への普及啓発に努めるものとする。

(カ) 東日本電信電話㈱等の電気通信事業者が災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等の周知に努めるものとする。

イ【報道機関等が実施する計画】

報道機関及び通信事業者は、被災者及び住民等に対して各種の情報提供を行うため、町と体制の整備・確認を行うものとする。

ウ【電気通信事業者が実施する計画】

災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等の周知に努めるものとする。

エ【関係機関が実施する計画】

関係機関は、住民等に対して交通規制、交通機関の運行等の状況に関する情報提供を行うため、町と体制の整備・確認を行う。

2 報道機関への情報提供及び協定

(1) 現状及び課題

災害発生時には、報道機関からの取材の要請が、電話、直接のインタビュー等によりなされることが予想される。

報道機関に対する情報の提供については、あらかじめ対応方針を定めておく必要がある。

また、報道機関とはあらかじめ協定等を締結し、災害対策本部等からの報道要請の方法について定めておく。

(2) 実施計画

【町が実施する計画】

ア 取材に対する対応による業務への支障、窓口が一本化されていないことによる情報の混乱等を防ぐため、取材に対する広報窓口を明確にし、窓口を経由して情報の提供を行う体制とするものとする。

イ 災害発生時に放送要請が必要な事態が生じた場合に、速やかに放送要請が行えるよう放送要請の方法についての確認を行っておくものとする。

3 広報の内容

- (1) 災害に関する予警報及び情報
- (2) 被害情報
- (3) 住民に対する避難勧告、避難指示（緊急）等に関する事項
- (4) 交通機関の運行状況及び交通規制状況
- (5) 災害救助活動状況
- (6) 電信・電話の通信状況
- (7) 県、警察、自衛隊等関係機関の対策状況
- (8) 応急対策状況
- (9) 電力・水道・ガスなどの状況及び対策状況

4 広報活動の方法

広報は、各種情報をいち早く住民に知らせるとともに、デマ情報でのパニックを防ぐ意味でも重要な事項であり、二次災害に関する注意、ガス等の使用注意、救護所や医療機関の状況、避難勧告又は指示（緊急）、避難所の開設状況、公共施設の被害及び復旧状況、ライフライン施設の被害について、被災者のニーズを把握し、防災行政無線を利用するほか、広報車による巡回、広報紙の発行等により伝達する。

第 23 節 土砂災害等の災害予防計画

(実施担当：建設課)

第 1 基本方針

本町においても、その地形、地質から土砂災害等が発生する危険性がある場所があり、風水害に起因する土砂崩落、地すべり等による被災が懸念される。

これらの土砂災害を防止するため国、県の協力を得て、危険箇所を把握し、地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき、総合的かつ長期的な対策を講ずる。

また、近年、要支援者利用施設が、土砂災害により被災し、多数の犠牲者が出た事例もあり、これらの施設が所在する土砂災害危険・注意・警戒区域内については、特に万全の対策が必要とされる。

第 2 主な取組

- 1 土砂災害等の危険箇所を的確に把握し、防災上の観点からそれら箇所の土地に法律に基づく指定を行い、周知徹底を図るとともに、開発行為の制限や有害行為の防止と防災工事の推進に加え、適切な警戒避難体制の整備を実施し、住民への周知を図る。
- 2 土砂災害警戒区域等には原則として要配慮者利用施設の新築等を行わないものとする。地域の状況等特別な理由があり、やむを得ず新築等行う場合は、土砂災害に備えた警戒避難体制を構築する。
- 3 土砂災害のおそれのある区域を土砂災害警戒区域、著しい危害が生じるおそれのある区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。
- 4 要配慮者利用施設が所在する土砂災害警戒区域及び土砂災害危険箇所等について防災対策を推進する。

第 3 計画の内容

1 地すべり対策

(1) 現状及び課題

本町は、地質構造の特異性から多くの地すべり危険箇所が分布しており、当該地区は地すべり等防止法に基づく地すべり防止地域に指定されている。

平成 29 年 4 月 1 日現在、地すべり危険箇所は、1 箇所ある。

(2) 実施計画

ア【町が実施する計画】

(ア) 防災パトロール等、情報の収集、気象警報・注意報等の伝達、周知方法等について定めるものとする。

(イ) 土砂災害警戒区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれのある場合の避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）を配布しその他必要な措置をとる。

(ウ) 地すべり災害の発生するおそれがある場合に迅速かつ適切な避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告又は指示（緊急）を行えるような具体的な基準及び伝達方法等について避難計画を整備するものとする。

イ【関係機関が実施する計画】

(ア) 直轄で所掌している地すべり防止施設の現況を把握するため、定期的に施設点検を行うものとする。

(イ) 点検により地すべりが認められた場合は、移動現象を把握するための観測施設の整備を図る等適切な処置を講ずるものとする。

ウ【住民が実施する計画】

ハザードマップ等についての知識を深めるとともに、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路の確認をしておくものとする。

2 山地災害危険地対策

(1) 現状及び課題

山腹崩壊、土砂流出のおそれのある山地災害危険地区については、平成 29 年 4 月 1 日現在ありません。

(2) 実施計画

【関係機関が実施する計画】

国有林野内等国が直轄で所掌する山地災害危険地区については、必要に応じて見直しを行い、対策を要する箇所について、治山施設整備及び森林整備による災害に強い森林づくりを積極的に推進する。

3 土石流対策

(1) 現状及び課題

一見、安定した河床、林相を呈している地域でも、豪雨によって土石流が発生し、人家集落が壊滅的被害を受けている事例が多い。現在土石流発生危険溪流は 27 溪流である。

(2) 実施計画

ア【町が実施する計画】

(ア) 防災パトロール等、情報の収集、気象警報・注意報等の伝達、周知方法等について定めるものとする。

(イ) 土砂災害警戒区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれのある場合の避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物を配布しその他必要な措置をとる。また、土石流危険溪流を住民に周知するものとする。

(ウ) 土石流災害の発生するおそれがある場合等に迅速かつ適切な避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告又は指示（緊急）を行えるような具体的な基準及び伝達方法等について避難計画を確立するものとする。

イ【関係機関が実施する計画】

(ア) 直轄で所掌している地すべり防止施設の現況を把握するため、定期的に施設点検を行うものとする。

(イ) 点検により地すべりが認められた場合は、移動現象を把握するための観測施設の整備を図る等適切な処置を講ずるものとする。

ウ【住民が実施する計画】

ハザードマップ等についての知識を深めるとともに、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路の確認をしておくものとする。

4 急傾斜地崩壊対策

(1) 現状及び課題

がけ崩れ災害を未然に防止し、また災害が発生した場合における被害を最小限にとどめるために、事前措置として平素から危険予想箇所の把握と防止パトロールを強化する必要がある。

また、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づいて急傾斜地崩壊危険区域に指定し、急傾斜地の崩壊による災害の防止に努めるものとする。

(2) 実施計画

ア【町が実施する計画】

(ア) 防災パトロール等、情報の収集、予報、警報の発令及び伝達、周知方法等について定めるものとする。

(イ) 土砂災害警戒区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれのある場合の避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物を配布しその他必要な措置をとる。また、急傾斜地崩壊危険箇所を住民に周知するものとする。

(ウ) がけ崩れ災害の発生するおそれがある場合等に迅速かつ適切な避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告又は避難指示（緊急）を行えるような具体的な基準及び伝達方法等について避難計画を確立するものとする。

(エ) 農業用排水路について危険箇所を調査し、「土砂崩壊危険箇所台帳」を整備するものとする。

イ【関係機関が実施する計画】

農業用排水路等を管理する団体においては、災害に備えた監視体制を組織化し、非常事態が発生した場合は、町等に緊急連絡ができるようにするものとする。

ウ【住民が実施する計画】

ハザードマップ等についての知識を深めるとともに、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路の確認をしておくものとする。

5 要配慮者利用施設が所在する土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所等対策

(1) 現状及び課題

要配慮者利用施設がある地区については、要配慮者対策の観点から効果的かつ総合的な土砂災害対策の実施が必要である。

(2) 実施計画

【町が実施する計画】

ア 町は、土砂災害ハザードマップ等の作成・配布や避難訓練等の機会を通じて住民に対して土砂災害警戒区域等の周知を図っていくものとする。

イ 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設については、利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項について、地域防災計画に定めておくものとする。

6 土砂災害警戒区域の対策

(1) 現状及び課題

平成 29 年 4 月 1 日現在で 41 区域が土砂災害警戒区域に指定されているが、未指定箇所については、県に協力しながら速やかな指定が行われる必要がある。また、土砂災害警戒区域のうち、土砂災害特別警戒区域は 27 区域あり、区域内には住宅もある。

このため、開発行為等に対する規制及び適切な指導、あるいは住民への情報の提供に留意する必要がある。

(2) 実施計画

ア【町が実施する計画】

(ア) 町は、住民へ土砂災害警戒区域等を周知し、情報伝達体制を整備する。

また、土砂災害警戒区域等における円滑な警戒避難体制の整備に努めるものとする。

(イ) 土砂災害特別警戒区域については、以下の措置をとるものとする。

a 建築基準法に基づく建築物の構造規制

b 勧告による移転者又は移転を希望する者への建物除却等費、建物助成費による支援及び相談窓口の確保

(ウ) 土砂災害特別警戒区域については、以下の措置をとるものとする。

a 地域防災計画において、土砂災害警戒区域ごとに以下の事項について定める。

(a) 土砂災害に関する情報及び気象警報等の伝達方法

(b) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路

(c) 土砂災害に係る避難訓練に関する事項

(d) 警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設の名称及び所在地

(e) 要配慮者利用施設及び学校への土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項

(f) 救助に関する事項

(g) その他警戒避難に関する事項

- b 町は、土砂災害警戒区域ごとに警戒避難に関する上で必要な事項を記載した土砂災害ハザードマップを作成し、住民等に周知する。

イ【住民等が実施する計画】

住民は、平常時より土砂災害の前兆現象に注意を払い、前兆現象を確認したときは、遅滞なく町長、警察官等へ連絡する。また、土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路について把握しておくなど、日頃から土砂災害関連情報を収集する。さらに土砂災害警戒情報発表に伴いその内容を理解し自主避難等、避難行動ができるように努めるものとする。

第 24 節 建築物災害予防計画

(実施担当：建設課・生涯学習課)

第 1 基本方針

災害による建築物の被害を最小限に抑え、住民の生命、財産等を保護するため、地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき建築物の耐震性を確保し、安全性の向上を図る。

第 2 主な取組

- 1 建築基準法の現行耐震基準（昭和 56 年）以前に建築された建築物について、耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修等を行う。
- 2 建築物の落下物対策及びブロック塀等屋外構造物、屋外設置物の転倒等による被害の防止対策を講ずる。
- 3 文化財保護法等により指定された文化財は、災害発生後の火災等に備える。

第 3 計画の内容

1 公共建築物

(1) 現状及び課題

公共建築物の中には役場庁舎等、災害発生後、復旧活動の拠点となる建築物も多く、また要配慮者が利用する建築物も多いことから、特に耐震性が要求される。これらの中には昭和 56 年以前に建築されたものもあり、引き続き、町耐震化改修促進計画に基づき、計画的に耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修等を行う。また、地震による被害の軽減を図るため、緊急地震速報を有効に活用できる体制を構築する。

(2) 実施計画

ア【町が実施する計画】

(ア) 町有施設の耐震診断及び耐震改修の実施

町有施設で、昭和56年以前に建築された建築物は、計画的に耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修等を行うものとする。

また、耐震診断の実施状況や実施結果をもとにした耐震性に係るリストの作成及び公表を行う。

(イ) 耐震診断・耐震改修のための技術的な指導等

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき耐震診断・耐震改修について必要な指導・助言等をするものとする。

(ウ) 防火管理者の設置

学校等で「消防法」第 8 条の規定により定められた防火対象物については、防火管理者を設置し火災に備えるものとする。

(エ) 緊急地震速報の活用

町が管理、運営する施設の管理者は、緊急地震速報を受信した際の対応行動について、あらかじめ明確にしておくとともに、定期的に訓練を実施するよう努めるものとする。

イ【関係機関が実施する計画】

(ア) 昭和 56 年以前に建築された関係機関の建築物は、耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修等を行うものとする。

(イ) 関係機関は、消防法第 8 条の規定により定められた防火対象物については、防火管理者を設置し火災に備えるものとする。

2 一般建築物

(1) 現状及び課題

昭和 56 年以前に建築された建築物は、耐震性に乏しく、倒壊の危険がある場合があるので、町耐震化改修促進計画に基づき、耐震診断・耐震改修を実施し、安全性の向上を図る必要がある。

また、地震保険等は被災者の住宅再建に有効であるので活用を図る必要がある。

(2) 実施計画

ア【町が実施する計画（町耐震化改修促進計画に基づく対策）】

(ア) 耐震診断・耐震改修のための技術的な指導等

建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき住民等に対して耐震診断・耐震改修について必要な指導・助言等をする。

(イ) 耐震診断・耐震改修のための支援措置

a 住宅及び町長が指定した民間の避難施設について、県と連携を図り耐震診断への助成を行う。

b 賃貸を除く戸建住宅及び共同住宅について、県と連携を図り耐震改修への助成を行う。

(ウ) がけ地近接等危険住宅移転事業計画を策定し、移転事業の推進を図るものとする。

(エ) 地震保険や共済制度の活用

地震保険や共済制度は、地震等による被害者の生活の安定に寄与することを目的とした制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段であることから、町はそれらの制度の普及促進に努めるものとする。

イ【建築物の所有者等が実施する計画】

(ア) 必要に応じて耐震診断を実施し、耐震改修を行うとともに、建築物の適正な維持保全に努めるものとする。

(イ) 「わが家の耐震診断表」を利用し、住宅の自己診断を実施するものとする。

(ウ) 地震保険や共済制度の活用

地震保険や共済制度は、住宅再建にとって有効な手段であることから制度の活用を図るものとするものとする。

3 落下物・ブロック塀等

(1) 現状及び課題

建築物の外壁タイル、窓ガラス等の落下、ブロック塀等屋外構造物の倒壊及び広告看板や自動販売機等の屋外設置物の落下・転倒に伴う人的、物的被害を防止する必要がある。

(2) 実施計画

ア【町が実施する計画】

屋外構造物や屋外設置物による被害の安全対策について、普及啓発を図るための広報活動を行う。

イ【住民が実施する計画】

(ア) 外壁タイル等及びブロック塀等の状態を点検し、必要に応じて修繕、補強等を行うものとする。

(イ) 地域における屋外構造物及び屋外設置物の状態をあらかじめ把握し、被害の防止対策について検討を行うとともに対策を講じるものとする。なお、建設課ではブロック塀耐震補助を実施している。

4 文化財

(1) 現状及び課題

文化財は、文化財保護法又は文化財保護条例等により、その重要なものを指定し保護することになっている。これらは貴重な国民的財産であり、正しく次世代に継承していくことが必要である。

国・県指定文化財は、ほとんどが木造であるため、地震動による被害を防ぐとともに防火対策にも重点をおき、それぞれの文化財の性質・形状及びその環境に応じた保全を図り、あわせて見学者の生命・身体の安全にも十分注意する。

(2) 実施計画

ア【町が実施する計画】

教育委員会は、各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進するため、次の事項を実施し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図るものとする。

- (ア) 所有者又は管理者に対して、文化財の管理保護についての指導と助言を行うものとする。
- (イ) 防災施設の設置推進とそれに対する助成を行うものとする。
- (ウ) 文化財防火デーに併せ、消防機関と連携し、住民の文化財愛護に関する意識の高揚を図るものとする。

イ【文化財所有者が実施する計画】

防災管理体制及び防災施設の整備をし、自衛消防隊の確立を図るものとする。

第 25 節 道路及び橋梁災害予防計画

(実施担当：建設課)

第 1 基本方針

災害時に生じる道路及び橋梁の機能障害が災害応急対策活動等の妨げにならないよう、災害に強い道路及び橋梁づくりを行うにあたり、構造物・施設等の安全性及び耐震性を確保する必要がある。

構造物・施設等は一般的な地震動（供用期間中に 1～2 度程度発生する確率の地震）に際して機能的に重大な障害が生じないことを目標に設計する。

また、道路及び橋梁の基幹的な交通確保の整備にあたっては、地震防災緊急事業五箇年計画等に基づきネットワークを充実させ、震災に対する安全性の確保を図る。

機能に重大な支障が生じた場合は、代替性の確保及び応急対策により機能の確保を行う。災害後の応急活動及び復旧活動に関し、関係機関と相互応援の協定を締結し平時より連絡を強化しておく。

第 2 主な取組

- 1 道路及び橋梁の耐震性を確保する。
- 2 被災後の応急活動及び復旧活動に関し、関係機関との協力体制を整えておく。

第 3 計画の内容

1 道路及び橋梁の震災に対する整備

(1) 現状及び課題

大規模な地震が発生すると、道路は法面崩壊、路肩決壊、路面陥没・亀裂、橋梁・トンネル等構造物の破損、電柱等の倒壊、地下埋設物の破損、沿道建築物の落下倒壊等によって交通不能あるいは困難な状態になると予想される。

この対策として各道路管理者並びに警察等関係機関は道路・道路施設及び橋梁について耐震性の強化を図る必要がある。

(2) 実施計画

ア【町が実施する計画】

それぞれの施設の整備計画により耐震性に配慮し、整備を行うものとする。

イ【関係機関が実施する計画】

(ア) 緊急輸送道路ネットワーク計画による道路においては、道路防災総点検による橋梁等の耐震補強を社会資本整備重点計画等に基づき計画的に推進するものとする。

(イ) 「道路橋示方書」「既設道路橋の耐震補強に関する参考資料」に基づき既存の橋梁のうち、跨線橋・復断面区間等の緊急度の高い橋梁から順次、橋脚等の耐震補強を推進するものとする。

(ウ) 緊急輸送道路のネットワークにおいては、地震災害応急対策を円滑に実施するため、広域的な応急対策の輸送等を考慮し、長野県緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会において関係機関と総合的な調整を行うものとする。

2 関係機関との協力体制の整備

(1) 現状及び課題

大規模災害が発生し、道路・道路施設及び橋梁が被災した場合、速やかに応急復旧活動を行い、交通の確保を図る必要があるが、応急復旧は、各道路管理者並びに警察の機関単独では対応が遅れるおそれがある。この対策として、災害後の応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関と相互応援の協定を締結し平時より連携を強化しておく。また、応急復旧のために建設業協会等と事前に業務協定を締結しておく交通の確保を図る。

また、町、各道路管理者及び関係機関は災害時の道路規制情報等について、情報共有できる体制の整備を行う必要がある。

(2) 実施計画

ア【町が実施する計画】

- (ア)町は、関係機関との協力体制を整備し、相互協定や業務協定を締結しておく。
- (イ)災害時の道路規制情報等について、各道路管理者、関係機関及び県が情報共有できる体制の整備に努める。

イ【関係機関が実施する計画】

- (ア)各関係機関は、それぞれの防災業務計画等の定めるところにより協力体制を整備するとともに、町の協定等に協力するものとする。
- (イ)大規模災害時における資機材の調達及び応急復旧の協力を要請する場合に備え、建設業各団体等との協定等を締結しておくものとする。
- (ウ)災害時の道路規制情報等について、町、各道路管理者及び県が情報共有できる体制の整備に努める。

第 26 節 河川施設等災害予防計画

(実施担当：建設課)

第 1 基本方針

河川施設は、災害発生時に破堤等の被災を受けることも予想されるため、安全度の向上を図るとともに、耐震点検、整備等を行って安全性の確保に努める。

第 2 主な取組

- 1 堤防の耐震点検を行い、耐震性の不十分なものは安全性の向上を図るための河川整備計画を進める。
- 2 出水した場合には的確な情報収集や情報提供に努める。

第 3 計画の内容

1 河川施設災害予防

(1) 現状及び課題

災害による河川の被害は、堤防の亀裂、沈下、のり面のはらみ・崩れ等が想定され、さらにこれらに伴う護岸・水門・樋門・橋梁等コンクリート構造物の亀裂及び沈下が予想される。特に洪水時地震が発生した場合は、堤体の地震に対する安全度が低下し、破堤につながるおそれがある。水害に強いまちづくりを目指し、未改修河川の整備が必要である。

(2) 実施計画

ア【町が実施する計画】

それぞれの施設の整備計画により河川管理施設の整備を図るものとする。

イ【関係機関が実施する計画】

改善の必要性があると認められた施設について整備を図るものとする。

2 ダム施設災害予防

町のダムは、河川管理施設等構造令及び各種基準に基づき設計されている。また、完成ダムでは定期的に点検整備を行っている。

そのため、町及びダム管理者は、ダムの漏水量、変形、揚圧力等を定期的に計測し異常がないことを確認するものとする。また、定期点検を行いダム及び貯水池の維持管理に努めるものとする。

第 27 節 ため池災害予防計画

(実施担当：産業観光課・建設課)

第 1 基本方針

大規模災害により農業用ため池が被災した場合には、受益農地の営農に支障をきたすばかりでなく、下流の人家や公共施設等に甚大な被害が生じるおそれがある。

このため、適切な維持管理や監視体制について施設管理者に指導するとともに、耐震性の低い施設については順次補強工事を実施し、災害の発生を未然に防止する。

第 2 主な取組

巡回点検等により、ため池の現状を常に把握するとともに、耐震性が不足するため池について順次耐震工事を実施していく。

防災重要ため池等、決壊による下流への影響が大きいため池については、ハザードマップの作成・公表及び連絡体制の整備を行う。

※防災重点ため池：堤高 15m 以上又は貯水量 10 万 m³ 以上のため池。下流に人家や公共施設等が存在し、町が指定したため池

第 3 計画の内容

1 現状及び課題

町内には 12 箇所の農業用ため池が存在し、町や土地改良区等により維持管理されている。

これらのため池のなかには、老朽化が進んだ施設も存在しており、万一、これらのため池が決壊した場合には、下流の農地や人家、公共施設等に被害を及ぼすおそれがあることから、適切な維持管理や補強対策を講じていく必要がある。

2 実施計画

(1) 【町が実施する計画】

ア ため池の諸元、施設の構造及び下流の状況等について明記した「ため池カルテ」を整備し、施設の状況について適時確認するとともに、変更が生じた場合は県に報告するものとする。

イ 必要に応じ土のう、杭等の応急資材を準備するものとする。

ウ ハザードマップを作成し、住民への周知を図るものとする。

(2) 【関係機関が実施する計画】

ア 管理団体において災害に備えた監視体制を組織化し、非常事態が発生した場合は、直ちに町に緊急連絡ができるようにするものとする。

イ 適時巡回点検を実施し、施設の状況について調査するとともに町に結果を報告するものとする。

第 28 節 農林産物災害予防計画

(実施担当：産業観光課)

第 1 基本方針

災害による農林水産関係の被害は、温室、畜舎、きのこ栽培施設、果樹支柱の損壊、農産物集出荷貯蔵施設及び農産物加工施設等の損壊が予想されるとともに、施設被害に伴い、農林産物の減収や家畜の死亡被害なども予想される。

そこで、被害を最小限にするための予防技術対策の充実と普及、生産、流通・加工施設の安全性の確保、適地適木の原則を踏まえた森林の整備等を推進する。

また、新たな施設の設置にあたっては、活断層等の存在に留意するとともに、被害を最小限にするための機械・施設の固定や工法の検討を行うなどの安全対策を指導する。

第 2 主な取組

- 1 南信州農業改良普及センター等と連携して、農作物等災害対策指針における予防技術対策の充実を図るとともに、農業団体、農業者等に対し周知徹底を図る。また、農産物の生産施設、集出荷貯蔵施設等の安全性確保についての指導を徹底させる。
- 2 長野県ふるさと森林づくり条例に基づく森林づくり指針及び森林整備計画に基づく森林の整備を実施する。

第 3 実施計画

1 農水産物災害予防計画

(1) 現状及び課題

生産施設等の損壊に伴う農作物被害の軽減を図るため、農作物等災害対策指針を策定し、県では、南信州農業改良普及センター等を通じ予防技術の周知徹底を図っている。

集出荷貯蔵施設等においては、建築後かなりの年数が経過するなど耐震性の劣る施設も見られることから、施設管理者による耐震診断と補強工事が求められる。

また町は、南信州農業改良普及センター、農業技術者連絡協議会、農業協同組合等と連携し、農業者等に対し予防技術の周知徹底を図るものとする。

(2) 実施計画

ア【町が実施する計画】

町は、南信州農業改良普及センター、農業協同組合等と連携し、農業者等に対し予防技術の周知徹底を図るものとする。

イ【関係機関が実施する計画】

(ア) 町と連携し、農業者等に対し予防技術の周知徹底を図るものとする。

(イ) 必要に応じ、集出荷貯蔵施設等における耐震診断や補強工事等を実施し、施設の安全制を確保するものとする。

(ウ) 新たな施設の設置にあたっては、活断層等の存在に留意するとともに、被害を最小限にするための安全対策に努めるものとする。

ウ【住民が実施する計画】

(ア) 生産施設等における補強工事等を実施し、施設の安全性を確保するものとする。

(イ) 新たな施設の設置にあたっては、活断層等の存在に留意するとともに、被害を最小限にするための安全対策に努めるものとする。

2 林産物災害予防計画

(1) 現状及び課題

県は、立木の倒壊防止のため、適地適木の原則を踏まえた森林造成を図るとともに壮齢期の森林にあつては、間伐による本数密度の調整を行い、適正な形状比の立木仕立てを指導している。

林産物の生産、流通、加工施設の設置にあたっては、活断層等の存在に留意するとともに機械、施設を固定するなど安全対策を普及する必要がある。

(2) 実施計画

ア【町が実施する計画】

- (ア) 森林整備計画に基づき、健全な森林づくりを推進するものとする。
- (イ) 県、関係業界と連携をとって、林産物生産、流通、加工現場における安全パトロールを実施するものとする。

イ【関係機関が実施する計画】

- (ア) 国有林の地域別森林計画、国有林野施業実施計画等に基づく適正な森林施業の実施により、国有林の防災機能の維持向上を推進する。
- (イ) 指導指針に基づいた適正な森林施業を実施するものとする。
- (ウ) 関係業界は、県、町と連携をとって林産物生産、流通、加工現場において安全パトロールを実施するものとする。

ウ【住民が実施する計画】

- (ア) 町等が計画的に行っている森林整備に協力するものとする。
- (イ) 施設の補強等対策の実施に努めるものとする。

第 29 節 二次災害の予防計画

(実施担当：総務課・産業観光課・建設課)

第 1 基本方針

災害発生時に被害を最小限に抑えるためには、その後の余震、火災、降水等により発生が予想される二次災害を防止することが重要である。有効な二次災害防止活動を行うためには、日頃からの対策及び活動が必要である。

第 2 主な取組

- 1 建築物や宅地に係る二次災害予防のため被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士（以下「危険度判定士」という。）の養成、体制の整備等を行うとともに、構造物についても二次災害予防のための体制の整備等を行う。
- 2 それぞれの危険物等施設に応じた二次災害防止のための措置をとる。
- 3 河川施設の整備を図る等の二次災害予防のための措置をとる。
- 4 土砂災害危険箇所の把握、緊急点検体制の整備に努める。

第 3 計画の内容

1 建築物や宅地、構造物に係る二次災害予防対策

(1) 現状及び課題

[建築物や宅地関係]

災害時において、被災建築物や宅地の余震等による倒壊等の危険から住民を守り、二次災害を防止するため、被災建築物や宅地の危険度を判定できる資格者の養成を行う必要がある。

[道路・橋梁関係]

地震発生後の余震等による道路・橋梁等の被害を防ぐため、あらかじめ点検すべき箇所を把握しておくとともに、被災箇所の危険度を判定する基準等の整備が必要である。

2 危険物施設等に係る二次災害予防対策

(1) 現状及び課題

[危険物関係]

消防法の定める危険物施設における災害発生時の二次災害の発生及び拡大を防止するため、施設・設備の耐震性の確保、緩衝地帯の整備、防災応急対策用資機材の備蓄等を推進するとともに、保安体制の強化も必要である。

[高圧ガス関係]

高圧ガス製造施設、貯蔵所、販売所及び消費施設等における災害発生時の対応については、高圧ガス保安法に基づく緊急措置等が定められているが、被害の拡大を防止するため事業者ごとの保安意識の高揚と自主保安体制の整備を一層推進する必要がある。

[液化石油ガス関係]

液化石油ガス一般消費先における地震用安全器具の設置、容器の転倒防止措置の徹底など、地震対策の促進について液化石油ガス販売事業者等に対する指導を徹底する。また、消費者が適切な措置をとれるよう、消費者に対する啓発も必要である。

(2) 実施計画

[危険物関係]

ア【町が実施する計画】

- (ア) 危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者、危険物施設保安員等に対する保安教育の実施
- (イ) 立入検査の実施等の指導の強化
- (ウ) 防災応急対策用資機材等の整備についての指導
- (エ) 自衛消防組織の強化についての指導
- (オ) 近隣の危険物取扱事業者との協定の締結の促進等の指導

イ【関係機関が実施する計画】

- (ア) 危険物事業所の管理責任者、防災管理者、危険物取扱者、危険物施設保安員等の研修会等への積極的参加
- (イ) 危険物施設の耐震性の向上
- (ウ) 防災応急対策用資機材等の整備
- (エ) 自衛消防組織の強化促進
- (オ) 近隣の危険物取扱事業所との相互応援体制の促進

[高圧ガス関係]

【高圧ガス製造事業者等が実施する計画】

- ア 高圧ガス貯蔵地盤の不同沈下による災害の防止のため、年1回以上の不同沈下量の測定の実施
- イ 高圧ガス製造施設等における緊急遮断弁、エンジンポンプ、バッテリー等の日常点検による機能の維持
- ウ 高圧ガス設備の倒壊防止のため、架台及び支持脚の補強、防錆塗装の実施
- エ ガス漏洩の防止のため、ホームのブロック化及びロープ掛け段積をしない等の転倒防止措置の実施
- オ 近隣住民に対し、災害時に高圧ガス施設に近寄らないことの周知徹底
- カ 警察署及び消防署等の関係機関との緊急時の応援体制の確立

[液化石油ガス関係]

【液化石油ガス販売事業者等が実施する計画】

- ア 災害発生時に、容器の転倒によるガスの漏洩事故が発生することのないよう、一般消費先の容器について転倒防止措置を徹底するものとする。
- イ 災害発生時の燃焼器具の転倒及び燃焼器具への物の落下による火災の発生、ガスメーター下流のガス漏れを防止するため、一般消費先に対する対震自動ガス遮断器（マイコンメーターSを含む。）を設置するものとする。
- ウ 災害発生時の容器周辺の配管等からの大量ガス漏れを防止するため、一般消費先に対するガス放出防止器の設置を促進するものとする。
特に、学校・病院等の公共施設、地すべり・土砂崩れ等の発生のおそれのある地区及び高齢者世帯等を優先するものとする。
- エ 災害発生時の適切な処置について、一般消費者に対して周知するものとする。

3 河川施設の二次災害予防対策（地震）

地震により河川の堤防護岸等に衝撃が加わった後に、余震、洪水等が加わった場合、河川施設等に二次的な災害が発生する可能性があるため、河川整備をさらに進めていく必要がある。

また、ダム施設については、定期的に点検を実施し、適切な維持管理を行っていくことが二次災害防止の観点からも必要である。

- (1) 河川管理施設の耐震性を向上させるものとする。
- (2) 現在工事中の箇所及び危険箇所等、二次災害の発生が考えられる箇所を事前に把握しておくものとする。

【ダム管理者】

ダムの漏水量、変形、揚圧力等を定期的に計測し異常がないことを確認する。また、定期点検を行いダム及び貯水池の維持管理に努める。

4 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害予防対策

(1) 現状及び課題

災害時において、地盤の緩みによる山腹・斜面の崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生などの危険性があり、二次災害予防のためそれら災害が発生する危険がある箇所（土砂災害危険箇所）をあらかじめ把握しておくとともに、緊急に点検実施できるように体制を整備しておく必要がある。

(2) 実施計画

【町が実施する計画】

- ア 情報収集体制の整備
- イ 警戒避難体制の整備

第 30 節 防災知識普及計画

(実施担当：総務課)

第 1 基本方針

「自らの安全は、自らが守る」が防災の基本であり、町、県、防災関係機関による対策が、有効に機能するためには、食料・飲料水の備蓄など住民が日常から災害に対する備えを心がけるとともに、災害発生時には、自らの安全を守るような行動をとることが重要である。

また、広域かつ甚大な被害が予想される災害に対処するためには、住民、企業、自主防災組織などの連携による総合的な防災力の向上が不可欠である。

しかし、実際に災害が発生する頻度はそれほど高くないため、災害時における行動を経験から学ぶことは困難である。

そこで、町、県及び指定行政機関等は、災害文化の伝承や、体系的な教育により住民の防災意識の高揚を図るとともに、防災知識の普及、徹底を図り、自主防災意識を持った災害に強い住民の育成に努めるものとする。

第 2 主な取組

- 1 住民等に対する実践的な防災知識の普及啓発活動を行う。
- 2 防災上重要な施設の管理者等に対して防災知識の普及を図る。
- 3 学校における実践的な防災教育を推進する。
- 4 町職員に対する防災知識の普及・防災意識の高揚を図る。
- 5 過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を後世に伝えていく。

第 3 計画の内容

1 住民等に対する防災知識の普及活動

(1) 現状及び課題

災害発生時に自らの安全を守るためにはどのような行動が必要か、要配慮者に対してはどのような配慮が必要かなど、災害発生時に役立つ実践的な防災知識を身につけた災害に強い住民を育成することが、被害を最小限にとどめる上で重要である。

現在も各種の研修、訓練、講演会等の取組や、広報活動がなされているが、今後は、防災マップの作成・配布等の、より実践的な活動が必要である。

また、企業等に対する防災知識の普及も重要な課題である。

(2) 実施計画

ア【町が実施する計画】

(ア) 住民に対して防災知識を普及させるため、新聞、テレビ、ラジオ等のマスメディア、ホームページ、住民向け講座及び各種広報資料等を利用して、次の事項の啓発活動を行う。

- a 可能な限り 1 週間分程度の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出袋（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
- b 飼い主による家庭動物の同行避難や避難所での飼養についての準備等の家庭での予防・安全対策
- c 警報等や、避難勧告・避難指示（緊急）等の意味や内容及び警報等発表時や避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始の発令時にとるべき行動
- d 「自分の安全は自分で守る」という「自助」の防災意識
- e 地域、職場、家庭等のコミュニティにおいて相互に協力し、助け合う「共助」の防災意識
- f 災害時にとるべき行動に関する知識
- g 正確な情報入手の方法
- h 要配慮者に対する配慮
- i 男女のニーズの違いに対する配慮
- j 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容

- k 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- l 各地域における指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路に関する知識
- m 必要に応じて避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動
- n 避難生活に関する知識
- o 平常時から、住民が実施し得る、最低でも3日分、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
- p 「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平常時から積極的に広報するよう努める。
- q 被害想定区域外にも被害が及ぶ可能性があることについて
- (イ) 防災マップ、地区別防災カルテ、災害時の行動マニュアル、ハザードマップ等を作成・配布し、徹底した情報提供を行う。
 - a 浸水想定区域については次の事項を記載した洪水ハザードマップを更新し、住民等へ配布する。また、ホームページ等での情報提供も行うものとする。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努める。
 - (a) 避難の確保を図るため必要な事項
 - (b) 要配慮者が利用する施設で特に必要な施設の名称及び所在地
 - b 土砂災害警戒区域については次の事項を記載した土砂災害ハザードマップを作成し、住民等へ配布する。また、ホームページ等での情報提供も行うものとする。
 - (a) 土砂災害に関する情報の伝達方法
 - (b) 指定緊急避難場所及び指定避難所に関する事項
 - (c) その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難に必要な事項
 - c 山地災害危険地区等の山地災害に関する情報提供を行うものとする。
- (ウ) 自主防災組織（区・自治会）区域内における、防災マップ、地区別防災カルテの作成に対する指導を推進するものとする。
- (エ) 地区別防災カルテ等は、多くの地域住民が作成に参画することできめ細かな防災情報を掲載でき、防災知識の普及、防災意識の高揚、的確な災害対応といった観点からも望ましいため、自主防災組織（区・自治会）等においては、その作成・更新を積極的に行うものとする。
- (オ) 防災マップ・ハザードマップ等の配布にあたっては、それらが持っている意味、活用方法について十分な理解が得られるよう啓発の機会を設定するものとする。この際、被害想定区域外にも被害が及ぶ可能性があることも併せて周知するものとする。
- (カ) 教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修会や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を実施するものとする。また、住民に対し、水害時のシミュレーション結果等を示しながら、「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難を求めるとともに、浸水深、浸水継続時間等に応じて、水・食料を備蓄すること、ライフライン途絶時の対策をとること、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図るものとする。
- (キ) 住民に対し、風水害のおそれのない適切な避難場所、避難路等について周知徹底するとともに、必要に応じて避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進するものとする。
- (ク) 住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。

イ【自主防災組織等が実施する計画】

地区別防災カルテ等は、自主防災組織等が作成に参画することが、きめ細かな防災情報を掲載する上からも、防災知識の普及、防災意識の高揚、的確な災害対応といった観点からも望ましく、自主防災組織等においても、地区別防災カルテ

等の作成に参画するものとする。

ウ【報道機関等が実施する計画】

報道機関等は、防災知識の普及啓発に努めるものとする。

エ【住民等が実施する計画】

住民は、各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等へ積極的に参加するとともに、家庭防災会議を定期的に関き、以下のような活動を通じて、防災意識を高めるものとする。

(ア) 避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所の確認

(イ) 災害の状況に応じた避難行動の確認

a 指定緊急避難場所への立退き避難

b 「近隣の安全な場所」(近隣のより安全な場所・建物等)への立退き避難

c 「屋内安全確保」(その時点にいる建物内において、より安全な部屋等への移動)

(ウ) 災害時の警戒避難に係る各種情報の多様な入手手段の確保(テレビ、ラジオ、インターネット等)

(エ) 発災時の連絡方法等(連絡方法や避難ルールの取決め等)の確認

(オ) 幼児や高齢者の避難についての役割の確認

(カ) 災害用の非常持出袋の内容、保管場所の確認

(キ) 備蓄食料の試食及び更新

(ク) 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策

(ケ) 地域の防災マップの作成

(コ) 地域の防災訓練など自発的な防災活動への参加

オ【企業等が実施する計画】

企業等においても、災害発生時に企業が果たす役割を踏まえた上で、災害時の行動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練の実施等防災活動を推進するよう努めるものとする。

カ【関係機関が実施する計画】

日本赤十字社長野県支部及び消防機関は、それぞれの普及計画に基づき、住民を対象に応急手当(救急法)の講習会を実施するものとする。

長野地方気象台は、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努めるものとする。

2 防災上重要な施設の管理者等に対する防災知識の普及

(1) 現状及び課題

危険物を使用する施設、病院及び社会福祉施設等の要配慮者を収容している施設、観光施設、スーパーマーケット等不特定多数の者が利用する施設の管理者における災害時の行動の適否は、非常に重要である。

したがって、これらの防災上重要な施設の管理者等に対する防災知識の普及を積極的に行っていく必要がある。

(2) 実施計画

ア【町が実施する計画】

町が管理している防災上重要な施設については、その管理者等に対して災害発生時における行動の仕方、避難誘導について配慮すべき事項、どのような危険があるか、要配慮者に対する配慮等防災知識の普及徹底を行うものとする。

イ【防災上重要な施設の管理者等が実施する計画】

防災上重要な施設の管理者等は、発災時に適切な行動をとれるよう各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等に積極的に参加し、防災知識の習得に努めるとともに、その管理する施設において、必ず防災訓練を実施するものとする。

3 学校における防災教育の推進

(1) 現状及び課題

小学校、中学校（以下この節において「学校」という。）において児童生徒（以下この節において「児童生徒等」という。）が正しい防災知識を身につけることは、将来の災害に強い住民を育成する上で重要である。

そのため、体系的な防災教育に関する指導内容の整理、指導時間の確保などを行った上で、学校における防災訓練等を実践的なものにするるとともに、学級活動等とおして、防災教育を推進する。

(2) 実施計画

【町が実施する計画】

ア 学校においては、大規模災害においても対処できるように町その他関係機関と連携したより実践的な防災訓練の実施に努めるものとする。

イ 児童生徒等の発達段階に応じて、防災教育用教材やパンフレット等を活用して以下の事項等について指導を行い、自らの安全を確保するための行動及び他の人や集団、地域の安全に役立つことができる態度や能力を養うものとする。

(ア) 防災知識一般

(イ) 避難の際の留意事項

(ウ) 登下校中、在宅中に災害が発生した場合の対処の方法

(エ) 具体的な危険箇所

(オ) 要配慮者に対する配慮

ウ 教職員向けの指導資料の活用や研修会の実施等により、教職員の安全・防災意識の高揚を図る。

4 町職員に対する防災知識の普及

(1) 現状及び課題

防災関係の業務に従事した経験のない職員の防災知識は、必ずしも十分とはいえない。そこで、防災関係の職員はもちろん、それ以外の職員に対しても防災知識の普及を図っていく。

(2) 実施計画

【町が実施する計画】

各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等への参加を通じて、防災関係職員以外の職員に対しても次の事項に関する防災知識の普及、防災意識の高揚を図る。

ア 自然災害に関する一般的な知識

イ 自然災害が発生した場合にとるべき初動体制に関する知識

ウ 職員が果たすべき役割

エ 自然災害対策として現在講じられている対策に関する知識

オ 今後自然対策として取り組む必要のある課題

5 大規模災害の教訓や災害文化の伝承

(1) 現状及び課題

過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていく必要がある。

(2) 実施計画

ア 【町が実施する計画】

過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。

また、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援するものとする。

イ 【住民が実施する計画】

住民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。

第 31 節 防災訓練計画

(実施担当：全機関)

第 1 基本方針

災害発生時に、被害を最小限にとどめるためには、災害発生時に適切な行動を行うことが必要であるが、災害時における行動を経験から学ぶことは、困難である。そこで、災害時の具体的な状況を想定した、日頃からの訓練が重要である。

また、発災時の状況を想定した訓練は、住民に対する計画の周知、防災知識の普及、防災計画の検証、防災関係機関相互及び、住民との協力体制の確立等の効果も期待できる。

町、防災関係機関は、災害発生時における行動の確認、関係機関及び住民、企業等との協調体制の強化等を目的として、各種の災害を想定した防災訓練を積極的かつ継続的に実施するとともに、事後評価を行い、訓練内容の改善・工夫及び防災計画の見直し等を図るものとする。

第 2 主な取組

- 1 年 1 回以上防災訓練を実施し、防災関係機関と連携した各種訓練を実施する。
- 2 実践的な訓練にするため訓練内容について配慮し、訓練実施後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、次の訓練に反映させる。

第 3 計画の内容

1 防災訓練の種別

(1) 現状及び課題

現在、町では、防災週間（8月30日～9月5日）を中心に、予想される災害の態様にあわせた地震総合防災訓練を実施している。今後も訓練内容をより実践的で充実したものにしていく必要がある。

(2) 実施計画

ア 地震総合防災訓練

町は、住民の参加を得て、相互の協調体制の強化による被害防止を目的として大規模な災害を想定した総合防災訓練を行う。

(ア) 実施時期

毎年防災週間（8月30日～9月5日）を中心として実施する。

(イ) 実施場所

各地区にて実施する。

(ウ) 実施方法

住民及び関係機関の参加を得て次の訓練を中心とした地震総合防災訓練を行う。

a 水防訓練

水防管理者及び県は、水防協力団体等の協力を得て、その区域の水防活動の円滑な遂行を図るため、独自に、又は共同して水防訓練を実施するほか水系別に水防演習を行うものとする。

b 消防訓練

消防関係機関は、消防活動の円滑な遂行を図るため、火災警報伝達訓練、出動訓練、火災防御訓練、救助・避難誘導訓練等を実施するほか、必要に応じて他の関連した訓練と合わせて行うものとする。

c 災害救助訓練

災害救助実施機関及び県は、救助・救護を円滑に遂行するため必要に応じ、独自に、又は関係機関と協同してあらかじめ災害の想定により、医療救護、人命救助、炊き出し等の訓練を行うものとする。

d 通信訓練

防災関係機関及び県は、災害時における災害対策現地本部、町災害対策本部との円滑な通信が行えるよう、あらかじめ作成された想定により遠隔地

からの情報伝達訓練及び防災相互波による感度交換訓練を行う。

e 避難訓練

町及び避難訓練実施機関は、災害時における避難指示（緊急）、避難勧告等の迅速化及び円滑化のため、地域住民の協力を得て、災害のおそれのある地域間の住民及び集会場等の建造物内の人命保護を目的として避難訓練を実施するものとする。

f 非常参集訓練及び災害対策本部設置運営訓練

災害時における職員の非常参集及び災害対策本部の設置の迅速化及び円滑化のため、非常参集訓練及び本部の設置運営訓練を実施する。

非常参集訓練については、実施期間をある程度特定した上での抜き打ち的に検討する。

g 情報収集及び伝達訓練

町及び県は、災害時における情報の収集及び伝達活動が迅速かつ的確に実施されるよう、あらかじめ作成された想定により、情報の収集及び伝達訓練を行う。

また非常参集時には通信が途絶する可能性もあることから、これを想定した訓練を実施するものとする。

h 広域防災訓練

町及び県は、広域応援協定をより実効あるものとし、災害時応援協定の内容が的確に実行でき、かつ協定締結地方公共団体間の連絡体制を確立するために、飯伊ブロックの市町村による共同での訓練をはじめ、広域防災訓練を実施するものとする。

i 複合災害を想定した訓練

町及び県は、地域特性に応じた複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）を想定した机上訓練等を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努めるものとする。

イ 地震総合防災訓練

町、県、防災関係機関は、住民の参加を得て、相互の協調体制の強化を目的として、南海トラフ地震など大規模な地震を想定した地震総合防災訓練を行う。

(ア) 実施時期

防災の日（9月1日）を中心として実施するものとする。

(イ) 実施場所

訓練効果を考慮し、地震防災対策強化地域を中心に全県的に実施するものとする。

(ウ) 実施方法

町は、防災関係機関及び住民の参加を得てア（ウ）のfからhまでに定める訓練を中心とした訓練を実施する。

実施にあたっては、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の初動行動の熟知を図るよう努める。

ウ その他の訓練

ア（ウ）のa～hの訓練については、総合防災訓練で実施するほかにも必要に応じて、関係機関と連携して、別途実施するものとする。

エ【住民が実施する計画】

住民は、町、県等が実施する訓練に積極的に参加するよう努めるものとする。

オ【企業等が実施する計画】

(ア) 企業等においても独自に防災訓練を実施するとともに、町、県等が実施する訓練に積極的に参加するよう努めるものとする。

(イ) 要配慮者利用施設の所有者又は管理者等は、災害時の避難確保及び防災に関する計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。

2 実践的な訓練の実施と事後評価

(1) 現状及び課題

訓練の実施にあたっては、より実践的な訓練となるよう訓練内容について工夫をするとともに次回以降の訓練の参考にするため訓練実施後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、次回の訓練に反映させる必要がある。

(2) 実施計画

ア 訓練の実施機関は、訓練の目的を具体的に設定した上で、被害の想定を明らかにするとともに、避難行動要支援者に対する配慮を訓練に取り入れる等、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材等及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断が求められ、発災時における行動のシミュレーションとしての効果を持つ実践的なものとなるよう工夫するものとする。この際各機関は、救援活動等の連携強化に留意するものとする。

また、災害対策業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努めるものとする。

イ 学校、自主防災組織、民間企業、ボランティア団体及び地域住民等の地域に係る多様な主体とも連携した訓練となるよう努めるものとする。

ウ 避難行動要支援者避難個別計画による防災訓練を実施し、地域の支え合う力を常に発揮できるよう努めるものとする。

(3) 訓練の事後評価

訓練の実施機関は、訓練の実施後には評価を行い、防災体制の課題を明らかにし、必要に応じて改善を行うものとする。

第 32 節 災害復旧・復興への備え

(実施担当：各課)

第 1 基本方針

災害廃棄物の発生を抑制するため、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の充実に努める。

また、災害発生後円滑で迅速な復旧・復興活動を行うため、平常時から復興時の参考になるデータの保存及びバックアップ体制、災害復旧用資材の供給体制及び、り災証明書発行体制を整備する。

第 2 主な取組

- 1 災害廃棄物の発生への対応体制を整備する。
- 2 復旧のためのデータを保存し、重要な資料についてはバックアップ体制を整備する。
- 3 災害復旧用資材の備蓄及び供給体制の整備を図る。
- 4 り災証明書の発行体制の整備を行う。

第 3 実施計画

1 災害廃棄物の発生への対応

【町が実施する計画】

(1) 大量の災害廃棄物の発生に備え、大規模仮置場の候補地の確認など広域処理体制の確立に努めるものとする。

また、広域処理を行う地域単位で、一定程度の余裕をもった処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性確保を図るものとする。

(2) 仮置き場の配置や災害廃棄物の処理方法等について具体的に示した災害廃棄物処理計画を策定するものとする。

2 データの保存及びバックアップ

(1) 現状及び課題

災害からの復興には、戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係、施設、埋没物等の情報及び測量図面等のデータが必要となる。

これらのデータが、災害により消失しないように、また、消失した場合もバックアップが可能な体制の整備を行う必要がある。

(2) 実施計画

【町が実施する計画】

あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

特に、公図の写しの被災回避のための手段を講ずるものとする。

3 災害復旧用資材の供給体制の整備

災害発生後の復興のためには、木材を安定的に供給する必要がある。

【町が実施する計画】

町は、関係業者、飯伊森林組合、県等の協力を得て木材調達体制を整備しておく。

4 り災証明書の発行体制の整備

り災証明書の公付が遅滞なく行われるような実施体制の整備を行う必要がある。

【町が実施する計画】

町は、災害時にり災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家の被害認定調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、り災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。

第 33 節 自主防災組織等の育成に関する計画

(実施担当：総務課)

第 1 基本方針

災害発生時の被害の拡大防止や軽減のためには、自治体や防災関係機関の活動と並んで住民の自主的な防災活動が重要である。特に出火防止や初期消火、要配慮者に対する対応における役割は非常に重要である。

地域における自主防災組織の組織的な活動により、出火防止や、初期消火、要配慮者に対する対応等が期待される。

また、自主防災組織は、日頃の活動を通じて地域の連帯感や支え合いの精神を強化するという意味でも、今日の社会環境の中で果たす役割は大きなものになっている。

今後、企業、事業所等の協力も得て、全ての住民が参加する訓練や研修会を行い、組織の活性化と強化を図っていく。

第 2 主な取組

- 1 自主防災組織は原則として区・自治会単位で組織する。
- 2 町は、自主防災組織が活動環境を整備し、活動の場を確保するための支援を行う。
- 3 平常時、発災時の自主防災組織の活動内容・役割を明確化する。
- 4 リーダーに対する研修等の組織を活性化するための対策を講じる。
- 5 防災組織相互の応援体制の確立のための指導を行う。
- 6 企業、事業所の防災組織との連携態勢確立のための指導を行う。

第 3 計画の内容

1 地域住民による自主防災組織の育成

(1) 現状及び課題

本町においては、全 72 の自治会がそれぞれに自主防災会を組織し、さらにそれらを 8 の地区に大分した区会自主防災会が組織されており、地区の災害特徴をとらえた活動が行われている。しかし、役員の高齢化や担い手不足、住民意識の変化等により継続的な活動が困難な組織もある。

組織化されていても十分な活動ができない自主防災組織の活性化に向けた支援と助言、及び自治会自主防災会未加入者への呼びかけが今後の課題である。

また、学校、病院等の施設、事業所等においても自主防災組織の組織化を促進する必要がある。さらに、様々な防災活動団体との連携を図っていくほか、防災活動を通じて要配慮者等に対する避難体制の整備、支援策の充実を図る必要がある。

(2) 実施計画

【町が実施する計画】

町は、自主防災組織が未結成の地域に対しては、防災知識の普及啓発活動と合わせて組織の結成への働きかけを行うとともに、平日の昼間に地域の防災活動の中心となることが期待される地元事業者、農林漁業者、家事専従者等及び事業所等に対しても防火管理者を主体にした防災組織の結成を図るものとする。

2 組織の活動内容

(1) 平常時の活動

- ア 災害に対する日頃の備えや、災害発生時の的確な行動等防災知識の普及
- イ 情報の収集及び伝達、防災資機材を利用した初期消火、避難、救出・救護等の防災訓練の実施
- ウ 地域の安全点検に基づく防災カルテの作成、配布
- エ 要配慮者に関する情報の収集（プライバシーに対する配慮が必要）
- オ 防災資機材の備蓄の確認及び整備・点検

(2) 災害発生時の活動

- ア 情報の収集及び伝達
- イ 出火防止、初期消火

- ウ 避難誘導活動
- エ 救出救護の実施及び協力
- オ 炊き出し等の給食給水活動
- カ 避難所の開設と運営

3 活動環境の整備

(1) 現状及び課題

自主防災組織がより有効な活動をするためには、各種補助事業・助成事業制度を有効に活用して、その活動環境の整備の推進を図っていくことが求められる。

(2) 実施計画

【町が実施する計画】

町は、コミュニティ助成事業、町消防防災設備整備費補助事業等を活用し、自主防災組織の資機材の整備を進めていくとともに、自主防災組織が活動する場を確保するため、既存の施設（公園、広場等）を活用し、防災活動の拠点としての整備を進めるものとする。

4 組織の活性化

(1) 現状及び課題

災害発生時に活発に行動ができる自主防災組織にするためには、組織をいかに活性化していくかが課題となる。組織の活性化を図るため、リーダーや役員に対する教育、研修等を実施するとともに、青年や女性の組織への参加が求められている。

(2) 実施計画

【町が実施する計画】

自主防災組織のリーダー等に対する教育、研修等を実施するとともに、青年層、女性層の組織への参加を促進し、組織の活性化を図るものとする。

5 各防災組織相互の協調

(1) 現状及び課題

地域にある複数の自主防災組織が存在する場合に、発災時に連携のとれた活動を行えるように、日頃から、連絡応援体制を確立しておく必要がある。

また、地域コミュニティの防災体制についても充実する必要がある。

(2) 実施計画

【町が実施する計画】

ア 自主防災組織間及び事業所の防災組織、防犯組織等との連携を図るため協議会等を設置し、相互の応援体制を確立するよう指導するものとする。

イ 自主防災組織と消防団の連携等を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実に図るものとする。

第 34 節 企業防災に関する計画

(実施担当：総務課)

第 1 基本方針

災害時、企業には、従業員の生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生など、多岐にわたる企業の果たす役割が求められている。

各企業において、これらの重要性を十分に認識し、災害時に重要業務を継続できる体制の整備や訓練、事業所の被害軽減方策の検討や耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進が必要となる。

また、施設、設備の安全性、耐震性等を確保するため、建築物の耐震診断や定期的な点検、検査を実施し、保守、補強等の整備を計画的に推進するものとする。

第 2 主な取組

- 1 施設・設備の点検を定期的 to 実施し、保守、補強を計画的に推進し安全性の向上を図る。
- 2 災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するとともに、防災訓練を実施し企業及び地域の防災力の向上に努める。

第 3 計画の内容

1 現状及び課題

大規模災害の発生時には、社屋や設備等の被災により企業活動が停止する可能性がある。活動停止から復旧に至るまでは、ある程度日数を要することが予想され、企業の経済的損失や地域経済に与える影響も大きくなる。また、火災、建築物の倒壊、薬液の漏洩などは周辺地域に与える影響も大きく企業の社会的損失も大きい。企業は、企業活動が停止したり、二次災害が発生することのないよう、あらかじめ各種災害に対処する企業の防災体制を充実する必要がある。

また、火災や建物倒壊、洪水などによる被害の拡大防止を図るためには、地域住民等による自主防災活動が重要であることから、企業においても地域の一員として地域住民とともに積極的に防災活動に参加し、地域に貢献する姿が望まれる。

2 実施計画

(1) 【町が実施する計画】

ア 職員の住民向け講座などの啓発活動や研修により、企業のトップから従業員に至るまでの防災知識の向上、防災意識の高揚を図るとともに、企業の防災に係る取組の積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図るものとする。

イ 企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。

(2) 【企業が実施する計画】

ア 企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に確認し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるものとする。

イ 社屋内外の耐震化・安全化を推進し、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。特に食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、町、県等との協定の締結や、防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

- ウ 組織力を生かした地域活動への参加、防災住民組織との協力等地域社会の安全性向上への貢献に努めるものとする。
- エ 防災資機材や水、食料等の非常用品の備蓄等、従業員や顧客の安全確保対策、安否確認対策に努めるものとする。

第 35 節 ボランティア活動の環境整備

(実施担当：総務課・保健福祉課)

第 1 基本方針

大規模な災害が発生した場合、きめ細かな災害応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、町、県及び防災関係機関だけでは十分に対応できないことが予想される。このため、災害応急対策に対する知識、技術及び意欲を持った災害救援ボランティアの自発的支援を適切に受け入れ、協働による効果的な救援活動を行う必要がある。

また、ボランティアが、必要なときに、必要なところで、必要な活動を行えるよう、防災関係機関がそれぞれの立場で環境整備を図っていくことが必要である。

第 2 主な取組

- 1 ボランティアの事前登録を、町社会福祉協議会、日本赤十字社長野県支部等において実施する。
- 2 防災ボランティア活動の環境整備を推進する。
- 3 ボランティアグループやボランティア団体の連携を図るため、ボランティア連絡会の強化を進める。
- 4 ボランティアコーディネーターの養成を推進する。

第 3 計画の内容

1 災害救援ボランティアの事前登録

(1) 現状及び課題

災害時において必要となるボランティア活動の内容は、炊き出し等の救援活動、情報の収集伝達、医療救護活動、要配慮者の介護、物資・資材の輸送配分、障がい者・外国籍住民への情報伝達のための通訳等多種多様である。

こうした多様なボランティア活動が適時適切に行われるためには、あらかじめ災害時に救援活動を行い得るボランティアの所在、活動内容等を把握しておくことが求められるところであり、事前登録制度の推進を図ることが必要である。

(2) 実施計画

ア【町が実施する計画】

町社会福祉協議会及び日本赤十字社（長野県支部）等が行うボランティアの事前登録の推進について、住民に対する啓発普及を図る等その支援に努めるものとする。

イ【町社会福祉協議会、日本赤十字社長野県支部等ボランティア関係団体が実施する計画】

災害時における多様なボランティアニーズに対応できるよう、ボランティアの事前登録の推進を図るものとする。

2 防災ボランティア活動の環境整備

(1) 現状及び課題

災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る必要がある。

(2) 実施計画

【町が実施する計画】

平常時から地域団体、NPO等のボランティア団体の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、ボランティアの自主性を尊重しつつ、ボランティア団体と協力して、発災時のボランティアとの連携について検討するものとする。

3 ボランティア団体間の連携等

(1) 現状及び課題

松川町災害ボランティアセンターは、町災害対策本部の指示で町社会福祉協議会が設置し、災害救援ボランティアの活動拠点として、重要な役割を担っている。

災害時においては、広域的なボランティア活動が必要となることから、今後災害救援等のボランティア活動についての認識の共有化や各組織の活動分野、能力等の事前把握を行い、総合的、効果的な活動が行えるよう、連携の強化を図っていくことが必要である。

(2) 実施計画

【町及び町社会福祉協議会が実施する計画】

災害ボランティアセンターの立ち上げ及び復旧、復興の支援に関係する多様な主体の参加協力を得て、各主体との連携を深め、災害時を想定した訓練や研修に努める。

4 ボランティアコーディネーターの養成

(1) 現状及び課題

災害時におけるボランティアニーズは、広範かつ多量にわたることが予想される。これらのニーズを的確に満たすためには、ボランティアを適時適切に配置し、ボランティア活動が全体として効果的に行われることが必要である。こうした調整機能を担うボランティアコーディネーターが、今後計画的に養成されるよう努めていかなければならない。

(2) 実施計画

【町、町社会福祉協議会、日本赤十字社（長野県支部）等が実施する計画】

災害ボランティアコーディネーター養成研修の実施や、全国社会福祉協議会が開催するより実践的で高度な養成研修への参加促進を図るなど、協力してボランティアコーディネーターの養成及び資質向上に努めるものとする。

第 36 節 災害対策基金等積立及び運用計画

(実施担当：総務課・会計室・まちづくり政策課)

第 1 基本方針

災害救助関係費用の支弁に要する財源をはじめ、災害対策に要する経費に充てるため、財政調整基金の積立てを行い、的確な運用を図る。

第 2 主な取組

災害により生じた経費を補填する等のための基金の積立てを行う。

第 3 計画の内容

1 現状及び課題

災害対策経費等の準備のため、町は、財政調整基金の積立てを行い、その運用にあっている。

2 実施計画

災害時に備え、財政調整基金の維持、運営を図るものとする。

第 37 節 風水害対策に関する調査研究及び観測

(実施担当：総務課)

第 1 基本方針

台風、集中豪雨等の風水害は、毎年のように県内に被害をもたらしており、ときには、大きな被害が発生している。

既に、国においても、気象等風水害に関する様々な研究が行われているところであるが、近年の都市部への人口集中、ライフライン施設への依存度の増大、居住地域の拡大等災害要因は一層多様化しているため、関係各機関と連携し、科学的な調査研究を行い、総合的な風水害対策の実施を図る。

第 2 主な取組

町は、県・各関係機関と協力し、風水害に関する情報収集整理等を行う。

第 3 計画の内容

1 【町が実施する計画】

- (1) 町は、地域の災害特性や災害危険性を科学的・総合的に把握するため、防災アセスメントを実施し、その結果を計画の中で明らかにするものとする。
- (2) 国等が行う、観測施設の設置等に積極的に協力し、町内のデータの累積に努めるものとする。

2 【関係機関が実施する計画】

- (1) 各機関がそれぞれ行った風水害対策に関する調査研究のデータについて、必要があれば、町、県への提供について協力するものとする。
- (2) 国等が行う、観測施設の設置等に積極的に協力するものとする。

第 38 節 観光地の災害予防計画

(実施担当：産業観光課)

第 1 基本方針

観光地の災害対策については、地理状況に不案内な観光客が多数存在する状況にあるため、地域住民による自主防災組織での応援体制の整備を図る。

また、近年増加している外国人旅行者について防災対策の一層の充実を図る。

第 2 主な取組

- 1 町は、関係機関及び観光施設管理者との相互の連携により、災害時の観光客の安全確保策を推進する。
- 2 外国人旅行者のために、避難所や避難経路標識等の簡明化、多言語化や情報提供体制の整備など災害発生時の防災環境づくりに努める。

第 3 計画の内容

1 観光地での観光客の安全確保

【町が実施する計画】

- (1) 観光地の自治組織、観光施設の管理者に働きかけ、自主防災組織を設置し、災害時の観光客への避難体制を整備するものとする。
- (2) それぞれの観光地に起こりうる災害を想定し、組織体制、連絡体制、防災設備、通信設備の整備や避難訓練を行うものとする。

2 外国人旅行者の安全確保策

(1) 【町が実施する計画】

- ア 災害時に外国人旅行者へ避難所や避難経路を周知するため、避難経路標識の簡明化、多言語化を推進するものとする。
- イ 関係機関、関係団体等と連携し、外国人旅行者に対する情報提供体制の整備を行うものとする。
- ウ 観光地の観光案内所で災害時の外国人旅行者避難誘導體制を整備するものとする。

(2) 【関係機関が実施する計画】

- ア 観光施設の管理者は施設内の避難経路標識に外国語の併記や外国語版の防災パンフレットを作成するなど外国人旅行者の災害時安全確保を推進するものとする。
- イ 多くの人が集まる場所においては、外国語による避難情報の提供、避難場所や避難経路の標識の簡明化、多言語化など外国人旅行者に配慮した情報提供体制、避難誘導體制の整備を図るものとする。

第 39 節 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

(実施担当：総務課)

第 1 基本方針

町の一定の地区内の居住者及び事業者が、「自助」・「共助」の精神に基づき、町と連携して、自発的に地区における防災活動を担う例もあることから、これらの自発的な防災活動を促進し、ボトムアップ型で地域における防災力を高めるため、各地区の特性に応じて、コミュニティレベルでの防災活動を内容とする「地区防災計画」の作成について定めるものとする。

第 2 主な取組

住民等の提案により地区防災計画を作成し、地域の防災力向上に努めるものとする。

第 3 計画の内容

1 現状及び課題

地区防災計画は、地区居住者等が共同して行う防災活動に関する計画であり、町が活動の中心となる町地域防災計画とコミュニティが中心となる地区防災計画とがあいまって地域における防災力の向上を図るものである。

地区防災計画は、「自助」・「共助」の精神に基づく自発的な防災活動を促進し、各地区の特性に応じて、ボトムアップ型で地域における防災力を高めることを目的としており、地区居住者等がより主体的に、計画策定段階から積極的に参加することが求められる。

2 実施計画

(1) 【町が実施する計画】

町地域防災計画に地区防災計画を位置づけるよう町内の一定地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、町地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。また地区居住者の参加の下、地域防災力の充実強化のための具体的な事業に関する計画を定めるものとする。

(2) 【住民及び事業所を有する事業者が実施する計画】

町内の一定の地域内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、当該地区と町が連携して防災活動を行うものとする。

第2章 災害応急対策計画

第1節 災害直前活動

(実施担当：各部・機関)

第1 基本方針

風水害については、災害発生の危険性のある程度は予測することが可能であり、被害を軽減するためには、気象警報・注意報等の住民に対する伝達、迅速な避難誘導等、災害の未然防止活動等の災害発生直前の活動が極めて重要である。特に、災害時避難行動要支援者が迅速に避難できるよう対策を行うことが必要である。

第2 主な活動

- 1 気象に関する情報を迅速かつ適切に伝達する。
- 2 住民に対して適切な避難誘導を実施する。
- 3 災害を未然に防止するための活動を実施する。

第3 活動の内容

1 警報等の伝達活動

(1) 基本方針

気象警報・注意報等を迅速かつ適切に伝達することは、災害発生直前に適切な行動をし、人的、物的被害を回避するために重要であり、町が気象警報・注意報等を受けた場合は、「第2編 第2章 第2節 災害情報の収集・連絡活動」により速やかに伝達活動を行う。

(2) 実施計画

ア 特別警報発表時の対応（下記内容以外はイと同じ）

【町が実施する対策】

県、消防庁、東日本電信電話㈱から特別警報の発表又は解除の通知を受けた場合又は自ら知ったときは、直ちにその内容を住民、滞在者、所在の官公署に周知する措置をとるものとする。

なお周知にあたっては、町防災行政無線、広報車、CATV、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等あらゆる広報手段を通じて、迅速かつ的確に行うよう努めるものとする。

イ 特別警報以外の気象警報等発表時の対応

(ア) 【町が実施する対策】

a 町は、各機関から通知を受けた気象警報・注意報等及び指示事項を速やかに周知徹底する。また放送等により気象状況を常に把握し、気象警報・注意報等の補填に努めるものとする。

b 住民から災害発生のおそれのある異常現象の通報を受けたときは、その旨を速やかに関係機関に伝達するものとする。

(イ) 【長野地方気象台等が実施する対策】

長野地方気象台等の気象警報・注意報等の発表機関は、「警報等の種類及び発表基準」により注意報・警報等を発表する。

なお災害等が発生した地域で災害発生に関わる条件が変化した場合は、警報等の発表基準の引き下げを関係機関と協議の上、実施するものとする。

(ウ) 【放送事業者が実施する対策】

各放送事業者は、長野地方気象台から気象警報・注意報等の通知を受けたときは、その周知徹底を図るため放送時間、放送回数等を考慮の上、速やかに放送を行うものとする。

(エ) 【その他防災関係機関が実施する対策】

その他の防災関係機関は、気象警報・注意報等の伝達について、それぞれあらかじめ定めておく組織、方法により、伝達系統でいう所定の機関に速やかに通知するものとする。

(オ) 【住民が実施する対策】

以下のような異常を発見した者は、直ちに町又は警察官に通報するものとする。

a 気象関係

強い突風、竜巻、強い降ひょう、激しい雷と大雨等の気象現象

b 水象関係

河川や湖沼の水位の異常な上昇

c その他、土砂災害の前兆と見られる事象

ウ 土砂災害警戒情報発表時の対応

(ア) 【町が実施する対策】

県から土砂災害警戒情報発表・解除の通知を受けたときは、その情報を住民等へ伝達し、速やかな避難行動へつなげるよう努めるものとする。

(イ) 【長野地方気象台等が実施する対策】

県との協定に基づき、報道各社へ土砂災害警戒情報の発表・解除について伝達するものとする。

(ウ) 【放送事業者が実施する対策】

長野地方気象台から土砂災害警戒情報発表・解除の通知を受けたときは、その周知徹底を図るため放送時間、放送回数等を考慮の上、速やかに放送を行うものとする。

2 住民の避難誘導対策

(1) 基本方針

風水害により、住民の生命、身体に危険が生じるおそれのある場合には、町長は、必要に応じて、避難準備・高齢者等避難開始の伝達、避難勧告、避難指示（緊急）を行うなど適切な避難誘導を実施し、災害の発生に備える。

また、浸水想定区域内や土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設に対しては、迅速かつ適切な避難誘導に努める。

(2) 実施計画

ア 【町が実施する対策】

(ア) 風水害の発生のおそれがある場合には河川管理者、消防団等と連携を図りながら気象情報等に十分注意し、重要水防区域や土砂災害警戒区域等の警戒活動を行い、危険がある場合又は危険が予想される場合は、住民に対して避難のための避難準備・高齢者等避難開始の伝達、避難勧告、避難指示（緊急）を行い、避難誘導活動を実施するものとする。

特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。

また、要配慮者については避難準備・高齢者等避難開始の伝達を行うなどの、避難支援計画に沿った避難支援を行うものとする。

当日及び前日までの降水量等の気象状況等から、災害発生の危険性があると判断した場合は、時間帯や利用者数等を総合的に判断し、要配慮者利用施設に対して連絡・通報を行うものとする。また、必要に応じて、自主防災組織・住民等の協力を得て避難誘導活動を実施する。

なお、避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な待避場所への移動又は屋内での待避等を行うべきことについて、町は、住民等への周知徹底に努めるものとする。

- (イ) 災害が発生するおそれのある場合には、必要に応じ指定緊急避難場所及び指定避難所を開設し、住民等に対して周知徹底を図る。また、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、必要がある場合は管理者の同意を得て避難所とするものとする。
- (ウ) 住民に対する避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の伝達にあたっては、町防災行政無線、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等あらゆる広報手段を通じて、対象地域の住民に対する的確迅速な伝達に努めるものとする。
- (エ) 情報の伝達、避難誘導の実施にあたっては、高齢者、身体障がい者その他歩行が困難な者等から優先的に行う等、要配慮者に対して配慮するよう努めるものとする。
- (オ) 指定緊急避難場所及び指定避難所及び避難路の所在、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の所在等、避難に資する必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布、ホームページでの掲載など必要な措置を講じるものとする。
- (カ) 避難指示（緊急）、避難勧告を解除する場合には、十分に安全性の確認に努めるものとする。

イ【住民が実施する対策】

避難の際には、出火防止措置をとった上、食料、日用品等の備蓄物資を携行するものとする。

ウ【要配慮者利用施設の管理者が実施する対策】

(ア) 要配慮者利用施設の管理者は、自らも気象情報の収集、周辺の安全確認を行うなど、自主的な防災活動に努めるものとする。

(イ) 災害が発生するおそれのある場合は、町、自主防災組織等と連携し、避難誘導等を実施するものとする。

3 災害の未然防災計画

(1) 基本方針

各施設の管理者は、災害発生のおそれがある場合は、事前に適切な災害未然防災活動を行い、被害の発生を防止に努めるものとする。

(2) 実施計画

ア【水防管理者（町長）が実施する対策】

(ア) 水防管理者は、水防計画に基づき、河川堤防等の巡視を行い、町域の状況を情報収集する。

(イ) 水防上危険であると思われる箇所について応急対策として水防活動を実施するものとする。

(ウ) 状況に応じ町災害対策本部（水防本部）を設置する。

(エ) 必要に応じ、現地災害対策本部の設置を要請する。

イ【河川管理者・農業用排水施設管理者が実施する対策】

河川管理者、農業用排水施設管理者等は、洪水、豪雨の発生が予想される場合には、堰、水門、ポンプ場等の適切な操作を行う。その操作にあたり、危害を防止するため必要があると認められるときは、あらかじめ、必要な事項を関係市町村及び警察署に通報するとともに住民に対して周知させるものとする。

ウ【道路管理者が実施する対策】

道路管理者は、降水量等に応じて、パトロール、事前規制等の必要な措置を実施するものとする。

エ【住民が実施する対策】

住民は、災害が発生するおそれのある異常な現象を発見した者は、その旨を町長又は警察官に通報するものとする。

オ【水防団及び消防機関が実施する対策】

災害発生のおそれがある場合は、水防用資機材の準備、点検を行うとともに、出水時に土のう積みなど迅速な水防活動を実施する。また、河川管理者、地方公共団体と連携し、必要に応じ、水防上緊急の必要がある場所において警戒区域を

設定し、水防関係者以外の者に対してその区域への立入の禁止又はその区域からの退去等の指示を実施するものとする。

別表 警報等の種類及び発表基準

1 気象業務法に基づく警報・注意報等

(1) 特別警報・警報・注意報

長野地方気象台は、大雨や強風などの気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」を、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」を、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」を、市町村単位を基本に気象特性に基づき県内を79の区域に分け発表している。

特別警報・警報・注意報の概要

種類	概要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪等によって重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報
警報	暴風、暴風雪、大雨、大雪等によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報
注意報	風雪、強風、大雨、大雪等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報

特別警報・警報・注意報の種類と概要（長野地方気象台が発表するもの）

特別警報・警報・注意報の種類		概要
特別警報	大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。
	大雪特別警報	大雪により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風特別警報	暴風により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には括弧を付して、大雨警報（土砂災害）大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）として、特に警戒すべき事項が明記される。
	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷決壊による重大な災害があげられる。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。

特別警報・警報・注意報の種類		概要
注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
	雪崩注意報	「雪崩」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電、船体などへの被害が起これるおそれのあるときに発表される。
	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起これるおそれのあるときに発表される。
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、洪水、浸水、土砂災害などの災害が発生するおそれがあるとときに発表される。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物へ被害が起これるおそれのあるときに発表される。
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結破裂による著しい被害の起これるおそれがあるとときに発表される。	

特別警報基準

種類	概要
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、もしくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

(注) 発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断する。

ア 雨を要因とする特別警報の指標

以下(ア)又は(イ)いずれかを満たすと予想され、かつ、さらに雨が降り続けると予想される場合に、大雨特別警報を発表する。

(ア) 48時間降水量及び土壌雨量指数^{注1}において、50年に一度の値以上となった5km格子が、ともに府県程度の広がり範囲内で50格子以上出現

(イ) 3時間降水量及び土壌雨量指数^{注1}において、50年に一度の値以上となった5km格子が、ともに府県程度の広がり範囲内で10格子以上出現(ただし、3時間降水量が150mm以上となった格子のみをカウント対象とする。)

イ 雨に関する本町の50年に一度の値

地域			50年に一度の値		
一次細分区域	市町村等をまとめた区域	二次細分区域	R48	R03	SWI
南部	下伊那地域	松川町	273	90	191

注1) 略語の意味は右のとおり。R48:48時間降水量(mm)、R03:3時間降水量(mm)、SWI:土壌雨量指数(Soil Water Index)

注2)「50年に一度の値」の欄の値は、町にかかる5km格子の50年に一度の値の平均値をとったものである。

注3) 町の警報基準については、気象庁HPに掲載されている。

(<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index.html>)

注4) R48、R03、SWIいずれについても、50年に一度の値は統計値であり、一の位の大小まで厳密に評価する意味はない。

注5) 特別警報は、府県程度の広がり度で50年に一度の値となる現象を対象。個々の市町村で50年に一度の値となることのみで特別警報となるわけではないことに留意

注6) 特別警報の判定に用いるR03の値は、3時間降水量が150mm以上となった格子のみをカウント対象とする。

ウ 台風等を要因とする特別警報の指標

「伊勢湾台風」級(中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上)の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合に、特別警報を発表する。ただし、沖縄地方、奄美地方及び小笠原諸島については、中心気圧910hPa以下又は最大風速60m/s以上とする。

台風については、指標となる中心気圧又は最大風速を保ったまま、中心が接近・通過すると予想される地域(予報円がかかる地域)における、大雨・暴風の警報を、特別警報として発表する。

温帯低気圧については、指標となる最大風速と同程度の風速が予想される地域における、大雨・暴風(雪を伴う場合は暴風雪)の警報を、特別警報として発表する。

エ 雪を要因とする特別警報の指標

府県程度の広がりをもって50年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合に、大雪特別警報を発表する。

オ 50年に一度の積雪深と既往最深積雪深の値

50年に一度の積雪深と既往最深積雪深

地点名	50年に一度の積雪深 (cm)	既往最深積雪深 (cm)
飯田	46	81

注1) 既往最大積雪深は、平成27年7月までの値

注2) 50年に一度の値は過去の観測データから推定した値であり、一の位の大小まで厳密に評価する意味はない。

注3) 特別警報は、府県程度の広がり度で50年に一度の値となる現象を対象

個々の地点で50年に一度の値となることのみで特別警報となるわけではないことに留意

松川町の警報・注意報発表基準一覧表

平成29年7月7日現在
発表官署 長野地方気象台

府県予報区		長野県	
一次細分区域		南部	
市町村等をまとめた地域		下伊那地域	
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準 10
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準 124
	洪水		流域雨量指数基準 福沢川流域=4
			複合基準※ ¹ -
			指定河川洪水予報による基準 天竜川上流 [沢渡・市田]
	暴風	平均風速	17m/s
	暴風雪	平均風速	17m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ20 cm
	波浪	有義波高	
	高潮	潮位	
注意報	大雨	表面雨量指数基準	5
		土壌雨量指数基準	99
	洪水	流域雨量指数基準	福沢川流域=3.2
		複合基準※ ¹	-
		指定河川洪水予報による基準	天竜川上流 [沢渡・市田]
	強風	平均風速	13m/s
	風雪	平均風速	13m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ10cm
	波浪	有義波高	
	高潮	潮位	
	雷	落雷等により被害が予想される場合	
	融雪	1.積雪地域の日平均気温が10℃以上 2.積雪地域の日平均気温が6℃以上で日降水量が20mm以上	
	濃霧	視程	100m
	乾燥	最小湿度20%で実効湿度55%※ ²	
	雪崩	1.表層雪崩：積雪が50cm以上あって、降雪の深さ20cm以上で風速10m/s以上、又は積雪が70cm以上あって、降雪の深さ30cm以上 2.全層雪崩：積雪が70cm以上あって、最高気温が平年より5℃以上高い、又は日降水量が15mm以上	
	低温	夏期：平均気温が平年より4℃以上低く、かつ最低気温15℃以下（高冷地で13℃以下）が2日以上続く場合 冬期：最低気温-11℃以下（高冷地で-17℃以下）	
霜	早霜・晩霜期に最低気温 2℃以下		
着氷	著しい着氷が予想される場合		
着雪	著しい着雪が予想される場合		
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	100mm

※1 (表面雨量指数、流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表している。

※2 湿度は飯田特別地域気象観測所の値

2 特別警報の発表

気象庁は、警報の発表基準をはるかに超える現象に対して「特別警報」を発表する。町は、下表の例のように、避難勧告・避難指示（緊急）の判断材料などに活用するほか、直ちに住民に対し、防災行政無線、広報車の巡回、緊急速報メール、音声告知放送、戸別受信機等、消防団や自主防災組織による伝達周知の措置等により周知を図る。

特別警報等発表時における町や住民の対応例

町の対応	住民の行動	気象警報等の種類					
		大雨		暴風	大雪	暴風雪	
		(土砂災害)	(浸水害)				
<ul style="list-style-type: none"> 担当職員の連絡態勢確立 気象情報や雨量の状況を収集 注意呼びかけ 警戒すべき区域の巡回 	<ul style="list-style-type: none"> 気象情報に気をつける テレビ、ラジオ、気象庁HPなどから最新の気象情報を入手 窓や雨戸など家の外の点検 避難所の確認 非常持出品の点検 	大雨注意報		強風注意報	大雪注意報	風雪注意報	
<ul style="list-style-type: none"> 警報の住民への周知 避難所の準備、開設 必要地域に避難準備・高齢者等避難開始 応急対応態勢確立 必要地域に避難勧告、避難指示（緊急） 避難の呼びかけ 	<ul style="list-style-type: none"> 避難の準備をする 危険な場所に近づかない 日頃と異なったことがあれば、役場などへ通報 暴風警報については、安全な場所に退避 	土砂災害警戒情報	大雨警報（土砂災害）	大雨警報（浸水害）	暴風警報	大雪警報	暴風雪警報
<ul style="list-style-type: none"> 特別警報が発表され非常に危険な状況であることの町民への周知 直ちに最善を尽くして身を守るよう町民に呼びかけ 	<ul style="list-style-type: none"> 直ちに命を守る行動をとる（避難所へ避難するか、外出することが危険な場合は家の中で安全な場所にとどまる） 		大雨特別警報（土砂災害）	大雨特別警報（浸水害）	暴風特別警報	大雪特別警報	暴風雪特別警報

3 水防法に基づく警報等

(1) 洪水予報

水防法に基づき、重要河川で国土交通大臣又は知事が定めた河川について、区間を決めてその状況を水位又は流量を示して発表する警報及び注意報をいう。

区分	発表基準
洪水注意報	基準地点の水位が警戒水位を突破するおそれのあるとき
洪水警報	溢水、氾濫等により国民経済上重大な損害が生じるおそれのあるとき

(2) 避難判断水位到達情報

水防法に基づき、重要河川についてその状況を水位又は流量を示して発表する警報及び注意報をいう。

区分	発表基準
避難判断水位到達情報	氾濫注意水位を超える水位で、洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位に達したとき

(3) 水防警報

水防法に基づき、水防活動のために発する警報をいう。

区 分	発 表 基 準
水防警報	水位が氾濫注意水位に達しなお上昇のおそれがあり、水防活動の必要が予測されたとき（通知内容は、「第2編 第2章 第8節 消防・水防活動」参照のこと）

種 類	説 明	警 鐘 番 号	サイレン
第1信号	警戒水位に達するおそれがあることを知らせるもので、水防関係者が待機し資材の手配作業の準備をする	○ ○ ○ ○	10秒吹鳴 休止2秒 3秒吹鳴 約10秒 約2秒 約3秒 ○ 休止 ○
第2信号	水防機関に属する者が直ちに出勤・作業すべきことを知らせるもの	○ ○ ○ ○ ○	短吹鳴3秒 休止約2秒 ○ ○ ○ ○ ○
第3信号	水防管理団体の区域内に居住する者が出勤すべきことを知らせるもの	○ ○ ○ ○ ○ ○	短吹鳴3秒 休止約2秒 ○ ○ ○ ○ ○ ○
第4信号	必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの	乱 打	1分吹鳴を一定時間繰り返す 約1分 約5秒 約1分 ○ 休止 ○

4 消防法に基づく警報等

(1) 火災気象通報

消防法に基づき、気象状況が火災の予防上危険と認められるときに長野地方気象台長が長野県知事に対して行う通報をいう。

区 分	発 表 基 準
火災気象通報	気象の状況が次のいずれか一つの条件を満たしたときとする。 1 実効湿度が55%以下で最小湿度が20%以下になる見込みのとき 2 実効湿度が60%以下、最小湿度が40%以下で、最大風速が7mを超える見込みのとき 3 平均風速10m以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき（降雨、降雪のときには通報しないことがある。）

(2) 火災警報

消防法第22条第3項の規定により、一般に火災の警戒を促すために発令する警報をいう。

区 分	発 表 基 準
火災警報	消防法第22条第3項の規定により発令する火災警報は、概ね次に掲げる気象状況において、消防長が必要と認めたときに発令するものとする。 1 実効湿度が60%以下であり、かつ、低湿度40%以下であって、最大風速7mを超える見込みのとき 2 平均風速10m以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき

5 その他の情報

(1) 土砂災害警戒情報

長野県と長野地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったとき、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう市町村ごとに発表する情報をいう。

区 分	発 表 基 準
土砂災害警戒情報	2時間先までの予測雨量から求めた60分積算雨量と土壌雨量指数の関数曲線値が、土砂災害発生危険基準線を超えると予測した場合

(2) 記録的短時間大雨情報

県内で、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を、観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表する。

区 分	発 表 基 準
記録的短時間大雨情報	1時間雨量 100mm

(3) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける気象情報をいう。

区 分	発 表 基 準
竜巻注意情報	雷注意報が発表されている状況下において、竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まったときに発表する。この情報の有効時間は、発表から1時間である。

(4) 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、長野県気象情報

気象情報の種類としては、台風に関する情報、大雨に関する情報、低気圧に関する情報などがある。また、対象とする予報区により全般、地方、府県気象情報がある。

区 分	発 表 基 準
全般気象情報、関東甲信地方気象情報、長野県気象情報	気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。

6 警報等の発表及び解除

警報等を発表及び解除する機関は、次のとおりとする。

なお、注意報及び警報はその種類にかかわらず、新たな注意報又は警報の発表が行われたときには、自動的に切り替えられるものとする。ただし、竜巻注意情報の有効時間は発表から1時間である。

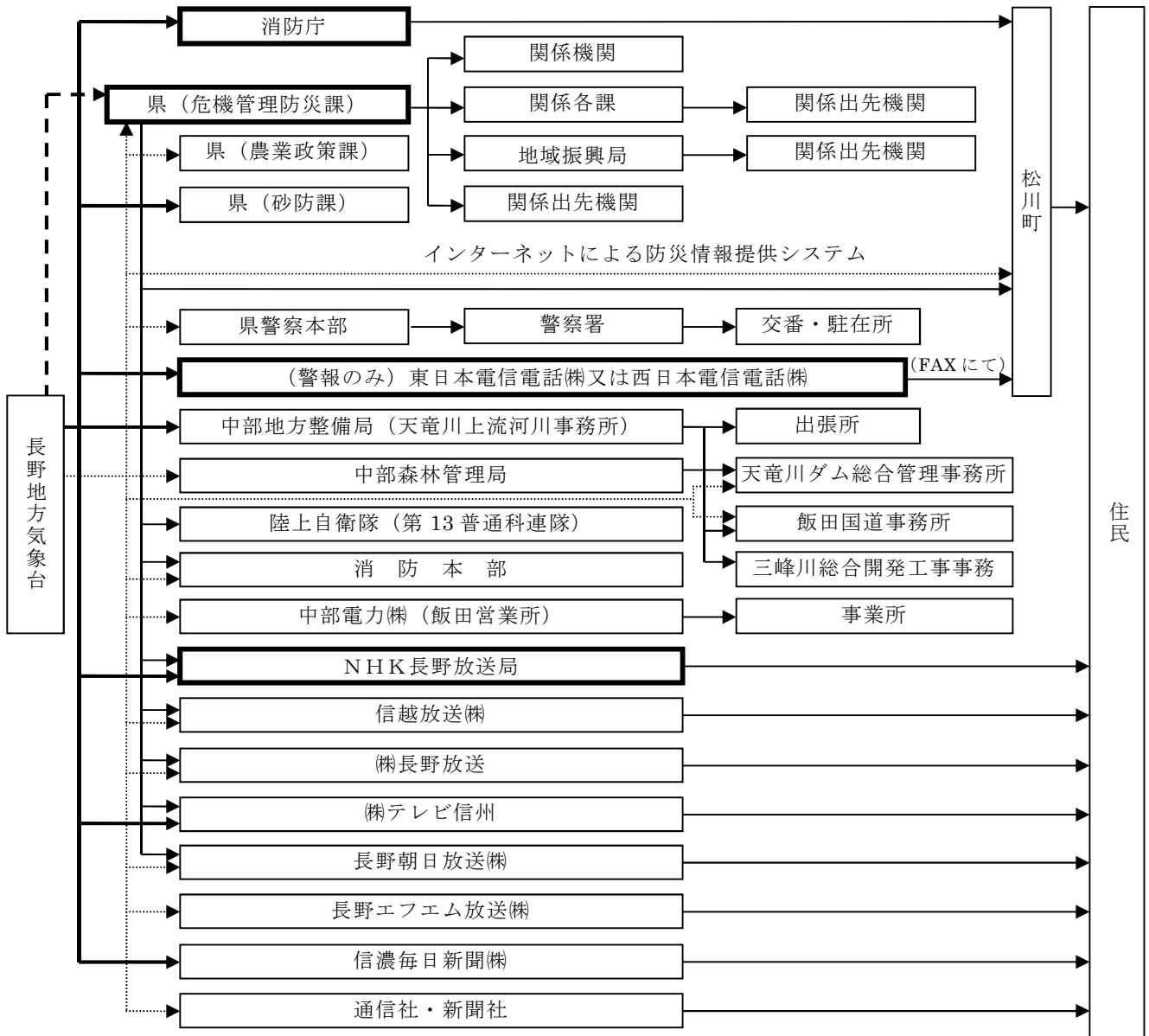
警報等の種類	発表機関名	対象区域
気象注意報 気象警報	長野地方気象台	県全域
天竜川上流洪水予報 洪水注意報 洪水警報	長野地方気象台 国土交通省天竜川 上流河川事務所	国土交通大臣が定めた河川 （「洪水予報指定河川」とい う）
水防警報	国土交通省天竜川 上流河川事務所	
	関係建設事務所	知事が指定した河川（「国の 指定河川」という）
火災気象通報	長野地方気象台	県全域

警報等の種類	発表機関名	対象区域
火災警報	町長	町域
避難判断水位到達情報	国土交通省天竜川 上流河川事務所 飯田建設事務所	国土交通大臣、 知事が指定した河川
土砂災害警戒情報	長野地方気象台 長野県建設部砂防課 }共同	県全域あるいは一部
記録的短時間大雨情報	長野地方気象台	県全域
竜巻注意情報	長野地方気象台	県全域
全般気象情報、 関東甲信地方気象情報、 長野県気象情報	気象庁、 気象庁、 長野地方気象台	全国、 関東甲信地方、 長野県

7 警報等伝達系統図

(1) 注意報・警報及び情報

ア 系統図



注1 長野地方気象台から各防災関係機関等への伝達は「防災情報提供システム」によるが、県へはオンライン配信により伝達する。

警報発表時には、東日本電信電話(株)又は西日本電信電話(株)に対し、オンラインにより伝達する。

注2 県(危機管理防災課)から各機関への伝達は、県防災行政FAXによる。

注3 その他の伝達はFAX、音声、映像その他の方法による。

注4 太枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第7条第1項の規定に基づく法定伝達先

注5 (太実線矢印)は、専用回線による「防災情報提供システム」からの伝達を示す。

注6 (破線矢印)は、インターネットによる「防災情報提供システム」からの補助伝達手段(※)を示す。

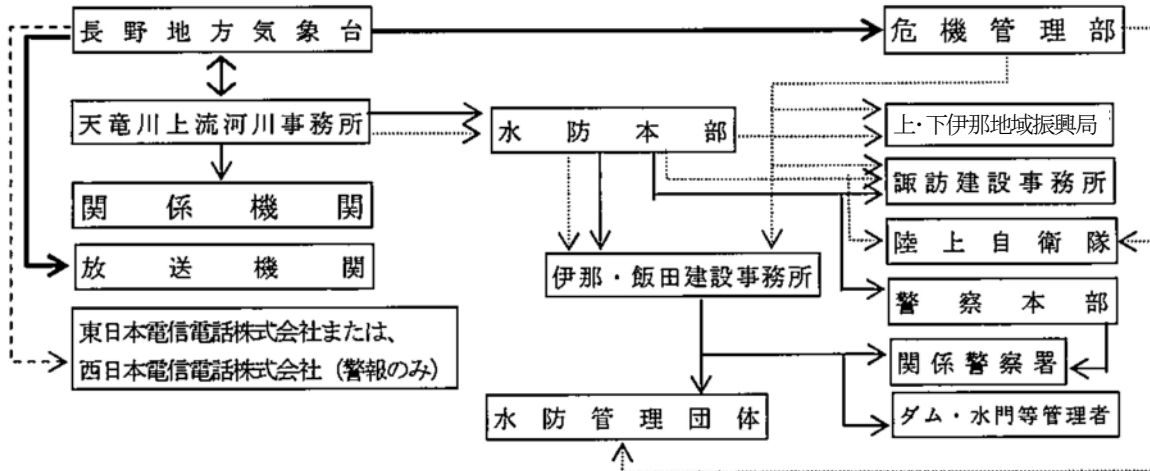
注7 (太波線矢印)は、オンライン配信(XML配信)による伝達を示す。

※ 地域における防災気象情報の利用を促進し、気象災害による被害の防止・軽減にむけより一層貢献するため、インターネットを活用したシステムにより各市町村や防災関係機関に提供している補助伝達手段である。

(2) 水防警報等

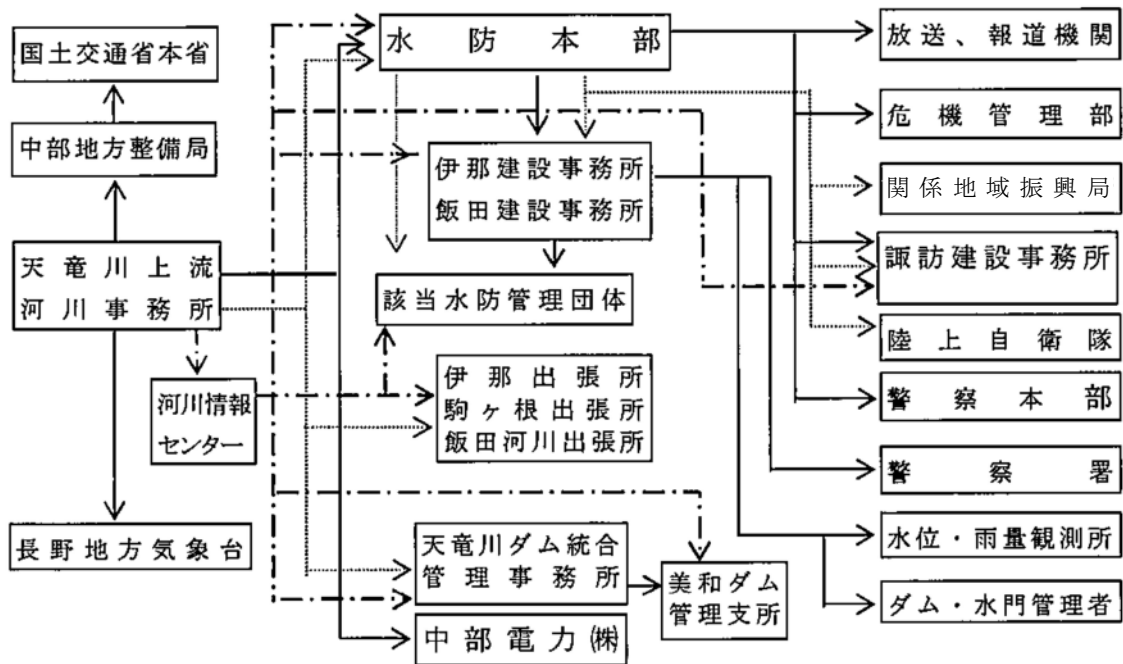
ア 伝達系統

(ア) 洪水予報指定河川に対する洪水注意報及び洪水警報（天竜川）



- (注) ——— は、NTTファクシミリ等による伝達を示す。
 は、防災行政無線によるファクシミリ伝達を示す。
 ——— は、長野地方気象台から関係機関への防災情報提供システム等による伝達を示す。
 - - - - は、オンラインによる伝達を示す。

(イ) 水防警報（天竜川）

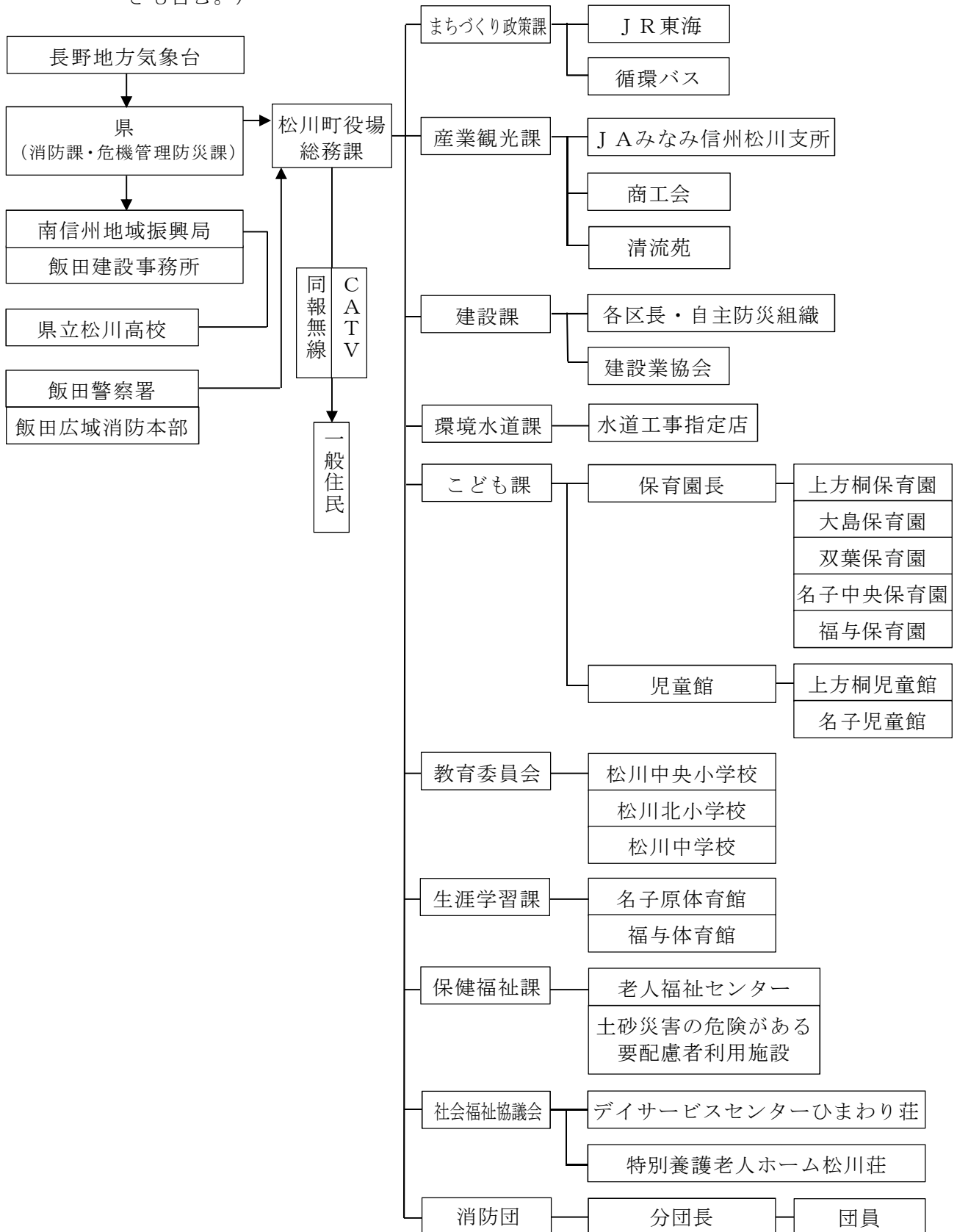


- (注) ——— は、NTTファクシミリ等による伝達を示す。
 は、ファクシミリによる伝達を示す。
 - - - - は、HP「川の防災情報」(統一河川情報システム)による補助的伝達系等を示す。

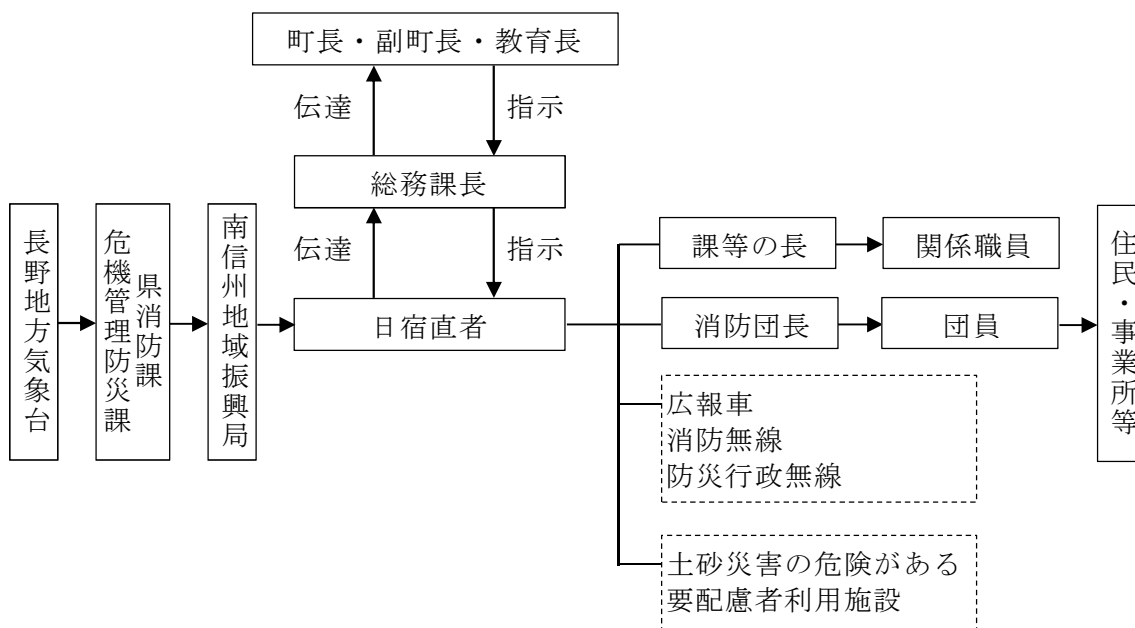
8 警報等伝達組織及び方法

(1) 伝達組織

ア 勤務中における伝達系統（勤務時間外において各課が配備体制についているときも含む。）



イ 勤務外における伝達系統（勤務時間外において各課が配備体制についているときは除く。）



(2) 伝達要領

ア 勤務時間中における要領

(ア) 県危機管理防災課、飯田建設事務所から通知された気象予警報は、総務課長が気象予警報受領用紙（別記様式）により受領する。

(イ) 総務課長は（ア）により気象予警報を受領したときは、（1）のアの伝達系統により直ちに通知する。

(ウ) 防災行政無線により全町放送する。

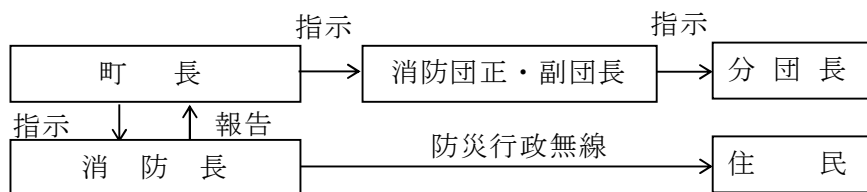
イ 勤務時間外における要領

(ア) アの（ア）に準じ気象予警報を受領したときは、（1）のイの伝達系統により通知する。

(イ) 防災行政無線により全町放送する。

9 火災警報

(1) 伝達系統



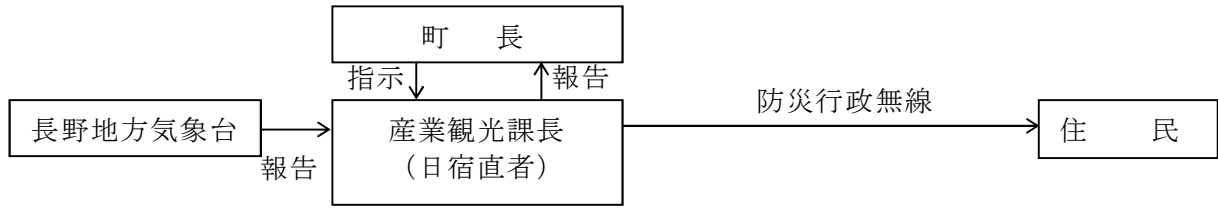
(2) 伝達要領

ア 消防長は、町長から火災警報発令の指示を受けたときは、関係機関に連絡するとともに、町を通じて消防団正・副団長及び各分団長に連絡する。

イ 防災行政無線により全町放送する。

10 凍霜害警報

(1) 伝達系統



(2) 伝達要領

長野地方気象台から伝達された凍霜害警報の発令は、直ちに産業観光課長、日宿直者において防災行政無線により全町放送する。

11 予警報等の伝達責任者

気象予警報、水防警報及び火災警報の伝達責任者は、次のとおりである。

予警報伝達責任者

予警報名	責任者
気象水防予警報	総務課長
火災警報	総務課長
凍霜害警報	産業観光課長

12 気象、水象及び地象等についての異常現象通報者

気象台等の関係機関から発表された予警報等の内容に対応するものを除き、気象・水象あるいは地象に関し、異常気象を発見した者は、災害の拡大を未然に防止するため、その発見場所、状況、経過等できるだけ具体的な情報を次により速やかに通報しなければならない。

(1) 通報を要する異常気象

(気象関係)

強い突風、竜巻、強い降ひょう、激しい雷雨等著しい異常な現象

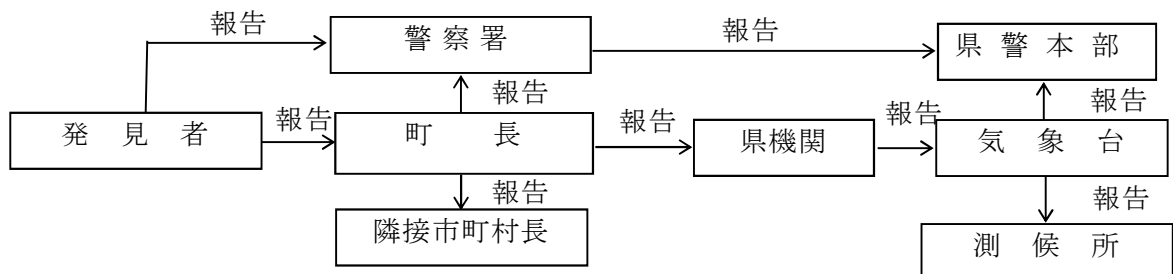
(水象関係)

異常な水位の上昇

(地象関係)

火山の噴火、鳴動、山崩れ、地割、土地の上昇、沈下等の地形変化

(2) 異常現象発見時の通報系統



(3) 通報要領

災害が発生あるいは拡大するおそれのある異常を発見した者は、自己又は他人により町長もしくは警察署に、速やかにその情報を通報する。通報を受けた者は(2)の系統によりそれぞれ関係機関に通報するとともに、その現象を確認し、事態に対処する。

第2節 災害情報の収集・連絡活動

(実施担当：各部)

第1 基本方針

地震が発生し、緊急地震速報を受信した町、県及び放送事業者は、直ちに住民等への伝達に努めるものとする。

災害が発生した場合、各防災関係機関は直ちに災害時における被害状況調査体制をとり迅速、的確な被害状況調査を行い、県へ報告する。

第2 活動の内容

1 緊急地震速報の伝達

(1) 伝達体制及び通信施設、設備の充実

緊急地震速報の伝達を受けた町及び放送事業者は、直ちに住民等への伝達ができるように、その伝達体制及び通信施設、設備の充実に努める。

(2) 実施計画

ア【町が実施する計画】

伝達を受けた緊急地震速報を住民及び来庁者に直ちに伝達するため、その伝達体制及び通信施設、設備の充実に努めるものとする。

イ【放送事業者が実施する対策】

緊急地震速報の伝達を受けた放送事業者は、直ちに住民等への伝達に努めるものとする。

2 報告の種別

(1) 概況報告

災害が発生したとき、災害対策本部を設置したとき又はその他の異常と思われる事態（大量の119番通報等）が発生したときは、直ちにその状況を報告するものとする。

(2) 被害中間報告

被害状況を収集し逐次報告するとともに、先に報告した事項に変更のあった場合はその都度変更の報告をするものとする。

(3) 被害確定報告

同一の災害に対する被害調査が終了し、被害が確定したときに報告するものとする。

3 被害状況の調査と調査責任機関

被害状況の調査は、次表に掲げる機関が関係機関及び団体の協力を得て実施する。調査にあたっては、関係機関は相互に連絡を密にし、正確な情報の把握に努めるものとする。

町は、被害が甚大である等、町において被害調査が実施できないときは、次表に定める協力機関等に応援を求めるものとし、協力機関等は速やかに必要な応援を行い、被害情報等の把握に努める。

また、町は、町の対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努めるものとする。

町は、特に行方不明者の数については捜索・救助体制の検討に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、町の区域内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。

調査事項	担当課	協力機関
概況速報(収集できた範囲で)	総務課	南信州地域振興局総務管理課
人的被害	総務課	南信州地域振興局総務管理課 松川町交番

調査事項	担当課	協力機関
住家及び非住家被害	住民税務課	南信州地域振興局総務管理課
避難勧告・避難指示(緊急)等 避難状況	総務課・保健福祉課	松川町交番
社会福祉施設被害	保健福祉課	飯田保健福祉事務所
農業被害	産業観光課	南信州地域振興局農政課 南信州農業改良普及センター 長野県農業再生協議会 みなみ信州農業協同組合 飯田家畜保健衛生所
農地・農業用施設被害	産業観光課・建設課	南信州地域振興局農地整備課 土地改良区
林業関係被害	産業観光課	南信州地域振興局林務課 飯伊森林組合
公共土木施設被害(土砂災害 による被害)	建設課	飯田建設事務所 国土交通省関係機関
都市施設被害	建設課	飯田建設事務所
水道施設被害	環境水道課	南信州地域振興局環境課
廃棄物処理施設被害	環境水道課	南信州地域振興局環境課
感染症関係被害	保健福祉課	飯田保健福祉事務所
医療施設被害	保健福祉課	飯田保健福祉事務所
商工関係被害	産業観光課	松川町商工会 南信州地域振興局商工観光課
観光施設被害	産業観光課	南信州地域振興局商工観光課
教育関係被害	こども課・ 生涯学習課	南信教育事務所 飯田事務所
町有財産被害	まちづくり政策課・ 住民税務課	南信州地域振興局企画振興課
公益事業被害	鉄道・通信・電力・ ガス等関係機関	南信州地域振興局総務管理課
火災被害	総務課	消防団
危険物等の事故による被害	総務課	県危機管理防災課
水害等速報	総務課 建設課	国土交通省天竜川上流河川事務所 飯田建設事務所

(1) 緊急災害情報の収集

緊急災害情報は大規模地震等、予知が困難な突発型の災害が発生した場合に災害発生から概ね1時間以内に把握する情報と位置づける。被害を大局的に把握し、迅速な広域応援、自衛隊派遣要請の要・不要の判断等に用いることを第一のねらいとする。

ア 災害対策本部(又は総務課)は、概略的な災害情報を収集する。

緊急災害情報

収集事項	主な収集元
<input type="checkbox"/> 人的被害	<input type="checkbox"/> 役場庁舎周辺情報
<input type="checkbox"/> 公的施設被害	<input type="checkbox"/> 各支所(地区拠点)周辺情報
<input type="checkbox"/> 火災状況	<input type="checkbox"/> 広域消防本部・消防団情報
<input type="checkbox"/> 住家被害状況	<input type="checkbox"/> 自主防災組織・住民提供情報
<input type="checkbox"/> 地盤の変化	
<input type="checkbox"/> 気象地震情報	<input type="checkbox"/> テレビ・ラジオ・インターネットのモニター <input type="checkbox"/> 長野県震度情報ネットワーク

収集事項	主な収集元
<input type="checkbox"/> 他市町村被害情報	<input type="checkbox"/> 広域消防本部情報 <input type="checkbox"/> 他市町村発信情報(県防災行政無線・消防無線県内波)

イ 閉庁時については、各職員が指定参集場所に向かう途中で職員初動マニュアル「災害情報カード」に記入する。

ウ 各地区連絡所は、住民・自主防災組織と協力して地区内の被害情報を集約し、災害対策本部に報告するものとする。

(2) 初動期災害情報の収集

初動期災害情報は、大規模災害が発生した場合に、緊急性の高い応急活動の速やかな実施と迅速な広域応援、自衛隊派遣要請の要・不要を判断するため情報とする。

そのため混乱した状況にあるなかであっても、情報の正確性を高めるよう努めるものとする。

ア 初動期災害情報の内容

初動期災害情報の収集内容を目的別に以下に示す。

- (ア) 人命救助に係る情報の収集
- (イ) 火災・延焼に係る情報の収集
- (ウ) 自衛隊災害派遣要請に係る情報の収集
- (エ) 広域応援要請に係る情報の収集

イ 初動期災害情報の収集先

初動期災害情報の収集先とその内容は、以下のとおりである。

初動期災害情報の収集先と内容

情報収集先	情報の内容
<input type="checkbox"/> 1) 警察情報	<input type="checkbox"/> けが人・生き埋め・死者数の概括情報 <input type="checkbox"/> 道路交通情報・交通規制情報
<input type="checkbox"/> 2) 消防情報	<input type="checkbox"/> 火災・延焼情報 <input type="checkbox"/> 危険物漏洩情報 <input type="checkbox"/> ガス漏れ情報 <input type="checkbox"/> 救急・救助活動情報
<input type="checkbox"/> 3) 建設事務所情報	<input type="checkbox"/> 河川被害情報 <input type="checkbox"/> 道路・橋梁被害情報 <input type="checkbox"/> がけ崩れ、崩壊危険箇所情報
<input type="checkbox"/> 4) 職員参集時収集情報	<input type="checkbox"/> 建物倒壊・火災等 居住地区及び参集ルート周辺の被害情報 <input type="checkbox"/> 避難等、住民行動情報 <input type="checkbox"/> 避難所開設情報
<input type="checkbox"/> 5) 各地区連絡所情報	<input type="checkbox"/> 地区内の災害情報 <input type="checkbox"/> 避難等、住民行動情報 <input type="checkbox"/> 避難所開設情報
<input type="checkbox"/> 6) ライフライン情報	<input type="checkbox"/> 電気・ガス・水道・下水道・NTT・鉄道事業者からの被害情報と復旧情報
<input type="checkbox"/> 7) 庁内各部情報	<input type="checkbox"/> 各部が収集した被害情報 <input type="checkbox"/> 各部の初動対応状況
<input type="checkbox"/> 8) 他市町村被害情報	<input type="checkbox"/> 他市町村の被害概況情報 <input type="checkbox"/> 広域幹線道路等の被害情報

(3) 中間災害情報の収集

各部は、災害発生から概ね3日目以降もしくは各部の活動が軌道に乗った時点で、毎日17時までの災害情報を集計し、20時までに本部事務局へ報告するものとする。

被害状況の調査は、次表に掲げる各部・機関が実施する。また家屋被害調査等の専門的な知識を必要とする調査や、人員の不足により町独自の調査が困難な場合は、表中の協力機関に対し応援を求めるものとする。

中間災害情報の調査事項と担当等

担当		調査事項	協力機関
本部事務局 総務部		概況速報	南信州地域振興局総務管理課
		水害等速報	国土交通省天竜川上流河川事務所 飯田建設事務所
		火災速報	飯田広域消防本部
		避難勧告・避難指示(緊急)等 避難状況	
		公益事業被害	東海旅客鉄道(株)飯田駅 東日本電信電話(株)長野支店 中部電力(株)飯田営業所 中日本高速道路(株)名古屋支社管内 飯田保全・サービスセンター
		危険物等の事故による被害	(一社)長野県LPガス協会 飯田広域消防本部
	警察調査被害	飯田警察署	
町民部	住民班	人的及び住家の被害	南信州地域振興局 飯田警察署
	保健班	医療施設被害	飯田保健福祉事務所
		感染症関係被害	飯伊地区包括医療協議会
建設部	建設班	都市施設被害	飯田建設事務所
		公共土木施設被害	飯田国道事務所
		土砂災害等による被害	天竜川上流河川事務所
環境水道部	上水道班	上水道施設被害	飯田保健福祉事務所
	下水道班	下水道施設被害	
	環境班	廃棄物処理施設被害	
産業観光部	農業振興班	農業用施設被害	みなみ信州農業協同組合 農業技術者連絡協議会 各区会
		農・畜・養蚕・水産業被害	
		林業関係被害	飯伊森林組合
	商工観光班	商工関係被害	南信州地域振興局
		観光施設被害	商工会
教育部	各班	教育関係被害	南信教育事務所 飯田事務所
	保育園班	社会福祉施設被害	南信州地域振興局 南信州広域連合

4 被害状況等報告内容の基準

この計画における被害の程度区分の判定は、法令等に特別の定めがある場合を除くほか次表のとおりとする。

被害の認定基準

項目	認定基準
死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認した者又は、死体を確認することができないが、死亡したことが確実な者とする。
行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者とする。
重傷者・軽傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受け又は受ける必要のある者のうち、「重傷者」とは、1月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは1月未満で治療できる見込みの者とする。
住家	現実に居住のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
非住家	住家以外の建築物をいうものとする。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に常時人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
世帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。
住家全壊 (全焼・全流失)	住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものであるものとする。
住家半壊 (半焼)	住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものであるものとする。
一部損壊	全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものであるものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
床上浸水	住家の床より上に浸水したものと全壊・半壊に該当しないが土砂竹木の堆積により一時的に居住することができないものとする。
床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したものであるものとする。
田畑流失	田畑の耕土が流失し、田畑の原形をとどめない程度のものであるをいう。
田畑埋没	土砂が堆積し、田畑の原形をとどめない程度のものであるをいう。
冠水	作物の先端が見えなくなる程度に水につかった場合をいう。
り災世帯	災害により全壊・半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。
り災者	り災世帯の構成員とする。

5 災害情報の収集・連絡系統

(1) 報告様式

被害状況報告様式は、資料編による。

(2) 連絡系統

緊急を要する等の場合は、町は直接県関係課に報告し、その後において南信州地域振興局に報告する。また、県庁舎の被災により県との情報連絡がとれない場合は、直接消防庁に連絡を行う。

(3) 連絡の実施事項の概要

ア 被害報告等

(ア) 第2の3において町が調査機関として定められている事項については被害状況等を調査の上、(1)で定める様式及び(2)で定める連絡系統により県現地機関等に報告するものとする。なお、火災・災害等即報要領第3直接即報基準に該当する災害が発生した場合は、消防庁に対しても直接報告するものとする。

(イ) 町における体制のみでは、円滑な情報収集連絡の実施が困難であると認められる場合は南信州地域振興局長に応援を求めるものとする。

(ウ) 県庁舎被災、通信の途絶等により、県との情報連絡がとれない場合は、国(総務省消防庁)に直接被害情報等の連絡を行うものとする。

なお、県との情報連絡が可能となった時点で、直ちに通常ルートに戻すものとする。

イ 地震情報

気象庁及び長野地方気象台は、地震発生後、地震に関する情報を次のとおり発表・伝達する。

(ア) 緊急地震速報(警報・予報)

緊急地震速報は、地震の発生直後に震源に近い地震計でとらえた観測データを解析して震源や地震の規模(マグニチュード)を直ちに推定し、これに基づいて各地での主要動の到達時刻や震度を推定し、可能な限り素早く知らせる地震動の警報及び予報である。

町、放送事業者等は、伝達を受けた緊急地震速報を町防災行政無線等により住民への伝達を行うものとする。

a 緊急地震速報(警報)

最大震度5弱以上の揺れが推定されたときに、震度4以上の揺れが予想される地域に対し地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表するもの。一般にはテレビ等を通じて伝えられる。

なお地震に対する特別警報は、震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合に発表される緊急地震速報が該当する。これについては他の特別警報と異なり、県から町への通知、町から住民等への周知の措置が義務とはなっていない。

b 緊急地震速報(予報)

最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上等と推定されたときに、主に高度利用者向けとして伝えられる。

(イ) 震度速報

震度3以上の大きな揺れを伴う地震が発生したことを知らせる情報

地震発生後約1分半で、震度3以上を観測した地域名と地震の揺れの発現時刻を発表する。一般にはラジオ、テレビを通じて発表する。

(ウ) 地震情報(震源に関する情報)

震度3以上の地震が発生した場合に発表する情報

地震の震源要素(発生時刻、緯度、経度、深さ、地震の規模(マグニチュード))、震央地名とともに「津波の心配なし」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を発表する。

ただし、津波警報・注意報を発表したときには、この情報は発表しない。

[津波については参考記載]

(エ) 地震情報(震源・震度に関する情報)

震度3以上を観測した場合、津波警報・注意報を発表した場合、若干の海面変動が予想される場合、緊急地震速報(警報)を発表した場合のいずれかに該当するときに発表する情報 [津波については参考記載]

地震の震源要素、震央地名、地域震度と震度3以上が観測された市町村名

を発表する。

また、震度 5 弱以上になった可能性がある地域・市町村の震度情報が得られていない場合に、その市町村名を発表する。

(オ) 地震情報（その他の情報）

顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合に、震度 1 以上を観測した地震の回数を知らせる情報

(カ) 地震情報（各地の震度に関する情報）

震度 1 以上を観測した場合に発表する情報

地震の震源要素、震央地名、県内及び隣接県内の震度観測点ごとの震度からなる。

また、震度 5 弱以上になった可能性がある震度観測点の震度情報が得られていない場合に、その地点名を発表する。

(キ) 地震情報（推計震度分布図）

震度 5 弱以上を観測した場合に発表する情報。観測した各地の震度データをもとに、1 km 四方ごとに推計した震度（震度 4 以上）を図情報として発表

6 通信手段の確保

各防災関係機関は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能の確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を速やかに行うものとする。また、支障が生じた施設の復旧がなされるまでの間は、航空機による目視・撮影、衛星携帯電話、トランシーバー等の移動無線通信機器及びアマチュア無線等の活用を図る。

【町が実施する計画】

防災行政無線放送、県防災行政無線を活用し住民への迅速な周知に努める。
可搬型移動無線、携帯電話等移動無線機器を活用し、情報の収集を図る。

第3節 非常参集職員の活動

(実施担当：各部・機関)

第1 基本方針

町域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、災害応急対策を迅速かつ強力で推進するために、法令及び防災計画並びに当該機関の防災に関する計画の定めるところにより、その活動体制に万全を期するものとする。

この場合において、それぞれの防災関係機関は、その組織及び機能の全てをあげて災害応急対策活動に協力するものとする。

第2 主な活動

災害発生のおそれがあるとき、又は災害が発生したときは、職員による迅速な配備活動を実施するとともに、災害の状況により、町災害対策本部を設置する。

第3 活動の内容

1 責務

町域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、第一次的に災害応急対策を実施する機関として、法令、町地域防災計画及び県地域防災計画の定めるところにより、必要に応じ、他市町村、県及び指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能を發揮して災害応急対策の実施に努めるものとする。

2 組織・配備基準

あらかじめ災害に対処するための組織、配備体制及び職員の参集等について定めておき、直ちに災害応急対策を実施するものとする。組織・配備基準は、以下のとおりとする。

職員の非常招集について、勤務時間外の災害の場合には、自主的な参集を基本とする。

3 災害救助法が適用された場合の体制

町域に災害救助法が適用されたときは、町長は知事から救助の一部を委任されたものについて、直ちに救助事務を行うものとし、必要に応じ知事と連絡をとるものとする。

災害時非常配備体制基準

種 別	第1 非常配備・(注意体制)【全課局長・指定係長】														
配備基準	【風水害等】 1 大雨警報又は洪水警報が発表されたとき 2 局地的に災害が発生し、初期の災害対策を実施する必要があるとき 3 今後さらに被害が増加するおそれがあるとき 【地震災害】 4 震度4の地震が発生したとき 5 東海地震に関連する調査情報(臨時)・南海トラフ地震に関する情報(臨時)が発表されたとき														
配備体制 (災害警戒本部)	1 次の課長・係長を招集し、巡視、情報収集にあたる。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">総務課長</td> <td style="width: 33%;">環境水道課長</td> <td style="width: 33%;">まちづくり推進係兼リア対策室長</td> </tr> <tr> <td>まちづくり政策課長</td> <td>こども課長</td> <td>建設管理係長</td> </tr> <tr> <td>住民税務課長</td> <td>生涯学習課長</td> <td>土木係長</td> </tr> <tr> <td>保健福祉課長</td> <td>議会事務局長</td> <td>農業振興係長</td> </tr> </table>			総務課長	環境水道課長	まちづくり推進係兼リア対策室長	まちづくり政策課長	こども課長	建設管理係長	住民税務課長	生涯学習課長	土木係長	保健福祉課長	議会事務局長	農業振興係長
総務課長	環境水道課長	まちづくり推進係兼リア対策室長													
まちづくり政策課長	こども課長	建設管理係長													
住民税務課長	生涯学習課長	土木係長													
保健福祉課長	議会事務局長	農業振興係長													

種 別	第 1 非常配備・(注意体制)【全課局長・指定係長】		
	産業観光課長 建設課長	行政庶務係長 企画財政係長	農林係長 危機管理係 以上 20 人
活動内容	2 事態の推移に伴い、速やかに第 2 非常配備体制に移行し得る体制とする。 1 総務課長は、気象等に関する情報及び災害状況の収集を図るとともに、県及び関係機関との情報連絡にあたる。 2 総務課長は、関係課部局と情報の収集及び連絡にあたる。 3 関係課長は、次の措置をとり、その状況を総務課長に報告する。 ① 初期の災害対策活動にあたる。 ② 所管施設、設備、機械等を点検し、必要に応じ被災現地（又は被災予想地）へ職員を配備するものとする。		

種 別	第 2 非常配備・(警戒体制)【係長・主査】		
配備基準	【風水害等】 1 大雨・大雪・暴風・暴風雪・洪水の警報が発表され、被害の発生が予想される時 2 住民に対し避難準備・高齢者等避難開始が発表されたとき 3 土砂災害警戒情報・記録的短時間大雨情報が発表されたとき 4 数地区にわたり相当規模の災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき 【地震災害】 5 震度 5 弱の地震が発生したとき 6 東海地震注意報・南海トラフ地震に関する情報（臨時）が発表されたとき		
配備体制	1 必要に応じ、災害対策本部を設置する。 2 本部長（町長）は、主査職以上の職員を招集する。 3 事態の推移に伴い、速やかに第 3 非常配備体制に移行し得る体制とし、その他の職員は自宅待機とする。		
活動内容	1 各課長は、所掌事務の情報の収集及び連絡体制を強化する。 2 各課長は、次の措置をとり、その状況を本部長（町長）に報告するものとする。 ① 災害の現況について職員に周知させ、所要の人員を非常配備につかせる。 ② 所管施設、設備、機械等を点検し、必要に応じ被災現地（又は被災予想地）へ職員を配備するものとする。		

種 別	第 3 非常配備・(非常体制)【全職員】		
配備基準	【風水害等】 1 大雨・大雪・暴風・暴風雪の特別警報が発表されたとき 2 住民に対し避難勧告又は避難指示（緊急）が発表されたとき 3 町全域にわたり甚大な被害をもたらす災害が発生、もしくは発生するおそれがあるとき 【地震災害】 4 震度 5 強以上の地震が発生したとき 5 警戒宣言及び東海地震予知情報・南海トラフ地震に関する情報（臨時）が発表されたとき		
配備体制	1 災害対策本部を設置する。 2 本部長（町長）は、全職員を招集する。		
活動内容	1 各部各班は、災害応急対策に全力を傾注する。 2 各部長は、活動状況を本部長（町長）に報告するものとする。		

※気象庁において、平成 29 年 11 月 1 日より運用開始された「南海トラフ地震に関する情報（臨時）」発表時の対応については、「南海トラフ地震に関連する情報（臨時）」の内容等により、第 1 非常配備以上の体制で対応する。

4 災害警戒本部

災害が発生するおそれがあり、又は災害が発生した場合は、次に掲げる体制をとり、その対応に万全を期するものとする。

(1) 災害警戒本部の設置基準

原則として第 1 非常配備が発令されたときは、情報の収集、伝達、警戒、必要な応急活動を行うために災害警戒本部を設置する。

これ以外に以下のような局面が発生し、関係課長から総務課長に設置の要請があった場合には、災害警戒本部を設置するか、同様の組織を編成し、情報収集等に当たることとする。

ア 近隣市町村で災害が発生し、「長野県市町村災害時相互応援協定」に基づく連絡調整活動等を行う必要があるとき。

イ 三遠南信地域で災害が発生し、「三遠南信災害時相互応援協定」に基づく連絡調整活動等を行う必要があるとき。

ウ その他の広域応援要請を受けたとき。

エ 国内で激甚災害が発生し、交通網、物流等が寸断され住民の生活への影響が予測されるとき。

オ 「気象業務法」に基づく警報が発表され、災害の発生するおそれがあるとき。

(2) 災害警戒本部の設置場所

災害警戒本部は、役場会議室又は災害警戒本部長の指定する場所におく。

(3) 災害警戒本部の組織及び運営

ア 災害警戒本部は、災害警戒本部長を町長とし、全課局長・指定係長で組織する。

イ 災害警戒本部長不在の場合は副町長、教育長の順で任務を代行する。

ウ 災害警戒本部長は、災害の状況により災害警戒本部の組織を変更することができる。

(4) 情報の提供

各自治会は、気象情報、地震情報等の提供を必要に応じ関係課に通知するものとする。

(5) 被害状況等の報告

関係課は、被害状況等を速やかに収集し、逐次、各自治会に報告するものとする。

(6) 災害警戒本部の廃止

総務部長は、被害情報収集、必要な応急活動の結果災害の拡大が認められないと判断したとき、災害警戒本部を解散することとする。

5 災害対策本部の設置

町長は、災害時に組織をあげての機動的な防災活動や、災害応急対策を実施する必要があると認めたときは、「災害対策基本法」第 23 条の規定に基づき、本部を設置する。

なお、災害警戒本部等から本部への移行にあたっては、事務の継続性の確保に配慮するものとする。

(1) 設置基準

災害対策本部設置基準	
風水害	<ul style="list-style-type: none"> ・住家や人的被害が発生し、被害の拡大が予想されるとき ・地域孤立集落等が発生し、応急対策が必要なとき ・大雨・暴風・暴風雪の特別警報が発表されたとき ・住民に対し避難勧告又は避難指示（緊急）が発表されたとき ・交通機関の障害、生活基盤に被害が発生し、応急対策が必要なとき
地震災害	<ul style="list-style-type: none"> ・震度 5 強以上の地震が発生したとき ・震度 5 弱以下であっても、数地区にわたり相当規模の災害が発生し又は発生のおそれがあるとき

災害対策本部設置基準	
	・警戒宣言及び東海地震予知情報・南海トラフ地震関連情報が発表されたとき
雪害	・大雪特別警報が発表されたとき ・大規模な雪害の発生するおそれがあり、その対策を要するとき ・雪害による交通障害、交通渋滞等によって人命にかかわる事態が発生し、その規模等から応急措置を要するとき
大事故等	
航空災害	・航空機が消息を絶ったとき ・人命救助救出活動の難航が予想される時
道路災害 危険物等災害 大規模火災	・被害が大規模なとき ・人命救助救出活動の難航が予想される時
林野火災	・火災が広範囲にわたり消火活動の難航が予想される時 ・人命救助救出活動の難航が予想される時

(2) 本部設置決定権者

- ア 本部設置の決定は、町長が行うものとする。
- イ 町長不在のときは、副町長、教育長の順で代行する。
- ウ 3者がいづれも不在のときは、上席職員で決定するものとする。

(3) 設置場所

本部は、原則として町役場会議室に設置する。ただし、庁舎が被災し機能を確保することができないときには、災害対策本部長（以下この節において「本部長」という。）の指示により他の場所に設ける。

(4) 標識等

- ア 本部が設置されたときは、役場正面玄関に「松川町災害対策本部」の標識を掲げ、あわせて本部員室、災害相談窓口の設置場所を明示するものとする。
- イ 本部長、災害対策副本部長（以下この節において「副本部長」という。）、本部員、現地災害対策本部長（以下この節において「現地本部長」という。）、班長、班員は、災害応急活動に従事するときは、別段の定めがある場合のほかは、それぞれ所定の腕章を着用するものとする。
- ウ 災害時において、非常活動に使用する本部の自動車には、規格の標識をつけるものとする。
- エ 職員の身分証明は、職員が常に所持している身分証明書によるものとし、「災害対策基本法」第83条第2項に規定する身分を示す証票も本証で兼ねるものとする。

(5) 本部廃止基準

- 町長は、下記に掲げる項目から災害応急対策が概ね完了したと認められるときは、本部を解散する。
- ア 「災害救助法」による応急救助が完了したとき。
 - イ 公的避難所の廃止、仮設住宅の整備の完了等当面の日常生活の場が確保されたとき。
 - ウ 災害援護資金等、各種の公的資金制度等による被災者支援が講じられたとき。
 - エ 被害数値が概ね確定したとき。
 - オ その他災害応急対策から災害復旧対策に移行と判断できる時。

(6) 本部設置及び廃止の通知

- ア 本部を設置し又は廃止した場合には、総務課長が直ちにその旨を以下の表により通報・通知する。
- イ 本部は、必要に応じて関係機関に対し、本部設置の通知とあわせて、本部連絡員（関係機関連絡員）の派遣を要請する。

本部の通知及び廃止の通知方法

通知先	通知の方法
庁内各部	町防災行政無線 電話 庁内放送
県知事	県防災無線 電話
飯田警察署	電話
高森消防署	消防無線 県防災無線 電話
その他防災関係機関	電話
住民	町防災行政無線 CATV 個別受信機 広報車
報道機関	電話又は文書
隣接市町村長	県防災無線 消防無線(県内波)

6 本部の組織及び運営

本部等の編成、組織、事務分掌等、災害応急対策に必要な全ての計画並びに災害応急対策活動に必要な要員を把握し、災害応急対策活動を確実にするための計画を明らかにすることを目的とする。

(1) 本部の組織

本部の組織は、松川町災害対策本部条例（昭和 39 年 3 月 18 日条例第 15 号）の定めるところによるが、特に大規模災害時においては、災害の局面及び災害応急活動の進捗にあわせ、機動的に対応する必要があることから、一般災害体制と緊急活動体制の二つに区分する。

ア 一般災害体制

イ 緊急活動体制

(2) 一般災害体制

激甚災害に至らない程度の災害に対処するため、本来の行政組織を主体にし、機能別に編成する体制

なお、風水害等が全町的に拡大し、住民の生命、安全にかかわる活動を強力に行う必要があると本部長が認めたときは、緊急活動体制に移行することができる。

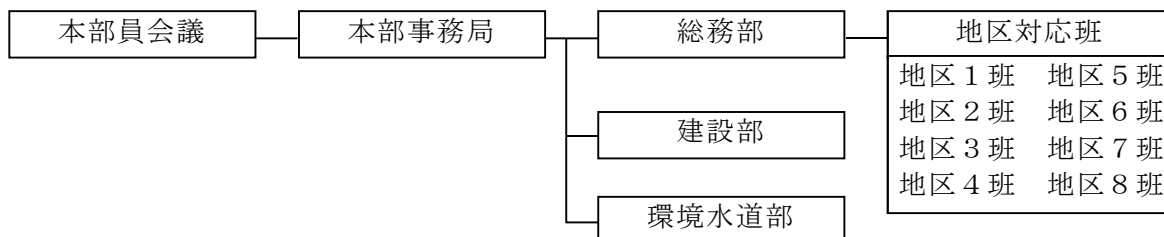
本部一般体制組織図



(3) 緊急活動体制

地震等全町的な大規模災害に対しては、災害活動の緊急性を考慮した緊急活動体制を敷くとともに、災害発生直後から居住地区を基本に応急活動を行う地区対応班を組織し、住民と連携して住民の生命と安全確保に重点をおいた活動を展開することとする。

本部緊急活動体制組織図



ア 設置基準

震度5弱以上の地震が発生したとき、避難、人命救助、火災処理、給水等、住民の生命、安全にかかわる重点活動を実施するために発足する体制とする。

イ 体制の移行について

発災直後の重点活動が終了もしくは、軌道に乗った時点で本部長の指示により、段階的に一般災害体制に移行する。

ウ 組織の編成

この体制で設置される各部の班編成については、勤務時間外は、職員が揃わないことも予想されるので、部の任務を最大限果たし得るよう要員の弾力的運用を図るものとする。

エ 地区対応班について

(ア) 本部長は、災害発生時の初動活動体制を強化するため、発災直後の地区対応にあたる職員を派遣する。

(イ) 地区対応班となる職員は、あらかじめ町長から指名された者とする。

(ウ) 地区対応班は、本部の指示があるまで、班長の指示に従い、各地区内において消防団及び自主防災組織と連携して住民の救護及び避難対応にあたるものとする。

a 災害情報の収集、受理及び住民への伝達に関する活動

b 被害情報の収集及び本部への報告に関する活動

c 負傷者の救出・救護に関する活動

d 消火・水防活動等、被害拡大の防御に関する活動

e 避難誘導等、住民の安全確保に関する活動

f 避難所の早期開設及び管理運営に関する活動

(エ) 地区対応班員の任務は、以下により解かれるものとする。

a 各班の活動体制が確立して災害活動が軌道に乗り、本部が一般体制に移行した場合

b 本部長から所属の部の活動に戻るよう指示があった場合

c その他本部長が必要と認めた場合

(4) 職務・権限

ア 本部長

町長を本部長とする。

本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

イ 副本部長

副町長、教育長を副本部長とする。

副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、あらかじめ本部長の指名する副本部長がその職務を代行する。

ウ 本部員

本部員は、総務課長、まちづくり政策課長、住民税務課長、保健福祉課長、建設課長、環境水道課長、産業観光課長、議会事務局長、こども課長、生涯学習課長の職にあたるものをもってあてる。

本部員は、本部長の命を受け、本部の所掌する事務に従事し、部所属の各班を指揮監督する。

エ 部及び班

本部に部及び班をおく。

部及び班の名称及び事務分掌は、松川町災害警戒本部・災害対策本部組織及び

事務分掌のとおりとする。

部の長は、部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

班長は、所属職員を指揮監督し、その事務を処理する。

部の長及び班長は、職務代行者をあらかじめ定めておくものとし、部の長又は班長が不在等のときは、職務代行者はその職務を代理する。

(5) 本部員会議

本部の最高意思決定機関として、本部員会議を設置する。

本部長は、災害対策の重要事項を協議するため、必要に応じ本部員会議を招集する。

本部員は、それぞれの所掌事務に関し、災害対策の実施状況について本部員会議に報告しなければならない。

ア 会議の運営

本部員会議は、本部長、副本部長、本部員全員をもって構成する。

本部員会議は、本部員2人の参集をもって会議を開催することができる。

イ 協議事項

本部員会議の協議事項は、本部長もしくは本部員の提議によるが、概ね次のとおりとする。

(ア) 本部の配備体制及び解除の決定に関すること

(イ) 重要な災害情報の収集及び伝達に関すること

(ウ) 避難勧告又は避難指示（緊急）に関すること

(エ) 避難所の開設及び閉鎖に関すること

(オ) 自衛隊、県及び他市町村への応援派遣要請に関すること

(カ) 災害対策経費の処理に関すること

(キ) 「災害救助法」の適用に関すること

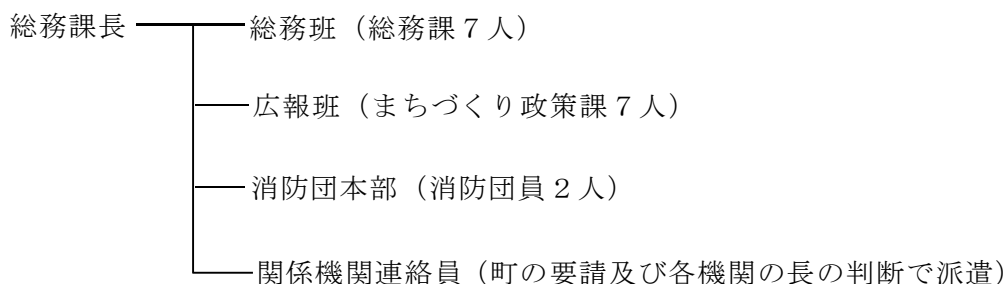
(ク) その他災害対策の重要事項に関すること

(6) 本部事務局

本部長は、本部の設置と同時に本部運営及び応急対策活動を円滑に行うため、本部事務局を総務課内に設置する。

ア 本部事務局の組織

本部事務局



イ 総務班の任務

(ア) 本部事務局の統括

(イ) 本部員会議の庶務

(ウ) 情報収集・伝達

a 電話、駆け込み、県防災無線、町防災無線、アマチュア無線からの情報受信、受理

b 入手情報の集約、区分、決済、掲示・地図への記入

c C A T V、個別受信機、同報無線、車両等による住民への広報

d 県への速報等の報告

ウ 消防団本部の任務

(ア) 消防団の指揮・監督

(イ) 消防無線による情報収集と総務班への報告

エ 関係機関連絡員の任務

本部からの要請又は各機関の長の判断により、本部連絡員を派遣する。派遣の際は、連絡用無線機等を可能な限り携行し、所属機関との連絡にあたる。

(7) 現地本部

土石流、地すべり、がけ崩れ、大火災など局地的な大災害が本庁から離れた地域で発生し、人命の救助その他応急対策（自衛隊の要請など国、県等への要請権限以外の現場での判断を必要とするもの）を迅速に実施するため、本部長が必要と認めたときは、災害現地に現地本部を設置し、現地本部長及び現地災害対策本部員（以下この節において「現地本部員」という。）を派遣する。

ア 組織及び運営

(ア) 現地本部長

現地本部長は、本部長が指名した者とする。
現地本部長は、現地本部員を指揮監督する。

(イ) 現地本部員

現地本部の運営は、本部長が指名した者で構成する現地本部員があたる。

イ 所掌事務

- (ア) 応急対策の実施及び現地での応急対策活動に係る関係機関との連絡・調整
- (イ) 本部に被災実態の把握と応急対策の実施状況の報告
- (ウ) その他、本部長の特命事務

(8) 地区連絡所の設置

本部長は、地区対応班を設置したときは、情報の収集及び災害応急活動を円滑に実施するため、防災活動拠点として地区連絡所を設置することができる。

ア 設置基準

- (ア) 緊急活動体制が発令されたときは、全て地区連絡所を開設する。
- (イ) 災害警戒本部からの指令があった場合（〇〇地区対応班第2非常配備発令の場合）は指令のあった地区連絡所を設置する。

イ 組織及び運営

地区連絡所の運営は、地区拠点班があたる。

(9) 本部の運営上必要な資機材等の確保

本部事務局は、本部が設置されたときは、本部の運営上必要な次の措置を速やかに講ずるものとする。

【本部開設に必要な資機材等の準備】

- ア 防災行政無線等、通信手段の確保
- イ 災害対策図板（各種被害想定図含む。）の設置
- ウ 被害状況図板・黒板等の設置
- エ 住宅地図等その他地図類の確保
- オ 災害対応用臨時電話、FAXの確保
- カ パソコン、コピー機等OA機器の確保
- キ 携帯ラジオ・テレビの確保
- ク 町内土木建築業者名簿その他名簿類の確保
- ケ 災害処理票その他の書式類の確保
- コ ハンドマイク・懐中電灯・その他の必要資機材の確保
- サ 非常用発電設備の確保

(10) 所掌事務

本部等が所掌する事務を次に示す。

松川町災害警戒本部・災害対策本部組織及び事務分掌

部 (部長担当職)	班 (班長担当職)	分掌事務
各部・班共通事項		<ol style="list-style-type: none"> 1. 各部・班の動員配備に関する事 2. 災害対策本部及び各部・班間の連絡調整に関する事 3. 所管する施設の被害調査及び応急対策に関する事(指定避難所、指定緊急避難場所を優先的に調査報告すること) 4. 他部・班の応援に関する事
総務部 総務課長 まちづくり政策課長	総務班 危機管理係長 行政庶務係長 まちづくり推進兼ニア対策室長	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本部の運営に関する連絡調整及び庶務に関する事 2. 他機関に対し応援派遣要請に関する事 3. 職員の待機、動員及び応援に関する事 4. 気象情報等の各種情報の収集・伝達に関する事 5. 防災無線に関する事 6. 自衛隊の災害派遣の要請依頼に関する事 7. 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)の発表に関する事 8. 警戒区域の設定に関する事 9. 庁舎・通信施設及び管理全般に関する事 10. 自主防災会の応援体制づくり及び連絡調整に関する事 11. その他各部に属さないこと
	消防班 消防副本部長	<ol style="list-style-type: none"> 1. 気象情報等各種情報の収集、伝達に関する事 2. 応急資機材の調達確保に関する事 3. 消防団及び関係機関との連絡調整に関する事 4. 水防に関する事
	輸送班 企画財政係長	<ol style="list-style-type: none"> 1. 応急輸送に関する事 2. 公用車の管理、配車計画に関する事 3. 緊急通行車両確認証明書及び標識の交付手続きに関する事
	広報班 まちづくり推進兼ニア対策室	<ol style="list-style-type: none"> 1. 被害状況の収集、広報、啓発に関する事 2. 報道機関への対応に関する事 3. 災害資料の作製に関する事
	救援班 まちづくり推進兼ニア対策室	<ol style="list-style-type: none"> 1. 食料の調達に関する事 2. 救援物資、義援金、見舞金に関する事
	財政班 企画財政係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害経費の予算措置に関する事 2. 災害対策物品の調整に関する事 3. 町有財産及び施設の災害対策に関する事
議会部 議会事務局長	議会班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 町議会に関する事
町民部 保健福祉課長 住民税務課長	福祉班 福祉係長 高齢者係長 地域包括支援センター長	<ol style="list-style-type: none"> 1. 指定避難所、指定緊急避難場所及び収容施設管理に関する事 2. 避難者の救護及び避難者名簿の作成に関する事 3. 災害救助法の事務に関する事 4. 被服、寝具、その他生活必需品の給付又は貸与に関する事 5. 要配慮者の安全対策に関する事 6. 避難行動要支援者の安否確認、避難支援等に関する事 7. 福祉避難所に関する事 8. 社会福祉施設の被害状況の調査及び報告に関する事 9. 松川町社会福祉協議会との連絡調整に関する事 10. ボランティアの受入に関する事
	保健班 保健予防係長	<ol style="list-style-type: none"> 1. 医師会及び医療機関との連絡調整に関する事 2. 救護所の設置に関する事 3. 医薬品、衛生材料の調達、確保に関する事
	住民班 住民係長 徴収係長 課税係長	<ol style="list-style-type: none"> 1. 被災世帯の被害状況の情報収集及び報告に関する事 2. り災証明に関する事 3. 被災者台帳の作成に関する事 4. 災害に伴う税の減免措置に関する事
建設部 建設課長	建設班 建設管理係長 農地整備係長 土木係長	<ol style="list-style-type: none"> 1. 公共土木施設の被害状況の調査及び報告に関する事 2. 公共土木施設の応急対策及び復旧に関する事 3. 交通規制、迂回路線の設定及び障害物の除去等交通の確保に関する事 4. 治水、河川施設の被害状況の調査及び報告に関する事

部 (部長担当職)	班 (班長担当職)	分掌事務
		5. 治水、河川施設の応急対策及び復旧に関すること 6. 被災建築物、被災宅地の応急危険度判定に関すること 7. 応急仮設住宅の建設、入居者選定に関すること 8. 住宅の応急修理に関すること 9. 公園施設等の応急対策に関すること 10. 水防対策に関すること 11. 水防資機材の確保、調達に関すること 12. 河川愛護会との連絡調整に関すること
環境水道部 環境水道課長	上水道班 水道工務係長 上下水道係長	1. 上水道施設の被害状況の調査及び報告に関すること 2. 上水道施設の応急対策及び復旧に関すること 3. 飲料水の確保及び供給に関すること
	下水道班 上下水道係長	1. 下水道施設の被害状況の調査及び報告に関すること 2. 下水道施設の応急対策及び復旧に関すること 3. 処理場施設の被害状況の調査及び報告に関すること 4. 処理場施設の応急対策及び復旧に関すること
	環境班 環境係長	1. 被災地の防疫に関すること 2. 被災地の清掃に関すること 3. 災害時のペット対策に関すること 4. 災害廃棄物の処理に関すること 5. 仮設トイレの確保に関すること 6. 遺体の処理、埋葬に関すること
産業観光部 産業観光課長	農業振興班 農業振興係長 農林係長	1. 農業関係の被害情報の収集及び報告に関すること 2. 応急資機材の調整及び確保に関すること 3. 農地農業用施設の被害状況調査及び報告に関すること 4. 農地農業用施設の応急復旧対策及び復旧に関すること 5. 農作物の応急対策及び技術対策に関すること 6. 病害虫防除及び家畜等の防疫に関すること 7. 各種資金の斡旋に関すること 8. 林地、治山施設の被害状況調査及び復旧に関すること 9. 林道の被害状況調査及び復旧に関すること
	商工観光班 商工観光係長	1. 商工観光施設の被害状況の調査及び報告に関すること 2. 商工観光施設の災害対策に関すること 3. 商工観光資金の融資斡旋に関すること 4. 外国人を含む観光者の避難対策に関すること 5. 物資集積所の管理及び物資の仕分け・配分に関すること 6. 青年の家宿泊者の避難誘導に関すること
	施設班 まつかわの里係長	1. 清流苑宿泊者の避難誘導に関すること 2. まつかわの里一帯施設の被害状況の調査及び報告に関すること 3. まつかわの里一帯施設の応急対策及び復旧に関すること
教育部 こども課長	保育園班 保育園長 こども係長	1. 園児の安全に関すること 2. 保育園の災害対策及び被害状況の報告に関すること 3. 保育園施設の応急対策及び復旧に関すること
	学校教員班 学校教育係長	1. 児童生徒の安全対策及び避難救助に関すること 2. 被災児童生徒の把握及び学用品の調達配布に関すること 3. 学校関係施設の被害状況の収集及び報告に関すること 4. 学校関係施設の応急対策及び復旧に関すること 5. 指定避難所及び指定緊急避難場所の開閉設・運営への協力に関すること
生涯学習部 生涯学習課長	社会教育班 生涯学習・男女 共同参画係長 文教施設係長	1. 社会教育施設利用者の安全対策及び避難援助に関すること 2. 社会教育施設の被害状況の調査及び報告に関すること 3. 社会教育施設の応急対策及び復旧に関すること 4. 社会教育の場における防災教育に関すること 5. 文化財の被害状況の調査、報告及び災害対策に関すること 6. 公民館施設の被害状況の調査に関すること 7. 指定避難所及び指定緊急避難場所の開閉設・運営への協力に関すること
会計部 会計管理者	会計班 会計室長	1. 災害関係経費の出納に関すること

7 職員配備計画

災害等が発生した場合、本部長以下の本部員は直ちに所定の配備につき災害対策業務を行うものとする。また、当該職員にあっては、本来の勤務場所に登庁可能となったときは、速やかに登庁し所定の配備につくものとする。

(1) 地震発生時等の配備指令

町長は、町及びその周辺地域で災害が発生し又は災害が発生するおそれがある場合、状況に応じ被害状況の把握及び災害応急対策に対処するため、職員に対し以下の配備指令を発令する。また、県内他都市で震度5強以上の地震を観測した場合は、情報収集体制をとるものとする。

(2) 配備指令の様式

ア 全職員に適用される場合

「全町第〇非常配備指令」と発令

イ 限定する課の職員のみ適用される場合

「〇〇課第〇非常配備指令」と発令

ウ 地震時の配備指令については、震度4以上が発表されたと同時に自動発令されるものとする。

(3) 配備指令の解除

町長は、災害の発生、継続、拡大の危険がなくなったと認めるときには、配備指令を解除するものとする。

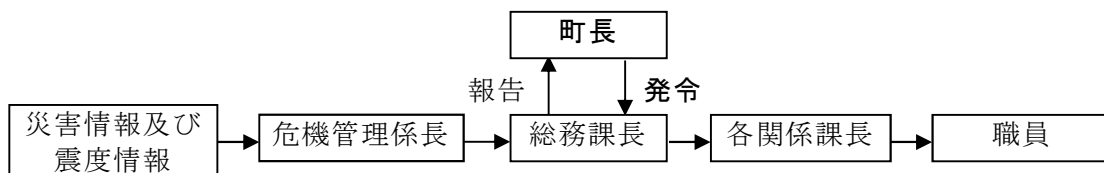
(4) 配備指令の方法

ア 配備指令が発令された場合、あらかじめ定められた伝達系統、連絡責任者等を活用して、職員に配備指令の内容を迅速かつ正確に伝達するものとする。

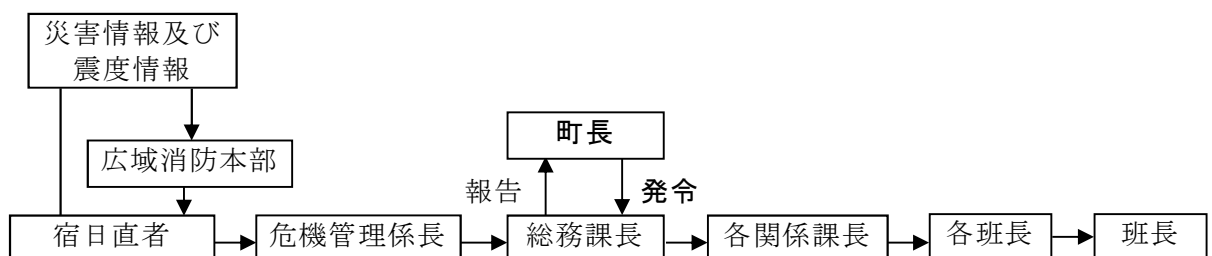
イ 勤務時間外の配備指令の伝達は、庁内放送、電話、防災行政無線、有線放送、使徒などから最も早く伝達し得る手段を用いるものとする。

ウ 震度4以上は、通常の電話等による伝達は行わないので、テレビ、ラジオ、インターネット等の災害情報（注意報・警報等）及び地震情報を各自で収集し、伝達を待つことなく、直ちに定められた場所に参集するものとする。

勤務時間内



勤務時間外



(5) 配備体制

本部員は、所管の班ごとに配備編成計画を立て、これを本部長に報告するとともに班員に徹底しておくものとする。また、各配備体制における各部の配備人員を以下のように定める。

ア 各部非常連絡員

本部員は、各班における非常連絡、所要職員の動員を円滑に行うため、その所管する班ごとに1人の非常連絡員を定め、それぞれの本部長に届け出ておくものとする。

課別配備人員

課 等 名 称	第1非常配備・ (注意体制)	第2非常配備・ (警戒体制)	第3非常配備・ (非常体制)
総 務 課	5	6	10
まちづくり政策課	3	5	6
住 民 税 務 課	1	3	8
保 健 福 祉 課	1	9	12
産 業 観 光 課	3	8	14
建 設 課	3	5	8
環 境 水 道 課	1	4	10
こ ど も 課	1	10	26
生 涯 学 習 課	1	4	6
議 会 事 務 局	1	1	2

注)各課等の長は災害の状況等により配備人員を増減することができる。

8 勤務時間外の職員動員計画

本項は、勤務時間外において激甚災害が発生し、第2非常配備が発令された場合に、防災活動に必要な職員の動員及び配備についての計画を定める。

なお、職員の動員についての具体的な計画は、各部ごとに別途定めることとする。

(1) 動員の原則

ア 地震災害

勤務時間外に震度5弱以上の地震が発生した場合、第2非常配備が自動発令されるものとし、本部の緊急活動体制に基づき職員は、あらかじめ定められた配備箇所に参集することとする。

イ 風水害等

勤務時間外に風水害等により激甚な災害が発生し、第2非常配備が発令された場合、本部の一般災害体制に基づき職員は、原則として所属する職場へ参集することとする。

(2) 動員から除外する職員

ア 病弱者、身体不自由等で応急活動を実施することが困難である者

イ 災害によって重傷を負った者

ウ 参集時に緊急措置（人命救助、消火活動）に従事する者

エ その他、本部長が認める者

(3) 動員の区分

各部長は、本部の体制別に以下の区分により所属職員の住居地等を考慮した職員の参集場所を事前に指定し、その職員の任務分担を明らかにするとともに、職員へ周知を図っておかなければならない。

ア 所属動員

所属する職場へ参集する場合

イ 指定動員

各部長が指定した場所へ参集する場合

ウ 直近（地区対応支援）動員

居住地に近い地区拠点、避難所へ参集する場合

エ 指定参集場所への参集が不可能な職員の動員

本部にその旨を報告するとともに、参集が可能となった時点で速やかに参集するものとする。

(4) 動員時の留意事項

ア 参集手段

交通手段は、徒歩、自転車又はバイクとする（車両で参集する場合は事前に許可を得ている者とする。）。

イ 参集途上の被害調査

職員は、参集途上において可能な限り被害状況を調査し、所属の本部員に報告する（職員初動マニュアル災害情報カードに記載）。

応急対策上重要な施設の被害調査については、情報が必要な部局が対応者をあらかじめ定めておくものとする。

ウ 参集途中の緊急措置

要救護者、火災現場を発見し、緊急措置にあたった後、速やかに参集する。

エ 参集時の装備

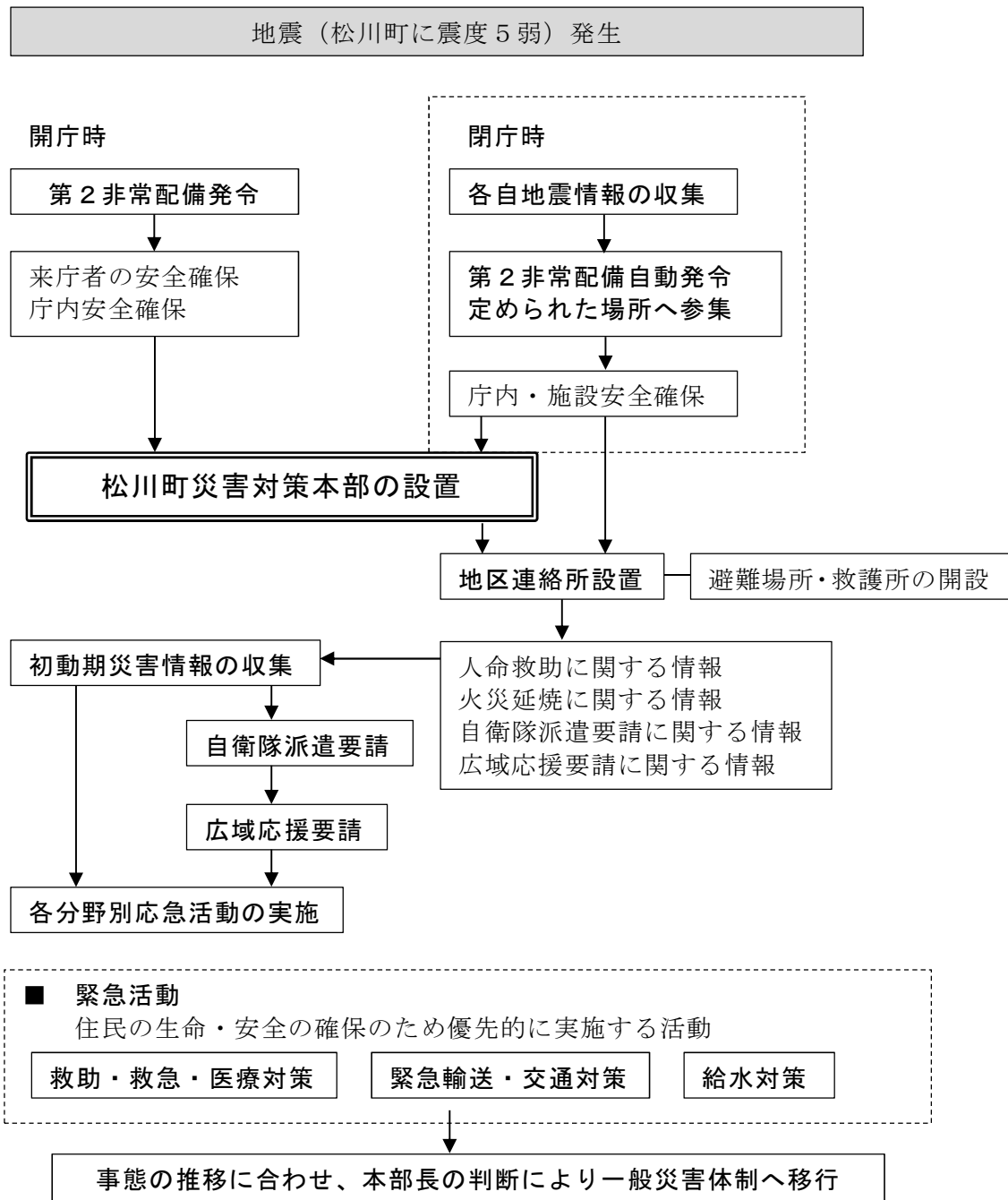
職員は、身の回りに関することは自己完結の心構えで、参集するものとする。

9 地震災害初動対応計画

大規模地震発生直後から実施する初動対応についての内容を定める。

なお職員は、原則、職員初動マニュアルの個人行動計画に基づき対応するものとする。

(1) 初動対応の流れ（町に震度5弱以上の地震が発生）



第4節 広域相互応援活動

(実施担当：本部事務局・消防本部)

第1 基本方針

災害発生時において、その規模及び被害状況等から、町単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難な場合、地方公共団体相互、消防機関相互及び公共機関等相互においては、法令及び「長野県市町村災害時相互応援協定」、「長野県消防相互応援消防協定」に基づき、協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施する。

被災した場合、発生直後の概括的な被害状況等を迅速に把握し、応援要請に遅れが生じないようにするとともに、応援要請にあたっては、受入体制に不備が生じないように十分配慮するものとする。

また、他の地方公共団体が被災した場合においては、被災地の被害状況等の情報収集を積極的に行うとともに、速やかに応援体制を整える。

第2 主な活動

- 1 被害の規模及び状況に応じ、速やかに応援を要請する。
- 2 災害覚知時に速やかな応援体制を整える。
- 3 応援要請を行う場合の円滑な受入体制を確立する。
- 4 応援活動に伴う経費を負担する。

第3 活動の内容

1 応援要請

(1) 基本方針

町が被災した場合においては、被害状況等の情報収集を早急に行い、他の市町村等に対して応援要請を行う必要性の有無を速やかに判断するとともに、必要があると認めた場合は、直ちに応援要請、先遣隊の受入等を行い、効果的な応急措置が実施できる体制の確立を図る。

(2) 実施計画

ア【町及び飯田広域消防本部が実施する対策】

(ア) 消防に関する応援要請

a 他市町村に対する応援要請

飯田広域消防本部は、大規模災害等の非常事態の場合において、災害の規模及び被害状況等から本町の持つ消防力のみではこれに対処できない場合又は緊急性、地理的条件、被害状況等により、県内の他市町村等に応援を要請することがより効果的等必要があると認められる場合は、長野県消防相互応援協定に基づき、速やかに他の市町村等の長に対し、応援を要請するものとし、その旨知事に連絡するものとする。

b 他都道府県への応援要請

飯田広域消防本部は、aの場合における相互応援協定に基づく県内の他市町村からの応援を受けても十分に対処できないと認められるときは、次に掲げる消防組織法第44条規定による他都道府県からの消防の応援を知事に要請するものとする。

(a) 緊急消防援助隊

(b) 「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づくヘリコプター

(c) その他、他都道府県からの消防隊

(イ) 消防以外に関する応援要請

a 他市町村に対する応援要請

(a) 町長は、大規模災害等の非常事態の場合において、災害の規模及び被害状況等から、本町の持つ人員、物資、資機材等のみではこれに対処できない、又は緊急性、地理的条件、被害状況等により、他市町村に応援を要請することがより効果的等必要があると認められる場合は、事前に締結さ

れている相互応援協定に基づき、速やかに他市町村長に応援を要請するものとし、その旨知事に連絡する。

(b) 町長は、前項の場合における他市町村からの応援を受けても十分な災害応急対策が実施できないと認められるときは、他市町村に対し、次に掲げる事項を明らかにして、災害対策基本法第67条の規定に基づき、応援を要請するものとし、その旨知事に連絡する。

「応援要請事項」

- 応援を求める理由及び災害の状況
- 応援を必要とする職種、人数、派遣場所、活動内容、派遣期間等
- 応援を必要とする物資、資機材等の品名、数量、搬入場所等
- その他必要な事項

b 県に対する応援要請等

町長は、災害応急対策を実施するために必要があると認めるときは、知事等に対し、前項に掲げる事項を明らかにして、災害対策基本法第68条及び第68条の2の規定に基づき、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請するものとする。

c 指定地方行政機関に対する職員の派遣要請等

町長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、災害対策基本法第29条及び第30条の規定により、職員の派遣の要請又は斡旋を求めるものとする。

イ【公共機関及びその他事業者が実施する対策】

公共機関及びその他事業者は、大規模災害等の非常事態の場合において、災害の規模及び被害の状況等から、自己のもつ人員、資機材等のみではこれに対処できない、又はできないことが予測される場合は、事前に締結されている相互応援協定等に基づき、速やかに他の公共機関及びその他事業者に応援を要請するものとする。

2 応援体制の整備

(1) 基本方針

ア 相互応援協定等に基づく迅速な応援

応援活動は、他市町村が災害を受けた場合、必要とする応急措置等を、迅速かつ的確に行うことが重要となることから、その災害の発生を覚知したときは、事前に締結されている相互応援協定等に基づき、速やかに情報収集を行うとともに、応援体制を整え、要請を受けた場合は、早急に出動する必要がある。

イ 要請を待たない自主的出動等

通信の途絶等により要請がない場合でも、災害の規模等から緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで自主的に出動等をする必要がある。

この場合、相互応援協定等により先遣隊を派遣し、情報収集等を行う。

ウ 県外市町村への支援

県外で大規模災害が発生した場合も、被災した県外市町村に対し、町と県が一体となって支援を行うものとする。

(2) 実施計画

ア【町、公共機関及びその他事業者が実施する対策】

(ア) 情報収集及び応援体制の確立

町、公共機関及びその他事業者（以下「応援側」という。）は、大規模災害等の発生を覚知したときは、速やかに災害規模等の情報収集を行うとともに、応援体制を整え、被災市町村等（以下「要請側」という。）からの要請を受けた場合は、直ちに出動するものとする。

(イ) 指揮

応援側は、要請側の指揮の下で、緊密な連携を図りながら応援活動を実施する。

(ウ) 自給自足

応援側は、要請側の負担とならないよう、自給自足の応援体制及び応援期間が長期に及ぶ場合も想定した職員等の交替について留意するものとする。

(エ) 自主的活動

通信の途絶等により要請がなく、かつ連絡ができない場合において、災害の規模等から緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、事前に締結されている相互応援協定等に基づき、自主的に応援活動を行うものとする。

イ 【長野県合同災害支援チームが実施する対策】

(ア) 長野県外で大規模な災害が発生した場合、被災した県外地方自治体に対し、町と県が一体となつて的確な支援を行うものとする。

(イ) 町及び県は、「長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に関する協定」に基づき支援を行うものとする。

(ウ) 主な支援内容は以下のとおり。

- a 被災県等への職員派遣及び物資の提供
- b 被災者の受入及び施設の提供
 - (a) 県内医療機関での傷病者の受入
 - (b) 県内での避難所、応急仮設住宅等の提供
- c その他被災県等との協議の中で必要と認めた支援

3 受援体制の整備

(1) 基本方針

本町が、他の市町村から応援を受ける場合において、円滑かつ効果的な応急措置を実施するためには、円滑な受入体制の整備が必要となる。

(2) 実施計画

【町、公共機関及びその他事業者が実施する対策】

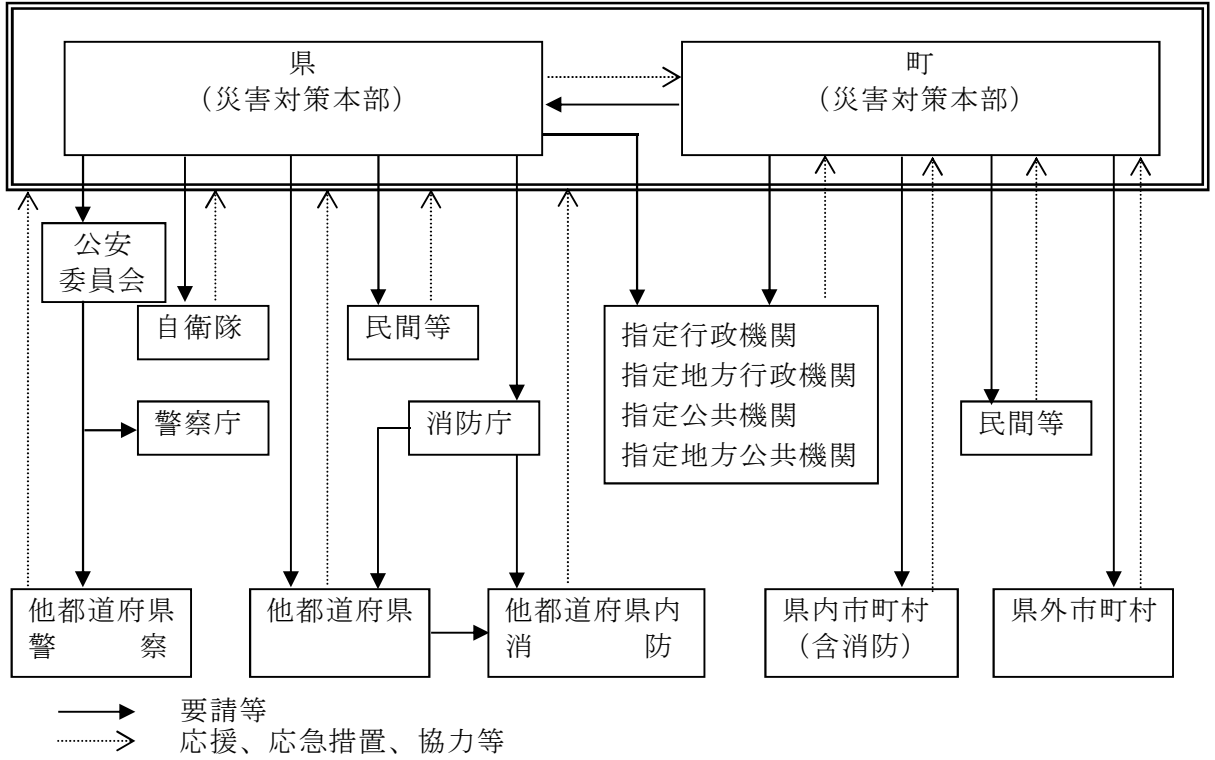
町、公共機関及びその他事業者が、他市町村に応援要請をする場合は、必要とする応援内容、人員、配置場所及び連絡調整担当者等指揮命令系統について明確にしておくとともに、ヘリポート等応援活動上必要となる施設等についても必要に応じて確保する。

また、宿泊場所の確保、食料の供給等の後方的事項についても、必要に応じて応援側の市町村等の到着までに整えるものとし、円滑かつ効果的な応急措置が実施できる体制を整備する。

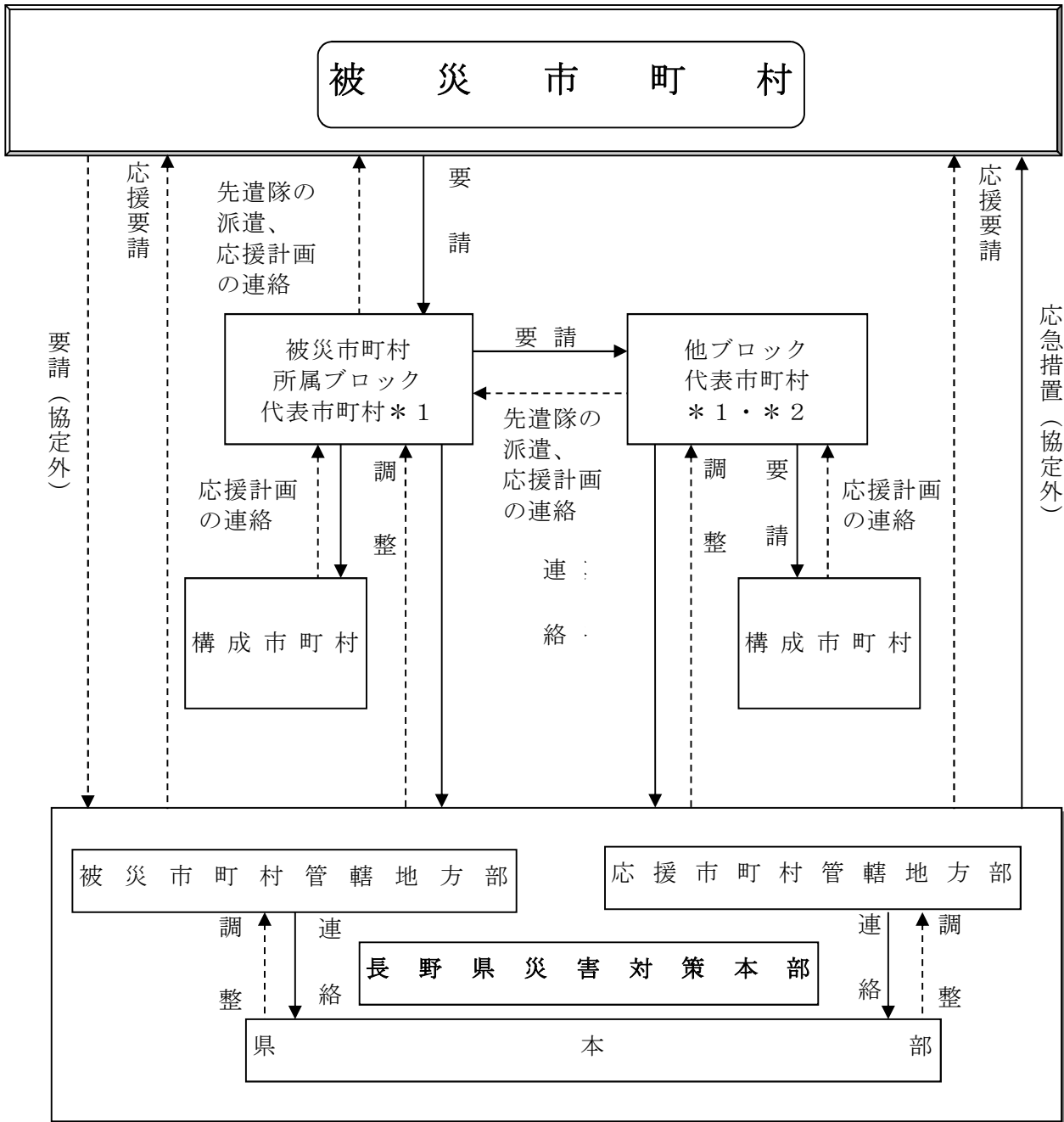
4 経費の負担

- (1) 県又は他市町村から派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は災害対策基本法施行令第18条の規定に定めるところによる。
- (2) (1) 以外の応援に要した経費は、法令その他に特別の定めがある場合を除き、事前に締結された相互応援協定に定められた方法によるものとする。

広域相互応援体制図



(常備消防分を除く)



- * 1 第2以降順位の代表市町村をあらかじめ所属ブロック内で指定
- * 2 応援ブロック、応援を受けるブロックの組み合わせをあらかじめ定める。

第5節 ヘリコプターの運用計画

(実施担当：総務部)

第1 基本方針

災害時には、陸上の道路交通の寸断が予想されることから、被災状況に関する情報の収集、救助活動、負傷者の救急搬送、緊急輸送物資の輸送、人員の搬送等の緊急の応急対策については、ヘリコプターを広域的かつ機動的に活用するものとする。

第2 主な活動

陸上の道路交通の寸断等の発生に伴う災害の応急対策を円滑、効果的に実施するため、必要に応じ、県にヘリコプターの出動を要請するとともに、ヘリポートの選定及び必要な人員配置等適切な措置を行う。

第3 活動の内容

1 ヘリコプターの要請

(1) 基本方針

陸上の道路交通の寸断等が発生した場合、被災状況に関する情報の収集、救助活動、負傷者の救急搬送、緊急輸送物資の輸送、人員の搬送等の緊急の応急対策を実施するためのヘリコプターを県へ要請する。

(2) 実施計画

災害の状況に応じ、迅速な判断の下にヘリコプターの要請を行う（別記「ヘリコプター要請手続要領」のとおり）。

2 活動内容に応じた各ヘリコプターの選定

基本方針は、消防防災ヘリコプターがまず対応するが、災害の規模、活動の内容等により、必要に応じて次のヘリコプターを選定、要請するものとする。

名称	機種	定員	救助 ホイスト	消火装置	物資吊下	ヘリテレ
消防防災ヘリコプター	ベル412EP	14	○	○	○	
県警ヘリコプター	ユーロコプター AS365N3	13	○		○	○
	アグスタAW139	17	○		○	○
広域航空消防応援 ヘリコプター	各種	各種	○	○	○	○
自衛隊ヘリコプター	各種	各種	○	○	○	
ドクターヘリ	各種	6				

3 出動手続きの実施

(1) 基本方針

各ヘリコプターの連絡系統に基づき、迅速な出動手続きを行うものとする（別記「ヘリコプター要請手続要領」のとおり）。

(2) 実施計画

【町が実施する対策】

ア 要請にあたっては、次の事項について可能な限り調査し、急を要する場合は、口頭で要請する（文書による手続きが必要な場合は、後刻速やかに行うものとする。）。

- ・ 災害の状況と活動の具体的内容（物資の量、輸送人数、傷病の程度、距離等）
- ・ 活動に必要な資機材等

- ・ヘリポート及び給油体制
- ・要請者、現場責任者及び連絡方法
- ・資機材等の準備状況
- ・気象状況
- ・ヘリコプターの誘導方法
- ・他のヘリコプターの活動状況
- ・その他必要な事項

イ 県と連携して適切なヘリポートを選定し、必要な人員の配置、散水、危険防止のための適切な措置を行うものとする。

ウ 傷病者の搬送の場合は、救急車及び収容先病院等について手配するものとする。

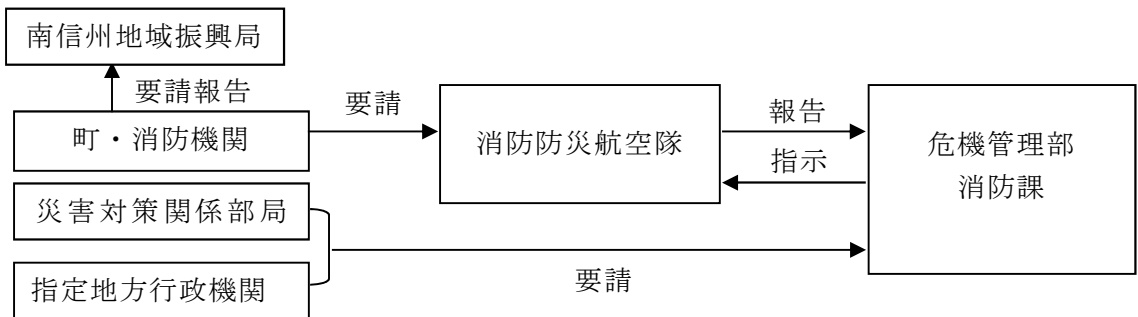
エ 連絡責任者は、ヘリポートで待機し、必要に応じ機長等との連絡にあたるものとする。

(別記 ヘリコプター要請手続要領)

1 消防防災ヘリコプター

災害時の救助、緊急物資の輸送、災害応急対策要員の搬送や、重度傷病者の救急搬送、林野火災の空中消火等に幅広く迅速に対応する。

緊急応援要請のフローチャート



※連絡用無線 消防用無線（県内共通波）
呼出名称「しょうぼうながのけんあるぷす1（いち）」

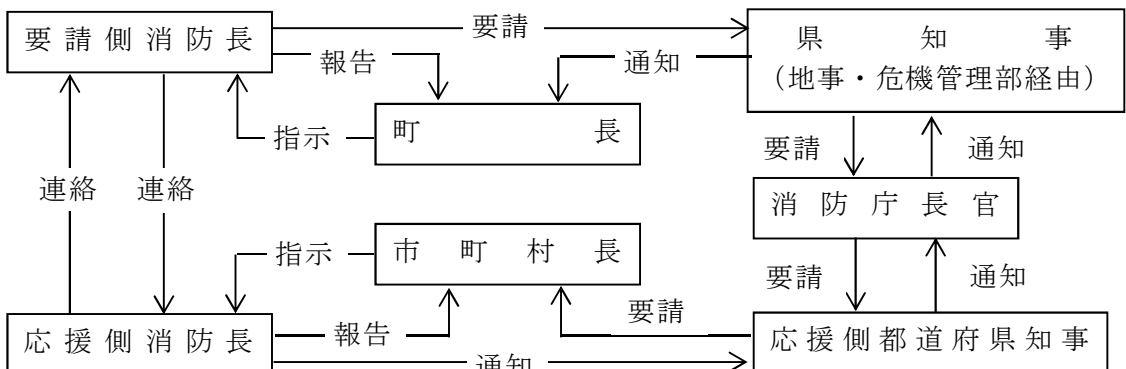
2 県警ヘリコプター

災害応急対策を実施するにあたり、消防防災ヘリコプターが使用できない場合又は対応できない場合には、県警ヘリコプターの出動を要請するものとする。

また、県公安委員会は、必要に応じて、警察庁又は他の都道府県警察に対し、援助の要求を行うものとする。

3 広域航空消防応援ヘリコプター

広域航空消防応援が必要な場合においては、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき応援要請する。



(1) 大規模災害又は特殊災害が起きた場合に、原則として第1次的に応援出動する航空部隊を第一次航空部隊とし、長野県に災害発生した場合の第一次航空部隊は以下のとおりである。

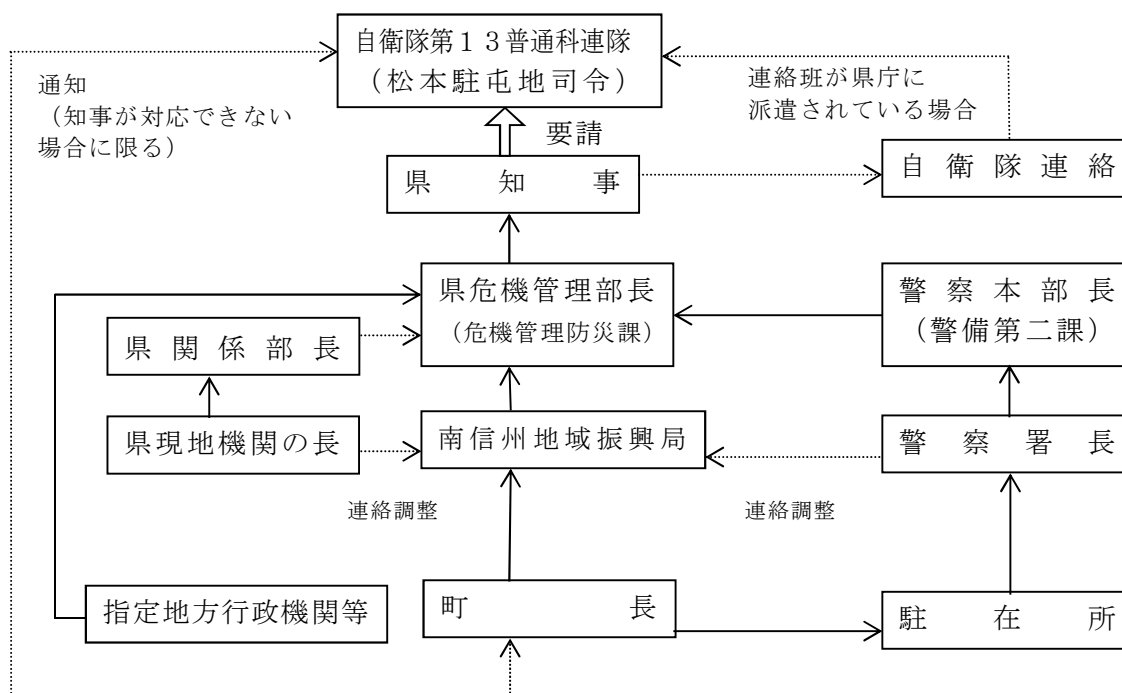
群馬県	東京消防庁	新潟県	山梨県	岐阜県
埼玉県	富山県	静岡市	浜松市	名古屋市

(2) 第一次出動航空部隊のほか、大規模災害又は特殊災害が発生したとの情報を得た場合に速やかに応援出動の準備を行う航空部隊を出動準備航空部隊とし、長野県に発生した場合の出動準備航空部隊は以下のとおりである。

栃木県	茨城県	京都府	千葉市	横浜市	川崎市
福井県	静岡県	石川県	愛知県	三重県	大阪市

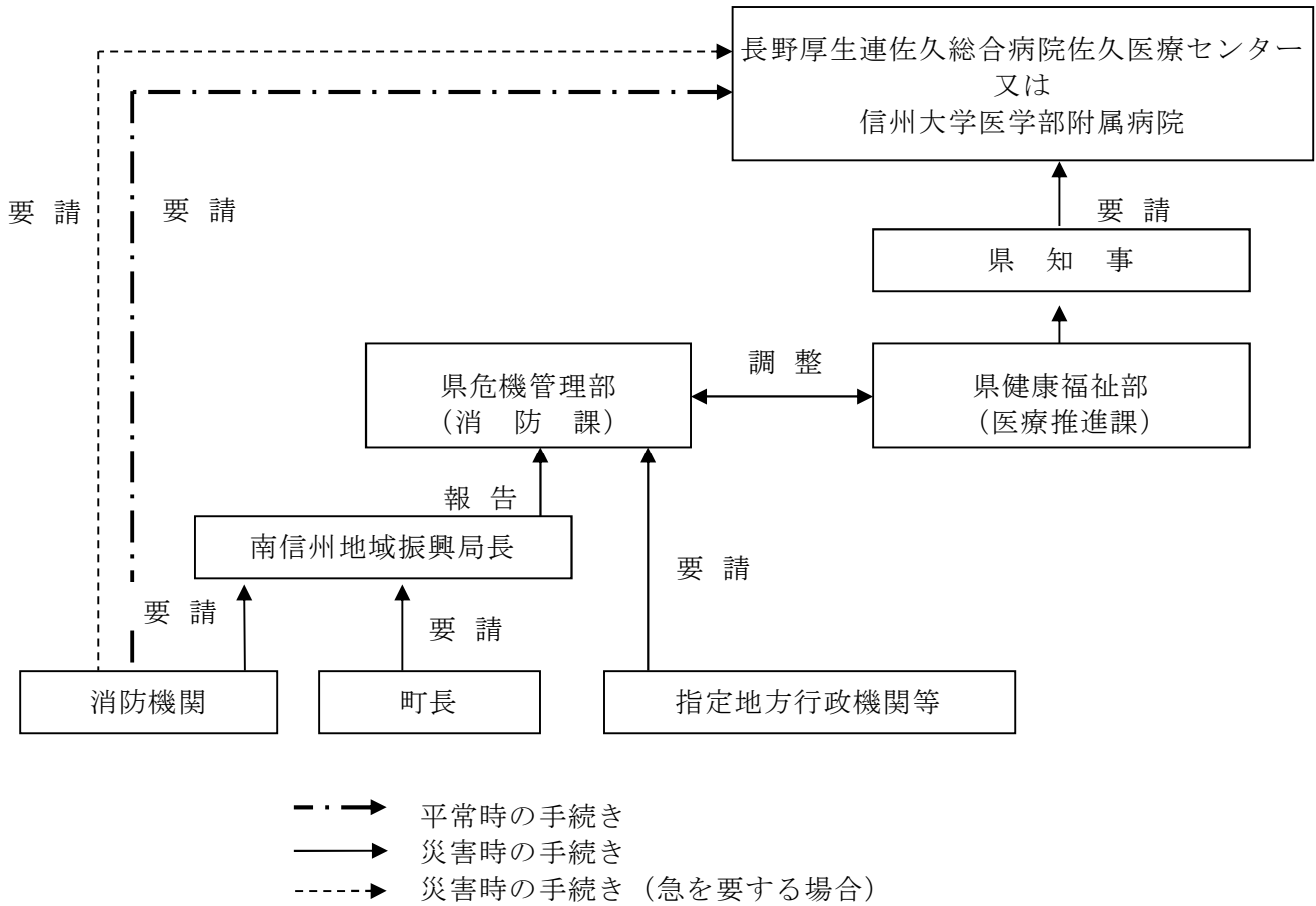
4 自衛隊ヘリコプター

要請については、「第2編 第2章 第6節 自衛隊の災害派遣活動」による。



5 ドクターヘリ

重度救急患者の搬送が必要な場合は、町又は飯田広域消防本部は県に対し、長野厚生連佐久総合病院又は信州大学医学部附属病院へドクターヘリの出動を要請する。



第6節 自衛隊の災害派遣活動

(実施担当：総務部)

第1 基本方針

災害に際して、人命又は財産の保護のため必要と認め、公共性・緊急性・非代替性を満たす場合、自衛隊法第83条に基づく自衛隊の派遣要請を行い、適切な救助活動を行う。

また、緊急時に円滑な派遣が行われるよう、地域防災計画の修正、防災訓練等を通じ、自衛隊との連携の強化に努めるものとする。

第2 主な活動

- 1 自衛隊への派遣要請の範囲及び要請手続きについて確認する。
- 2 県と派遣部隊の連絡調整について定め受入体制を整備する。
- 3 派遣部隊の活動の必要がなくなった場合の撤収方法について定める。
- 4 派遣に要した経費の負担について定める。

第3 活動の内容

1 派遣要請

(1) 基本方針

災害時における被害の拡大を防ぎ、迅速な救助を行うために、早急に災害の情報収集に努め、必要があれば直ちに県を通じて派遣要請を行う。事態の推移に応じ、要請しないと決定した場合は、直ちにその旨を県に連絡する。

(2) 実施計画

ア【町が実施する対策】

(ア) 派遣の要請

a 要請の要件

(a) 公共性

公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要があること。

(b) 緊急性

差し迫った必要があること。

(c) 非代替性

自衛隊の部隊が派遣される以外に他の適切な手段がないこと。

b 派遣要請の範囲

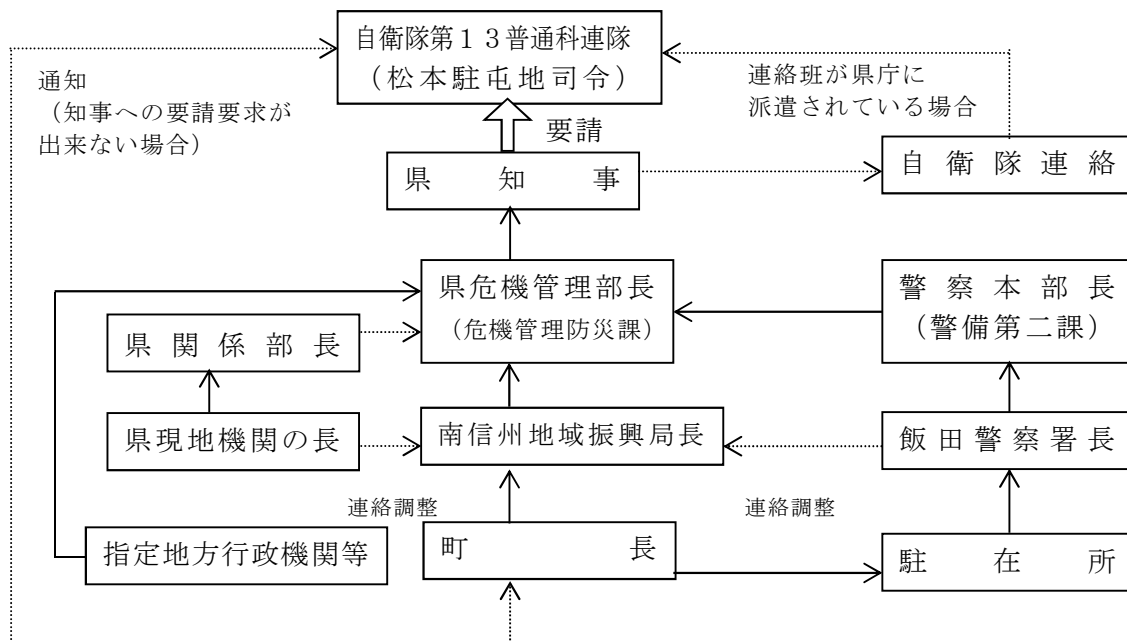
自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況、要請内容、現地における部隊等の人員、装備等により異なるが、概ね次による。

項目	内容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段による情報収集活動
避難の援助	避難者の誘導及び輸送等の援助
遭難者等の捜索救助	行方不明者、負傷者等の捜索、救助
水防活動	土のう作成、運搬、積み込み等
消防活動	消防車、航空機、防火用具による消防機関への協力
道路又は水路の啓開	損壊及び障害物の啓開・除去
応急医療・救護・防疫	被災者に対する応急医療、救護及び防疫
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師、その他救援活動に必要な緊急輸送
炊飯及び給水	被災者に対する炊飯及び給水
救援物資の無償貸与又は	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する

項目	内容
譲与	る省令」(昭和33年1月10日総理府令第1号)に基づく、被災者に対する生活必需品の無償貸与又は救じゅつ品の譲与
危険物の保安及び除去等	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去
その他	自衛隊の能力で対処可能なもの

(イ) 派遣要請系統

自衛隊災害派遣要請の手続き系統は、次表のとおりである。



(ウ) 要請方法

派遣要請の範囲において自衛隊の派遣を必要とする場合は、次により要請を求めるものとする。

- 自衛隊の災害派遣を求めようとするときは、文書又は口頭をもって南信州地域振興局長もしくは飯田警察署長に派遣要請を求めるものとする。
- 口頭をもって要請したときは、事後において速やかに南信州地域振興局を通じ文書による要請処理をするものとする。
- 南信州地域振興局長又は飯田警察署長を通じての要請ができない場合には、その旨及び災害の状況を、第13普通科連隊長に通知するものとする。また、この通知をしたときは、速やかに知事にその旨を通知するものとする。
- 要請事項
要請にあたっては、次の事項を明らかにする。
 - 災害の状況及び派遣を要請する理由
 - 派遣を希望する期間
 - 派遣を希望する区域及び活動内容
 - 連絡場所、連絡責任者、宿泊施設の状況
 - その他参考となるべき事項
 - ヘリコプターを要請する場合は、ヘリポートの状況

要請文書の宛先・連絡先

要請文書の宛先	
陸上自衛隊第13普通科連隊長 (松本市高宮西1-1)	
連絡先	
時間内	時間外
第3科長 TEL NTT 0263-26-2766 (内線235) 防災行政無線 81-535-79 FAX NTT 0263-26-2766 (内線239) 防災行政無線 81-535-76	駐屯地当直司令 TEL NTT 0263-26-2766 (内線302) 防災行政無線 81-535-79 FAX NTT 0263-26-2766 (内線239) 防災行政無線 81-535-76

(エ) 派遣部隊の受入措置

- a 受入総括責任者は町長とする。
- b 連絡責任者は総務課長とし、県現地連絡調整者（地域振興局長）を通じ部隊の活動等の要請を行い、またその活動を援助する。
- c 飯田警察署に連絡し、交通の整理確保を図り部隊のスムーズな移動が行われるよう配慮する。
- d 派遣部隊の救援作業に必要な資材を速やかに配慮する。
- e 他の防災関係機関の活動との調整を行い、災害派遣の効率化に努める。

イ【指定地方行政機関等が実施する対策】

指定地方行政機関等の長は自衛隊の派遣を必要とする場合は、以下により要請を求めるものとする。

- (ア) 指定地方行政機関の長は、その管理に属する施設の災害応急復旧について自衛隊の派遣を要するときは、文書又は口頭をもって県危機管理部長（危機管理防災課）に要求する。
- (イ) 指定地方行政機関の長は、(ア)により口頭をもって要請をしたときは、事後において速やかに文書による要求をする。

2 派遣部隊との連絡調整

(1) 基本方針

派遣部隊の円滑な活動を確保するため、県との連絡を密にして受入体制を整備する。

(2) 実施計画

ア【町が実施する対策】

- (ア) 部隊の活動等について、部隊その他関係機関に行う要請は、全て県現地連絡調整者を通じて行うものとする。
- (イ) 連絡交渉の窓口の一本化を図り、県現地連絡調整者に報告するものとする。
また、派遣部隊と町及び現地連絡調整者の情報共有の場を設置するものとする。
- (ウ) 部隊の宿舎、部隊の活動に要する資材等について県現地連絡調整者から要請があったときは、やむを得ない事情がある場合を除き、これに協力するものとする。
- (エ) 住民は、自衛隊の派遣活動が円滑に行われるよう、可能な範囲で協力する。

イ【関係機関が実施する対策】

(ア) 指定地方行政機関等における措置

- a 指定地方行政機関等が部隊の活動等について部隊その他関係機関に行う要請は、全て現地連絡調整者を通じて行うものとする。

- b 指定地方行政機関等は、部隊の宿舎、部隊の活動に要する資材等について現地連絡調整者から要請があったときは、やむを得ない事情がある場合を除き、これに協力するものとする。
- (イ) 自衛隊における措置
- a 第13普通科連隊長は、迅速な災害派遣及び県その他関係機関との連絡調整を図るため、連絡班を本庁もしくは地域振興局に、偵察班を現地にそれぞれ派遣する。
 - b 第13普通科連隊長は、災害に際し、被害がまさに発生しようとしており事情が真にやむを得ないと認めた場合は知事の要請を受け、連絡班等及び部隊を派遣する。
- (ウ) 住民が実施する対策
- 自衛隊の派遣活動が円滑に行われるよう、可能な範囲で協力を行うものとする。

3 派遣部隊の撤収要請

(1) 【町が実施する対策】

部隊の活動の必要がなくなると認めたときは、派遣部隊の撤収時期について現地連絡調整者に報告する。

(2) 【指定地方行政機関等が実施する対策】

指定地方行政機関の長等は、部隊の活動の必要がなくなると認めたときは、現地連絡調整者に報告するものとする。

4 経費の負担

(1) 【町が実施する対策】

自衛隊の救援活動に要した経費は、自衛隊の負担すべきものを除き、原則として町が負担するものとし、その内容は、概ね次のとおりとする。

ア 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材（自衛隊の装備に係るものを除く。）

イ 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物の使用料及び借上料

ウ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話及び入浴等の費用

エ 派遣部隊の救援活動の実施に際して生じた（自衛隊の装備に係るものを除く。）損害の補償

オ その他救援活動の実施に要する経費で、負担区分に意義がある場合は、県が調整して決定した費用

(2) 【自衛隊が実施する対策】

第13普通科連隊長は、上記の経費について、文書により、町長に請求するものとする。

第7節 救助・救急・医療活動

(実施担当：町民部・消防団・消防本部)

第1 基本方針

大規模災害時における救急医療活動については、多数の負傷者を迅速に処置することが求められるため、飯伊地区包括医療協議会の「大規模災害医療救護計画（平成26年12月改訂版）」による災害対応をとる。速やかな災害派遣医療チーム（DMAT）及び救護班の派遣、円滑で効率的な救護活動の実施、医療品、医療用資機材の供給体制の確保、他の市町村との相互支援体制の整備等について関係機関が連携を密にし、一貫性のある的確な対応を行う。

また、道路交通確保が困難となることが予想されるため、救護所や後方医療機関等への搬送方法について、広域的な対応を行う。

第2 主な活動

- 1 町及び県、県警察本部、消防機関、医療機関等が相互の連携により、被災地における救助活動、救急処置を要する傷病者の搬送、医薬品・医療用資機材の提供、国や他の地方公共団体等への応援要請等の大規模災害に対応した救助・救急活動を行う。
- 2 災害派遣医療チーム（DMAT）及び関係機関により編成された救護班により初期救護医療を行うとともに、傷病者の後方医療機関への受入、ヘリコプター等による緊急輸送等広域救護体制を確保する。

第3 活動の内容

1 救助・救急活動

(1) 基本方針

消防機関、警察、医療機関等関係機関が、それぞれの救助活動計画に従い、相互の連携を密にしながら、円滑で効率的な救助・救急活動を行う。

また、大規模災害発生時においては、救助・救急需要が増大し、かつ広範囲にわたることが予想されるため、相互応援活動及びヘリコプター等による広域緊急輸送活動を迅速かつ効果的に行う。

(2) 実施計画

ア【町が実施する対策】

(ア) 飯田広域消防本部消防計画における救助・救急計画等に基づき、飯田警察署、医療機関等と連携して、的確かつ円滑な救助・救急活動を行うとともに、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じて他の市町村等との相互応援協定に基づく応援要請等「第2編 第2章 第4節 広域相互応援活動」及び「第2編 第2章 第6節 自衛隊の災害派遣活動」により行い、住民の安全確保を図るものとする。

(イ) 消防団は、消防署、飯田警察署及び道路管理者等との連携及び出動隊の報告等により、道路状況の早急な把握に努め、現場への出動及び医療機関等への搬送にあたり、効率的な対応をするものとする。

(ウ) 消防団は、救助活動にあたり、消防署、飯田警察署等との活動区域及び人員配置の調整等密接な連携を図り、現場の状況に対応する迅速かつ効率的な救助を行うものとする。

(エ) 消防団は、救助活動にあたり、消防署、飯田警察署、救護班等との密接な連携により医療機関、救護所に迅速かつ的確に傷病者を搬送するものとする。

その際、消防団は飯田広域消防本部と連携を図り、高規格救急車(救急救命士搭乗隊)を傷病者の状態に合わせて有効に運用するものとする。

(オ) ヘリコプターの支援を求めようとするときは、「第2編 第2章 第5節 ヘリコプターの運用計画」により要請するものとする。

イ【住民及び自主防災組織が実施する対策】

自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、消防機関、救護班等に協力するものとする。

特に、道路交通網の寸断が予想されることから、消防機関等の現場到着前における初期救助・救急活動は、人命救助の上から重要となるので、積極的に行うよう努めるものとする。

2 医療活動

(1) 基本方針

長野県災害医療活動指針に基づいた活動を行う。

災害時においては、従来の救急医療体制が十分に機能しないことが考えられるため、災害派遣医療チーム（DMAT）及び関係機関により編成された救護班による初期段階の医療体制を充実させることが重要である。

また、主に重傷患者に係る後方医療機関について、災害拠点病院を中心として関係機関との連携による受入体制の確保を図る。

さらに、市町村の枠を越えた相互支援体制による医療活動を行う。

(2) 実施計画

ア【町が実施する対策】

(ア) 災害時における医療救護体制は、別に定める計画によるものとする。

(イ) 救護所を設置し、医療品、医療用資機材等の供給体制と、比較的軽傷の被災者の避難所への輸送体制を整備するものとする。

(ウ) 医療機関における収容可能人員、診療機関の稼働状況等情報を広域災害・救急医療情報システム等により迅速に把握し、後方医療機関の確保を行い、飯田警察署に誘導を要請する等、傷病者の搬送体制を整備する。

また、災害の規模により必要がある場合は、隣接市町村、県に対し傷病者の受入について要請するものとする。

(エ) 必要に応じて、重症傷病者の災害拠点病院への搬送体制を確保するとともに、災害拠点病院、救命救急センター等への緊急輸送について県に要請するものとする。

(オ) 医薬品、医療用資機材等の必要量及び医薬品卸業者、薬局等の備蓄量を迅速に把握し、必要に応じて、県又は関係機関に対し、供給の要請を行うものとする。

イ【住民が実施する対策】

発災直後の応急処置により傷病者の救命率が飛躍的に高まることから、初期救助・救急活動について日頃から認識を深めるとともに、被災時は自発的に救急活動を行うよう心がけるものとする。

〈救護班等の業務内容〉

- 負傷の程度の判定
- 負傷者の搬送順位及び搬送先の決定
- 救急処置の実施
- 救急活動の記録
- 遺体の検案
- その他必要な事項

以下に示すうちから、被災者にとって最も安全かつ交通便利と思われる場所を住民班長が選定する。

上新井コミュニティセンター 町民体育館 名子民会館 上片桐改善センター 上大島公民館 部奈文化伝承センター 生東会館 古町コミュニティセンター 福与ふれあい館

3 医療資機材、医薬品等の調達

災害時においては、医薬品等の供給が緊急かつ的確に実施されなければならない。このため、医薬品等の保管品名、数量、場所等を把握するとともに、事前に薬品取扱業者との間に、災害時に必要な契約を締結し、災害発生時に対処できる体制を確保する。

なお、災害発生により、備蓄量等に不足を生じた場合は、県機関に応援を求める。

町指定の医薬品の調達先

名 称	所 在 地	電 話
イサワ薬局	松川町元大島 1468-4	0265-36-2009
イサワ名子薬局	松川町元大島 3905-1	0265-36-6688
(有)平沢薬局	松川町元大島 1476	0265-36-2166
(有)平民堂薬房	松川町元大島 1480-22	0265-36-2021
松尾薬局 上片桐店	松川町上片桐 3300	0265-37-2003
松尾薬局 大島店	松川町元大島 3826	0265-36-3433
アップル薬局	松川町元大島 3266-1	0265-34-1372

第8節 消防・水防活動

(実施担当：総務部・消防本部)

第1 基本方針

大規模地震等発生時においては、建築物の倒壊等の直接的な被害とともに、二次的に発生し、多くの人的、物的被害を及ぼす同時多発火災に対する初期消火、延焼拡大防止活動及び救助・救急活動等の消防活動並びに当該地震により、堤防その他の施設が損壊し、浸水等の被害が発生し又は発生するおそれがある場合における水防活動を、関係機関及び自主防災組織等と連携して、迅速かつ効果的に実施する。

また、自らの消防力又は水防力のみでは、十分な応急措置が実施できない、又は実施することが困難と認められるときは、相互応援協定等に基づき、速やかに他の市町村等に応援を要請し、応急措置に万全を期する。

第2 主な活動

- 1 二次的に発生する同時多発火災による被害の拡大を防止するため、初期消火、延焼拡大防止活動及び救助・救急活動等の消防活動を行う。
- 2 堤防その他、施設の損壊による浸水等の被害を防止するため、監視、警戒及び水防作業等の水防活動を行う。

第3 活動の内容

1 消防活動

(1) 基本方針

大規模災害発生時においては、二次的に発生する同時多発火災による被害の拡大防止を図る必要があり、まず住民等による火災発生防止対策及び火災発生時の初期消火活動が重要になる。

また、当該火災が発生した場合、消防機関は、関係機関、自主防災組織等と連携し、自らの消防力及び必要に応じて他の地方公共団体に応援を要請し、延焼拡大防止及び救助・救急等の消防活動を行うものとする。

(2) 実施計画

ア【飯田広域消防本部及び町が実施する対策】

(ア) 消火活動関係

a 出火防止及び初期消火

住民及び事業者等に対し、出火防止及び初期消火の徹底についての広報を行うものとする。

b 情報収集及び効率的部隊配置

町域内の火災発生状況、消火栓・防火水槽等の被害状況及び県警察・道路管理者との連携、出動隊の報告等による道路状況等の情報収集を速やかに実施し、重点的、効果的な部隊の配置を行うものとする。

特に、大規模な同時多発火災発生時においては、あらかじめ定めた火災防御計画等により、重要防御地域等の優先等、消防力の効率的運用を図るものとする。

また、関係機関及び自主防災組織等と連携して、迅速かつ的確な消火活動を行うものとする。

c 応援要請等

(a) 飯田広域消防本部消防長及び町長は、速やかな被害状況等の把握を行い、当該状況から、消火活動に関して自らの消防力のみでは対処できない、又は対処できないことが予測される等緊急の必要があると認めるときは、他の地方公共団体等に対する応援要請等を「第2編 第2章 第4節 広域相互応援活動」及び「第2編 第2章 第6節 自衛隊の災害派遣活動」により行うものとする。

(b) 町長は、ヘリコプターの支援を求めようとするときは、「第2編 第2章 第5節 ヘリコプターの運用計画」により要請するものとする。

(イ) 救助・救急活動

大規模災害発生時においては、救助・救急需要が増大し、かつ広範囲にわたることが予想されることから、住民、自主防災組織等の協力及び県警察、医療機関等関係機関との連携を図るとともに、必要に応じて、相互応援協定に基づく応援要請等を速やかに行い、迅速かつ的確な救助・救急活動を行うものとする。

なお、本項については、「第2編 第2章 第7節 救助・救急・医療活動」に定める。

イ【住民、事業所及び自主防災組織等が実施する対策】

(ア) 出火防止、初期消火活動等

住民等は、災害発生時には、使用中のコンロ、ストーブ、その他火災発生原因となる火気器具等は、直ちにその使用を中止して、火災の発生を防止するとともに、火災が発生した場合は、積極的な初期消火活動の実施及び消防機関への協力を努めるものとする。

また、自主防災組織等においても初期消火活動を実施するとともに、消防機関に協力して延焼拡大の防止に努めるものとする。

なお、住民等は、避難の際、ブレーカーの遮断を行い、避難後における電気器具からの出火防止を図るものとする。

(イ) 救助・救急活動

自発的に負傷者の救助・救急活動を行うとともに、消防機関等に協力するものとする。

特に、道路交通網の寸断が予想されることから、消防機関等の現場到着前の初期における救助・救急活動は、人命救助の上から重要となるので、積極的に行うよう努めるものとする。

2 水防活動

(1) 基本方針

大規模災害発生時において、河川等の護岸、堤防の損壊及び山腹の崩壊等によるせき止め、溢流、氾濫等により水害が発生し、又は発生が予想される場合、これを警戒し、防御し、また、これによる被害を軽減するため、水防体制を確立して、諸情勢の的確なる判断のもとに円滑な水防活動を実施する。

(2) 実施計画

ア【町（水防管理団体）が実施する対策】

(ア) 監視・警戒活動

町長（水防管理者）は、災害発生後、その管轄する水防区域において、河川、ため池等の護岸、堤防等の巡視を行い、早期に損壊箇所及び危険箇所等を把握し、必要な応急措置をとるものとする。

(イ) 通報・連絡

町長（水防管理者）は、監視・警戒活動によって損壊箇所及び危険箇所等を発見したときは、直ちに施設の管理者等へ通報するとともに、水防活動に必要な人員及び資器材を確保するものとする。

(ウ) 水防活動の実施

町長（水防管理者）は、損壊箇所及び危険箇所等に対し、できる限り氾濫等による被害が拡大しないように、その応急措置として、現場の状況、工作物の構造及び使用材料等を考慮して、水防計画に定めるところにより消防団を出勤させ、迅速かつ適切な水防活動を実施するものとする。

また、重機による水防活動が必要な場合等においては、必要に応じて、民間業者等の協力を得るものとする。

(エ) 応援による水防活動の実施

- a 町長（水防管理者）は、速やかな被害状況等の把握を行い、当該状況から、水防活動に関して自らの水防力のみでは対処できないことが予想される等緊急の必要があると認めるときは、他の地方公共団体等に対する応援要請等を「第2編 第2章 第4節 広域相互応援活動」及び「第2編 第2章 第

6節 自衛隊の災害派遣活動」により行うものとする。

b 町長（水防管理者）は、ヘリコプターの支援を求めようとするときは、「第2編 第2章 第5節 ヘリコプターの運用計画」により行うものとする。

イ【関係機関が実施する対策】

(ア) 警報等

国が管理する河川において、河川等の護岸、堤防の損壊及び山腹の崩壊等によるせき止め、溢流、氾濫等により水防活動の必要が認められるときは、水防警報を発令する等の方法により関係機関等へ伝達するものとする。

(イ) 水防資器材の貸与等

水防管理者の備蓄する水防資器材に不足が生じたときは、所管する水防資器材の貸与等を行うものとする。

(3) 消防団の出動区分（山林火災は別に定める。）

分団	方面隊区分	担当地区	整備台数		出動計画
			自動車ポンプ	積載車	
第1分団	上大島方面隊	上大島地区	1	1	資料編 出動計画表 参照
	上片桐方面隊	上片桐地区	1	2	
第2分団	名子方面隊	名子地区	1	1	
	上新井・古町方面隊	上新井地区	1		
		古町地区		1	
	生田方面隊	生田地区		3	

第9節 要配慮者に対する応急活動

(実施担当：町民部・教育部)

第1 基本方針

近年の都市化、高齢化、国際化等社会構造の変化、核家族化や女性の社会進出などによる家庭や地域の養育・介護機能の低下等に伴い、災害発生時においては、要配慮者が被害を受ける可能性が高まっている。

このため、災害発生時においては、要配慮者とりわけ避難行動要支援者は、自力での避難等が困難であり、被災する可能性が高いことから、町及び医療機関、社会福祉施設等の関係機関は、災害対策現地本部、地域住民等の協力を得ながら、要配慮者の安全を確保するとともに、要配慮者とりわけ避難行動要支援者の態様に十分配慮した応急活動を行うものとする。

第2 主な活動

- 1 要配慮者について、地域住民、自主防災組織等の協力のもと、被災状況の把握、避難誘導、要配慮者に配慮した避難所での生活環境の整備及び応急仮設住宅への収容等を行う。また、要配慮者が利用する医療機関、社会福祉施設等の施設機能の早期回復を図る。
- 2 介護用品、育児用品等要配慮者の生活の維持のための必要な物資を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行う。
- 3 要配慮者のニーズを的確に把握し、迅速に必要な対策を講じるため、避難所等に相談窓口を設置するとともに、必要な人員の確保に努める。
- 4 災害発生時において、応援をする場合及び応援を受ける場合に、円滑かつ効果的な対応がとれる体制を確立する。

第3 活動の内容

1 避難収容活動

(1) 基本方針

町、県及び関係機関は相互に連携し、迅速かつ適切に要配慮者の応急対策を講じる。

(2) 実施計画

ア【町が実施する対策】

(ア) 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）をはじめとする災害情報の周知

要配慮者の態様に応じ、防災行政無線をはじめとして、CATV、個別受信機、電子メール等のほか、地域住民の協力による伝達など多様な手段を用い、避難に関する情報及び被災状況や生活支援等に関する各種情報の伝達を適時に行うとともに、災害の状況によっては臨時災害放送局の開設を検討するものとする。

(イ) 避難行動要支援者の避難支援及び安否確認

町は、避難支援等関係者と連携し、避難行動要支援者避難支援計画等に基づき、関係者にあらかじめ提供した名簿に掲載した避難行動要支援者の避難支援を行うものとする。

なお発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認が行われるように努めるものとする。

なお、避難行動要支援者以外の要配慮者に対しても、必要に応じて避難支援等を行うものとする。

(ウ) 避難所での生活環境整備等

災害時に通常の避難所では生活が困難な要配慮者を応急的に受け入れるため、施設・設備や人員体制の整った福祉避難所、あるいは通常の避難所の一部を仕切った福祉避難室を必要に応じて設置するものとする。

また、要配慮者の態様に応じ、次の支援を行うものとする。

- a 避難所における設備の整備
段差解消やスロープ・身体障がい者用トイレの設置等を必要に応じて行うものとする。
- b 避難所における物資の確保及び提供
車椅子等の補装具、医薬品、介護用品、介護機器、ポータブルトイレを始めとする日常生活用品等について迅速に確保し、必要性の高い要配慮者から優先的に支給・貸与等を行うものとする。
- c 避難所における相談体制の整備及び必要な人員の確保・提供
福祉避難所及び要配慮者が生活する避難所には、保健師や介護支援専門員等を配置した相談窓口を設置の上、要配慮者のニーズや生活状況を適切に把握し、医師、看護師、保健師、介護職員、心理カウンセラー、手話・外国語通訳者等の派遣を必要に応じて迅速に行うものとする。
- d 外国籍住民や外国人旅行者等の支援体制の確立
外国籍住民や外国人旅行者に対して多言語による情報提供や避難所への巡回による支援などを行うため、必要に応じ災害多言語センターの設置を検討する。
- e 情報提供体制の確立
避難所等で避難生活を送る要配慮者に対して、被災状況や生活に必要な各種情報を提供するため、大画面のテレビ、インターネットの端末、FAX、ホワイトボード等を状況に応じて設置するとともに、手話・外国語通訳者等を配置するものとする。

(エ) 在宅者対策

災害発生後、避難所に避難しないで自宅等で過ごす要配慮者に対し、民生・児童委員、地域住民、自主防災会等の協力により、要配慮者の態様に応じ、在宅訪問により次の支援を行うものとする。

- a 在宅者の訪問の実施
町は在宅の要配慮者に対し、民生・児童委員、地域住民、自主防災会等の協力のもと定期的に訪問する体制を確立する。
- b 物資の確保及び提供
必要に応じて日常生活に必要となる物資等を提供するものとする。
- c 相談体制の整備
在宅の要配慮者のニーズや生活状況を適切に把握し、要配慮者の態様に応じた助言と支援を行うものとする。
- d 情報提供体制の確立
災害状況や生活に必要な各種情報を要配慮者の態様に応じた手段により提供するものとする。

(オ) 応急仮設住宅等の確保

要配慮者向けの応急仮設住宅を、県と連携して必要数設置するとともに、必要性の高い要配慮者から優先的に入居を進めるものとする。

イ【関係機関等が実施する対策】

(ア) 避難行動要支援者の避難支援及び安否確認

避難支援等関係者は、避難行動要支援者避難支援計画等に基づき、町からあらかじめ提供された名簿に掲載した避難行動要支援者の避難支援を行うものとする。

なお発災時において、町からあらかじめ提供された名簿に掲載されていない避難行動要支援者の名簿提供があり、避難支援について協力の依頼があった場合は、可能な範囲で避難支援を行うよう努めるものとする。

(イ) 医療機関・社会福祉施設等における受入の推進

福祉避難所や要配慮者が生活する避難所への介護職員等の派遣や介護機器の貸与及び医療機関・社会福祉施設等への緊急受入等について、町から要請があった場合、当該医療機関・社会福祉施設等の利用者の生活に支障が生じない範囲で、積極的に協力するものとする。

(ウ) 医療機関・社会福祉施設等の復旧

医療機関や社会福祉施設等要配慮者が利用する施設については、ライフライン等の施設機能を早期に回復させるものとする。

2 広域相互応援体制等の確立

(1) 基本方針

広域にわたる大規模災害が発生した場合や医療機関・社会福祉施設等が被災し、避難所や他の施設へ一次的・応急的に避難が必要な場合などにおいては、要配慮者の移送、収容等が集中的に必要なことが考えられる。

このような場合、町域を超えた広域的な応援体制により、関係機関が連携して、迅速かつ適切な避難収容活動を行う。

(2) 実施計画

ア【町が実施する対策】

町は、要配慮者の救助・避難支援、避難所生活等に関し、町域を超えて応援が必要となった場合は、必要となる人員、資機材及び避難所等を確認の上、県、他市町村及び関係機関に応援要請を行うとともに、他市町村等から応援要請があった場合、可能な限り協力するよう努めるものとする。

イ【関係機関等が実施する対策】

医療機関・社会福祉施設等及び関係機関は、町・県等から要配慮者の救助・避難支援、避難所生活等に関する人員、資機材及び避難所等の要請があった場合、当該医療機関・社会福祉施設等の利用者の生活に支障が生じない範囲で、積極的に協力するよう努めるものとする。

第 10 節 緊急輸送活動

(実施担当：総務部・建設部)

第 1 基本方針

- 1 大規模災害発生時の救助活動、救急搬送活動、消火活動、緊急輸送活動、応急復旧活動等を迅速、的確に実施するために、陸上交通網の確保はもちろん、航空機の活用を含む総合的な輸送の確保を行うものとする。
- 2 緊急輸送活動にあたっては、被害の状況、緊急度、重要度によって判断し、①人命の安全 ②被害の拡大防止 ③災害応急対策の円滑な実施に配慮して推進するものとする。
- 3 原則として次の優先順位をもって実施する。

第 1 段階の活動	第 2 段階の活動	第 3 段階の活動
・人命救助 ・消防等災害拡大防止 ・ライフラインの復旧 ・交通規制	・(第 1 段階の続行) ・食料、水、燃料等の輸送 ・被災者の救出・搬送 ・応急復旧	・(第 1・2 段階の続行) ・災害復旧 ・生活必需物資輸送

第 2 主な活動

- 1 緊急輸送全般の調整は、町災害対策本部が行う。
- 2 県警察の定める規制計画に基づく交通規制により緊急交通路を確保する。
- 3 被災状況を直ちに調査し、主要道路が使用不能な場合、主要道路を優先して応急復旧活動を行うが、農道、林道等も代替道路・迂回路として検討する。
- 4 建設業協会、輸送関係機関等の協力により輸送車両を確保するとともに、効果的なヘリコプターの運用を要請する。
- 5 支援物資の集積と各避難所への配送を円滑に実施するため、輸送拠点を指定して運用する。

第 3 活動の内容

1 緊急交通路確保のための応急復旧

(1) 基本方針

県警察が行う緊急交通路確保計画と整合しながら、第 1 次確保路線から順次応急復旧を推進するものとし、第 1 次確保路線復旧が困難な場合は第 2 次確保路線、第 2 次確保路線が困難な場合は指定路線以外の道路を緊急交通路として確保するものとする。

また、応急復旧にあたっては、各機関が連絡協議し、優先順位をもって、できる限り早期の緊急交通路確保に留意するものとする。

(2) 実施計画

ア【町が実施する対策】

(ア) この計画に定める緊急交通路から先の輸送拠点までの取付道路や、各避難所までの連絡道路等を確保するため、応急の復旧工事を推進するものとする。

(イ) 緊急交通路が使用不能となった場合は、町道、農道、林道等、指定道路に代わるべき道路について確保するものとし、この場合、必要に応じて県等の関係機関に対して応援を要請するものとする。

イ【関係機関が実施する対策】

(ア) 国道、県道について、直ちに被災状況を把握するとともに、被災箇所については、速やかな応急復旧を行うものとする。(飯田建設事務所)

(イ) 豪雪災害時は、各機関が管理する道路についてあらかじめ定める計画に基づき、除雪対策を推進するものとする。

(ウ) 国有林林道の被災状況の早急な把握に努めるとともに、緊急交通路の使用不能等により、県及び町の要請に基づき、代替路として利用する国有林林道の速やかな応急復旧及び安全通行の確保に努めるものとする。(中部森林管理局)

2 輸送手段の確保

(1) 基本方針

災害時の輸送は緊急にして大量な輸送手段を必要とすることから、輸送関係各機関等の協力のもと、迅速な輸送力確保と円滑な輸送を推進するものとする。

(2) 実施計画

ア【町が実施する対策】

- (ア) 計画の定めるところにより自ら輸送力の確保に努める。この場合、自ら調達することが不可能な場合や、ヘリコプターを必要とするときは、直ちに県に対して調達を要請するものとする。要請に際しては、輸送物資等の内容、数量、出発地、到着地等についてできる限り詳細に連絡するものとする。
- (イ) 計画に基づき車両等の調達先及び予定数をあらかじめ明確にしておくとともに、災害発生時に必要とする車両等が調達不能又は不足する場合、県に対し調達、斡旋を要請する。
- (ウ) 輸送関係機関に対し応援協力を要請する場合は、輸送区間、輸送期間、輸送対象及び輸送台数等必要な輸送条件を明示して行う。

イ【関係機関が実施する対策】

- (自衛隊、北陸信越運輸局、(公社)長野県トラック協会、(公社)長野県バス協会、(一社)長野県タクシー協会、赤帽長野県軽自動車運送協同組合)
- (ア) ヘリコプター運行機関は要請に基づいて直ちに出勤の準備をするとともに、地上の支援体制等につき、必要な措置を依頼するものとする。(自衛隊等)
- (イ) 緊急車両調達に関する要請があった場合は、直ちに関係機関に対して協力を求めるものとする。(北陸信越運輸局)
- (ウ) 緊急輸送が円滑に実施されるよう、交通輸送機関の現状把握に努めるとともに、必要に応じ、輸送分担、連絡輸送等の調整、輸送命令、不急輸送の停止及び制限を行うものとする。(北陸信越運輸局)
- (エ) (公社)長野県トラック協会は、県等からの要請に基づき、次の事項を実施するものとする。
 - a 道路運送法第84条の輸送命令又は出勤要請があった場合は、速やかに県トラック協会内に災害対策本部を設置し、緊急救援物資輸送体制を確立する。
 - b 県下7地区(北信、上小、佐久、諏訪、上伊那、下伊那、中信)において緊急輸送出動体制を組み、要請に基づき、緊急救援物資輸送隊を編成して出勤する。
 - c 輸送にあたっては、積み降ろしのための人員等について、要請機関と密接に連携する。
 - d 広域的な災害については、(公社)全日本トラック協会、各県トラック協会、(一社)全国霊柩自動車協会との連携により対応する。
- (オ) 北陸信越運輸局から要請を受けた(公社)長野県バス協会は、特別な理由がない限り、通常業務に優先してこれに応えるものとする。
- (カ) 北陸信越運輸局から要請を受けた(一社)長野県タクシー協会は、特別な理由がない限り、通常業務に優先してこれに応えるものとする。

3 輸送拠点の確保

(1) 基本方針

緊急輸送が円滑に推進されるためには、受け入れた物資を拠点に一旦集積し、各避難所ごとに分類して発送することが効率的である。

ヘリコプターによる輸送も考慮し、陸上と航空の輸送が一元的に推進できる拠点を設定するものとする。

(2) 実施計画

【町が実施する対策】

- ア 輸送拠点の運営は、県と密接な連携のもとに行う。
- イ 各避難所での必要物資について、輸送拠点と連携を密接にして行う。

輸送拠点一覧

(災害時ヘリポート)

ヘリポート等の名称	所在地	施設管理者 又は占有者	対応機種			広さ
			大型	中型	小型	幅×長さ
松川運動公園グラウンド	元大島 2891-3	松川町長	○			120×100
松川中学校校庭	元大島 3293	松川中学校校長	○			140×130
町民グラウンド	上片桐 2250	松川町長		○		110×95
生田グラウンド	生田 5940	松川町長			○	65×70

(物資輸送拠点)

物資拠点の名称	所在地	施設管理者 又は占有者	施設規模			広さ
			大型	中型	小型	幅×長さ
町民体育館	元大島 3592-2	松川町長		○		60×50
上片桐改善センター	上片桐	松川町長			○	40×30
生東会館	生田	松川町長			○	30×25

第 11 節 障害物の処理活動

(実施担当：町民部・建設部)

第 1 基本方針

災害発生後は、直ちに復旧作業、救援活動を開始することから、これらの活動を阻害する道路上の放置車両や立ち往生車両、被災車両及び倒壊物等による交通障害を直ちに除去し、作業車両、救援車両の交通路を優先して確保しなければならない。

障害物の除去は、その所有者又は管理者が行うものであるが、先遣隊等を派遣して障害情報を早期に収集し、障害物除去に対処することが必要である。

また、障害物の集積、処分に当たっては、その集積場の確保に加え、複雑な権利関係をも考慮に入れた、速やかな物件の集積、処分ができるよう措置する必要がある。

第 2 主な活動

障害物の除去処理については、原則としてその所有者又は管理者が行うものであるが、迅速な交通路の確保が必要であることから、これらの者と迅速な協議の上、建設業協会の協力を得て町災害対策本部が行う。

第 3 活動の内容

1 障害物の除去処理

(1) 基本方針

障害となる物件の除去は、その所有者又は管理者が行うものであるが、復旧作業車両、救援車両の交通路を優先して確保するため、障害物の権利関係に留意しつつ、緊急輸送路上の漂流物、放置車両、被災車両及び倒壊物等の交通障害物を直ちに除去する。

(2) 実施計画

ア【町が実施する対策】

(ア) 障害物（工作物を含む。）の除去は、原則としてその所有者又は管理者が行うものとする。

(イ) 町が障害物の除去作業を行う場合は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行うものとする。

(ウ) 放置車両等の移動等

a 町管理の道路上で、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。

b 運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。

(エ) 応援協力体制

a 町内に所在する各機関等から除去作業に係る応援、協力要請があった場合は、町は必要に応じて適切な措置を講じるものとする。

b 本町における稼働能力のみでは実施が困難なときは、知事等に応援協力を要請する。

イ【関係機関が実施する対策】

(ア) 実施機関

自己の所有又は管理する障害物（工作物を含む。）の除去は、その者が行うものとする。

(イ) 障害物除去の方法

除去作業は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行うものとする。

(ウ) 放置車両等の移動等

a 道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。

b 運転者がいない場合等においては、道路管理者は自ら車両の移動等を行う。

- (エ) 必要な資機材等の整備
障害物の除去範囲及び多寡により、それぞれ対策を立てるものとする。
- (オ) 応援協力体制
 - a 各機関限りで実施困難のときは、町長に応援協力を要請するものとする。
 - b 町から応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置をとるものとする。

2 除去物件の集積、処分方法

(1) 基本方針

障害物の集積、処分は、その障害物の所有者又は管理者が行うものであるが、一時的に多量に出る障害物が二次災害の原因となるなどの事後支障を生じさせないため、集積場所の確保、障害物の権利関係を事前又は災害発生後直ちに確認し、速やかな物件の集積、処分を行う。

(2) 実施計画

ア【町が実施する対策】

- (ア) 障害物（工作物を含む。）に係る集積、処分は、原則としてその所有者又は管理者が行うものとする。
- (イ) 町が障害物の集積、処分を行う場合は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行うものとする。
- (ウ) 応援協力体制
 - a 本町に所在する各機関等から集積、処分について応援、協力要請があった場合は、町は必要に応じて適切な措置を講じるものとする。
 - b 本町における稼働能力のみでは実施が困難なときは、知事等に応援協力を要請する。

(エ) 障害物の集積場所

それぞれの実施者において判断するものとするが、概ね次の場所に保管又は処分するものとし、用地管理者等と協議し、あらかじめ選定した場所とする。

- a 保管するものについては、その保管する障害物に対応する適当な場所
- b 処分するものについては、実施者の管理する遊休地及び空地その他処分に適当な場所
- c 障害物が二次災害の原因にならないような場所
- d 広域避難地として指定された場所以外の場所

イ【関係機関が実施する対策】

(ア) 実施機関

各機関の施設、敷地内の障害物に係る集積、処分は、その所有者又は管理者が行うものとする。

(イ) 障害物の集積、処分の方法

- a 自らの組織、労力、機械器具を用い又は建設業者等の協力を得て、速やかに行うものとする。
- b 集積、処分は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行うものとする。

(ウ) 必要な資機材等の整備

障害物の多寡により、それぞれ対策を立てるものとする。

(エ) 障害物の集積場所

それぞれの実施者において判断するものとするが、概ね次の場所に保管又は処分するものとし、用地管理者等と協議し、あらかじめ選定した場所とするものとする。

- a 保管するものについては、その保管する障害物に対応する適当な場所
- b 処分するものについては、実施者の管理する遊休地及び空地その他処分に適当な場所
- c 障害物が二次災害の原因にならないような場所
- d 指定緊急避難場所として指定された場所以外の場所

(オ) 応援協力体制

- a 各機関限りで実施困難のときは、町長に応援協力を要請するものとする。
- b 町から応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置をとるものとする。

第 12 節 避難収容及び情報提供活動

(実施担当：総務部・町民部・教育部)

第 1 基本方針

風水害発生時においては、浸水、建築物の破損、がけ崩れ等が予想され、地域住民の身体、生命に大きな危険、被害を及ぼすおそれがあるので、避難に係る的確な応急対策の計画作成をしておく必要がある。

その際、要配慮者について十分考慮するものとする。

特に、避難準備・高齢者等避難開始の提供や、避難指示（緊急）、避難勧告、警戒区域の設定並びに避難誘導の実施にあたっては、これらの施設に充分配慮するものとする。

第 2 主な活動

- 1 避難準備・高齢者等避難開始の提供、避難勧告又は避難指示（緊急）を適切に行い、速やかにその内容を住民に周知する。
- 2 町長は必要に応じて警戒区域の設定を行う。
- 3 避難誘導にあたっては、要配慮者に配慮し、誘導員は的確な誘導を行う。
- 4 町長は避難者のために避難所を開設し、良好な避難生活を確保する。
- 5 町及び県は、速やかに住宅の確保等を行う。
- 6 町、県及び関係機関は、被災者等への的確な情報伝達を行う。

第 3 活動の内容

1 避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始

(1) 基本方針

風水害からの人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要と認められる場合は、住民に対して状況に応じて避難準備・高齢者等避難開始の伝達、避難勧告、避難指示（緊急）を行う。

避難準備・高齢者等避難開始を伝達する者、避難勧告、避難指示（緊急）を行う者は、関係機関相互に緊密な連携を図りながら、地域住民の積極的な協力を得て、災害情報の迅速かつ的確な収集に努めるとともに、避難準備・高齢者等避難開始の伝達、避難勧告、避難指示（緊急）を行った場合は、速やかにその内容を住民に周知するものとする。

その際、要配慮者の情報収集手段に配慮し、危険が近づいたことなどが誰にでも理解できる内容で伝えることを心がける。

(2) 実施計画

ア 実施機関

(ア) 避難勧告、避難指示（緊急）の発令機関

実施事項	発令機関	根拠法	対象災害
避難勧告	町長	災害対策基本法第60条	災害全般
避難指示（緊急）	町長	〃	〃
	水防管理者	水防法第29条	洪水
	知事又はその命を受けた職員	水防法第29条 地すべり等防止法第25条	洪水及び地すべり災害全般
	警察官	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条	災害全般
	自衛官	自衛隊法第94条	〃
避難所の開設、収容	町長		

- (イ) 災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、前表における町長の事務を町長に代わり県知事が行う。
- (ウ) 県、指定行政機関及び指定地方行政機関は、町から求めがあった場合には、その所掌事務に関し、避難指示（緊急）又は避難勧告の対象地域、判断時期等について助言するものとする。

イ 避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始の意味

○ 「避難準備・高齢者等避難開始」

人的被害の発生する可能性が高まった状況で、一般住民に対しては避難の準備を呼びかけ、避難行動に時間を要する要配慮者及びその支援にあたる人には避難行動の開始を呼びかける行為をいう。

○ 「避難勧告」

その地域の住民がその「勧告」を尊重することを期待して、避難のための立退きを勧め又は促す行為をいう。

○ 「避難指示（緊急）」

被害の危険が目前に切迫している場合等に発せられ、「勧告」よりも拘束力が強く、住民を避難のため立ち退かせるためのものをいう。

ウ 避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始の伝達、報告、通知等

(ア) 町長の行う措置

a 避難勧告、避難指示（緊急）

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、次の地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難方法又は指定緊急避難場所を指示し、早期に避難指示（緊急）、避難勧告を行うものとする。

(a) 長野地方気象台から大雨、暴風、暴風雪、大雪に関する特別警報が発表され、避難を要すると判断された場合

(b) 長野地方気象台から豪雨、台風等に関する気象警報が発表され、避難を要すると判断される地域

(c) 長野県・長野地方気象台から共同で土砂災害警戒情報が発表され、避難を要すると判断される地域（土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等）

(d) 長野県・長野地方気象台から共同で洪水予報（氾濫警戒情報、氾濫危険情報、氾濫発生情報）が発表され、避難を要すると判断される地域

(e) 関係機関から豪雨、台風等災害に関する通報があり、避難を要すると判断された地域

(f) 河川が氾濫注意水位・避難判断水位を突破し、洪水のおそれがある地域

(g) 上流の地域が水害を受けた河川で、危険がある下流の地域

(h) 地すべりにより著しい危険が切迫している地域

(i) 火災が随所に発生し、炎上火災の危険があり、人的災害が予想される地域

(j) 炎上拡大地域の風下に隣接し、延焼の危険が大きな地域

(k) 避難路の断たれる危険のある地域

(l) 爆発火災が発生し、再爆発の危険圏内にある地域

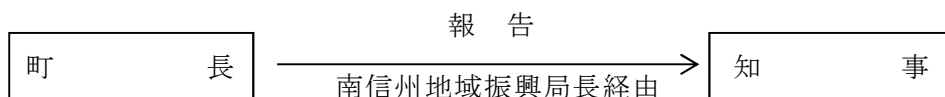
(m) 酸素欠乏もしくは有毒ガスが大量に流出し、広域にわたり人的被害が予想される地域

b 避難準備・高齢者等避難開始

人的被害の発生する可能性が高まった状況で、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階、又は今後の状況により早めの避難が必要と判断される状況で特に必要があると認めるときは、上記 a の地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難準備・高齢者等避難開始を伝達するものとする。

(a) 国又は長野県と長野地方気象台から共同で洪水予報（氾濫注意情報）

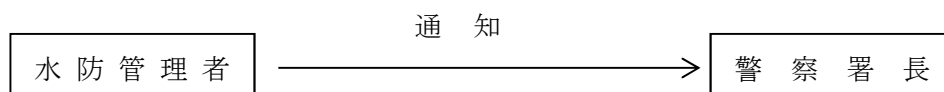
- が発表され、避難を要すると判断される地域
- c 伝達方法
 住民への避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始の伝達等は次によるものとする。
- (a) 区長（自治会長）への連絡
 避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始の伝達等は、まず該当区域の区長（自治会長）に伝え、区（自治会）組織を通じて住民に通知する。
- (b) 広報車による伝達
 町公用車、消防団車両で広報車として利用できる車両を関係地域内に巡回させる。
- (c) 防災行政無線による伝達
- (d) C A T Vによる伝達
- (e) 上記も含め各町村の実情で記載
- d 報告（災害対策基本法第60条）
 避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始の伝達等を行った場合は、直ちに知事へ報告するものとする。
 （報告様式 2—1）



※ 避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示するとともに知事に報告する。

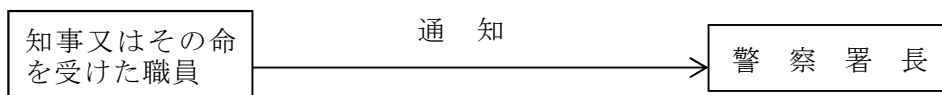
(イ) 水防管理者として行う措置

- a 指示
 洪水の氾濫により危険が切迫していると認めたときは、その地域内の居住者に対し、避難の立ち退きを指示する。
- b 通知（水防法第29条）



(ウ) 知事又はその命を受けた職員が行う措置

- a 洪水のための指示
 水防管理者の指示に同じ
- b 地すべりのための指示（地すべり等防止法第25条）
 地すべりにより危険が切迫していると認めたときは、その地域内の居住者に対し、避難の立退きを指示する。



(エ) 警察官の行う措置

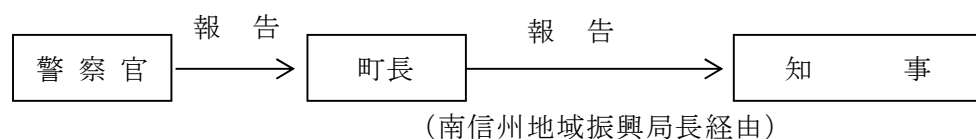
- a 指示
 二次災害等の危険場所等を把握するため、警察官が調査班を編成し、住宅地域を中心に区域を定めて調査を実施する。
 把握した二次災害危険場所等については、町災害対策本部等に伝達し、避難勧告等の発令を促す。
- さらに、的確な指示（緊急）・避難誘導を行うため、災害警備本部等が各

現場における避難指示（緊急）・避難誘導を一元的に統制できる体制の整備と通信手段を確保する。

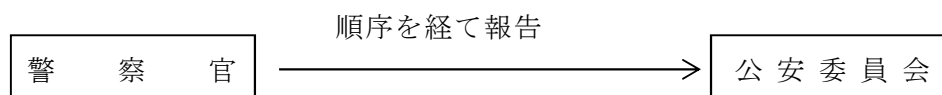
- (a) 住民の生命、身体の安全を最優先とした避難・誘導に努めること。
- (b) 町関係者と緊密な連絡体制を保持すること。
- (c) 町長による避難指示（緊急）ができないと認めるとき、又は町長からの要求のあったときは、警察官は災害対策基本法第61条により、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを指示する。
この避難指示（緊急）に従わない者に対する直接強制は認められない。
- (d) 被害発生危険が急迫した場合には、警察官職務執行法第4条に基づいて関係者に警告を発し、又は避難させる強制手段を講ずる。
- (e) 避難関係情報の伝達等を行うにあたっては、関係機関と協力し、広報車等により、避難の理由、指定緊急避難場所、避難路等を明確に指示し、迅速な周知徹底を図る。
- (f) 被災地域、災害危険箇所等の現場の状況を把握した上、安全な避難経路を選定し、避難誘導を行う。
- (g) 避難誘導にあたっては、高齢者及び障がい者等避難行動要支援者については可能な限り車両等を活用して避難誘導を行うなど、その措置に十分配慮する。
- (h) 警察署に一次的に受け入れた避難住民については、町等の避難所の整備が整った段階で当該施設に適切に誘導する。
- (i) 被留置者の避難等の措置につき、迅速に判断し、これを的確に実施する。

b 報告、通知

(a) 上記 a (c) による場合（災害対策基本法第61条）



(b) 上記 a (d) による場合（警察官職務執行法第4条）

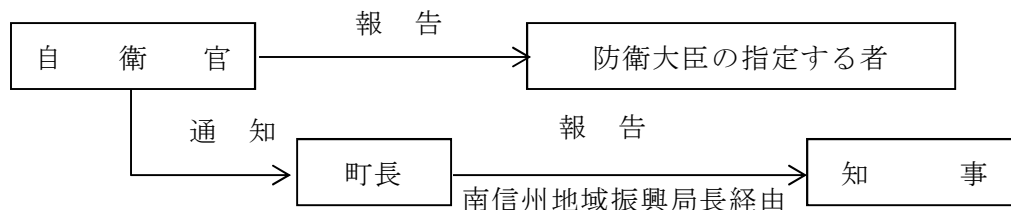


(オ) 自衛官

a 避難等の措置

自衛隊法第83条により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、警察官がその場にはない限り「(エ) a 警察官職務執行法第4条による措置」による避難等の措置をとる。

b 報告（自衛隊法第94条）



エ 避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始の伝達等の時期前記ウ（ア） a (a)～(j) に該当する地域に災害が発生すると予想され、住民の生命及び身体を災害から保護するため必要とする場合に発する。

なお、避難指示（緊急）、避難勧告を解除する場合には、十分に安全性の確認

に努めるものとする。

オ 避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始の内容
避難指示（緊急）、避難勧告を行うに際して、次の事項を明確にする。また、避難準備・高齢者等避難開始の伝達についても同様とする。

- (ア) 発令者
- (イ) 発令日時
- (ウ) 避難情報の種類
- (エ) 対象地域及び対象者
- (オ) 緊急避難場所
- (カ) 避難の時期・時間
- (キ) 避難すべき理由
- (ク) 住民のとるべき行動や注意事項
- (ケ) 避難の経路又は通行できない経路
- (コ) 危険の度合い

カ 住民への周知

(ア) 避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始を行った者は、速やかにその内容を町防災行政無線、広報車等のあらゆる広報手段を通じ又は直接住民に対し周知する。

避難の必要がなくなった場合も同様とする。

特に、避難行動要支援者については、個々の態様に配慮した方法により、確実に伝達する。

(イ) 町長以外の指示者は、住民と直接関係している町長と緊密な連絡をとり、周知徹底を図る。

(ウ) 町長は、災害による危険地域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるため、警鐘、サイレン等による周知方法を定めておき、あらかじめ周知しておくものとする。

(エ) 避難のため立ち退くべき地域が広範囲であるとき、ラジオ、テレビ放送による周知がより効果的であるときは、県に連絡してラジオ、テレビによる放送を要請する。

(オ) 町は、町防災行政無線、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等あらゆる広報手段を活用して、警報等の伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。

キ 避難行動要支援者の状況把握及び避難支援

災害発生直後直ちに自主防災組織、住民、民生・児童委員、消防、警察等関係機関の協力を得て、避難行動要支援者の安否、保健福祉サービスの要否等について迅速かつ的確な把握に努める。

また必要に応じて、避難行動要支援者名簿を活用した避難行動要支援者の避難支援を行うものとする。

2 避難勧告等の判断基準

(1) 河川の氾濫に係る避難勧告等の発令判断基準

河川の氾濫については、天竜川、片桐松川の水位等を参考情報として町が避難勧告等を発令するものとし、具体的な発令にあたっては、実際の水位の上昇速度、降雨や雨域の変化の状況等の河川状況や気象状況等も含めて総合的に判断するものとする。

区分	判断基準
避難準備・ 高齢者等避難開始	○天竜川（沢渡水位観測所、市田水位観測所）、片桐松川（名子井水位観測所、平石橋水位観測所）の水位が氾濫注意水位に達し、かつ、強い降雨により上流域における実況雨量や予測雨量から、引き続きの水位上昇が見込まれている場合 ○軽微な漏水・侵食等が発見された場合

区分	判断基準
	<ul style="list-style-type: none"> ○避難準備・高齢者等避難開始の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 ○近隣での浸水や、河川、水路の増水、当該地域の降雨状況や降雨予測により、浸水のおそれがあると見込まれる場合
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> ○天竜川（沢渡水位観測所、市田水位観測所）、片桐松川（名子井水位観測所、平石橋水位観測所）の水位が避難判断水位を超えた状態で、かつ、強い降雨により急激な水位上昇のおそれがある場合 ○異常な漏水・侵食等が発見された場合 ○避難勧告の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 ○大雨特別警報（浸水害）が発表され、必要と判断した場合 ○近隣での浸水や、河川、水路の増水、当該地域の降雨状況や降雨予測により、浸水の危険が高い場合
避難指示 （緊急）	<ul style="list-style-type: none"> ○決壊や越水・溢水が発生した場合 ○天竜川（沢渡水位観測所、市田水位観測所）、片桐松川（名子井水位観測所、平石橋水位観測所）の水位が氾濫危険水位に到達した場合 ○天竜川（沢渡水位観測所、市田水位観測所）、片桐松川（名子井水位観測所、平石橋水位観測所）の水位が堤防高に到達し、越水・溢水のおそれのある場合 ○大雨特別警報（浸水害）が発表された場合 ○異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 ○樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合

洪水に係る水位観測所の避難情報発令基準

〈天竜川〉

実施区分	観測所	沢渡水位観測所	市田水位観測所
	避難準備・高齢者等避難開始 〈氾濫注意水位〉		水位 0.90m
避難勧告 〈避難判断水位（警戒水位）〉		水位 1.40m	水位 3.30m
避難指示（緊急） 〈氾濫危険水位〉		水位 1.60m	水位 3.60m

〈片桐松川〉

実施区分	観測所	名子水位観測所	平石橋水位観測所
	避難準備・高齢者等避難開始 〈氾濫注意水位〉		
避難勧告 〈避難判断水位（警戒水位）〉			

実施区分	観測所	名子水位観測所	平石橋水位観測所
	避難指示（緊急） 〈氾濫危険水位〉		

(2) 土砂災害に係る避難勧告等の発令判断基準

土砂災害については、県が「長野県河川砂防情報ステーション」で提供している土砂災害警戒情報、土砂災害危険度情報等を参考情報として、町が避難勧告等を発令するものとし、具体的な発令にあたっては、斜面の状況や気象状況等も含めて総合的に判断するものとする。

区分	判断基準
避難準備・ 高齢者等避難開始	<ul style="list-style-type: none"> ○大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ土砂災害危険度情報において危険度レベル1（注意）に達し今後も降雨が継続する見込みである場合及びその区域 ○数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に到達することが想定される場合 ○大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合 ○近隣で土砂災害前兆現象（湧き水、地下水の濁り等）が発見された場合
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> ○土砂災害警戒情報が発表された場合 ○大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ土砂災害危険度情報において危険度レベル2（警戒）に達した場合及びその区域 ○大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合 ○国土交通省より、土砂災害防止法による「土砂災害緊急情報」（平成 23 年 5 月施行）が発表された場合 ○近隣で土砂災害前兆現象（湧き水・地下水の濁り、溪流付近で斜面崩壊、斜面のはらみ、擁壁等にクラック発生等）が発見された場合
避難指示 （緊急）	<ul style="list-style-type: none"> ○土砂災害警戒情報が発表され、かつ土砂災害危険度情報において危険度レベル3（厳重警戒）に達した場合及びその区域 ○土砂災害警戒情報が発表されており、さらに記録的短時間大雨情報が発表された場合 ○国土交通省より、土砂災害防止法による「土砂災害緊急情報」（平成 23 年 5 月施行）が発表された場合 ○近隣で土砂災害が発生した場合 ○近隣で土砂移動現象や重大な土砂災害前兆現象（山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂）を発見した場合 ○避難勧告等による立退き避難が十分でなく、再度、立ち退き避難を住民に促す必要がある場合

3 警戒区域の設定

(1) 基本方針

災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときに警戒区域を設定する。

(2) 実施計画

ア 実施者

- (ア) 町長、町職員（災害対策基本法第 63 条）
- (イ) 水防団長、水防団員、消防職員等（水防法第 21 条）
- (ウ) 消防吏員、消防団員（第 28 条）
- (エ) 警察官（上記法で各実施者が現場にいない場合、又は依頼された場合）
- (オ) 自衛隊法第 83 条第 2 項の規定により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（災害対策基本法第 63 条第 3 項－町長又はその職権を行う者がその場にいない場合に限る）

イ 警戒区域設定の内容

警戒区域を設定するとは、必要な区域を定めて、ロープ等によりこれを明示し、その区域への立入を制限、禁止又はその区域から退去を命ずることをいう。警戒区域の設定が避難指示（緊急）と異なる点は、次の 3 点である。

- (ア) 避難指示（緊急）が对人的にとらえて指示を受ける者の保護を目的としているのに対し、警戒区域の設定は、地域的にとらえて、立入制限、禁止及び退去命令によりその地域の住民の保護を図ろうとするものである。
- (イ) 警戒区域の設定は、避難指示（緊急）より災害が急迫した場合に行使される場合が多い。
- (ウ) 避難指示（緊急）についてはその罰則規定がないのに対し、警戒区域の設定は罰則規定がある。

ウ 警戒区域の設定を行った者は、避難勧告又は避難指示（緊急）と同様、関係機関及び住民にその内容を周知する。

エ 上記（2）ア（オ）の自衛官が警戒区域の設定を行った場合は、直ちに、その旨を町長に通知する。

4 避難誘導活動

(1) 基本方針

避難指示（緊急）、避難勧告を行った者は、人命の安全を第一に、混乱を避け、安全かつ円滑な避難誘導に努めるとともに、避難行動要支援者の避難に十分配慮するものとする。

(2) 実施計画

ア【1（2）アの実施機関が実施する対策】

(ア) 誘導の優先順位

高齢者、障がい者、傷病者、幼児、その他歩行が困難な者、特に避難行動要支援者を優先するものとする。

(イ) 誘導の方法

- a 誘導員は、指定緊急避難場所、経路及び方向を的確に指示するものとする。
- b 誘導経路は、できるだけ危険な橋、堤防、その他災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定するものとする。
- c 危険地域には、標示、縄張を行うほか、状況により誘導員を配置するものとする。
- d 浸水地にあつては、舟艇又はロープ等を使用し、安全を期するものとする。
- e 誘導中は、水没、感電等の事故防止に努めるものとする。
- f 学校長、保育園及び施設の管理者は、本部長からの避難勧告又は避難指示（緊急）の伝達を受けたときは、各避難所へ児童生徒などを避難させるものとする。
その他の要領については、学校長、保育園及び施設の管理者はあらかじめ定めておくものとする。
- g 高齢者、障がい者、傷病者、幼児、その他歩行が困難な者及び災害の状況により自力により立ち退くことが困難な者については、車両及びヘリコプター等の要請等により移送するものとする。
また、地域住民の協力を得ながら、それぞれの態様に十分配慮し迅速かつ的確な避難誘導を行うものとする。
- h 町は、避難行動要支援者の避難については、避難行動要支援者名簿を使用

し、あらかじめ定めた避難支援等に携わる関係者の協力を得て行うものとする。

- i 災害地が広範囲で大規模な避難のための移送を必要とし、本町において処置できないときは、南信州地域振興局を經由して県へ応援を要請するものとする。

状況によっては、直接隣接市町村、警察署等と連絡して実施する。

- j 夜間においては、特に危険を防止するため、投光器等の照明具を最大限に活用するものとする。

- k 誘導員の退避を指示できる通信手段及び受傷事故を防止するための装備の充実を図るものとする。

(ウ) 避難時の携帯品

誘導員は、避難立退きにあたっての携帯品を必要に応じ最小限度(貴重品、必要な食料、衣類、日用品等)とするよう適宜指導する。

(エ) 避難時の指導

避難員は、避難立退きに際し、電気のブレーカーの遮断、使用中の火気の消火等出火防止措置、ガスの元栓を完全に止める等の指導を行う。

イ【住民が実施する対策】

(ア) 要避難地区で避難を要する場合

住民等は避難誘導員の指示に従い、電気のブレーカーの遮断、使用中の火気の消火等出火防止措置を講じた後、互いに協力して直ちに安全な場所へ避難するものとする。この場合にあっては携帯品は食料、日用品等必要最小限とする。

(イ) 任意避難地区で避難を要する場合

住民等は、災害が拡大し危険が予想されるときは、前項同様出火防止措置をとった後、互いに協力し安全な場所へ自主的に避難する。この場合にあっては携帯品は食料、日用品等必要最小限とするものとする。

5 避難所の開設・運営

(1) 基本方針

町は、収容を必要とする被災者の救出のために避難所を設置するとともに、施設管理者や自主防災組織等の協力を得て、良好な避難生活が行われるように必要な措置を講ずる。

(2) 実施計画

ア【町が実施する対策】

- (ア) 町長は、災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれのある者で避難しなければならない者を、一時的に収容し保護するため避難所を開設するものとする。

また、指定施設が使用できないなど必要に応じ、指定以外の施設を避難所として開設する。この場合、安全性を確認し、管理者の同意を得るものとする。

- (イ) 要配慮者に配慮して必要に応じて、福祉避難所を設置する。また、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努めるものとする。

- (ウ) 避難所を開設したときは、町長はその旨を公表し、避難所に収容すべき者を誘導し保護するものとする。

- (エ) 避難所における正確な情報の伝達、食料、水、清掃等について次の者の協力を得られるよう努めるものとする。

- a 避難者
- b 住民
- c 自主防災組織
- d ボランティア
- e 他の市町村

- (オ) 避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。
- (カ) 避難者に係る情報の早期把握及び避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努めるものとする。
- (キ) 避難の長期化など必要に応じ、プライバシーの確保、男女のニーズの違い等に特に配慮するものとする。
- (ク) 避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置をとるよう努めるものとする。また必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。
- (ケ) 避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。
- (コ) 災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、宿泊施設等への移動を避難者に促すものとする。
- (サ) 避難所への収容及び避難所の運営管理にあたっては、要配慮者の態様に合わせ、次に掲げる事項に十分配慮し、地域住民やボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に生活環境の整備を図るものとする。
- a スロープや洋式仮設トイレの設置、段差の解消、車椅子や障がい者用携帯便器等の供給等、高齢者、障がい者等に配慮した設備、機器等の整備を行う。
 - b 介護用品、育児用品等要配慮者の態様に応じた生活必需品の調達確保に努めるものとする。
 - c 災害発生後できる限り速やかに、全ての避難所を対象として要配慮者把握調査を行い、次のような組織的、継続的な保健福祉サービスの提供が開始できるように努めるものとする。
 - (a) 介護職員等の派遣
 - (b) 入浴サービス等在宅福祉サービスの実施
 - (c) 病院や社会福祉施設等への受入、ボランティア家庭への受入委託、里親への委託等
 - d 要配慮者の心身両面の健康状態に特段の配慮を行い、メンタルケア、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。
 - e 大画面のテレビ、FAX、パソコン、ホワイトボード等の設置、アナウンス、外国語・手話通訳者の派遣等要配慮者に対する情報提供体制を確保するものとする。
- (シ) 避難所の管理運営にあたり、災害の規模が大きく、町において人員が不足し困難をきたした場合、県職員の派遣を要請し、協力を依頼するものとする。
- (ス) 教育委員会及び学校長は、次に定めるところにより、町の地域防災計画を踏まえ適切な対策を行うものとする。
- a 学校が避難所となった場合、学校長は、できるだけ速やかに学校を開放するものとする。そのため、夜間や休業日の災害発生に備え、開錠の方法や、教職員の緊急の招集方法、連絡方法を周知徹底しておく。
また、学校としての教育機能維持の観点から、あらかじめ避難所として使用させる場所について優先順位等を定めておく。
 - b 学校長は、避難所の運営について、必要に応じ町に協力するものとする。
なお、町の災害対策担当者が配置されるまでの間の教職員の対応方法を

明確にしておき、避難者の収容、保護に努めるものとする。

- c 幼児及び児童生徒が在校時に災害が発生し、地域の避難所となった場合、学校長は、幼児及び児童生徒と避難者との混乱を避けるため、それぞれに対する情報、指令の伝達に万全を期するとともに、避難者と幼児及び児童生徒の避難場所を明確に区分する。

(セ) 避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合には、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

(ソ) やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。

(タ) ペットとの同行避難について適切な体制整備に努めるものとする。

イ【関係機関が実施する対策】

(ア) 避難所の運営について必要に応じ町長に協力するものとする。

(イ) 被災地の周辺地域の社会福祉施設等においては、入所者・利用者の処遇の継続を確保した後、余裕スペースなどを活用し、マンパワー等を勘案しながら、要介護者等援護の必要性の高い者から優先的に、被災者の受入を行うものとする。

(ウ) 日本赤十字社長野県支部は、町の災害対策本部並びに郡の日赤窓口・分区(町の日赤窓口)と連携をとり、被災者救援に協力するものとする。

a 日本赤十字社長野県支部「災害救援物資配分基準」による、毛布・安眠セット・緊急セットの提供

b 赤十字防災ボランティアによる労力の提供(炊き出し、救援物資の輸送等)

(エ) 民生・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報については町、県に提供するものとする。

ウ【住民が実施する対策】

避難所の管理運営について町長の指示に従い、必要に応じて管理運営に協力するとともに、相互に助け合い良好な環境のもとで避難生活ができるよう努めるものとする。

6 避難所における炊き出しその他の食品給与

(1) 町災害対策本部は避難所の収容人員の報告に基づき、必要な米穀等を購入し、直ちに各避難場所に配給する。

(2) 副食、炊き出しに必要な器材及び燃料の調達は、「第2編 第2章 第14節 食料品等の調達供給活動」による。

7 広域的な避難を要する場合の活動

(1) 基本方針

大規模災害が発生し、被災者が居住地以外の市町村に避難する必要が生じた場合は、町、県及び関係機関は相互に連携し、速やかな避難の実施に努めるものとする。

(2) 実施計画

【町が実施する対策】

ア 被害が甚大で町域を越えた広域の避難・収容が必要と判断される場合には、県に支援を要請するものとする。

イ 被災者が居住地以外の市町村に避難する必要が生じた場合は、避難先の市町村に対し、避難所の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう要請するものとする。

ウ この場合、避難者の把握、住民等の避難先の指定を行い、あらかじめ定めた避難輸送方法等により避難させるものとする。

エ 避難者を受け入れる場合、町は、避難所を開設するとともに必要な災害救助を実施するものとする。

オ 居住地以外の市町村に避難する被災者に対して、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることができるよう努めるものとする。

8 住宅の確保

(1) 基本方針

住居の被災により避難所生活を余儀なくされた住民に対して、早期に生活基盤が安定するよう町及び県は相互に連携し、公営住宅の斡旋等により速やかに住宅の提供又は住宅情報の提供を行う。

なお、災害救助法が適用された場合は県が、適用されない場合は必要に応じて町が住宅の提供を行う。

(2) 実施計画

【町が実施する対策】

ア 利用可能な公営住宅等を把握し、被災者に提供するものとする。

イ 必要に応じ、賃貸住宅等の借り上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供するものとする。

ウ 災害救助法が適用された場合、県に対して、災害救助法第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅等の提供を要請するものとする。

(ア) 応急仮設住宅等の要望戸数は、全焼、全壊、又は流失戸数以内で被災者が居住に必要な戸数とするものとする。

(イ) 応急仮設住宅の建設のため、町公有地又は私有地を提供するものとする。

(ウ) 被災者の状況調査を行い、入居者決定の協力を行うものとする。

(エ) 知事の委任を受けて、公営住宅に準じ応急仮設住宅の維持管理を行うものとする。

エ 利用可能な賃貸住宅等の情報を被災者に提供するものとする。

オ 周辺市町村は、利用可能な公営住宅等を把握し、町に情報提供を行うものとする。

カ 応急仮設住宅の運営管理にあたっては、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入にも配慮するものとする。

9 被災者等への的確な情報伝達

(1) 基本方針

被災者のニーズを十分把握し、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(2) 実施計画

ア 【町が実施する対策】

(ア) 町は、被害の情報、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。

(イ) 町は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることをかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。

(ウ) 町は、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅等への避難者等に配慮した正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。

(エ) 町は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わ

るような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において、町は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、警察、消防及び関係機関と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。

イ【関係機関が実施する対策】

- (ア) 指定行政機関及び公共機関は、被害の情報、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。
- (イ) 指定行政機関及び公共機関は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。
- (ウ) 要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅等への避難者等に配慮した正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。

第 13 節 孤立地域対策活動

(実施担当：総務部・機関)

第 1 基本方針

災害時における孤立の内容は、情報通信の孤立と、交通手段の孤立に大別できる。その特徴は次のとおりである。情報通信の孤立は、救助機関における事案の認知を阻害して人命救助活動を不可能にし、交通手段の孤立は、救助活動に支障を及ぼすとともに、孤立地域住民の生活に大きな影響を与える。

したがって、災害応急対策における優先順位は次のとおりとする。

- 1 被害実態の早期確認と救助救急活動の迅速実施
- 2 緊急物資等の輸送
- 3 道路の応急復旧による生活の確保

第 2 主な活動

- 1 孤立予想地域に対して孤立の有無を確認して県に報告し、被害状況の把握に努める。
- 2 交通の断絶地域に対しては、各種ヘリコプターを活用し、迅速な救助救急活動を実施するとともに、観光客の救出等にも配慮する。
- 3 通信の途絶地域に対しては、移動系の無線局を配置するほか、職員、警察官等を派遣する等、通信の確保に努める。
- 4 陸上輸送が不可能な場合は、ヘリコプターによる輸送を行う。
- 5 迂回路の確保を含め、応急復旧工事を迅速に実施し、生活必需物資輸送のための最低限の交通を早期に確保する。

第 3 活動の内容

1 孤立実態の把握対策

(1) 基本方針

全ての応急対策は被害実態の把握から始まる。通信途絶地域については、地域からの救助要請や被害状況の報告が不可能となるので、応急対策責任者の側から能動的に状況を確認する必要がある。

災害発生時には、平素からの孤立予想に基づき、直ちに各地域と連絡をとり、孤立の有無と被害状況について確認するものとする。

(2) 実施計画

【町が実施する対策】

ア 交通手段の寸断状況や、電気、通信等のライフラインの途絶・復旧見込み、住民の物資の備蓄状況、道路啓開に要する時間といった住民生活への影響を勘案し、孤立状況を把握するとともに、被害の概要について情報収集を行い、県に対して直ちに速報するものとする。

イ 孤立予想地域に対し、NTT回線及び防災行政無線等を活用して、孤立状況の確認を行うものとする。

2 救助・救出対策

(1) 基本方針

災害発生時には、人命の救助を第一義とした活動を行い、引き続き、孤立地域からの救出活動を実施するものとする。

(2) 実施計画

【町が実施する対策】

ア ヘリコプターによる救急搬送が予想される場合は、概要を直ちに県に報告するものとする。

イ ヘリコプターの要請に際しては、救助場所のヘリポートを確保するとともに、被救助者の容態、人数、気象状況等に関し、できる限り多くの情報を収集して報告するものとする。

ウ 負傷者等が多い場合は、医師等の現地派遣にも配慮するものとする。

エ 孤立地域内の要配慮者や観光客等の実態を把握し、道路の復旧見込み、食料の状況、避難場所の有無等について検討し、必要に応じて県又は他市町村の応援を得て、救出を推進するものとする。

3 通信手段の確保

(1) 現状及び課題

N T T回線が不通となった場合、孤立地域の実態を早急に把握し、必要な連絡をすることが不可能となる。情報上の孤立状態をまず解消するため、各機関と協力して早急に応急的な情報伝達回線の確保を行うものとする。

(2) 実施計画

ア【町が実施する対策】

町は、職員の派遣、防災行政無線中継及びアマチュア無線の活用等、あらゆる方法によって情報伝達手段の確保に努める。

イ【関係機関が実施する対策】

(ア) 携帯電話機等の可搬型無線機の臨時配置により、通信途絶を解消する。

(イ) 避難場所等に、デジタル衛星車載局、ポータブル衛星方式等で通信回線を作成し、特設公衆電話を設置する。

ウ【住民が実施する対策】

農道、林道等の使用可能な迂回路の活用及びアマチュア無線等使用可能な通信手段の活用により、町との連絡確保に自ら努める。

4 食料品等の生活必需物資の搬送

(1) 基本方針

道路交通が応急復旧するまでの間は、孤立地域住民の生活維持のため、食料品をはじめとする生活必需物資の輸送を実施するが、この場合、ヘリコプターによる空輸で効果的に行い、迂回路や不通箇所での中継による陸上輸送等、状況に応じた輸送対策を実施するものとする。

(2) 実施計画

ア【町が実施する対策】

迂回路による輸送の確保に努めるとともに、陸上輸送手段確保が困難な場合は、県に対してヘリコプター確保に関する要請を行うものとする。

イ【住民が実施する対策】

(ア) 孤立地域内においては、食料品等を相互に融通しあい、地域全体としての当面の生活確保について協力しあうものとする。

(イ) 住民自らも、隣接地域及び町との連絡確保に努めるものとする。

5 道路の応急復旧活動

(1) 基本方針

孤立地域に対する最低限の物資ルートを確保するため、最低限度の輸送用道路をまず確保するものとする。

(2) 実施計画

ア【町が実施する対策】

孤立地域に通ずる道路の被害状況を早急に把握し、徒歩、二輪、四輪車の順に一刻も早い交通確保に努めるものとする。

イ【関係機関が実施する対策】

道路管理の責を有する各機関は、迂回路の啓開、仮設道路設置、除雪等の応急工事を早急に実施し、主要路線から優先して、最小限の交通確保を迅速に行うものとする。

第 14 節 食料品等の調達供給活動

(実施担当：総務部・町民部)

第 1 基本方針

被災者、避難住民等に必要な食料品等については、迅速かつ確実な調達と、円滑な供給を行う。町災害対策本部救助班は、被災地の状況をいち早く把握するため、各避難所や自主防災組織と連携を取り合って活動する必要がある。

また、近隣市町村、県等の応援協定、関係業界団体等との協定に基づいて食料品等の調達供給活動を行うとともに、赤十字防災ボランティア、その他民間ボランティア等の協力も得られるようにする。

第 2 主な活動

- 1 町は、備蓄してある食料、関係機関との協定等によって調達した食料を速やかに供給する。
- 2 町は、自らの備蓄食料では必要量の供給ができない場合は、近隣市町村、県等に食料品等の供給を要請する。

第 3 活動の内容

1 食料品等の調達

(1) 基本方針

発災後、被災地の状況をいち早く把握し、食料等が必要となった場合、国の応急用米穀類が供給されるまでの間、町の備蓄食料により対応する。

また、地方公共団体間の応援協定、関係業界団体等との協定に基づいて食料等の調達活動を行う。

(2) 実施計画

ア【町が実施する対策】

(ア) 被災者及び災害応急現地従事者等給食対象者の把握は、地区担当者が当該区長を通じて取りまとめを行い、災害対策本部へ報告する。

(イ) 前記の報告に基づき、本部長は被災者及び災害応急現地従事者等に配給する食料等の調達及び炊き出し等給食活動を行う。ただし、災害救助法が適用されたときは知事が行い、知事から委任されたとき、又は知事による救助ができないときは、知事の補助機関として町長が行う。

(ウ) 町の備蓄により必要量を満たすことができない場合は、町内又は隣接市町村の業者から購入して調達する。業者からの調達が間に合わない場合等においては近隣市町村及び県（南信州地域振興局長）に対して食料の供給について種類及び数量を、管理栄養士等行政栄養関係者の関与の下、明示して要請を行う。

(エ) 町災害対策本部は日本赤十字社と連携をとり、赤十字防災ボランティア（赤十字奉仕団等）の協力を得るものとする。

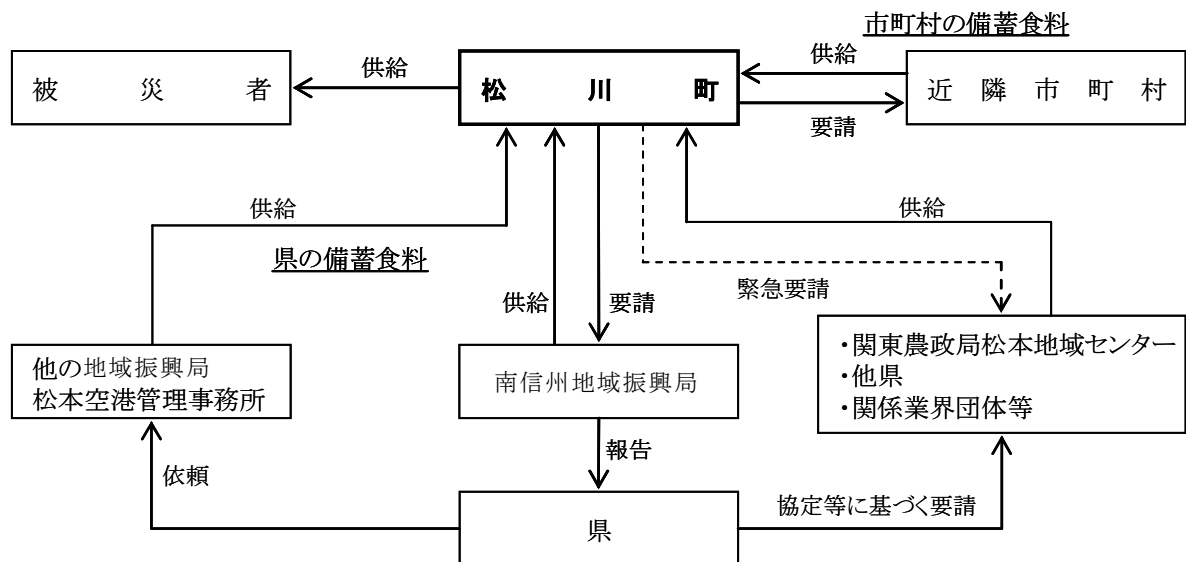
イ【関係機関が実施する対策】

(ア) 米穀販売事業者

「災害救助法又は国民保護法が発動された場合における応急用米穀の取り扱いに関する協定書」に基づき供給を行うものとする。

(イ) 卸売市場業者

生鮮農畜水産物について、被災住民に対し、必要な数量ができるだけ迅速に供給されるよう、県内卸売市場間での協定に基づき、被災卸売市場に対しその他の市場から優先的な供給を行うものとする。



(注:----- は、食糧事務所支所長等に対する緊急要請)

主な食料品等の調達先

米穀	10,000kg	JA 商工会 生協
パン等	1,000 個	JA 商工会 生協
味噌	300kg	JA 商工会 生協
しょう油	1,000 リットル	商工会 生協
塩	200kg	商工会 生協
インスタント食品	2,000 食	商工会 生協

2 食料品等の供給

(1) 基本方針

食料品等の調達活動により調達した食料を迅速かつ円滑に、被災者等に供給するため、各機関は、被災地の状況をいち早く把握し、連携を取り合って活動する必要がある。また、ボランティア等の協力も得られるようにする。

(2) 実施計画

ア【町が実施する対策】

- (ア) 災害時に被災者等に対する食料の供給が必要な場合は、まず備蓄食料の供給から行う。
- (イ) 町の備蓄により必要量を満たすことができない場合は、町内又は隣接市町村の業者から調達し供給する。
- (ウ) 食料の供給活動に際しては、管理栄養士等行政栄養関係者の関与の下、必要に応じてボランティア等の協力を得られるようにする。

イ【関係機関が実施する対策】

町の災害対策本部並びに町域の日赤地区・分区と連携をとり、赤十字防災ボランティアの労力を提供し炊き出し等、被災者援護に協力するものとする。

ウ【住民が実施する対策】

住民は、手持ちの食料を融通し合う等、状況に応じた行動を行うよう努めるものとする。

応急用米穀の供給基準

供給の対象	精米の必要量
1 被災者に対して炊き出しによる供食を行う必要がある場合	1食あたり 精米 200g
2 災害地における救助作業及び緊急復旧作業等に従事する者に対して給食を行う必要がある場合	1食あたり 精米 300g

3 炊き出しの方法

本部長は非常災害発生の場合で、災害救助法が適用された場合の給与基準は同法及びその運用方針によるがその概要は次のとおりである。

(1) 給与を受けるり災者

ア 避難所に収容された者であること。

イ 住家の被害が全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水等により炊事のできない者であること。

ウ その他給与を必要と認められる者

(2) 給与の方法

ア 本部長は炊き出しを実施しようとするときは直ちに災害応急用食料の配給を知事に申請しなければならない。

イ 災害用応急食料については「米穀配給要綱」により給与する。

第 15 節 飲料水の調達供給活動

(実施担当：環境水道部)

第 1 基本方針

飲料水の調達は、緊急遮断弁等により確保された配水池、浄水池の貯留水及び貯水池、プール等へろ水器等を搬入して確保された水並びにボトルウォーターにより行うこととし、町で水の確保が困難な場合は、他市町村からの応援給水により調達する。

また、飲料水の供給は、断水世帯、避難所、病院等を中心に、給水車、給水タンク等により行う。

被災の規模により本町での給水活動が困難となる場合は、長野県市町村災害時相互応援協定及び長野県水道協議会の水道施設災害相互応援要綱により他市町村の給水応援を要請する。

第 2 主な活動

- 1 被害状況の確認、情報の収集、調達可能な飲料水の確認等を行い、円滑な飲料水の調達を行う。
- 2 飲料水の確保のため、応急給水を行うとともに、速やかな応急復旧作業により給水機能の回復に努める。

第 3 活動の内容

1 飲料水の調達

(1) 基本方針

飲料水については、緊急遮断弁等により確保された配水池、浄水池の貯留水及び貯水池、プール等へろ水器を設置して確保する。また、飲用可能な井戸水も利用する。

本町における水の確保が困難な場合は、相互応援要綱による他事業者からの応援給水により調達する。

(2) 実施計画

ア【町が実施する対策】

(ア) 被災状況の確認を行い、飲用可能な飲料水の確保を行うものとする。

(イ) プール等へろ水器を設置し、飲料水の確保を行うものとする。

(ウ) 本町で対応が困難な場合は応援要請を行うものとする。

イ【住民が実施する対策】

住民は、ポリタンク等給水用具を確保しておく。

2 飲料水の供給

(1) 基本方針

断水世帯、避難所、病院等に対し、応急給水を実施し、飲料水の確保を図る。

また、速やかな応急復旧作業により、給水機能の回復に努める。

(2) 実施計画

【町が実施する対策】

ア 断水地域の把握、情報の収集を行うものとする。

イ 出動体制、給水拠点の確保・確認を行うものとする。

ウ 給水用具の確保を行うものとする。

エ 災害のために水道、井戸等の給水施設が破壊され、飲料水が得られない被災者に対し、給水車、給水タンク、ポリタンク等により、一人一日 3 リットル以上の飲料水を供給するものとする。

オ 応急飲料水以外の生活用水についても、その必要最小限度の供給を図るものとする。

カ 被災の状況により、本町の対応力だけでは供給の実施困難な場合は、他市町村、県又は自衛隊の応援を要請するものとする。

- キ 復旧作業にあたり、指定店等との調整を行うものとする。
- ク 住民に対し、飲料水の供給に関する広報活動を行うものとする。

応急給水の目標量

内容 時系列	期 間	水量 (リットル/日)	水 量 の 用 途 内 訳
第1次給水 (混乱期)	災害発生から3日間	3	生命維持のため最小限必要量
第2次給水 (復旧期)	4日から7日まで	3～20	調理、洗面等最低生活に必要な水量
	7日から1か月まで	20～100	最低の浴用、洗たくに必要な水量
第3次給水 (復興期)	1か月から完全復旧まで	100～ 被災前水量	通常給水とほぼ同量

水道施設の現況

名 称	1日取水可能量
松川町上水道	4,800 m ³
福沢簡易水道	230 m ³
峠簡易水道	50 m ³
生東簡易水道	230 m ³

3 応援要請

給水活動を可能な限り最善を尽くして行うが、需要に応じ切れないときは、「長野県水道協議会水道施設災害等相互応援要綱」に基づく応急給水の要請を行うとともに、状況に応じて他の自治体、国、県、自衛隊等に応援を依頼するものとする。

〔県への要請事項〕

町において給水措置が困難な場合には、町長は次の事項を明らかにし県へ要請するものとする。

- (1) 給水対象人員
- (2) 給水期間及び給水量
- (3) 給水場所
- (4) 給水器具、薬品、水道用資材等の品目別必要数量
- (5) 給水車両のみ借り上げの場合、その台数
- (6) その他必要事項

〔要請に基づく県の実施内容〕

- (1) 隣接市町村、自衛隊又は国に対する協力要請
- (2) 資機（器）材等の調達に係る市町村間での調整、又は国に対する協力要請

第 16 節 生活必需品の調達供給活動

(実施担当：総務部・町民部)

第 1 基本方針

災害発生後、住民の避難施設等での生活必需品については、基本的には町の備蓄分を供給するが、被災状況等により不足する場合は、県及び相互応援協定等により他市町村に対し供給の協力を要請する。なお、生活必需品の調達に際しては、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いを考慮するものとする。

第 2 主な活動

被災状況等による生活必需品の不足状況・被災者の要望等を調査し、町では調達できないものについて、県及び相互応援協定等により他市町村へ協力要請するものとする。

第 3 活動の内容

1 生活必需品の調達

(1) 基本方針

町は、被災者の生活の維持に必要な生活必需品の量・種類等について、被災者のニーズを把握し、必要な物資の調達・確保に努めるものとする。

(2) 実施計画

【町が実施する対策】

災害の状況を把握し、被災者の生活の維持に必要な生活必需品の量・種類等について、必要な物資の調達・確保に努め、不足分については県及び相互応援協定等により他市町村へ要請する。

生活必需品の調達は、商工会、町内日用品扱業者及び災害時応援協定者に在庫物資の供給による協力を要請して、必要量の確保に努める。また、不足分については県へ要請する。

また、被災状態、物資の種類、数量等を勘案して、物資購入（配分）計画表を作成し行うものとする。

ア 災害時食料品等の供給協力締結先等から調達する。

イ 業者の取扱物資在庫量（供給可能量）を直ちに把握する。

2 生活必需品の供給

(1) 基本方針

町は、調達・確保した生活必需品等を被災状況等に応じて迅速かつ的確に供給・分配する。

(2) 実施計画

ア 【町が実施する対策】

(ア) 生活必需品の避難施設等の充足状況等を把握し、調達・確保した生活必需品を必要に応じ、関係機関、ボランティア団体等の協力を得つつ、被災状況等に応じて迅速かつ的確に供給・配分するものとする。（各避難施設には直接配分し、各家庭には地区担当者を経由して配分する。）

特に、要配慮者については、供給、配分について優先的に行うなど十分配慮するものとする。

(イ) 県等から送付された物資及び各商店から調達した物資は、品物別に保管し、保管期間中は監守者を定め保管に万全を期す。

(ウ) 生活必需品の品目別台帳を作成し、物資の保管数量等を常に把握しておく。

(エ) 町災害対策本部は、日本赤十字社長野県支部と連携をとり、赤十字防災ボランティア（赤十字奉仕団等）の協力を得るものとする。

イ 【関係機関が実施する対策】

日本赤十字社長野県支部は、町の災害対策本部並びに町域の日赤地区・分区と連携をとり、赤十字防災ボランティアの労力を提供し、生活必需品の供給に協力するものとする。

3 住民及び自主防災組織

- (1) 緊急物資は、原則として家庭及び自主防災組織の備蓄並びに住民相互の助け合いによって可能な限り賄うものとし、これによって賄えない場合は、町に供給を要請する。
- (2) 自主防災組織等は、町が行う緊急物資の配分に協力する。

第 17 節 保健衛生、感染症予防活動

(実施担当：町民部)

第 1 基本方針

被災後、復旧までの間における被災者の健康の確保を目的として、被災者の健康状態の把握・健康相談等の保健活動、感染症の発生予防措置・まん延防止措置、食品衛生指導、食生活の状況の把握及び栄養改善対策等の活動を行うとともに、地域の衛生状態にも十分配慮する。

第 2 主な活動

- 1 保健師による被災者の健康相談を行うとともに、避難所における健康意識の向上に努める。
また、被災者の食料確保状況を把握し、栄養士による栄養指導を行うとともに食品衛生上の危害防止のための措置を講ずる。
- 2 平常時から感染症予防対策用資機材の整備、感染症予防対策のための組織の明確化を図り、災害発生時においては、衛生指導、検病調査などの感染症予防活動を速やかに行う。
また、感染症発生時は、疫学調査や患者への医療提供、患者の隔離、消毒などのまん延防止措置を行う。

第 3 活動の内容

1 保健衛生活動

(1) 基本方針

災害発生直後より、被災地及び避難所等に保健師を派遣し、被災者の救護及び健康管理のための保健活動を行う。

また、被災世帯及び避難所等における健康管理を継続して行い、環境の整備に取り組むとともに、心のケアのため必要に応じ精神科医師等の派遣を行う。

このほか、被災者の食料確保の状況を把握し、必要に応じ県の協力を要請するとともに、栄養改善及び食品衛生管理に必要な措置を講ずる。

(2) 実施計画

ア【町が実施する対策】

- (ア) 被災者の避難状況を把握し、保健福祉事務所（保健所）に置かれる地方部衛生班に報告するものとする。
- (イ) 被災者の健康を確保するために、避難所等の整備に努め、健康相談等を行うものとする。
- (ウ) 県と連携し、要医療者及び慢性疾患患者等に、医療・保健情報を提供するとともに、受診状況の確認等を行い継続ケアに努める。
- (エ) 被災者の食料確保のため、炊き出し、その他食品の調達について県に対し報告するとともに、集団給食施設等の復旧活動等を速やかに推進するものとする。

イ【関係機関が実施する対策】

- (ア) 医師会、看護協会、栄養士会、食生活改善推進協議会等関係団体との連携をもとに、医療、保健、栄養等に関わる情報提供、相談活動等に努めるものとする。
- (イ) 関係団体の協力を得るため、必要な連絡網、連絡体制、協力者名簿等をあらかじめ整備しておく。

ウ【住民が実施する対策】

- (ア) 医療・保健の情報を積極的に活用し、自らの健康管理に努めるものとする。
- (イ) 住民相互の助け合いを大切にし、自らもボランティアとして可能な範囲で活動に参加するものとする。

2 感染症予防対策

(1) 基本方針

感染症予防用器具の整備及び訓練、機材の確保に努めるとともに、感染症予防対策のための組織を明確化し、迅速な感染症予防活動を行う。

また、感染症の発生を未然に防止するため、県との連携のもとに衛生指導、健康調査、検病調査などの感染症予防活動を行う。

なお、感染症が発生した場合、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく患者への医療提供、消毒及び清潔方法の実施等の措置を迅速に行い、まん延防止を図る。

(2) 基本計画

ア 災害時の迅速な感染症予防対策に備え、災害対策現地本部等を中心とする感染症予防対策組織を明確化するとともに、緊急連絡網、人員配置等事前の感染症予防計画を樹立し被災時には迅速に対応するものとする。

イ 災害発生に備え、感染症予防対策活動用器具の整備及び訓練（点検を含む。）、機材の確保を図るものとする。

ウ 感染症発生の予防のため、感染症予防対策のための組織を設け、速やかな感染症予防対策活動が開始できるようにし、県が実施する対策と一体的活動を行うものとする。

エ 感染症の発生を未然に防止するため、飯田保健福祉事務所（保健所）及び関係機関と緊密な情報交換を行い、感染症予防対策を講じる。

また、避難所の施設管理者を通じて衛生に関する自治組織を編成させ、予防のための指導の徹底を図るものとする。

オ 災害発生時は、感染症予防活動に要する器具機材の必要量を速やかに算出し、不足分の入手に努めるものとする。

カ 感染症患者又は無症状病原体保有者が発生した場合は、まん延防止のため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく消毒やねずみ族、昆虫などの駆除等の予防接種法による臨時予防接種を県の指示に応じて実施するものとする。

キ 関係機関の協力を得て、災害防疫実施要綱に基づき、感染症発生状況、感染症予防対策活動状況、災害感染症対策所要見込額を取りまとめるとともに、飯田保健福祉事務所（保健所）長を経由して知事へ報告するものとする。

ク 感染症予防活動完了後は、速やかに災害感染症対策完了報告書を取りまとめ、飯田保健福祉事務所（保健所）長を経由して知事に提出するものとする。

ケ 災害感染症予防対策活動終了後、災害に要した経費を他の感染症予防対策活動に要した経費とは明確に区分して把握するものとする。

なお、災害が激甚災害に対するための特別の財政援助等に関する法律により、激甚災害及び当該災害に対して適用すべき措置の指定がなされた場合は、必要書類を災害防疫実施要綱に基づき作成し、飯田保健福祉事務所（保健所）長を経由して知事に提出するものとする。

コ 住民は、町の行う広報、衛生組織を通しての指導を参考にして、居住地域の衛生の確保に努めるものとする。

また、避難所においては、町の指導のもと、施設管理者が中心となり衛生に関する自治組織を編成して、感染症予防に努めるものとする。

(3) 実施計画

ア 感染症予防対策班等の編成

(ア) 感染症予防対策班を各区単位に編成し、区内の消毒及び区内の状況調査を行う。

(イ) 感染症予防対策班が編成できない地域については、業者等に依頼して消毒体制を整備する。

(ウ) 感染症等の発生が予測されるときは、保健師を中心に健康診断等を実施する。

(エ) 各避難所に感染症予防対策係を設置し、随時消毒等ができる体制を整備する。

イ 感染症予防活動

(ア) 地区内の消毒及び消毒薬品の配布（予防活動）

- (イ) 発熱・下痢患者等の早期発見 (調査活動)
- (ウ) 住民への広報 (情報提供活動)
- (エ) 戸別訪問による質問票の確認 (健康診断「検便」活動)
- (オ) 感染症患者・無症状病原体保有者の隔離収容 (収容活動)
- (カ) 予防接種の実施によるまん延防止 (医療班と連携)

ウ 食品衛生監視

風水害時において実施する救助活動に係わる炊き出し給食、食品の給与、その他被害食品からの食品衛生上の危険発生を未然に防止するため、町は、風水害時における被災者に対する炊き出し、その他食品の給与のための調達計画を作成した場合は、飯田保健福祉事務所（保健所）に報告する。

エ 感染症予防対策用薬剤の調達・備蓄

- (ア) 通常使用する消毒用薬剤については保健福祉課にて保管する。
- (イ) 非常時に備えて購入薬局等を定めておく。
- (ウ) 非常時用備蓄については、薬品会社に依頼備蓄する。

オ 感染症予防対策用器材

- (ア) 消毒用器材は、県に依頼して借り上げる。
- (イ) 非常時に備えて、借上業者を定めておく。

第 18 節 遺体の搜索及び処置等の活動

(実施担当：町民部・環境水道部・機関)

第 1 基本方針

災害時において、行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者の搜索は、町が、県警察本部、消防機関等の協力のもとに実施する。

また、災害発生時における検視及び遺体の身元確認は、長野県警察災害警備計画により行うこととされているが、検視にあたっては、臨床法病医理会、警察協力歯科医師会との連携を密にして、医師会、歯科医師会、医療機関による救護班等の協力を得て行う。

さらに、多数の死者が生じた場合には広域的な応援により、その処理を遅滞なく進める。

第 2 主な活動

関係機関との連携を密にし、行方不明者・遺体の搜索及び検視を行うとともに、多数の死者が発生した場合は、衛生上の問題及び人心の安定を図る見地から、的確な処置を施す。

第 3 活動の内容

1 基本方針

- (1) 遺体の搜索は、町が、県警察本部、消防機関等の協力のもとに行う。
- (2) 災害時において多数の死者が生じた場合、遺体収容所の確保、身元確認、縁故者への連絡、身元が判明しない遺体の埋・火葬等についての的確な処置を行う。
- (3) 多数遺体の検視については、飯田警察署長が行い、検視の主目的は死因の究明と身元確認資料の収集であり、不自然な遺体があれば検視規則による司法検視・解剖に移行する。
- (4) 検視場所、遺体安置所等はあらかじめ把握をし、避難場所との兼ね合い、建物の崩壊等によりその場所が使用不可能となることもあるので、このような場合は、空地にテントを設置しての検視活動も考慮する。

2 基本計画

- (1) 町は県警察本部、消防機関等の協力のもとに遺体の搜索を行うものとする。
- (2) 被災現場付近の適当な場所に遺体の収容所を開設し、遺体を収容するものとする。なお、場所についてはあらかじめ選定しておくことが望ましい。また、収容に必要な機材を確保するものとする。
- (3) 収容した遺体及び遺留品等の整理について必要な事項を定めるものとする。
- (4) 身元が判明しない遺体の埋・火葬を行うものとする。
- (5) 外国籍住民等の遺体を引き受けた場合は、遅滞なく遺族や関係機関と連携をとり、遺体の処置について協議するものとする。
- (6) 火葬許可証発行事務処理体制の整備を行うものとする。
- (7) 遺体運搬車、棺及び火葬場の不足等遺体の処置等に関して、他の市町村等からの応援を必要とする場合は、県等に要請するものとする。
- (8) 必要に応じて、日本赤十字社長野県支部、医師会、歯科医師会、災害拠点病院等関係機関により編成された救護班の協力を得て、洗浄、検案等の処理を行うものとする。

3 実施計画

(1) 行方不明者及び遺体の搜索

災害対策本部長は、行方不明者が発生したときは消防本部及び消防団に対して搜索を要請又は指示命令するものとする。

ア 消防本部及び消防団の各長の指示により警察と協力し行方不明者の搜索にあたる。

イ 災害対策本部は、行方不明者の把握を速やかに行うものとする。

(2) 行方不明者及び遺体の捜索班の編成

町職員、消防署、警察署、消防団並びに地域住民により捜索に必要な捜索班を編成し、本部長の指示により行方不明者及び遺体の捜索に従事する。

(3) 遺体の収容処理

ア 遺体の収容処理は、町職員、消防署、警察署、消防団が協力して収容処理班を編成して行う。

イ 発見遺体その他の事故遺体は、本部長が開設した遺体収容所へ収容する。

ウ 遺体の氏名並びに関係記録及び遺留品の調査表を作成する。

エ 身元不明者については、ウの調査表を作成するほか、衣類などの一部を保管する等、証拠の保全に努め、地元住民の協力を得て身元確認のための手配を行う。

(4) 埋葬・火葬

遺体の埋葬を遺族が行うことが困難であるときは、町が実施する。

身元の確認ができない遺体については、一時仮埋葬を行う。手続きを完了した行方不明者の遺体は、近隣の火葬場に依頼し火葬を行う。死者が多数のため一時的に火葬処理が困難なときは、火葬場の広域手配を県に要請する。また、遺体処理台帳、埋葬台帳の整備を行う。

火葬場	飯田市斎苑	飯田市今宮町	4丁目	5481番地		
		下伊那北部火葬場五稜の森		高森町吉田	2770番地	1

第 19 節 廃棄物処理活動

(実施担当：町民部・環境水道部)

第 1 基本方針

災害発生後のごみ、し尿の適正な処理は、環境の保全、住民衛生の確保、早期の復旧・復興活動を行う上で重要となる。

被災後のごみ、し尿の処理活動の実施に際しては、必要に応じて広域に応援を要請して処理を行うものとする。

第 2 主な活動

- 1 ごみ、し尿の迅速かつ適正な処理のための活動を行う。
- 2 処理能力を超える場合は広域による応援の協力を要請して処理を図る。

第 3 活動の内容

1 ごみ、し尿の処理対策

(1) 基本方針

被災地における衛生環境を確保するため廃棄物の処理活動を行うとともに、廃棄物の発生状況、施設の被害状況等を県に報告する。

(2) 基本計画

ア 災害廃棄物の発生量及びその処理見込み、廃棄物処理施設の被害状況及び稼働見込み等の把握を行うとともに、県に対して報告するものとする。

イ 被災地における環境保全の緊急性を考え、臨時雇い、機材リース等の措置を講じて廃棄物の早期処理体制の確立を図るものとする。

ウ 災害によりトイレが使用不能になった場合は、必要に応じて仮設トイレを設置する等の対策を講じるものとする。

エ 生ごみ、し尿等腐敗性廃棄物については防疫に留意し、可能な限り早期の収集に努めるものとする。

オ 災害により粗大ごみ、不燃性ごみ等大量に発生し、処理施設での処理が困難な場合は、必要に応じて仮置き場を設ける。仮置き場は、設置場所、周辺環境等に十分注意を払うものとする。

カ 収集にあたっては、処理施設の負担軽減を図るため、被災状況に応じ、できる限り平常時の分別区分による収集に努めるものとする。

キ ごみ、し尿の処理に必要な処理業者が不足し必要と認める場合は、県に手配を要請するものとする。

ク 被災地の災害廃棄物の清掃に要した経費及び廃棄物処理施設の原状復旧に要した経費について国庫補助を受けようとする場合は、災害発生後原則として 10 日以内に南信州地域振興局へ報告するものとする。

ケ 住民は、災害により発生したごみを町が指定した場所に搬入する。搬入にあたっては、分別区分等町が指定した方法を遵守し、集積場所の衛生確保に協力するものとする。

(3) 実施計画

ア し尿処理

(ア) し尿処理業者に対して、被災地域の重点的収集処理を指示する。被害状況によって、し尿処理業者による処理が困難な場合は、長野県環境整備事業協同組合の応援を求める。

(イ) 収集が始まるまでに長時間を要する場合は、応急的に自己処理を行うものとする。

(ウ) トイレが浸水・流失等によりその地域に共同トイレが必要な場合は、屋外仮設トイレを設けるものとする。仮設トイレは状況に応じて必要数を把握し、民間業者等から調達する。調達が困難な場合は県に要請する。

(エ) 避難所等地域防災拠点施設に仮設トイレの備蓄を行うものとする。

イ ごみ処理

- (ア) ごみ収集処理業務を遂行するため職員を動員するとともに、委託業者の協力を求め、迅速に処理できる体制を確保する。
- (イ) ごみの種類によりそれぞれ処理する。
- (ウ) 道路・河川等の清掃を行うにあたっては、地域住民の協力を得て実施する。
なお、被害甚大のときは自衛隊の派遣を求めて実施するものとする。
- (エ) 災害の状況によっては、委託業者以外の業者の応援を求めるとともに、他地区の処理場においての処理を要請する。

2 廃棄物処理の広域応援

(1) 基本方針

- ア 発生した廃棄物の量、廃棄物の処理施設の被害状況等により、本町のみでは廃棄物処理が困難と認められるときは、広域的な応援の要請を行う。
- イ 収集、処理に必要な人員、機材、処理能力が不足する場合は近隣市町村から応援を求めるものとする。

(2) 実施計画（廃棄物処理施設の応急復旧）

- ア 廃棄物処理施設が被害を受け処理機能が麻痺した場合、早急に、機能の回復を図る。
- イ 被害が甚大な場合は、復旧に長時間要するものと想定され、この間における住民の生活系廃棄物も相当量排出されるため、広域的な支援体制を図る。
 - (ア) あらかじめ被災時における廃棄物の収集、運搬、処分及び二次公害防止体制等の計画を立てる。
 - (イ) 被災地域の災害廃棄物（災害により排出された廃棄物）及び廃棄物処理施設の被害状況を把握し、早急に応急措置をとる。
 - (ウ) 被災規模が甚大であり、自ら処理することが不可能な場合は、県（南信州地域振興局環境課）を通じ、他市町村の応援を求めて実施する。

第 20 節 社会秩序の維持、物価安定等に関する活動

(実施担当：総務部・産業観光部・飯田警察署)

第 1 基本方針

災害発生後は、被災地の社会的混乱や被災者の心理的動揺が予想されるため、被災者の生活再建に向けて、物価の安定、必要物資の適切な供給を図る必要となる。

第 2 主な取組

災害発生後の物価の安定、物資の安定供給を図る。

第 3 計画の内容

1 基本方針

災害の発生により、物流経路の分断、市場の機能低下、小売店の閉鎖などから生活関連物資の供給不足やそれに伴う品切れ、価格の高騰、便乗値上げ等が起こるおそれがある。このため、物価の安定、物資の安定供給を図り、被災者の経済的生活の安定に寄与する。

2 実施計画

(1) 【町が実施する計画】

ア 買い占め、売り惜しみ及び便乗値上げを防ぐため、生活必需物資等の価格需要動向について調査、監視を行う。

イ 適正な価格もしくは条件による販売、流通を確保するため、関係業界に対して協力を要請するものとする。

ウ 情報の不足、混乱により、損なう消費者利益を回復するため、生活必需物資の価格、供給状況等について必要な情報を提供するものとする。

エ 買い占め、売り惜しみ及び便乗値上げ、災害に便乗した悪質商法等に対する消費者からの相談に対応するため、相談窓口等を設置するものとする。

オ 町内及び近隣地域の流通業者との連携を図るものとする。

(2) 【企業等が実施する対策】

市場、小売店では、正常な取引環境を回復するため、施設、設備の早期復旧を行い、速やかな営業再開を図るものとする。

(3) 【住民が実施する対策】

住民は、集団心理的パニックを防ぐため、自ら冷静な消費行動に努めるものとする。

第 21 節 危険物施設等応急活動

(実施担当：総務部・消防本部・飯田警察署)

第 1 基本方針

大規模災害等発生時において、危険物施設等に損傷が生じた場合、危険物等の流出、爆発、火災等により、当該施設関係者及び周辺住民等に重大な被害をもたらすおそれがあることから、当該施設にあっては、施設の点検を速やかに実施するとともに、施設損傷時には、応急措置を速やかに実施し、危害の防止を図るものとする。

また、関係機関においても相互に協力し、迅速かつ的確な応急措置をとり、当該施設による災害防止及び被害の軽減を図るものとする。

第 2 主な活動

- 1 危険物施設における、危険物の流出、爆発及び火災の発生防止並びに被害拡大防止のための応急対策を実施する。
- 2 火薬類施設における、火災、爆発の発生防止並びに被害拡大防止のための応急対策を実施する。
- 3 高圧ガス施設における、火災、爆発及び漏洩の発生防止並びに被害拡大防止のための応急対策を実施する。
- 4 液化石油ガス施設における、火災、爆発及び漏洩の発生防止並びに臨時供給のための応急対策を実施する。
- 5 毒物・劇物保管貯蔵施設における、毒劇物の漏洩、流出等の発生防止並びに被害拡大防止のための応急対策を実施する。
- 6 放射性物質使用施設における、放射線源の露出、流出等の発生防止並びに被害拡大防止のための応急対策を実施する。

第 3 活動の内容

1 共通事項

(1) 基本方針

大規模災害発生時において、危険物施設等の損傷等による危険物等の流出、爆発及び火災の発生防止並びに被害の拡大防止等の応急対策を実施し、当該施設の関係者及び周辺住民の安全を確保する。

(2) 実施計画

ア【町が実施する対策】

(ア) 災害発生時等における連絡

危険物施設等において災害が発生し又は発生するおそれがある場合における関係機関との連絡体制を確立するものとする。

(イ) 漏洩量等の把握

関係機関と連携の上、飛散し、もれ、流れ出、又は地下に浸透した危険物等の種類、量と、その流出先の把握に努めるものとする。

(ウ) 危険物施設等の管理者等に対する指導

危険物施設等の管理者等に対し、当該施設の実態に応じた応急対策を実施するよう指導するものとする。

(エ) 周辺住民への広報の実施

周辺住民に対して広報活動を行い、安全を確保するものとする。

(オ) 環境汚染状況の把握

必要に応じて、関係機関と連携して周辺環境調査や水質・大気質の測定を行い、環境汚染状況を的確に把握するものとする。

なお、下流に浄水場等が所在する場合など、危険物等が流入した場合に広範に影響を及ぼす施設等が所在する場合は、重点的に調査を行うものとする。

(カ) 人員、機材等の応援要請

必要に応じて、隣接県・市町村に対して応援要請をし、応急対策等を行う

ものとする。

イ 【危険物施設等管理者が実施する対策】

(ア) 危険物等の流出、爆発、火災等の発生を防ぐため、施設の点検及び必要な防止措置をとるものとする。

(イ) 危険物等の流出、爆発、火災等が発生し、又は発生するおそれがある場合は、被害拡大防止のための応急対策を実施するとともに、関係機関へ速やかに連絡するものとする。

2 危険物施設応急対策

(1) 基本方針

大規模災害等発生時において、危険物施設の損傷等による危険物の流出、爆発及び火災の発生防止並びに被害の拡大防止等の応急対策を実施し、当該施設の関係者及び周辺住民の安全を確保する。

(2) 実施計画

【町が実施する対策】

ア 危険物施設の緊急時の使用停止命令

災害防止等のため緊急の必要があると認められるときは、危険物施設の管理者等に対し、製造所等の使用の一時停止等を命ずるものとする。

イ 災害発生時等における連絡

危険物施設において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における連絡体制を確立するものとする。

ウ 危険物施設の管理者等に対する指導

危険物施設の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対し、当該施設の実態に応じた応急対策を実施するよう次に掲げる事項について指導するものとする。

(ア) 危険物施設の緊急使用停止等

危険物の流出、爆発等のおそれがある場合には、操業の停止又は制限をするとともに、危険物の移送の中止及び車両の転倒防止等をするものとする。

(イ) 危険物施設の緊急点検

危険物施設の損傷箇所の有無等、被害状況を把握するため、緊急点検を実施するとともに、施設周辺の状況把握にも努めるものとする。

(ウ) 危険物施設における災害防止措置

危険物施設に損傷箇所等の異状が発見されたときは、応急補修、危険物の除去等適切な措置を行い、混触発火等による火災の防止、タンク破壊等による流出、異常反応、浸水等による広域拡散等を防止するとともに、消火設備の起動準備、防油堤の補強等災害発生に備えた措置もあわせて講ずるものとする。

(エ) 危険物施設における災害発生時の応急措置

a 応急措置

危険物の流出、火災等の災害が発生したときは、自衛消防組織による現状に応じた初期消火、延焼防止活動及び土のう積み、オイルフェンス等による流出防止措置を迅速かつ的確に行うものとする。

b 関係機関への通報

危険物の流出等の事態を発見した場合は、速やかに消防、警察等関係機関に通報するものとする。

c 相互応援の要請

必要に応じ、あらかじめ締結されている相互応援協定に基づき、近隣の危険物取扱事業所に応援を要請するものとする。

d 従業員及び周辺地域住民に対する措置

消防、警察等関係機関と連携し、広報の実施等、従業員及び周辺地域住民の安全確保のための措置を行うものとする。

3 火薬類等災害応急対策

(1) 基本方針

火薬類取扱施設は、災害により発生する直接的な被害より、むしろ施設の倒壊等による火薬類の流出・紛失などの二次災害の危険性が高い。

このため、被害を受けた場合には、火薬類の安全な場所への移設あるいは火薬類の捜索等が重要になる。

(2) 実施計画

【警察本部が実施する計画】

関係機関と連携して、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに危険区域への人、車両の立入を禁止する。

また、移動可能な火薬類の他施設への移動及び盗難防止措置について、火薬類施設の管理者に対して要請する。

さらに、火薬類の運搬規制及び運搬証明書の発行制限を行う。

4 高圧ガス応急対策

(1) 基本方針

高圧ガス製造施設等については、火災、爆発、漏洩等により周辺住民に対し大きな被害を与えるおそれがある。

災害による被害を最小限にとどめ、従業員並びに周辺住民に対する危害防止を図るため、関係機関は相互に協力し、これらの施設の被害を軽減するための対策を確立する必要がある。

また、高圧ガス製造施設等が使用不能となった場合は、被災地域外の系列（関連）事業者からガス種別ごとに供給を受けることになっている。

事業者間をわたる協力（供給）体制がとれるよう長野県高圧ガス団体協議会が中心となり、その対策を整備する必要がある。

(2) 実施計画

【警察本部が実施する計画】

関係機関と連携して、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに危険区域への人、車両の立入を禁止する。

また、移動可能な容器等を他の施設に移動するように、関係者等に要請する。

5 液化石油ガス応急対策

災害発生時における、液化石油ガス一般消費先に対する緊急点検活動及び応急供給活動については、（一社）長野県LPガス協会に要請しているが、他地区からの応援等を含めた、より効果的な体制を確立する必要がある。

6 毒物・劇物保管貯蔵施設応急対策

(1) 基本方針

毒物及び劇物を取り扱う者は、毒物劇物保管貯蔵施設等が風水害等により被害を受け、毒物劇物が飛散し、もれ、流れ出、しみ出又は地下に浸透し、保健衛生上の危害が発生し、又は、そのおそれのある場合は、直ちに的確な情報を保健所・飯田警察署又は消防機関に通報するとともに、保健衛生上の危害を防止するために必要な措置をとる。

(2) 実施計画

ア【町が実施する対策】

(ア) 周辺住民に対して緊急避難、広報活動を行う。

(イ) 飲料水汚染のある場合、水道事業者と連携して、水道使用者、井戸水使用者に対して通報を行う。

(ウ) 消防機関において、中和剤、吸収剤等の使用による毒物劇物の危害除去を行う。

イ【営業者及び業務上取扱者が実施する対策】

- (ア) 災害後直ちに貯蔵設備等の点検及び必要な災害防止措置を講ずるとともに、その旨を保健所、飯田警察署又は消防機関へ連絡する。
- (イ) 毒物劇物の漏洩、流出、拡散等の場合には、中和剤・吸収剤等により周辺住民の安全対策を講ずる。

第 22 節 電気施設応急活動

(実施担当：総務部・電力会社)

第 1 基本方針

電気は欠くことのできないエネルギー源であると同時に、災害時には、感電事故や火災の発生等の原因にもなる危険性を併せ持っていることから、

- 早期復旧による迅速な供給再開
- 感電事故や供給再開に伴う火災発生等の二次災害防止を重点的に応急対策を推進するものとする。

第 2 主な活動

- 1 電気工事事業者、関連電力各社による、総合的な復旧対策を確立する。
- 2 復旧用資機材、輸送手段を確保し、復旧順位を定めた迅速な応急復旧を行う。
- 3 感電事故防止と復旧見込み等に関する広報を行い、二次災害防止に努める。

第 3 活動の内容

1 応急復旧体制の確立

(1) 基本方針

関連各社は、被害状況を早急に把握し、県職員との連携により早期復旧体制を確立するものとする。

(2) 実施計画

【中部電力(株)が実施する対策】

- ア 計画に基づいて職員を招集するとともに、直ちに被害状況の確認を行うものとする。
- イ 被害状況に応じ、請負会社に対して協力を要請し、総合的な応急復旧体制を確立するものとする。
- ウ 電力各社との連絡を密にし、電気供給の融通体制を確立するものとする。

2 迅速な応急復旧活動

(1) 基本方針

復旧用資機材、輸送手段を早急に調達して応急復旧工事を迅速に推進するとともに、電力の緊急融通等による早期送電再開に努めるものとする。

(2) 実施計画

【中部電力(株)が実施する対策】

- ア 県及び関係機関と密接な関係を保ちながら、系統及び負荷の重要性と被害状況や復旧の難易度とを勘案して、病院、避難所等の必要性の高い施設や復旧効果の高いものから準じ実施するものとする。
- イ 復旧用資機材の在庫量を確認するとともに、必要な資材については、請負会社等と連携して直ちに調達するものとする。
- ウ 資機材の輸送については、自社及び請負会社を含め、車両、舟艇、ヘリコプター等のあらゆる輸送手段を確保するものとする。
- エ 応急工事にあたっては、恒久的復旧工事との関連、並びに情勢の緊急度を勘案して、迅速、的確に行うものとする。
また、緊急復旧を必要する場合は、電源車、バイパスケーブル車、仮設変圧器車等を利用して、応急送電を行う。
- オ 自社電力が不足する場合は、「全国融通電力受給計画」「二社融通電力受給計画」に基づく緊急融通を行って電力を供給する。

3 二次災害防止

(1) 基本方針

停電による社会不安の除去、感電事故防止、送電再開時の火災予防等に関し、関係各機関と連携を密にして広報活動を中心とした二次災害防止活動に努めるものとする。

(2) 実施計画

ア【町が実施する対策】

電力会社からの要請に基づき、町防災行政無線等により、住民に対する広報活動を行うものとする。

イ【中部電力㈱が実施する対策】

(ア) 電力供給機関は、積極的な広報活動を実施して、次の事項の周知徹底に努めるものとする。

- a 停電による社会不安除去に関する事項
 - (a) 停電の区域
 - (b) 復旧の見通し
- b 感電等の事故防止に関する事項
 - (a) 垂れ下がった電線に触れないこと。
 - (b) 断線した高圧線鉄塔等に近寄らないこと。
- c 送電再開時の火災予防に関する事項
 - (a) 電熱器具等の開放確認
 - (b) ガスの漏洩確認

(イ) 広報にあたっては、広報車、チラシ、広報板等を利用して積極的に行うとともに、テレビ・ラジオ・新聞等の報道機関に対する協力要請や、防災行政無線を活用する等、地域住民に対する周知徹底に努めるものとする。

第 23 節 上水道施設応急活動

(実施担当：環境水道部)

第 1 基本方針

大規模災害等により長期間の断水となることは住民生活に重大な影響を与えるため、水道事業者（町）は、水道施設の復旧を最優先で実施し、取水、導水、浄水、送水、配水、給水の各施設の機能回復を早急に図る。

また、復旧工事に係る許可手続きの迅速化を図るなど早期応急復旧のための手段を講ずる。

第 2 主な活動

応急給水に必要な飲料水を確保するとともに、計画的な復旧作業を行い、給水機能の回復を行う。

第 3 活動の内容

1 基本方針

復旧作業については、管工事公認業者への外部委託により行う。

なお、大規模な災害においては、他地区からの応援等が必要になるため、復旧要員、資材、機材、重機等を確保し、早期の復旧を図る。

2 実施計画

(1) 【町が実施する対策】

ア 被害状況の把握と復旧計画の策定を行うものとする。

(ア) 班編成により被害の状況調査と点検を行う。

(イ) 状況により、配水池の水の確保と水道管破損による二次災害防止のため、送配水管のバルブを停止する。

イ 復旧体制の確立を行うものとする。

(ア) 地元の土木建設業者・管工事公認業者の協力を得るとともに、県内外の業者の応援を求める。

(イ) 資機材製造業者及び販売店に、資機材の提供の協力を要請する。また、送配水管等の応急復旧工事を行う。

(ウ) 臨時給水栓の設置を行い、量水器までの給水管の復旧工事を行う。

ウ 被災の状況により支援要請を行うものとする。

エ 住民への広報活動を行うものとする。

(ア) 被害の状況により給水を停止する場合

(イ) 被害の状況により断水のおそれが生じた場合

(ウ) 復旧の時期について、随時広報を実施し情報の提供を行う。

オ 指定工事店等との調整を行うものとする。

(2) 【関係機関が実施する対策】

施工業者は、町が発注する工事に対し、積極的に応じるものとする。

第 24 節 下水道施設応急活動

(実施担当：環境水道部)

第 1 基本方針

災害による被害が発生した場合、まず、被害規模等の情報の収集・連絡を行い、次いでその情報に基づき所要の体制を整備する。引き続き、関係機関の協力を得て、応急復旧作業に着手する。

第 2 主な活動

- 1 情報の収集・連絡を迅速に行い、被害規模の早期把握に努める。
- 2 収集された情報に基づき、応急対策の実施体制をとる。
- 3 ライフラインとしての機能を最低限確保するため、所要の応急対策をとる。

第 3 活動の内容

1 情報の収集・連絡、被害規模の把握

(1) 基本方針

町が管理する下水道施設について、その被害状況を早期に適切に把握する必要がある。

このため、下水道施設台帳を活用し、被害箇所及び被害状況の的確な把握に努める。

(2) 実施計画

下水道台帳等（管渠施設、処理場施設）を活用し、被害箇所及び被害状況を把握する。

2 応急対策の実施体制

(1) 基本方針

災害発生後、速やかに情報収集連絡体制の確立及び被害の状況を把握するとともに、必要な体制を整えなければならない。

また、被害が甚大である場合には、他の市町村に応援を求める等の措置を講ずる。

(2) 実施計画

ア 災害発生後速やかに、情報収集連絡体制の確立及び被害の状況を把握するとともに、必要な体制を整える。

イ 被害が甚大である場合には、他の市町村に応援を求める等の措置を講ずる。

3 応急対策の実施

(1) 基本方針

下水道は、住民の安全で清潔かつ快適な生活環境の確保のために必要不可欠なライフラインの一つであり、災害時においても、ライフラインとしての機能の応急的な確保に努める必要がある。備蓄してある応急資材等の活用を図るほか、必要に応じて建設業協会等の協力を得て、下水道の機能回復のために必要な緊急措置を講ずる。

(2) 実施計画

ア【町が実施する対策】

(ア) 管渠

a 管渠、マンホール内の土砂の浚渫、止水バンド等による止水、可搬式ポンプによる緊急送水、仮水路、仮管渠等の設置を行い、排水機能の回復に努める。

b 工事施工中の箇所においては、被害を最小限にとどめるよう指揮監督し、必要な措置をとらせる。

(イ) 処理場

a 停電によりポンプ場及び処理場の機能が停止又は低下した場合、自家発電

装置によってポンプ場及び処理場の機能回復に努める。

- b 処理場への流入水量の異常な増加により、二次災害の防止のためやむを得ず緊急的な措置としてバイパス放流を行う場合は、速やかに連絡網により連絡を行う。
- c 処理場での下水処理機能が麻痺した場合には、応急的に簡易処理を行う等の措置を講じる。

イ【関係機関が実施する対策】

下水道の建設、維持管理に携わる業者は、下水道管理者の依頼に応じて、応急的な工事及びそれに必要な資機材の調達に協力するものとする。

ウ【住民が実施する対策】

下水道が使用不能あるいは使用制限が必要になった場合には、これに協力するものとする。

第 25 節 通信・放送施設応急活動

(実施担当：総務部・機関)

第 1 基本方針

災害時において通信・放送は、正確な情報の収集伝達手段として非常に重要な役割を果たし、あらゆる災害応急活動を迅速に行う上で必要不可欠なものである。これらの機材・施設が適正に稼働するよう、必要な整備計画を定める。

第 2 主な取組

- 1 町は、防災行政無線通信施設の復旧活動、疎通維持を行う。
- 2 東日本電信電話(株)は、通信施設の復旧活動、重要回線及び避難所への通信確保を行う。
- 3 放送機関は、放送施設の復旧活動及び放送の継続確保を行う。
- 4 警察機関は、警察無線施設の復旧活動及び臨時回線の開設を行う。

第 3 計画の内容

1 町防災行政無線通信の応急活動

(1) 基本方針

災害情報等が円滑に収集伝達できるよう通信を維持するとともに、通信施設に被害が発生した場合には、障害の早期復旧に努め、住民及び行政・防災関係機関との通信回線の確保に努めるものとする。

(2) 基本計画

【町が実施する対策】

- ア 業者と協力して、通信施設の緊急点検・巡視を行い、当該施設の被災状況等を把握するものとする。
- イ 通信施設が被災した場合には、職員と保守業者により復旧活動を行い、通信の確保に努めるものとする。
- ウ 停電が発生し、通信施設への復電まで長時間が予想される場合には、燃料の調達、供給を図るものとする。
- エ 町災害対策本部、自主防災組織等の携帯無線機の更新、整備を図るものとする。
- オ 孤立防止無線など災害時用通信手段により通信の確保を図るものとする。
- カ 災害時用通信手段なども使用不可能又は困難となった場合には、非常通信によるものとし、近隣の使用可能な通信手段をもつ機関に通信を依頼するものとする。

(3) 実施計画

- ア 町内の通信は次の手段による。
 - (ア) 町防災行政無線
 - (イ) 消防無線
 - (ウ) N T T 電話
 - (エ) 携帯電話
- イ 関係官庁等の通信は次の手段により行う。
 - (ア) 県防災行政無線
 - (イ) 町防災行政無線（広域共通波）
 - (ウ) 消防無線
 - (エ) N T T 電話（非常電話、非常電報、孤立防止無線機、衛星携帯電話）
- ウ 関係機関の対応
 - (ア) 有線施設を使用して関係機関と連絡する場合に、緊急を要するものについては、非常電話又は非常電報をもって連絡する。なお、この場合あらかじめ東日本電信電話(株)飯田支店長に対して、災害時優先電話として承諾を受けておくものとする。
 - (イ) 非常電話及び非常電報の通信要領
 - a 非常電話の申し込みをするときにはアに掲げる加入電話（町から申し込む場合の電話は3111番）により「102番」をダイヤルし非常電話である旨及び

その理由を告げて申し込むものとする。

非常電話として使用できる通話内容は、次のとおりである。

(a) 洪水が発生し、もしくは発生のおそれがある旨の通報又は警報もしくは予防のため緊急を要する事項

(b) 災害の予防又は応援のため緊急を要する事項

(c) 交通施設の災害の予防又は復旧その他輸送の確保に関し緊急を要する事項

(d) 通信施設の災害の予防又は復旧その他通信の確保に関し緊急を要する事項

(e) 災害の予防又は救援のため必要な事項を内容とする市外通話であって天災事変やその他非常災害事態が発生し、また発生のおそれがあることを知ったものがその災害の予防又は救援に直接関係ある機関に対して行う事項

b 非常電報（有線電信）

(a) 非常電報を発信するときは、その旨を告げて発信するものとする。

(b) 非常電報として取扱われる電文は(ア)に掲げる通信のとおりとする。

エ 有線不能時における連絡

(ア) 有線通信施設不能時における関係機関との通信は、次によって行う。

機関名	連絡方法
各地区	公用車、タクシー、バイク等をもって行う。
南信州地域振興局	公用車、タクシーをもって行う。
飯田建設事務所	同 上
飯田保健福祉事務所（保健所）	同 上
その他関係機関	同 上

(イ) 消防署の無線にて外部に連絡をとる。

(ウ) 防災行政無線にて、関係機関と連絡をとる。

2 電信電話施設の応急活動

(1) 基本方針

ア 通信サービス確保の基本方針

(ア) 被災地の通信確保を図るために、防災業務計画に基づき、治安、救援、気象、地方公共団体等機関の重要な通信回線の早期復旧を図る。

(イ) 避難所等に特設公衆電話を設置する。

(2) 基本方針

【東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンクモバイル(株)が実施する対策】

ア 重要通信の疎通措置

(ア) 応急回線の作成、網措置等疎通確保に努める。

(イ) 重要通話の確保のため通話の利用制限等の措置をとるものとする。

(ウ) 非常、緊急扱い通話、又は非常、緊急扱い電報は、一般の通話又は電報に優先して取り扱う対策を講ずるものとする。

イ 特設公衆電話の設置

災害救助法が適用された場合等には、避難場所等へ特設公衆電話の設置に努めるものとする。

ウ 災害用伝言ダイヤルの提供

災害発生により著しく通信輻輳が発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル・災害用伝言板・web171を速やかに提供するものとする。

エ 情報提供等

通信の疎通及び利用制限の措置状況及び通信の被災と復旧状況等の情報提供に努めるものとする。

第 26 節 鉄道施設応急活動

(実施担当：東海旅客鉄道㈱)

第 1 基本方針

災害が発生した場合、鉄道施設の被害を最小限にとどめ、輸送の確保を図るため、県及び関係機関は、密接な連携をとりつつ、被害状況を早急に把握するとともに、的確な応急復旧体制を樹立し迅速に対処することが必要である。

このため、関係機関は部内規程等の定めるところにより対策本部を設置し、非常出動態勢を整え、直ちに応急復旧活動に入れる体制がとれるよう、あらかじめ整備しておくものとする。

また、復旧活動が円滑に行われるよう、あらかじめ鉄道施設の復旧に必要な資機材及び車両を整備するものとする。

第 2 主な活動

鉄道施設の被害を最小限にとどめるため、災害発生時の危険防止、動員体制、資機材の確保等の措置について整備を図り、的確な応急体制を樹立する。

第 3 活動の内容

1 基本方針

【東海旅客鉄道㈱】

- (1) 部内規程の定めるところにより、危険防止措置をとるものとする。
- (2) 部内規程等の定めるところにより、被害を最小限にとどめ、的確な応急体制を樹立し迅速に対処するものとする。
- (3) 災害発生時の緊急出動は、部内規程の定める非常招集計画によるものとする。
- (4) 鉄道復旧に必要な資機材及び車両の確保を図るため、常に生産者、工事業者等の在庫量の確認を行うとともに、その確保に努めるものとする。

2 実施計画

【東海旅客鉄道㈱が実施する対策】

- (1) 危険防止措置
 - ア 地震を感知した場合、乗務員は危険な場所を避け、運転を一時停止するものとする。
 - イ 駅長は、その震度に応じて各列車に一時停止、徐行運転等の必要な措置をとるものとする。
 - ウ 保守担当区長は、線路及び周辺について地上巡回を行い、安全点検を実施し列車運転の可否を決定するものとする。
- (2) 応急体制の樹立
部内規程の定めるところにより、対策本部、現地に復旧本部を設置し、応急対策の推進を図るものとする。
- (3) 災害発生時の動員体制
非常呼び出し体制をとり、社員の招集を行うものとする。

第 27 節 災害広報活動

(実施担当：総務部)

第 1 基本方針

誤った情報等による社会的混乱を防止し、住民の不安の解消を図るとともに、被災地や隣接地区の住民等、被災者、滞在者（以下この節において「住民等」という。）の適切な判断と行動を支援し、その安全を確保するために、正確かつ分かりやすい情報の速やかな提供及び住民等からの問い合わせ、要望、意見等に的確かつ迅速な対応を行う。

なお、活動に際しては、高齢者、障がい者、外国籍住民、外国人旅行者等の要配慮者に対して、十分配慮するよう努める。

第 2 主な活動

- 1 住民等への的確な情報の伝達を行うために広報活動を行う。
- 2 住民等からの問い合わせ等に対する的確、迅速な対応を行うため、窓口を設置する。

第 3 活動の内容

1 住民等への的確な情報の伝達

(1) 基本方針

県、放送局及び関係機関等と緊密な連絡をとり、災害の状況に関する情報や、生活関連情報等被災者が必要とする正確かつきめ細かな情報を、可能な限り多くの媒体を活用し住民等に適切に提供する。

また、災害発生時には情報の混乱等も予想され、的確な情報の伝達、効果的な緊急活動の実施のためには、報道や取材についての報道機関の協力も必要である。

(2) 実施計画

ア【町が実施する対策】

県、関係機関と緊密な連絡をとり、相互に協力しながら広報資料の収集に努めるとともに、住民に対し、Ｌアラート（災害情報共有システム）、防災行政無線放送をはじめ、テレビ、ラジオ、町ホームページ、ソーシャルメディア、掲示板、CATV、広報紙等可能な限り多くの媒体を活用し、災害の規模に応じ次の情報を提供するものとする。

- (ア) 災害の状況に関する情報・応急対策に関する情報
- (イ) 二次災害の防止に関する情報
- (ウ) 避難所、経路、方法等に関する情報
- (エ) 医療機関等の生活関連情報
- (オ) ライフラインや交通施設等公共施設等の復旧情報
- (カ) 交通規制、交通機関の運行等の状況に関する情報
- (キ) 関係機関が講じている施策に関する情報
- (ク) 安否情報
- (ケ) その他必要と認められる情報

イ【放送事業者が実施する対策】

(ア) 法令に基づく放送送出

災害対策基本法等の法令に基づき、関係機関から警報、避難命令等について放送送出の要請があった場合に、放送内容、優先順位等を考慮して、速やかに放送を実施することとなっているが、町からの放送要請については、県が一括調整し、「災害時における放送要請に関する協定」に基づいて、県から要請を行うものとする。

法令に基づく放送送出要請機関は次のとおりである。

- a 県（危機管理防災課、災害対策本部設置時は災害対策本部室）及び市町村
- b 長野地方気象台（NHK・SBC・NBS・TSB・ABNに通知）
- c 日本赤十字社（長野県支部）

(イ) 臨時ニュース等の送出

放送事業者は、災害などの緊急事態に際して進んで情報を提供し、住民の

適切な判断と災害の予防ないし拡大防止のために必要な放送を実施するものとする。

ウ【報道機関が実施する対策】

報道機関は災害報道にあたっては、可能な限り、高齢者、障がい者、外国籍住民等の要配慮者に対する配慮をした報道を行うよう努めるものとする。

エ【関係機関が実施する対策】

町、県と緊密な連絡をとり、相互に協力しながら、広報資料の収集に努めるとともに、それぞれの業務について、住民等に対しテレビ、CATV、ラジオ、チラシ、ホームページ、ソーシャルメディア等を活用し広報活動を行うものとする。

2 住民等からの問い合わせ等に対する的確、迅速な対応

(1) 基本方針

町は、県及び関係機関と緊密な連携を図り、住民等からの問い合わせ、要望、意見等に的確かつ迅速な対応を行う。

また、効果的に住民等からの問い合わせ等に対応することは、災害応急活動の円滑な実施を行う上でも重要である。

(2) 実施計画

【町が実施する対策】

必要に応じ、専用電話・FAX、相談職員の配置など本町の実情に即した相談窓口を設置するものとする。

3 要配慮者への広報活動

高齢者、障がい者への情報の提供にあたっては、FAX電話、CATV、パソコンネットワーク等の活用等音声と掲示の組み合わせや、手話通訳ボランティアの派遣等の措置を講ずる。

また、外国籍住民の問い合わせにも対応できるように通訳ボランティアの活用等、外国語による広報活動にも努める。

第 28 節 土砂災害等応急活動

(実施担当：産業観光部・建設部)

第 1 基本方針

災害により土砂災害等が発生した場合、再度の災害及び規模の拡大に備え、的確な避難、応急工事等がスムーズにできるよう現場での早急かつ適切な判断を行う。

第 2 主な活動

被災状況、土砂災害等の規模を早急に調査し、崩壊、地すべり、土石流等現象ごとに今後考えられる状況、情報を提供し応急工事を進める。

第 3 活動の内容

1 大規模土砂災害対策

(1) 基本方針

大規模な土砂災害が急迫している状況において、町が適切に住民の避難指示（緊急）の判断等を行えるよう被害の想定される区域・時期の情報を提供する。

(2) 実施計画

ア【町が実施する対策】

(ア) 警戒避難情報を住民に提供し、適時適切に避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）等の処置を講じるものとする。

(イ) 必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の出動を要請するものとする。

イ【住民が実施する対策】

警戒避難情報に注意を払い、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）が出された場合これに迅速に従うものとする。

2 地すべり等応急対策

(1) 基本方針

監視体制を整え、規模、活動状況を把握し、警戒避難情報を提供するとともに、被害を最小限に止めるために応急工事を実施する。

(2) 実施計画

ア【町が実施する対策】

(ア) 警戒避難情報を住民に提供し、必要に応じて避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）等の処置を講じるものとする。

(イ) 地すべり被害拡大を防止するための排土・雨水浸透防止等の応急処置及び監視を行うものとする。

(ウ) 必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の出動を要請するものとする。

(エ) 災害の危険性が高まり、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は県、指定行政機関及び指定地方行政機関に速やかに助言を求めるものとする。

イ【関係機関が実施する対策】

(ア) 直轄で所掌している地すべり防止施設の現況を把握し、応急対策活動又はその指導の円滑を期するための点検を実施するものとする。

(イ) 余震、豪雨等に伴う二次災害を防止するため、地すべり防止施設等の被災状況を迅速かつ的確に把握し、被害を軽減するよう必要な措置をとるものとする。

(ウ) 地すべりの移動状況、地すべり防止施設等の被災状況について、速やかに県及び関係機関に必要な情報を提供するものとする。

(エ) 要請に基づき緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣するものとする。

(オ) 町から求めがあった場合には、その所掌事務に関し、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の対象地域、発令及び解除の判断時期等について助言するものとする。

ウ【住民が実施する対策】

警戒避難情報に注意を払い、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）が出された場合はこれに迅速に従うものとする。

3 土石流対策

(1) 基本方針

監視体制を整え、被災状況、不安定土砂の状況を把握し、警戒避難情報を提供するとともに被害を最小限に止めるために応急工事を実施する。

(2) 実施計画

ア【町が実施する対策】

(ア) 必要に応じて避難勧告等の措置をとるものとする。

(イ) 必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の出動を要請するものとする。

(ウ) 災害の危険性が高まり、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は県、指定行政機関及び指定地方行政機関に速やかに助言を求めるものとする。

イ【関係機関が実施する対策】

(ア) 直轄で所掌している砂防施設の被災状況を把握し、応急対策活動又はその指導の円滑を期するための点検を行うものとする。

(イ) 余震、豪雨等に伴う二次災害を防止するため、砂防設備等の被災状況を迅速かつ的確に把握し、被害を軽減するよう必要な措置をとるものとする。

(ウ) 防災施設の被災状況、土石流の発生状況等について、速やかに県及び関係機関に必要な情報を提供するものとする。

(エ) 要請に基づき緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣するものとする。

(オ) 町から求めがあった場合には、その所掌事務に関し、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の対象地域、発令及び解除の判断時期等について助言するものとする。

ウ【住民が実施する対策】

警戒避難情報に注意を払い、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）が出された場合はこれに迅速に従うものとする。

4 がけ崩れ応急対策

(1) 基本方針

監視体制を整え、規模、崩壊状況を把握し、警戒避難情報を提供するとともに被害を最小限にとどめるために応急工事を実施する。

(2) 実施計画

ア【町が実施する対策】

(ア) 警戒避難情報を住民に提供し、必要に応じて避難勧告、避難指示（緊急）等の処置を講じるものとする。

(イ) 崩壊被害の拡大を防止するための雨水浸透防止等の応急処置及び監視を行うものとする。

(ウ) 必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の出動を要請するものとする。

(エ) 災害の危険性が高まり、避難指示（緊急）又は避難勧告の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は県、指定行政機関及び指定地方行政機関に速やかに助言を求める。

イ【関係機関が実施する対策】

(ア) 要請に基づき緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣するものとする。

- (イ) 町から求めがあった場合には、その所掌事務に関し、避難指示（緊急）又は避難勧告の対象地域、発令及び解除の判断時期等について助言するものとする。
- ウ【住民が実施する対策】
警戒避難情報に注意を払い、避難勧告、避難指示（緊急）が出された場合これに迅速に従うものとする。

第 29 節 建築物災害応急活動

(実施担当：建設部・生涯学習部)

第 1 基本方針

災害により被害が生じた場合、建築物の所有者等は、建築物内の利用者の安全を確保するために避難誘導を行うとともに、速やかに避難状況を把握し必要な措置を講じる。

第 2 主な活動

- 1 災害発生後、建築物内の利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、落下物等の危険性があるものについては応急措置を講ずる。また、緊急地震速報を有効に活用し、被害の軽減を図る。
- 2 文化財は貴重な国民的財産であることを認識し、被災した場合は、見学者の生命・身体の安全を確保するとともに、文化財の被害状況を把握し、被害の拡大防止等の応急措置を講じる。

第 3 活動の内容

1 公共建築物

(1) 基本方針

災害発生後、復旧活動の拠点ともなる建築物であるため、機能を確保するため速やかに被害状況を把握し必要な措置をとる。

また、緊急地震速報を受信した場合は、利用者を適切に誘導するとともに、職員も適切な対応行動をとることにより、被害の軽減を図る。

(2) 実施計画

ア【町が実施する対策】

(ア) 庁舎、社会福祉施設、町営住宅、町立学校等については、利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置をとるものとする。

(イ) 緊急地震速報を受信した場合は、来庁者に対し、あわてずに、身の安全を確保するよう誘導するとともに、職員も周囲の状況に応じて、身の安全を確保する等必要な措置を講ずるものとする。

(ウ) 被害状況により応急危険度判定士の派遣要請を行うものとする。

イ【関係機関が実施する対策】

利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置をとるものとする。

2 一般建築物

(1) 基本方針

災害発生後、建築物の所有者等は、速やかに建築物等の被害状況を把握し必要な措置をとる。

(2) 実施計画

ア【町が実施する対策】

(ア) 住宅や宅地が被災した場合、二次災害から住民の安全の確保を図るため、必要に応じて被害状況を調査し、危険度判定を行い、危険防止のため必要な措置を行うものとする。

(イ) また、災害の規模が大きく、町において人員が不足する場合は、危険度判定士の派遣要請を行うほか、県もしくは近隣市町村に対して支援を求めるものとする。

(ウ) 必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、応急対策により居住継続が可能な被災住宅や住宅の応急修繕を推進するものとする。

イ【建築物の所有者等が実施する対策】

建築物内の利用者の避難誘導を行うとともに、被害状況を把握し危険箇所への立入禁止等必要な措置をとるものとする。

3 文化財

(1) 基本方針

文化財は貴重な国民的財産であるため、被災した場合は見学者の生命・身体を安全を確保するとともに、被害状況を把握し被害の拡大防止等の応急措置を行う。

(2) 実施計画

ア【町が実施する対策】

町教育委員会は、災害が発生した場合の所有者又は管理者が実施すべき対策について万全を期すよう指導し、国・県指定文化財に災害が発生した場合は、その災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項について県教育委員会に報告するものとする。

イ【所有者が実施する対策】

(ア) 見学者の避難誘導を行うとともに、被害状況の調査を行うものとする。

(イ) 文化財の火災による消失を防ぐための措置を行うものとする。

(ウ) 災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項を調査し、町教育委員会へ報告し、被害の状況に応じ、被害の拡大防止のための応急修理の措置を文化庁、県教育委員会、町教育委員会の指導を受けて実施するものとする。

第 30 節 道路及び橋梁応急活動

(実施担当：建設部)

第 1 基本方針

災害により道路及び橋梁に被害が発生した場合、迅速に被害状況等を把握し、必要に応じ、迂回道路の選定、交通規制等の措置をとるとともに、速やかな路上障害物の除去及び応急復旧工事を行う。

道路利用者に対しては、的確に災害の状況、通行規制等の情報提供を行う。

被害が甚大な場合は、相互応援の協定に基づき応援要請を行い処理する。

第 2 主な活動

- 1 道路及び橋梁の被害状況を把握し、障害物の除去、応急復旧を行うとともに交通規制を行い、道路状況を提供する。
- 2 被害が甚大な場合は、相互応援の協定に基づき応援要請を行い処理する。

第 3 活動の内容

1 道路及び橋梁応急対策

(1) 基本方針

ア 災害により道路及び橋梁等に被害が発生した場合、早急にパトロール等を実施することにより被害状況等を把握し、必要に応じ迂回道路の選定を行うとともに、交通規制等が必要な箇所は、関係機関と調整を図り、必要な措置をとる。

イ 交通機能確保のために路上障害物の除去及び被災道路・橋梁の応急復旧計画を策定し、建設業協会支部と結んだ業務協定に基づき、速やかに応急復旧工事を行う。

ウ 道路利用者に対しては、的確に災害の状況、通行規制等の情報を一元化し提供を行う。

(2) 実施計画

ア【町が実施する対策】

町内の道路及び橋梁の被災について、速やかに県に報告し、各関係機関と連携を図りながら交通規制、応急復旧を行い、交通の確保に努めるものとする。

イ【関係機関が実施する対策】

(ア) 道路の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、事務所、出張所において速やかに巡視を実施するとともに、道路情報モニター等からの情報収集に努めるものとする。

(イ) パトロール等による巡視の結果及び道路情報モニター等からの情報をもとに、必要に応じて迂回道路の選定を行い、交通規制等が必要な箇所は関係機関と調整を図り、必要な措置をとるものとする。

なお、措置にあたっては、緊急交通路交通規制対象予定道路及び緊急輸送道路と広域輸送拠点とのアクセス道路の確保にも配慮することとし、関係する道路管理者等と連携しつつ必要な協力・支援を行うものとする。

(ウ) 災害発生箇所、内容、通行規制状況、緊急交通路交通規制対象予定道路及び緊急輸送道路の指定状況、迂回路等の情報について、ビーコン、道路情報板、路側放送等により、迅速かつ的確に道路利用者に対して一元的な情報提供を行うものとする。また、日本道路交通情報センターを通じ、住民、道路利用者等に対して道路情報等及び道路の混雑状況を適時適切に提供する。

(エ) パトロール等による巡視の結果等をもとに、路上の障害物の除去及び被災道路の応急復旧計画を策定し、速やかに応急復旧工事を行い、緊急交通路交通規制対象予定道路及び緊急輸送道路としての機能確保を最優先に行うものとする。

路上の障害物の除去及び応急復旧対策の工法は、被害の状況、本復旧までの工期施工量、資機材の有無等を考慮して適切な方法を選択するものとする。

2 関係団体との協力

(1) 基本方針

災害により道路及び橋梁等の被害が激甚の場合、各関係機関及び隣接県と締結した相互応援の協定に基づき応援要請を行い、応急復旧及び交通の確保を行う。

(2) 実施計画

【町が実施する対策】

被災が甚大で、本町のみでは応急活動及び復旧活動が困難な場合、町は、相互応援の協定に基づき各関係機関に応援要請を行い、応急復旧及び交通の確保を行うものとする。

第 31 節 河川施設等応急活動

(実施担当：建設部)

第 1 基本方針

災害による被害を軽減するため、県の協力を得て水防活動が円滑に行われるよう努めるとともに、次の活動を確保し、堤防、護岸等の河川管理施設が破壊、崩壊等の被災を受けた場合に施設の応急復旧に努める。

- 1 水防上必要な監視、警戒、通報、連絡体制
- 2 水防上必要な資器材の調達体制
- 3 水門もしくは閘門の適切な操作
- 4 他市町村との相互の協力及び応援体制

第 2 主な活動

- 1 水防上必要な資器材の調達、技術的な援助、危険箇所の応急復旧及び速やかな復旧計画の策定
- 2 大規模な復旧が発生した場合には、臨時点検を行い施設の安全を確認する。異常が認められた場合は、適切な処置をとる。

第 3 計画の内容

1 河川施設等応急対策

(1) 基本方針

水防活動の円滑かつ効果的な実施に努めるとともに、河川施設の応急復旧の実施及び改良復旧を含めた治水安全度の向上を図る。

(2) 実施計画

ア【町が実施する対策】

(ア) 被害の拡大を防止するため、水防活動を実施するものとする。

(イ) 河川管理施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、応急復旧を実施するものとする。

(ウ) 被害箇所の早急な復旧のため、復旧計画を立て従前の河川の機能を回復させるものとする。

イ【関係機関が実施する対策】

(ア) 町の水防活動を支援するため、水防に関する情報の連絡又は交換を図るものとする。

(イ) 河川管理施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、応急復旧を実施するものとする。

(ウ) 被害箇所の早期復旧のため、復旧計画を立て従前の河川の機能を回復させるものとする。

ウ【住民が実施する対策】

被害の拡大を防止するため、水防活動に協力するものとする。

第 32 節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動

(実施担当：総務部・建設部・機関)

第 1 基本方針

災害発生時に、被害を最小限に抑えるためには、その後の余震、火災、降水等により発生が予想される二次災害を防止するための活動が重要である。

第 2 主な活動

- 1 建築物や敷地に係る二次災害を防止するため危険度判定士の派遣等の活動を行う。また、構造物の二次災害を防止するための活動を行う。
- 2 危険物施設等に係る二次災害を防止するため、それぞれの危険物に応じた活動を行う。
- 3 河川施設の二次災害を防止するための活動を行い、被害の拡大を防ぐ。
- 4 危険箇所の緊急点検の活動を行う。

第 3 活動の内容

1 建築物や宅地、構造物に係る二次災害防止対策

(1) 基本方針

[建築物宅地関係]

被災した建築物や宅地について災害等による倒壊等の二次災害から住民を守るための措置をとるものとする。

[道路及び橋梁関係]

道路・橋梁等の構造物についても余震等による倒壊等の二次災害を防止するための措置を講ずる必要がある。

(2) 実施計画

[建築物宅地関係]

ア【町が実施する対策】

(ア) 被災地において、危険度判定士が、安全かつ迅速な判定作業が行えるよう次の事項を整備するものとする。

- a 危険度判定士の派遣要請
- b 危険度判定を要する建築物や敷地又は地区の選定
- c 町内の被災地域への派遣手段の確保
- d 危険度判定士との連絡手段の確保

(イ) 町長は、必要に応じ倒壊等の危険のある建築物や敷地について立入禁止等の措置をとるものとする。

イ【建築物や敷地の所有者等が実施する対策】

危険度判定士により、危険度を判定された建築物や敷地の所有者等は、判定結果に基づき必要な措置をとるものとする。

[道路及び橋梁関係]

ア【町が実施する対策】

町内の道路及び橋梁の被害について、速やかに県へ報告し、各関係機関と連携を図りながら交通規制、応急復旧工事を行うものとする。

イ【関係機関が実施する対策】

(ア) 道路の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、事務所、出張所において速やかに巡視を実施するとともに、道路情報モニター等からの情報収集に努めるものとする。

(イ) パトロール等による巡視の結果及び道路情報モニター等からの情報をもとに、必要に応じて迂回道路の選定を行い、交通規制等が必要な箇所は関係機関と調整を図り、必要な措置をとるものとする。

(ウ) 災害発生箇所、内容、通行規制状況、緊急輸送路の指定状況、迂回路等の情報について、ビーコン、道路情報板、路側放送等により、迅速かつ的確に道路利用者に対して情報提供を行うものとする。

(エ) パトロール等による巡視の結果等をもとに、路上の障害物の除去及び被災道路の応急復旧計画を策定し、速やかに応急復旧工事を行うものとする。

2 危険物施設等に係る二次災害防止対策

(1) 基本方針

[危険物関係]

災害発生後、危険物施設の損傷等による危険物の流出、爆発や火災による被害から関係者及び住民の安全を確保するため、被害の拡大防止のための活動が必要である。

[火薬関係]

火薬類取扱施設は、地震による直接的被害よりも地震後の火災による火薬類の誘爆等の二次災害の危険性が高い。

このため、地震災害時には、火薬類の安全な場所への移設あるいは施設の監視等が重要になる。

[高圧ガス関係]

高圧ガス製造施設等は、地震後の火災、爆発、漏洩等により周辺住民に対して被害を与えるおそれがある。被害を最小限にとどめ、周辺住民、従業員に対する危害防止のため、関係機関は相互に協力し、被害軽減のための活動を行う必要がある。

[液化石油ガス関係]

災害発生後の二次災害を防止するためには、液化石油ガス一般消費先に対する緊急点検活動を効果的に実施することが重要であり、そのためには、他地区からの応援等を含めた体制が必要である。

[毒物劇物関係]

毒物及び劇物を取り扱う者は、毒物劇物保管施設が被害を受け二次災害発生のおそれがある場合は、直ちに保健所、飯田警察署、消防署等関係機関に対して通報するとともに危害防止のため必要な措置をとる。県は事故処理剤の供給等を行うとともに必要な情報の提供を行う。

(2) 実施計画

[危険物関係]

ア【町が実施する対策】

(ア) 危険物施設の緊急時使用停止命令等

災害防止等のため緊急の必要があると認められるときは、消防機関が町の区域における危険物施設の管理者に対し、製造所等の一時停止等を命じるものとする。

(イ) 災害発生時等における連絡

危険物施設において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における連絡体制を確立するものとする。

(ウ) 危険物施設の管理者等に対する指導

危険物施設の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、当該施設の実態に応じた応急対策を実施するよう指導するものとする。

イ【関係機関（危険物施設の管理者等）が実施する対策】

(ア) 危険物施設の緊急時使用停止等

危険物の流出、爆発等のおそれがある場合には、操業の停止又は制限をするとともに、危険物の移送を中止するものとする。

(イ) 危険物施設の緊急点検

危険物施設の損傷箇所の有無等、被害状況を把握するため、緊急点検を実施するとともに、施設周辺の状況把握にも努めるものとする。

(ウ) 危険物施設における災害防止措置

危険物施設に損傷箇所等の異常が発見されたときは、応急補修、危険物の除去等適切な措置を行い、混触発火等による火災の防止、タンク破壊等による流出、異常反応、浸水等による広域拡散等を防止するとともに、消火設備の起動準備、防油堤の補強等災害発生に備えた措置も合わせて講ずるものと

する。

(エ) 危険物施設における災害発生時の応急措置等

a 応急措置

危険物の流出、火災等の災害が発生したときは、自衛消防組織による現状に応じた初期消火、延焼防止活動及び土のう積み、オイルフェンス等による流出防止措置を的確迅速に行うものとする。

b 関係機関への通報

危険物の流出等の事態を発見した場合は、速やかに消防、警察等関係機関に通報するものとする。

(オ) 相互応援体制の整備

必要に応じて、あらかじめ締結されている相互応援協定に基づき、近隣の危険物取扱事務所に応援を要請するものとする。

(カ) 従業員及び周辺地域住民に対する措置

消防、警察等関係機関と連携し、広報を行う等、従業員及び周辺地域住民の安全確保のための措置を行うものとする。

[火薬関係]

【火薬類取扱施設の管理者が実施する対策】

ア 保管又は貯蔵中の火薬類を安全な場所に移す余裕がある場合には、速やかに安全な場所に移し、見張りを付け、関係者以外近づけないよう措置するものとする。

搬出が危険な場合又は搬出の余裕がない場合には、火薬類を付近の水槽等に沈めるものとする。

イ 火薬類が流出した場合は、関係機関の協力を得て捜索を行い、発見回収に努めるとともに、流出した地域の住民に対して、火薬類の危険性について広報を行い周知するものとする。

[高圧ガス関係]

ア 【高圧ガス製造事業者等が実施する対策】

(ア) 災害時に、高圧ガス製造施設等に関係者以外が立入らないように事業所員を配置させる等侵入防止のための措置を実施するものとする。

(イ) 施設の保安責任者は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、高圧ガス保安法に基づく応急の措置をとるとともに飯田警察署及び消防機関に通報するものとする。

(ウ) 高圧ガスの漏洩、あるいは爆発等のおそれのある施設の配管の弁類等の緊急停止と施設の応急点検と出火防止の措置をとるものとする。

(エ) 製造作業を中止し、設備内のガスを安全な場所に移し、又は放出し、この作業に必要な作業員のほかは退避させるものとする。

(オ) 貯蔵所又は充填容器が危険な状態となったときには、直ちに充填容器を安全な場所に移す。特に浸水により容器が放出しないよう必要な措置をとるものとする。

(カ) 漏洩ガスが、静電気、摩擦等により発火し、火災が発生した場合には状況を的確に把握し、初期消火に努めるものとする。

(キ) 状況に応じて、従業員、周辺住民に対して火気の取扱いを禁止するとともに、ガスの種類に応じた避難誘導を行い、特に毒性ガスについては風向きを配慮し人命の安全を図るものとする。

(ク) 状況に応じて、長野県高圧ガス地域防災協議会が指定した防災事務所に応援要請するものとする。

イ 【高圧ガス運送者が実施する対策】

(ア) 状況に応じて、車両を安全な場所に移動させるとともに、火気を近づけないようにするものとする。

(イ) 輸送している容器が危険な状態になったときには、近隣住民等を安全な場所に退避させるものとする。また、通行者に対する交通遮断をし、状況に応じて安全な場所に退避させるものとする。

(ウ) 状況に応じて、長野県高圧ガス地域防災協議会が指定した防災事務所に応援要請するものとする。

[液化石油ガス関係]

ア【(一社)長野県LPガス協会が実施する対策】

災害発生時に液化石油ガス一般消費先に対して、速やかに緊急点検活動を実施するものとする。

イ【液化石油ガス販売事業者等が実施する対策】

自社の液化石油ガス設備を点検し、安全の確保に必要な措置を講じるものとする。

[毒物劇物関係]

ア【町が実施する計画】

(ア) 周辺住民に対する避難誘導、広報等の活動を行うものとする。

(イ) 飲料水汚染のおそれがある場合は、水道事業者と連携をとり、水道使用者、井戸水使用者に対する通報を行うものとする。

イ【毒物劇物営業者及び業務上取扱者が実施する対策】

(ア) 毒物劇物営業者及び業務上取扱者の緊急点検

毒物劇物営業者及び業務上取扱者の緊急点検蔵整備等の損傷箇所の有無等、被害状況を把握するため、緊急点検を実施するとともに、貯蔵設備等周辺の状況把握に努めるものとする。

(イ) 毒物劇物貯蔵設備等における災害防止措置

毒物劇物貯蔵設備等に損傷箇所等の異常が発見されたときは、応急補修、毒物劇物の除去等適切な処置を行い、混合による有毒ガスの発生等の防止、タンク破損等による流出、異常反応、浸水等による広域拡散等を防止するものとする。

(ウ) 毒物劇物貯蔵設備等における災害発生時の応急措置等

a 応急措置及び関係機関への通報

毒物劇物の流出等が発生したときには、中和剤、吸収剤等による除去活動及び流出拡大防止措置を実施するとともに飯田保健福祉事務所(保健所)、飯田警察署又は消防機関へ連絡するものとする。

b 従業員及び周辺地域住民に対する措置

飯田保健福祉事務所(保健所)、飯田警察署、消防機関及び市町村と連携し、広報を行う等、従業員及び周辺地域住民の安全確保のための措置を行うものとする。

3 河川施設の二次災害防止対策

(1) 基本方針

災害発生後の洪水又は余震等により河川施設等に二次的な災害が考えられる場合は、危険箇所の点検を行い、その結果必要な応急活動を実施する。

(2) 実施計画

ア【町が実施する対策】

(ア) 河川管理施設に二次災害の発生が考えられる場合は、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、応急復旧を実施するものとする。

(イ) その結果危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図るものとする。

(ウ) 災害防止のため応急工事を実施するものとする。

(エ) 災害発生のおそれがある場合は、速やかに適切な避難対策を実施するものとする。

(オ) 必要に応じて水防活動を実施するものとする。

イ【関係機関が実施する対策】

(ア) 河川管理施設に二次的な災害の発生が考えられる場合は、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視するものとする。

(イ) その結果危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図るものとする。

(ウ) 災害防止のため応急工事を実施するものとする。

4 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害防災対策

(1) 基本方針

地震発生に伴い、地盤に緩みが生じた場合、その後の余震等により山腹・斜面の土砂崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生、地盤沈下による浸水などの危険があり、これによる二次災害から住民等を守るための措置を講ずる。

(2) 実施計画

ア【町が実施する対策】

緊急点検結果の情報に基づき、避難勧告等の必要な措置をとる。

イ【関係機関が実施する対策】

長野地方気象台が発表する大雨警報等について、降雨に伴う二次災害を防止するため、必要に応じて発表基準の引き下げを実施するものとする。

第 33 節 ため池災害応急活動

(実施担当：産業観光部・建設部)

第 1 基本方針

災害発生に伴うため池決壊の災害を軽減するため、点検の結果、安全管理上必要があると認めた場合は、速やかに応急措置を行い、ため池の安全を確保する。

第 2 主な活動

被害状況の的確な把握と被害の拡大防止のために関係機関と調整を図る。

第 3 活動の内容

1 基本方針

災害が発生した場合には、対象となるため池について速やかに緊急点検をする。

ため池が決壊した場合、もしくは決壊のおそれが生じた場合は、速やかに位置及び被害状況等について把握するとともに、応急工事を実施する。

2 実施計画

(1) 【町が実施する対策】

ア 災害発生後の緊急点検の結果及び被害が生じた場合の状況は、速やかに県関係機関へ報告するものとする。

イ 人命を守るため、ため池下流の住民を安全な場所へ避難させるものとする。

ウ 被害を拡大させないよう早急に応急工事を実施するものとする。

(2) 【関係機関が実施する対策】

ア 管理団体において、災害発生後にため池の緊急点検を実施し、結果を速やかに町へ報告するものとする。

イ 災害の発生により堤体に亀裂等が確認され決壊のおそれが生じた場合、緊急に取水施設を操作し貯留水を放流するものとする。

ウ 町が実施する応急対策について協力するものとする。

第 34 節 農林産物災害応急活動

(実施担当：産業観光部・建設部)

第 1 基本方針

被害状況の早期・的確な把握に努め、農産物等被害の拡大防止のための栽培・管理技術指導の徹底を図るとともに、農作物、森林の病害虫の発生や家畜等の伝染性疾病の発生・まん延防止のための防除、倒壊した立木等による二次災害防止のための除去を行うものとする。

また、被災した農林産物の生産、流通、加工施設等について、速やかな復旧に努めるものとする。

第 2 主な活動

被害状況の早期・的確な調査を実施し、関係機関と連携をとりながら、被害の拡大防止と迅速な復旧に向けて、技術指導等必要な措置を行う。

第 3 活動の内容

1 農産物災害応急対策

(1) 基本方針

被害を受けた作物の技術指導は、南信州農業改良普及センター及び農業技術者連絡協議会の協力を得て行うとともに、病害虫、家畜疾病の発生、まん延防止の徹底に努める。

また、被災した農業施設、加工施設等の速やかな復旧を進める。

(2) 実施計画

ア【町が実施する対策】

(ア) 町は、県及び農業技術者連絡協議会と連携し、被害状況の早期・的確な把握を行い、その結果を南信州地域振興局に報告するものとする。

(イ) 農産物等被害の拡大防止、病害虫の発生防止に対する技術対策を農業協同組合等関係機関と連携をとり、速やかに農業者に周知徹底するものとする。

イ【関係機関が実施する対策】

(ア) 町と連携をとり、被害状況の把握を行うとともに、農業者に対する講習会等の実施により、農作物等被害の拡大防止、病害虫の発生防止に努めるものとする。

(イ) 被災した生産施設、集出荷貯蔵施設等の速やかな復旧を進めるものとする。

ウ【住民が実施する対策】

(ア) 町が行う被害状況調査や応急復旧対策に協力するとともに、農協等の指導に基づき農作物等被害の拡大防止、病害虫の発生防止対策を実施するものとする。

(イ) 作物別の主な応急対策

a 水稲

(a) 浸水・冠水したものは排水に努め、排水後直ちにいもち病、黄化萎縮病、白葉枯病の防除を行う。

(b) 土砂流入田は、茎葉が3分の2以上埋没した場合、土砂を取り除く。

(c) 水路等が損傷した場合は修理し、かん水できるようにするが、かん水不能の場合は、揚水ポンプ等によるかん水を行う。

b 果樹

(a) 浸水・滞水している園は、速やかな排水に努めるとともに、根が障害を受けないように土砂の排出、中耕等を行う。

(b) 倒伏・枝折れ、枝裂け、果樹棚の破損等の応急処置に努める。

(c) 傾いた支柱やハウス破損等の応急処置に努めるものとする。

(d) 果実や葉に付着した泥は、直ちに洗い流す。

(e) 病害虫の発生防止のための薬剤散布を行う。

c 野菜及び花き

(a) 浸水・滞水している園は、速やかな排水に努めるとともに、表土が乾

- き次第浅く中耕し、生育の回復を図る。
- (b) 病害虫の発生防止のための薬剤散布を行う。
- (c) 傾いた支柱やハウス破損等の応急処置に努める。
- (d) 茎葉に泥等が付着している場合は、水洗、洗浄を行う。
- d 畜産
 - (a) 畜舎に流入した土砂はきれいに排出するとともに、畜舎内外の水洗・消毒を十分行う。また、乾燥を図り疾病及び病害の発生を防ぐ。
 - (b) 倒伏した飼料作物は、被害の著しい場合は速やかに刈取りサイレージとし、軽微な場合は回復を待って適期刈取りに努める。
- e 水産
 - 養殖場に流入した土砂はきれいに排出するとともに、斃死魚の除去を図り疾病及び病害の発生を防ぐ。
- (ウ) 被災した生産施設、加工施設等の速やかな復旧を進める。

2 林産物災害応急対策

(1) 基本方針

倒木や損傷した素材、製材品については、二次災害の拡大防止のため速やかに除去するとともに、森林病害虫の発生防除等の徹底に努める。

また、被災した生産、流通、加工施設等の速やかな復旧を進める。

(2) 実施計画

ア【町が実施する対策】

被害状況を調査し、その結果を県に速やかに報告するとともに応急復旧のため、技術指導等必要な措置をとるものとする。

イ【関係機関が実施する対策】

(ア) 国有林野内の被災状況を調査し、必要な応急措置をとるとともに二次災害のおそれがある場合は、下流域等の関係市町村及び関係機関と連携を図り、その防止に努めるものとする。

(イ) 町と連携をとって被災状況を調査し、その結果を速やかに町、県に報告するとともに応急復旧措置をとるものとする。

ウ【住民が実施する対策】

町が行う被害状況調査や応急復旧に協力するものとする。

第 35 節 文教活動

(実施担当：教育部・生涯学習部)

第 1 基本方針

保育園、小学校、中学校（以下この節において「学校」という。）は多くの幼児及び児童生徒（以下この節において「児童生徒等」という。）を収容する施設であり、災害発生時においては児童生徒等の安全及び教育を確保する必要がある。

このため、あらかじめ定められた計画に基づき避難誘導活動に努めるとともに、速やかな応急教育の実施、被災した児童生徒等に対する教科書の供与及び保育料・授業料の減免等の措置を行う。

第 2 主な活動

- 1 児童生徒等に対する安全な避難誘導、保護者への引渡し
- 2 被害状況の把握、授業継続のための措置、学校給食の確保
- 3 被災した児童生徒等に対する教科書等の供与、就学援助

第 3 活動の内容

1 児童生徒等に対する避難誘導

(1) 基本方針

学校長は災害発生に際して、あらかじめ定めた計画に基づき、児童生徒等の人命の保護を第一義とした避難誘導活動に努める。

(2) 実施計画

【町が実施する対策】

学校長は、災害発生時、建物、器物などの倒壊、破損、落下による危険を回避し、児童生徒等の心理的動揺を防いで、安全を確保するために、あらかじめ定められた計画及び以下の事項に留意し適切な避難誘導措置をとる。

ア 第一次避難場所への避難誘導

(ア) 被害状況を把握し、適切な避難指示（緊急）を与え、児童生徒等を整然と速やかに、校庭など指定した第一次避難場所へ誘導する。

(イ) 全校の児童生徒等の避難状況を正確に把握し、所在不明の児童生徒等がいる場合は、捜索・救出にあたる。

イ 第二次避難場所への避難誘導

(ア) 第一次避難場所が危険になった場合は、町長の指定する避難場所施設等、より安全な場所（第二次避難場所）に児童生徒等を誘導する。

(イ) 保護者にはあらかじめ第二次避難場所を周知しておくとともに、学校に連絡員を残すか、避難先を掲示しておく。

(ウ) 第二次避難場所に到着次第、速やかな児童生徒等の避難状況を把握し、所在不明の児童生徒等がいる場合は、捜索・救出にあたるとともに避難状況を町教育委員会及び関係機関に報告又は連絡する。

ウ 児童生徒等の帰宅、引渡し、保護

(ア) 児童生徒等を帰宅させる場合は、道路の状況、交通機関の運行状況、火災や崩落などの状況を十分把握した上で、児童生徒等の安全に配慮し、下校の方法を決定する。

(イ) 災害の状況によっては、教職員が引率して各地区まで集団で下校するか、保護者に直接引渡す等の措置をとる。

(ウ) 災害の状況及び児童生徒等の状況等により帰宅させることが困難な場合は、学校又は避難所において保護する。

2 応急教育計画

(1) 基本方針

学校においては、災害時の教育活動に万全を期するため、教職員及び学校施設・設備を早期に確保し、応急教育の円滑な実施を図る。

(2) 実施計画

【町が実施する対策】

ア 町（教育委員会）は災害時における教育活動に万全を期するため、下記事項に留意し、災害発生時の対応、応急教育に関する対策について実施する。

(ア) 学校施設・設備の確保

- a 学校施設・設備に係る被害の状況を調査し、授業実施の具体策を立てて応急措置を実施する。
- b 学校施設・設備の被害の程度が大きく、残存施設・設備で授業実施困難な場合及び避難所として提供したため長期間利用できない施設が生じている場合には、仮設校舎の建設や避難を免れた近接の学校施設、その他公共施設の利用を図る等の総合調整を行う。

(イ) 教職員の確保

災害により教職員に不足をきたし、教育活動の継続に支障が生じている学校がある場合、教職員を確保し、教育活動が行える体制を整える。

(ウ) 学校給食の確保

学校給食物資（小麦粉、米穀、脱脂粉乳、牛乳）の補給に支障をきたしているときは、（財）長野県学校給食会等と連絡をとり、必要な措置を講ずる。

イ 学校長は、災害が発生した場合は、あらかじめ定めた防災計画及び以下の事項に留意して応急教育の円滑な実施を図る。

(ア) 被害状況の把握

児童生徒等、教職員及び施設・設備の被害状況を速やかに把握し、町教育委員会及び関係機関へ報告又は連絡する。

(イ) 教職員の確保

災害の推移を把握するとともに教職員を掌握し、できるだけ早期に平常の教育に復するよう努め、教職員に不足を生じたときは町教育委員会と連絡をとり、その確保に努める。

(ウ) 教育活動

- a 災害の状況に応じ、町教育委員会へ連絡の上、臨時休校等適切な措置を講ずる。
この場合、できるだけ早く平常授業に戻すよう努め、その時期については早期に保護者に連絡する。
- b 被災した児童生徒を学校に収容することが可能な場合は、収容して応急の教育を行う。
- c 避難所等に避難している児童生徒等については、地域ごとに教職員の分担を定め、実情の把握に努め、指導を行う。
- d 授業の再開時には、町及びその他関係者と緊密な連絡のもとに登下校の安全に努めるとともに、健康・安全指導及び生徒指導に留意する。

(エ) 児童生徒等の健康管理

- a 必要に応じ建物内外の清掃、飲料水の浄化、感染症の予防措置等保健衛生に関する措置を講ずる。
- b 授業再開時には、必要に応じ教職員を含めた臨時の健康診断及び健康相談を実施するよう努める。

(オ) 教育施設・設備の確保

- a 学校施設の点検、安全確認を行い、危険箇所への立入禁止等の措置を行う。
- b 施設・設備に災害を受けた場合は、授業継続に利用できる残存教育施設・設備について調査し、校舎内外の整備復旧に努める。
- c 残存施設・設備のみで授業を実施することが困難な場合及び避難所として施設を提供したため、長期間利用できない施設が生じた場合には、仮設校舎の建設や避難を免れた近接の学校施設、その他公共施設の利用を図り授業の

実施に努める。

(カ) 学校給食の確保

学校給食物資（小麦粉、米穀、脱脂粉乳、牛乳等）の補給に支障をきたしているときは、町教育委員会と連絡をとり、必要な措置を講ずる。

また、災害の状況に応じ、学校給食用施設・設備の提供など、被災者対策に可能な限り協力するものとする。

3 教科書の供与等

(1) 基本方針

被災した児童生徒等の学習を支援するために教科書の提供等を行う。

(2) 実施計画

【町が実施する対策】

ア 教科書の供与

教科書の必要量を把握し、調達及び配分を行う。調達が困難な場合は南信教育事務所を經由して県教育委員会に斡旋を依頼するものとする。

イ 就学援助

被災した児童生徒等のうち就学困難な状態の者に対して、就学援助の方法を定めその実施に努めるものとする。

第 36 節 飼養動物の保護対策

(実施担当：総務部・環境部)

第 1 基本方針

災害時においては、人命救助が最優先であるが、被災した動物についても保護・収容・救護及び避難所での飼養等の保護措置を実施する。

第 2 主な活動

被災地域における負傷又は放し飼い状態の動物の保護活動及び避難所におけるペットの適正な飼育を行う。

第 3 活動の内容

1 基本方針

大規模災害に伴い、放浪家畜、逸走犬等や負傷動物が多数生じることが予想されるため、関係機関による保護活動を行う。

また、ペットが飼い主とともに避難所に避難することが予想されるため、適正な飼育環境を確保する。

2 実施計画

(1) 【町が実施する対策】

ア 関係機関等と協力をして被災地における逸走犬等の保護・収容・救護など適切な処置を講ずるものとする。

イ 特定動物、危険な家畜等が施設等から逃走した場合は、人への危害を防止するため、県、警察、飼い主、その他関係機関との連携の下必要な措置をとるものとする。

ウ ペットとの同行避難について適切な体制整備に努めるものとする。

(2) 【飼養動物の飼い主が実施する計画】

ア 飼養動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）及び、動物の愛護及び管理に関する条例（平成 21 年長野県条例第 16 号）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取扱う。

イ 避難所に避難した動物の飼い主は、動物愛護及び感染症等のまん延防止の観点から、避難所のルールに従い適正な飼育を行う。

第 37 節 ボランティアの受入体制

(実施担当：町民部・松川町社会福祉協議会)

第 1 基本方針

災害時においては、大量かつ広範なボランティアニーズが発生し、それに迅速的確に対応することが求められる。

事前に登録されたボランティアの受入はもとより、災害時に全国各地から集まる未登録のボランティアについても、窓口を設置し適切な受入を行い、ボランティア活動が円滑に行われるよう努めるものとする。

第 2 主な活動

- 1 ボランティアニーズの把握を行うとともに、ボランティアの受入体制の確保に努める。
- 2 ボランティアの活動拠点は、災害対策本部と協議し適切な場所に設置し、必要に応じ資機材等の提供を行う等、その活動を支援する。

第 3 活動の内容

1 被災地のニーズの把握と受入体制の確保

(1) 基本方針

災害時におけるボランティアの受入にあたっては、被災地のニーズにあわせて行うことが必要である。防災関係機関は、被災地におけるボランティアニーズを積極的に把握し、社会福祉協議会やボランティア関係団体と協力して円滑な受入れを図る。

(2) 実施計画

ア【町が実施する対策】

(ア) 被災地におけるボランティアニーズの把握に努めるとともに、ボランティア情報の広報に努める。

(イ) 災害対策本部において、ボランティア関係団体やボランティアコーディネーターが主導して行うボランティアの受入、需給調整、相談指導等の活動に対して支援を行うものとする。

(ウ) ボランティアの需要状況等について、随時県対策本部に報告する。

イ【町社会福祉協議会が実施する対策】

町社会福祉協議会は、日本赤十字社（長野県支部）等ボランティア関係団体、県及び町災害対策本部と連携して救援本部等を設置し、ボランティアの受付業務を行うとともに、ボランティアの需給調整、相談指導等を行うものとする。

2 ボランティア活動拠点の提供支援

(1) 基本方針

被災地におけるボランティア活動の円滑な実施を図るため、ボランティアの活動拠点を設置し、ボランティア関係団体等との緊密な連携のもとに、ボランティアの支援体制を確立するものとする。

(2) 実施計画

ア【社会福祉協議会が実施する対策】

(ア) 町災害対策本部の指示により災害ボランティアセンターを設置するとともに、他のボランティア関係団体と連携し、ボランティアが自由に使用できるスペースを確保する。また、必要に応じ物資等の提供を行い、ボランティア活動の支援を行うものとする。

(イ) 県社会福祉協議会は、福祉救援ボランティア活動の連絡調整を行う拠点として福祉救援県本部を設置し、情報の収集・提供を行うとともに、福祉救援現地本部、福祉救援広域本部、行政等関係機関との連絡調整を行うものとする。

また、ボランティアの登録・受入、コーディネーターの派遣を行うとともに、活動に必要な機材・物資の調整等の支援を行うものとする。

(ウ) 町社会福祉協議会は、福祉救援現地本部を設置し、ボランティアニーズの把握、ボランティアの登録・受入、具体的活動内容の指示、派遣先、人員等の調整、活動に必要な物資の提供を行うものとする。

(エ) 町社会福祉協議会は、県福祉救援現地本部の活動を支援する前線拠点として福祉救援広域本部を設置し、ボランティアの登録、コーディネーターの派遣、必要な物資の調達等の支援を行うものとする。

イ【日本赤十字社長野県支部が実施する対策】

日本赤十字社長野県支部は、県及び町災害対策本部内に赤十字防災ボランティアの活動拠点を設置し、ボランティアニーズの把握、ボランティアの登録・受入、コーディネート、派遣、必要な物資の調達等の支援を行うものとする。

3 NPO・NGO等との連携

(1) 基本方針

民間団体からの支援を迅速、有効に活用するためには、被災地のニーズや支援情報を集約し、支援者間の連携促進と支援の調整を行う必要がある。

(2) 実施計画

ア【広域的災害ボランティア支援団体のネットワークが実施する対策】

(ア) 被災地のニーズ及び支援状況の情報を集約し、全体像の把握に努める。

(イ) 支援活動に必要な情報共有の環境を整備し、支援者間の連絡調整を図る。

(ウ) 必要に応じて被災者支援に関する支援策の提言などを行う。

イ【その他NPO・NGO等が実施する対策】

被災地支援に際しては、長野県社会福祉協議会、町社会福祉協議会及び広域的災害ボランティア支援団体のネットワークとの連携に努める。

第 38 節 義援物資及び義援金の受入体制

(実施担当：総務部)

第 1 基本方針

大規模な災害が発生した場合には、県、日本赤十字社長野県支部、県社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関と連携を図りながら、国民、企業等から寄託された義援金品を迅速かつ確実に被災者に配分するため、受入、保管、輸送等の公正かつ円滑な実施に努めるものとする。

第 2 主な活動

1 義援物資

- (1) 県、県社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関、町、町社会福祉協議会等は、義援物資の募集が必要と認められる災害が発生した場合、義援物資の受付窓口を設置し、義援物資の募集及び受付を実施する。
- (2) 被災者のニーズを把握し、受入を希望するもののリスト、送り先、募集期間等を、報道機関等を通じて公表し、支援を呼びかける。
なお、小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になることから「個人からの義援物資は受け入れない」などの方針を状況に応じて公表する必要がある。
- (3) 各関係機関が受け付けた義援物資については、町の需給状況を勘案し、効果的に配分する。

2 義援金

- (1) 県、日本赤十字社長野県支部、県社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関、町、町社会福祉協議会等は、義援金の募集が必要と認められる災害が発生した場合、義援金の受付窓口を設置し、義援金の募集及び受付を実施する。
- (2) 義援金の配分にあたっては、県、日本赤十字社長野県支部、県社会福祉協議会、県共同募金会、町、町社会福祉協議会等関係機関による「災害義援金配分委員会」（以下「委員会」という。）を組織し、寄託された義援金を迅速かつ公正に被災者に配分する。
- (3) 寄託された義援金品は、被災者に配分されるまでの間、適正に管理する。

第 3 活動の内容

1 義援物資及び義援金の募集等

- (1) 基本方針
義援物資及び義援金の募集にあたっては、募集方法、送り先、募集期間等を定めて周知を図ることとし、義援物資については被災地において受入を希望するものを十分に把握して情報提供を行う。
- (2) 実施計画
ア【町が実施する対策】
 - (ア) 義援物資
 - a 町は、関係機関等の協力を得ながら、被災地が受入を希望する義援物資を把握するとともに、被災地の需給状況を勘案し、募集する義援物資の種類や数量を周知するものとする。
 - b 町及び関係機関等は、住民、企業等が義援物資を提供する場合には、被災地において円滑な仕分けが可能となるよう、梱包に際して品名を明示するなど配慮した方法について周知するものとする。
 - (イ) 義援金
 - a 県、日本赤十字社長野県支部、県社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関と相互に連携を図りながら、募集方法、送り先、募集期間等を定めて義援金の募集を行うものとする。
 - b 県が実施する義援金は、次の区分による。
 - (a) 委員会に寄託し配分する義援金

- (b) 被災地へ直接送金する義援金（被災地が特定される場合）
- イ【住民、企業等が実施する対策】
- (ア) 義援物資
 - a 義援物資を提供する場合は、被災地が受入を希望する義援物資とするよう配慮するものとする。
 - b 義援物資を提供する場合には、被災地において円滑な仕分けが可能となるよう、梱包に際して品名を明示するなど配慮に努めるものとする。

2 義援物資及び義援金の引継ぎ及び配分

(1) 基本方針

義援物資は被災市町村の需給状況を勘案し効果的に配分し、寄託された義援金は、委員会に確実に引継ぐとともに、委員会において十分協議の上、迅速かつ公正に配分するものとする。

(2) 実施計画

ア 義援物資

義援物資は配分するまでの間、損傷、紛失等のないよう適正に管理し、町に速やかに引継ぎを行う。

イ 義援金

寄託された義援金は委員会に引継ぎを行い、委員会は、被災状況等を考慮の上、対象者、配分内容、配分方法等配分基準を定め、迅速かつ適正に配分する。

3 義援物資及び義援金の管理

(1) 基本方針

寄託された義援物資及び義援金は、被災者に配分されるまでの間、損傷、紛失等のないよう適正に管理するものとする。

(2) 実施計画

寄託された義援金を委員会に寄託するまでの間、義援物資にあつては、被災者に配分するまでの間、一時保管場所を確保し、損傷、紛失のないよう適正に管理する。

第 39 節 災害救助法の適用

(実施担当：町民部)

第 1 基本方針

被害が一定の基準以上、かつ応急的な復旧を必要とする場合、災害救助法が適用され、被災者の保護及び社会秩序の保全を図ることが必要となる。

災害救助法による救助は、県が実施するが、町は知事から委任された救助事務について知事の補助機関として実施する。

第 2 主な活動

- 1 被害状況の把握を迅速に行い、必要に応じ災害救助法を適用する。
- 2 法適用となった場合、町の役割分担について迅速な救助を実施する。

第 3 活動の内容

1 災害救助法の適用

(1) 基本方針

災害の事態に応じた救助を行うため、迅速に被害情報の収集把握を行い、必要に応じ災害救助法を適用する。

(2) 実施計画

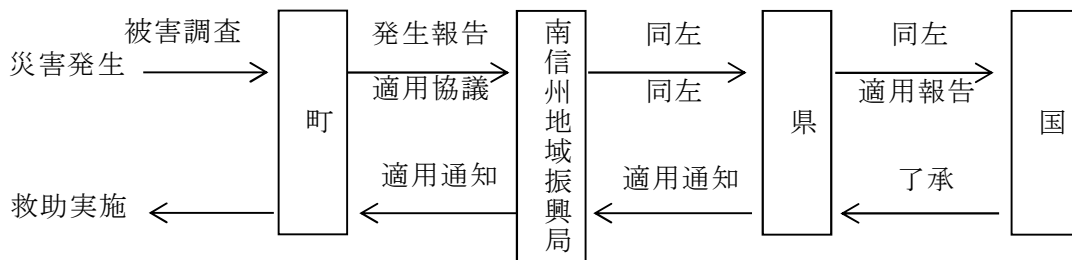
【町が実施する対策】

ア 町は、災害による被害状況を迅速に収集把握し、直ちに南信州地域振興局長に報告するとともに、災害救助法の適用について検討するものとする。

イ 災害救助法による救助が必要と判断した場合、知事に対して法適用の要請を行うものとする。

なお、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、災害救助法の規定による救助に着手するとともに、その状況を直ちに知事に報告し、その後の措置に関して知事の指揮を受けなければならないものとする。

法の適用事務



2 救助の実施

(1) 基本方針

県、関係機関と協力の上速やかに救助を実施する。

(2) 実施計画

【町が実施する対策】

ア 町長は、知事から救助について委任された場合は、職権に基づき救助を行うものとする。

委任された職権を行使したときは、速やかにその内容を知事に報告しなければならないものとする。

イ 救助の実施は資料編「救助活動要領の基準」により行う。

被害状況等報告内容の基準

被害等の区分	認定基準
死者	当該災害が原因で死亡し、遺体を確認したもの、又は遺体を確認することができないが、死亡したことが確実なものとする。
行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるものとする。
重傷者 軽傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受け又は受ける必要のあるもののうち、「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは1月未満で治療できる見込みのものとする。
住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
非住家	住家以外の建築物をいうものとする。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
住家全壊 (全焼・全流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のものである又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
住家半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のものである又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
一部損壊	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものであるとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
床上浸水	住家の床より上に浸水したものと及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木の堆積により一時的に居住することができないものとする。
床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
り災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常的生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。例えば寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
り災者	り災世帯の構成員とする。

第 40 節 観光地の災害応急対策

第 1 基本方針

観光地へ通ずる道路が、豪雨、豪雪、地震など災害により寸断され、観光地が孤立状態になった場合の救出活動や観光客の安全の確保について、町、国、県、関係機関が連携し、対応していく。

第 2 主な活動

- 1 観光地で災害が発生した際には町、県、関係機関、観光施設の管理者は、相互の連携により、観光客の安全を確保する。
- 2 外国人旅行者のために、避難所や避難場所や災害の情報を提供する。

第 3 活動の内容

1 観光地での観光客の安全確保

(1) 【町及び飯田広域消防本部が実施する対策】

- ア 観光地での災害発生時の町、県、関係機関、関係団体間の連絡体制を整備し、被害状況の把握、観光客の保護、救助について迅速に対応する。
- イ 観光地での災害発生時には、飯田広域消防本部消防計画における救助・救急計画に基づき、飯田警察署、医療機関と連携して、観光客への的確かつ円滑な救助・救急活動を行うとともに、被害状況を早急に把握するものとする。
- ウ 消防機関は観光客の救助活動にあたり、県警察本部と活動区域及び人員配置の調整について密接な連携を図り、現場の状況に対応する迅速かつ効率的な救助を行うものとする。

(2) 【住民、自主防災組織及び観光事業者が実施する対策】

- 自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、消防機関、救護班に協力するものとする。
- 特に、道路交通網の寸断が予想されることから、消防機関の現場到着前における初期救助・救急活動は、人命救助の上からも重要となるので、積極的に行うものとする。

2 外国人旅行者の安全確保

(1) 【町が実施する対策】

- ア 通訳ボランティアを避難所へ派遣し、外国人旅行者に対する情報提供や要望の把握を行うものとする。
- イ 観光地の観光案内所で災害時の外国人旅行者避難誘導を行うものとする。

(2) 【関係機関が実施する対策】

- 多くの人が集まる場所においては、外国語による避難情報の提供、避難場所や避難経路の標識の簡明化、多言語化などにより外国人旅行者に配慮した情報提供、避難誘導を行うものとする。

第3章 災害復旧計画

第1節 復旧・復興の基本方針の決定

(実施担当：各部)

第1 基本方針

被災地の復旧・復興については、住民の意向を尊重し、町が主体的に取り組むとともに、適切な役割分担の下、被災者の生活再建及び経済の復興、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指す。また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況にかんがみ、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図るため、この基本方向を決定し、その推進にあたり必要な場合は、他の地方公共団体の支援を要請する。

第2 主な活動

- 1 原状復旧か又は計画的復興かの基本方針を早急に決定する。
- 2 復旧・復興にあたり必要に応じ他の地方自治体への支援を求める。

第3 活動の内容

1 復旧・復興の基本方針の決定

(1) 基本方針

迅速な現状復旧又は計画的な復興を目指す基本方向を早急に決定し、実施に移るものとする。

(2) 実施計画

ア【町が実施する対策】

(ア) 被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向を勘案しつつ互いに連携し、迅速な原状復旧を目指すか、又はさらに災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定め、早期に住民に周知するものとする。

(イ) 被災地の復旧・復興は、住民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行う。

イ【関係機関が実施する対策】

防災関係機関は町の復旧・復興の基本方針の決定に際し、協力を行うものとする。

ウ【住民が実施する対策】

住民は町の復旧・復興の基本方針の決定に際し、協力を行うものとする。

2 支援体制

(1) 基本方針

復旧・復興にあたり、必要に応じ他の自治体の支援を求め、円滑な実施を図る。

(2) 実施計画

【町が実施する対策】

災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じて国、県、他の市町村等に対し職員の出遣、その他の協力を求めるものとする。

第2節 迅速な原状復旧の進め方

(実施担当：各部)

第1 基本方針

被災者の生活再建を支援し、より安全性に配慮した復興を目指すためには、まず公共施設等の迅速な原状復旧や、災害によって生じた廃棄物の円滑で適切な処理が求められる。

関係機関は、可能な限り迅速な原状復旧を図るものとする。

第2 主な活動

- 1 被災施設の迅速かつ円滑な復旧事業を実施し災害防止の観点からの改良復旧を行う。
- 2 円滑かつ適切に災害廃棄物の処理を行う。

第3 活動の内容

1 被災施設の復旧等

(1) 基本方針

民生の安定、社会経済活動の早期回復、より安全性に配慮した復興のために関係機関は、被災施設の迅速かつ円滑で再度災害の防止を考慮した復旧活動を行うものとする。そのため、職員の配備、災害の規模に応じた職員の応援、派遣等の活動体制について必要な措置をとるものとする。

(2) 実施計画

【町及び公共機関が実施する対策】

- ア 被災施設の重要度、被災状況等を検討し、事業の優先順位を定めるとともにあらかじめ定めた物資、資材の調達計画、人材の広域相互応援計画等に関する計画を活用して、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行う。
特に、人命に関わる重要施設に対しては、早期に復旧できるよう体制等を強化するものとする。
- イ 被災施設の復旧にあたっては、原状復旧を基本にしつつも、再度災害を防止する観点から可能な限り、改良復旧を行うものとする。
- ウ 地震に伴う地盤の緩みにより土砂災害の危険性が高まっている箇所について、二次災害防止の観点から可能な限り、土砂災害防止対策を行うものとする。
- エ ライフライン交通・輸送等の事業者は、復旧にあたり可能な限りにおいて地区ごとの復旧予定時期を明示して行うものとする。
- オ 他の機関との関連を検討し、相互に事業を実施することが適当と認められるものについては総合的な復旧事業の推進を図るものとする。
- カ 被災地の状況、被害原因等を勘案し、再度災害の防止及び復旧事業の効果等具体的に検討の上事業期間の短縮に努めるものとする。
- キ 災害復旧事業に要する費用について、国、県の補助がある事業について被災施設の復旧活動を行う場合は、復旧事業の計画を速やかに作成するものとする。
- ク 復旧事業に要する費用について、復旧事業費の申請額の算出を行うとともに、決定を受けるための査定計画を立て、速やかに査定実施に移すよう努めるものとする。
- ケ 緊急に査定を行う必要がある事業については、直ちに緊急査定が実施されるよう措置を講じ、復旧工事が迅速に行われるよう努めるものとする。
- コ 暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。

2 災害廃棄物の処理

(1) 基本方針

災害から速やかに復旧し、生活を再建する上でも、災害によって生じた廃棄物の円滑で適切な処理が求められる。

災害廃棄物の計画的な収集・運搬等を行い、円滑で適切な処理に努める。

(2) 実施計画

【町が実施する対策】

ア 災害廃棄物の処理・処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し計画的な収集・運搬処分を図り、災害廃棄物の円滑で適切な処理を行うものとする。

また、災害廃棄物の処理にあたっては、下記事項について留意するものとする。

(ア) 災害廃棄物処理にあたっては、適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努めるものとする。

(イ) 災害廃棄物処理にあたっては、復旧・復興計画を考慮に入れ、計画的に行うよう努めるものとする。

(ウ) 災害廃棄物処理にあたっては、環境汚染の防止、住民・作業者の健康管理のため適切な措置を講じるものとする。

イ 収集・運搬等、処理に必要な人員、機材、処理能力が不足する場合は近隣市町村へ応援を求めるものとする。

3 職員派遣

(1) 基本方針

災害復旧には迅速な対応が求められるが、その対応にあたり、町のみでは、人員の確保が困難となる場合がある。

そのため、町は他の市町村や県に対し、災害の規模に応じ、職員の派遣要請等の必要な措置をとるものとする。

(2) 実施計画

【町が実施する対策】

ア 町の職員を活用しても、災害復旧になお人員が必要な場合、町は県や、「長野県市町村災害時相互応援協定」に基づき、他の市町村に対し、必要な人員及び期間、受入体制を明示し、職員の派遣の要請を行うものとする。

イ 町から要請を受けた他の市町村は、「長野県市町村災害時相互応援協定」に基づき、職員を派遣するものとする。

第3節 計画的な復興

(実施担当：各部)

第1 基本方針

大規模災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合における被災地域の再建方針として、さらに災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決を図る計画的復興を目指すにあたっては、復興計画を作成し、住民の理解を求めながら、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。

第2 主な活動

- 1 複数の機関が関係し、高度、複雑及び大規模化する復興事業を可及的速やかに実施するための復興計画の作成並びに体制整備
- 2 再度災害防止と、より快適な環境を目指した、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりの実施
- 3 著しく異常かつ激甚な災害が発生し、国の緊急災害対策本部が設置された災害（以下「特定大規模災害」という。）が発生した場合の各機関の連携による復興の促進

第3 計画の内容

1 復興計画の作成

(1) 基本方針

被災地域の再建にあたり、さらに災害に強いまちづくりを目指し、地域構造及び産業基盤の改変を要するような、多くの機関が関係する高度、複雑及び大規模な復興事業を可及的速やかに実施するために復興計画を作成するものとする。

当該計画には、持続可能なまちづくりの視点から、生活・自然環境、医療福祉、教育、地域産業等の継続を考慮する必要がある。

計画策定に際しては、その検討組織等に、男女共同参画等の観点から女性・障がい者・高齢者等の参加促進に努める。

また、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことをかんがみ、その維持・回復や、例えば、学校を核とした地域コミュニティの拠点形成を行うなど、再構築に十分に配慮するものとする。

なお、当該計画の迅速、適切な作成と遂行のため、県、近隣市町村及び国との連携等調整を行う体制の整備を図るものとする。

(2) 実施計画

ア【町が実施する計画】

町は、関係機関との連携及び県との調整を行うとともに、住民の理解を得ながら迅速かつ的確に復興計画を作成するものとする。

イ【関係機関が実施する対策】

町、県等と連携を図り、整合性のある事業計画の作成に努めるものとする。

2 防災まちづくり

(1) 基本方針

被災地域の再建にあたっては、必要に応じ、再度災害防止と、より快適な環境を目指し、「まちづくりは現在の住民のみならず将来の住民のためのもの」という理念のもとに、計画作成段階で町のあるべき姿を明確にして、将来に悔いのない、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを住民の理解を求めながら実施する。併せて、女性・高齢者・障がい者等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。

(2) 実施計画

ア【町が実施する計画】

- (ア) 災害に強いまちづくりにあたっては、次の事項を基本的な目標とするものとする。
- a 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路、延焼遮断帯、防火活動拠点となる幹線道路、公園、河川等の整備
 - b ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等によるライフラインの耐震化
 - c 建築物及び公共施設の耐震化、不燃化
 - d 耐震性貯水槽の設置等
- (イ) 前記目標事項の整備にあたっては、次の事項に留意するものとする。
- a 公園、河川等のオープンスペースの確保等について、単に指定緊急避難場所としての活用、臨時ヘリポートとしての活用など防災の観点だけでなく、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観構成に資することを、住民に対して十分に説明し、理解と協力を得るよう努めるものとする。
 - b ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等にあつては、各種ライフラインの特性等を勘案し、各事業者と調整を図りながら実施するものとする。
 - c 既存不適格建築物について、防災とアメニティの観点から、その重要性を住民に説明しつつ、その解消に努めるものとする。
 - d 復興計画を考慮して、被災施設等の復旧事業、災害廃棄物の処理事業は、あらかじめ定めた物資の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、可能な限り迅速かつ円滑に実施するものとし、必要な場合は傾斜的、戦略的实施を行うものとする。
 - e 住民に対し、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を行い、住民が主役となるまちづくりを行うものとする。
 - f 女性・高齢者・障がい者等の意見が反映されるよう、環境整備に努めるものとする。
- (ウ) 建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、事業者等に対し、適切に解体等を行うよう指導・助言するものとする。
- (エ) 情報収集で得た航空写真・画像等については、ライフライン施設等の被災状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、情報提供に努めるものとする。

イ【関係機関が実施する計画】

町、県等と連携を図り、整合性のある事業を実施するものとする。

ウ【住民が実施する計画】

再度の災害を防止し、より安全で快適なまちづくりを行うことが、自分たちはもちろん、子どもたちをはじめとする将来のためのまちづくりでもあることを認識し、防災まちづくりへの理解に努めるものとする。

3 特定大規模災害からの復興

(1) 基本方針

大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、被災地域の再建は、地域構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となり、これを可及的速やかに実施するため、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ、計画的に復興を進める必要がある。

(2) 実施計画

【町及び関係機関が実施する計画】

ア 町及び関係機関は、復興計画の迅速な作成と遂行のための体制整備を行うものとする。

イ 町は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本計画等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき土地改良事業等を実施する

ことにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図るものとする。

ウ 町は、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、県に対し、職員の派遣を要請するものとする。

第4節 資金計画

(実施担当：各部)

第1 基本方針

災害復旧についての資金の需要を迅速に把握し、適切にして効果的な資金の融通調達を行うための必要な措置を講ずる。

第2 主な活動

町は、起債の利用、地方交付税の繰上交付の要請等の必要な措置を行う。

第3 活動の内容

1 町の資金計画

災害復旧事業を行う場合においては、国、県の負担金（補助金）のほか、増大した臨時的必要経費の財源措置として、次の制度を活用し資金の調達に努めるものとする。

(1) 地方債

歳入欠陥債、災害対策事業債、災害復旧事業債

(2) 地方交付税

普通交付税の繰上交付、特別交付税

(3) 一時借入金

災害応急融資

2 関東財務局長野財務事務所からの借り入れ

関東財務局長野財務事務所や県と調整の上、必要資金量を調査し、応急資金の貸付を受ける。

第5節 被災者等の生活再建等の支援

(実施担当：各部)

第1 基本方針

災害を受けた地域住民の民生安定のため、住宅対策、被災者生活再建支援法の適用等各般にわたる救済措置をとることにより生活の確保を図る。

また、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じる必要がある。

第2 主な活動

- 1 被災住宅の復興を行う者への支援及び災害公営住宅の建設等を行うとともに、公営住宅への優先入居を行う。
- 2 被害の状況が被災者生活再建支援法の適用基準に該当する場合は速やかに適用手続き等を実施する。
- 3 被災低所得者支援のため、社会福祉協議会による災害援護資金の貸付等を行う。
- 4 被災地における雇用維持等のため、被災者への職業紹介、労働災害対象者への労災保険給付等を行う。
- 5 被災した低所得者への必要な生活保護措置をとる。
- 6 被災者への災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付、災害見舞金の交付を行う。
- 7 被災者に対し適時適切な金融上の措置をとる。
- 8 被災者の納付すべき租税の徴収猶予及び減免措置をとる。
- 9 被災した被保険者に対する医療費の一部負担金、保険料（税）の減免等の措置をとる。
- 10 被災者に対する被災証明の早期交付体制を確立する。
- 11 被災者台帳を作成し、被災者の援護を総合的かつ効率的に行う。
- 12 被災者等の生活再建等の支援のための相談窓口の設置及び広報を行う。

第3 活動の内容

1 住宅対策

(1) 基本方針

被災した住宅の復興を容易にするため、住宅の建設等に対し、助成を行う。

また、被災者の住宅を確保するため、災害公営住宅の建設等を行うとともに公営住宅への優先入居の措置をとる。

さらに、町外に避難した被災者に対しても、必要な情報や支援・サービスを提供するものとする。

(2) 実施計画

【町が実施する対策】

ア 災害復興住宅建設等補助金

住宅金融支援機構の災害復興住宅資金の説明会等を行い、申し込みに必要なり災証明書の発行を行うものとする。

イ 災害公営住宅

被災地全域で500戸以上、もしくは、町内において200戸以上か1割以上の住宅の滅失があった場合、必要に応じ、滅失した住宅の3割に相当する戸数を目途に災害公営住宅の建設を行うものとする。

ウ 既存町営住宅の再建

既存町営住宅が災害により、滅失又は著しく損傷した場合には、必要に応じ再建するものとする。

エ 町営住宅への優先入居

災害により一定数以上の住家が滅失した場合には、必要に応じ、被災者に対し、

町営住宅への優先入居の措置をとるものとする。
オ 町外に避難した被災者に対しても、避難先の市町村と協力し、必要な情報や支援・サービスを提供するものとする。

2 被災者生活再建支援法による復興

(1) 基本方針

一定の基準以上の異常な自然現象により被害を受けた者に対して、被災者生活再建支援法を適用し、生活再建の支援を行う。

(2) 実施計画

ア【町が実施する対策】

(ア) 申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備を行うものとする。

(イ) 災害による住宅被害情報を迅速に把握し、直ちに南信州地域振興局長へ報告するものとする。

(ウ) 被災者に対し、申請に要するり災証明書等の必要書類を発行するものとする。

(エ) 被災者に対し、被災者生活再建支援法制度の周知を行うものとする。

(オ) 被災世帯から提出された申請書類等を確認・点検し、県へ提出するものとする。

(カ) 被災者生活再建支援法人から委託された場合、支援金の支給等事務を行うものとする。

イ【被災者生活再建支援法人が実施する対策】

県から提出された申請書類の審査及び県から委託された支援金の支給事務を行うものとする。

3 生活福祉資金等の貸付

(1) 基本方針

被災した低所得者の生活再建を支援するため、生活福祉資金等の貸付を行う。

(2) 実施計画

【町が実施する対策】

被災した低所得者の生活再建を支援するため、生活福祉資金貸付制度の周知、活用促進を図るとともに、必要に応じて貸付金の償還に係る利子補給等被災者の負担軽減措置をとるものとする。

4 被災者の労働対策

(1) 基本方針

被災地における雇用維持及び労働問題の円滑な解決を図るため、被災により離職を余儀なくされた者に対する職業紹介等必要な措置をとる。

(2) 実施計画

【町が実施する対策】

町は、長野労働局や県と連携して、職業斡旋、労働相談等の情報の提供に努める。

5 生活保護

(1) 基本方針

被災した低所得者に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その生活再建を支援する。

(2) 実施計画

【町が実施する対策】

福祉事務所と連携して、被災により生活に困窮する世帯に対し、その困窮の程度に応じ生活、住宅、教育、介護、医療、生業等の扶助を行い、最低限度の生活を保障し、生活再建を促す。

6 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付、災害見舞金の交付

(1) 基本方針

災害により死亡した者の遺族に対して災害弔慰金を、災害により精神又は身体に著しい障がいを受けたものに災害障害見舞金を支給する。

また、災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して災害援護資金を貸し付ける。

(2) 実施計画

【町が実施する対策】

ア 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給

条例に基づき、一定の災害により死亡した住民の遺族に対して災害弔慰金の支給を行い、また、障がいを受けた住民に災害障害見舞金の支給を行う。

イ 災害援護資金の貸付

条例に基づき、一定の負傷・住居の被害等を受けた制限所得以内の世帯主に対して災害援護資金の貸付を行う。

7 被災者に対する金融上の措置

(1) 基本方針

現地における災害の実績、貸金の需給状況等を的確に把握し、実情に応じて適切な金融上の措置をとる。

(2) 実施計画

【関東財務局（長野財務事務所）、日本銀行（松本支店）が実施する対策】

関東財務局（長野財務事務所）、日本銀行（松本支店）は被災者の便宜を図るため、災害の状況により金融機関に対し次の措置をとるよう指導する。

ア 貸金の融資について、融資相談所の開設、審査手続きの簡素化、貸出の迅速化、貸出金の返済猶予等の措置

イ 預貯金の払戻しについて、預金通帳、届出印鑑等を焼失又は流出した預貯金者に対し、預貯金払戻の利便を図ること。

ウ やむを得ない事情と認められる被災者等に対し、定期貯金、定期積金等の中途解約、又は当該預貯金等を担保とする貸出に応ずる等適宜の措置をとること。

エ 災害時における手形交換又は不渡り処分、金融機関の休日営業又は平常時間外の営業について適宜配慮すること。

オ 生命保険金又は損害保険金の支払いについては、できる限り迅速に支払うよう配慮し、生命保険料又は損害保険料の払込については、契約者のり災の状況に応じて猶予期間の延長措置を講ずること。

8 租税の徴収猶予及び減免

(1) 基本方針

災害による被災者の納付すべき租税の徴収猶予及び減免を行い、被災者の生活の安定を図る。

(2) 実施計画

【町が実施する対策】

地方税法又は町税条例等に基づき、被災者の租税の期限の延長、徴収猶予、減免等を行う。

9 医療費の一部負担金、保険料（税）の減免等

(1) 基本方針

被災した国民健康保険等の被保険者等に対し、必要に応じて、医療費の一部負担金、保険料（税）の減免等の措置をとり、被災者の負担の軽減を図る。

(2) 実施計画

【町が実施する対策】

町は、国民健康保険被保険者証の再交付等を迅速に処理するほか、災害により資産に重大な損害を受け、又は収入が著しく減少した場合など、療養給付を受ける場

合の一部負担金や保険料（税）の支払いが困難と認められる者に対し、一部負担金や保険料（税）の減免、徴収猶予等の措置をとるとともに、関係団体への協力要請を行う。

10 り災証明書の交付

(1) 基本方針

被災者に対する支援措置を早期に実施するため、遅滞なく災証明書の交付を行う。

(2) 実施計画

【町が実施する対策】

災害による住家等の被害の程度の調査や災証明書の交付体制を確立し、遅滞なく住家等の被害の程度を調査し、被災者に災証明書を交付するものとする。

11 被災者台帳の作成

(1) 基本方針

災害による被災者を総合的かつ効率的な援護の実施の基礎とするため、被災者に関する情報を一元整理した被災者台帳の作成を行う。

(2) 実施計画

【町が実施する対策】

必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

12 被災者支援に関する相談窓口の設置、広報、連絡体制の構築

(1) 基本方針

被災者等の生活再建等の支援のための相談窓口を設置し、広く住民に広報する。

(2) 実施計画

ア 【町が実施する対策】

(ア) 必要に応じ町が行う支援対策についての被災者の相談窓口を設置するものとする。

(イ) 相談業務の実施にあたり、必要に応じて他の関係機関に協力を依頼するものとする。また、必要に応じて県に相談業務に係る支援要請を行うものとする。

(ウ) 住民に対し、掲示板、CATV、広報誌等を活用し広報を行うものとする。

(エ) 報道機関に対し、発表を行うものとする。

イ 【関係機関が実施する対策】

(ア) 必要に応じそれぞれの業務について相談窓口を設置するものとする。

(イ) それぞれの業務について、住民に対しチラシ等を活用し広報を行うものとする。

(ウ) 報道機関に対し、発表を行うものとする。

第6節 被災中小企業等の復興

(実施担当：産業観光部)

第1 基本方針

被災中小企業等の事業の早期復旧を図るため、これに必要な資金の円滑な融通等による復旧対策を推進する等の必要な措置を講ずるとともに、事業再開に対する相談体制を整備し、総合的な支援を行う。

第2 主な活動

- 1 事業の早期復旧を図るため、必要な資金の円滑な融通等を実施する。
- 2 事業再開に対する相談体制を整備する。

第3 活動の内容

1 被災農林業者に対する支援

(1) 基本方針

被災農林業者等の経営安定又は早期復旧を図るため、資金需要等の把握に努め融資制度等について次により支援する。

(2) 実施計画

【県が実施する対策】

ア 天災資金

「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置法」に基づき、政令で指定する災害によって損失を受けた被害農林漁業者等に対し、金融機関が次の資金を融資する体制を整える。

(ア) 被害農林業者の経営安定に必要な資金

(イ) 被害農林業組合等の事業運営資金

イ 日本政策金融公庫資金

「株式会社日本政策金融公庫法」に基づき、(株)日本政策金融公庫が被災農林業者及びその組織する団体に対し、次の農林業資金の融資をする。

(ア) 農地又は牧野等の災害復旧に必要な資金

(イ) 被害農林業者の経営再建等に必要な資金

(ウ) 復旧造林、林業種苗養成施設又は林道の復旧に必要な資金

(エ) 被害農林業者の農林業施設復旧に必要な資金

(オ) 共同利用施設の災害復旧に必要な資金

ウ 農業災害資金

「長野県農業災害資金融資利子補給等補助金交付要綱」に基づき、知事が指定する災害によって損失を受けた被害農業者に対し、金融機関が農業経営に必要な資金を融資する体制を整える。

エ 農業災害補償

「農業災害補償法」に基づき、農業共済組合が農業共済事業を円滑に実施し、農業者の不慮の事故、災害等によって受ける農作物等の損失を補償する。

被害の補償業務の迅速適正化及び共済金の早期支払いにより農業経営の安定化を図る。

オ その他の制度

例年生産米穀を政府に売り渡していた完全保有米農家が広範囲の災害のため生産者保有米穀に不足が生じ、一般配給によっては再生産に支障があると認められるときは加配措置が講ぜられる。

2 被災中小企業者に対する支援

(1) 基本方針

被災中小企業の早期復旧を図るため、被害状況、再建のための資金需要等の把握に努め、これに必要な資金の融通の円滑化等災害復旧対策を推進するため、迅速かつ適切な措置を講じる。

(2) 基本計画

【町が実施する対策】

ア 被害状況、再建のための資金需要等を的確に把握すること。また、このため関係機関相互で緊密に連絡、通報すること。

イ 中小企業関係団体を通じ、利活用できる金融の特別措置について、当該被災地域における中小企業者に対し周知徹底を図る。

ウ 本町を管轄する政府系金融機関等の現地支店に対し、被害の実情に応じ貸付手続きの簡易迅速化、貸付条件の緩和措置等を要請あるいは実施すること等、迅速にして的確な措置を講ずる。

(3) 実施計画

次に掲げる各種制度資金について制度の周知を行うとともに、借入資金の手続きについて支援を行う。

ア 【政府系中小企業金融機関資金】

(ア) 日本政策金融公庫資金

一般の金融機関から融資を受けることが困難な住民に対し、必要な事業資金が貸し付けられる。

(イ) 中小企業金融公庫資金

中小企業者並びに中小企業等協同組合（対象業種が定められている）に対し、設備資金、長期運転資金が貸し付けられる。

(ウ) 商工組合中央金庫資金

中小企業等協同組合法による組合であって、所属している組合及びその構成員に対し、運転資金、設備資金が貸し付けられる。

イ 【県が行っている中小企業金融制度】

(ア) 中小企業設備近代化資金

(イ) 中小企業高度化資金

(ウ) 中小企業設備貸与

(エ) 中小企業振興資金（一般分、災害対策資金）

(オ) 小規模企業資金

(カ) 同和地区小規模企業資金

第7節 被災した観光地の復興

(実施担当：産業観光部)

第1 基本方針

被災した観光地の早期復興、風評被害の防止を図るため、町は、国、県、関係機関等と連携して、観光地の訪客体制を整備し、被災した観光地に対して総合的な支援を行う。

第2 主な活動

- 1 観光地の早期復興を図るため、国、県、関係機関等と連携して、観光訪客プロモーション活動の施策を企画・実施する。
- 2 風評被害防止を図るため、国内外に向けて被災した観光地の正確な復旧状況を発信する。

第3 活動の内容

1 【町が実施する対策】

- (1) 国、関係機関等と連携して、被災した観光事業者等の現状を正確に把握し、ウェブサイト等を活用して、観光地の復旧状況を広く周知するなど、風評被害防止対策を推進する。
- (2) 国、関係機関等と連携して、被災した観光地の復旧状況などを正確に把握すると同時に、観光地の復旧状況に応じて、観光客訪客に向けたプロモーション活動を積極的に行う。

2 【観光事業者が実施する対策】

観光事業者は、町、県、関係団体と連携して、営業状況及び復旧状況などを国内外に向けて情報発信していく。